

拡大生産者責任の概念についての国際認識調査

International Survey on Stakeholders' Perception of the Concept of Extended Producer Responsibility and Product Stewardship

日本語版

田崎 智宏・東條 なお子・トーマス リンクヴィスト

Tomohiro Tasaki, Naoko Tojo, and Thomas Lindhqvist

2015年5月



結言

本国際アンケート調査は、スウェーデンのルンド大学国際産業環境経済研究所の東條なお子博士とトーマス・リンクヴィスト博士ならびに日本の国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターの田崎智宏博士によって実施された。両研究組織は、2011年に「製品・資源・廃棄物政策研究に係る共同研究の覚書（Memorandum of Understanding on Joint Research on Product and Resource/Waste Oriented Environmental Management and Policy）」を交わしており、本報告書はその共同研究の成果の一つとして公表するものである。

目次

緒言

1.	はじめに	1
2.	アンケート調査の方法	1
3.	結果と分析	2
3.1.	回答者の属性	3
3.1.1.	EPRについての知識・経験	3
3.1.2.	所属組織等	4
3.1.3.	製品種	4
3.1.4.	国・地域	5
3.1.5.	EPRと製品スチュワードシップ	6
3.2.	EPRの目的	9
3.2.1.	調査回答結果	9
3.2.2.	自由回答結果	10
3.2.3.	相関分析とクラスター分析の結果	12
3.3.	EPRの適用	15
3.3.1.	調査回答結果	15
3.3.2.	クロス集計結果	15
3.3.3.	知識レベル別の集計結果	16
3.4.	EPRの論拠	20
3.4.1.	調査回答結果	20
3.4.2.	自由回答結果	22
3.5.	EPRにおける責任の種類	22
3.6.	EPRにおける生産者の範囲	24
3.6.1.	調査回答結果	24
3.6.2.	自由回答結果	25
3.7.	EPRに関わる見解についての認識	27
3.7.1.	調査回答結果	27
3.7.2.	クラスター分析結果	28
3.8.	一般的信条	33
3.9.	地域による認識等の違い	34
3.9.1.	EPRの目的	34
3.9.2.	EPRの適用と論拠、責任の種類、生産者の範囲	37

3.9.3. EPRに関わる見解についての認識	40
3.9.4. 一般的信条	43
3.10. 製品種による認識等の違い	44
3.10.1. 予備的分析	44
3.10.2. EPRの目的	50
3.10.3. EPRの適用と論拠、責任の種類、「生産者」の範囲	52
3.10.4. EPRに関わる見解についての認識	55
3.10.5. 一般的信条	58
3.11. ステークホルダーによる認識等の違い	58
3.11.1. EPRの目的	59
3.11.2. EPRの適用と論拠、責任の種類、「生産者」の範囲	62
3.11.3. EPRに関わる見解についての認識	66
3.11.4. 一般的信条	69
3.12. 本調査に対する回答者からのコメント	70
4. まとめ	71
参考文献	76
謝辞	77
あとがき	78

付録

付録1 調査票

付録2 自由回答の結果

図のリスト

- 図 1 回答者の拡大生産者責任に関する経験年数（「あなたは、拡大生産者責任のことを、どの位の期間ご存じですか？」もしくは「How long have you known about EPR?」への回答） 3
- 図 2 回答者の拡大生産者責任についての知識レベル（「拡大生産者責任について、あなたはどの程度の知識を持っていると思いますか？」もしくは「Regarding your knowledge about EPR, which of the following sentences best applies to you?」への回答） 3
- 図 3 回答者の所属組織等（「あなたはどのような組織で働いていますか、もしくはあなたの立場に一番近いのはどれですか？」もしくは「What type of organization have you been working for or is your position most close?」への回答） 4
- 図 4 回答者が詳しい製品種（複数回答；「あなたの拡大生産者責任に関わる仕事や活動は、どのような製品についてのものですか？」もしくは「What types of products are your activities on EPR related to?」への回答） 5
- 図 5 回答者が EPR に関する活動を行っている国・地域（複数回答；「拡大生産者責任に関してあなたが働いて(活動して) いるのは、主にどの国もしくは地域ですか？」もしくは「What country or region is the main area for your work on EPR?」への回答） 6
- 図 6 回答者の EPR（拡大生産者責任）または PS（製品スチュワードシップ）についての知識（「あなたは、拡大生産者責任と製品スチュワードシップのどちらの概念を、よりよく知っておられますか？」もしくは「Which of the following concepts, EPR or product stewardship, are you familiar with most?」への回答） 7
- 図 7 活動している国・地域別の回答者の EPR または PS についての知識（「あなたは、拡大生産者責任と製品スチュワードシップのどちらの概念を、よりよく知っておられますか？」もしくは「Which of the following concepts, EPR or product stewardship, are you familiar with most?」への回答；括弧内の数字は回答者数） 7
- 図 8 EPR の目的の認識（選択式単数回答；「拡大生産者責任を適用することによって、一般的に、何が達成されるべきと思いますか？」もしくは「What, in general, should be achieved by applying EPR?」への回答；括弧内の数字は最小を 0 点、最大を 100 点として得点化した目的の重要度（各回答の割合と凡例に示した得点を積和して、基準化したもの）；n=382~388） 10
- 図 9 EPR の目的の認識についてのクラスター分析の結果（最短距離法） 15
- 図 10 EPR の適用についての認識（選択式単数回答；「拡大生産者責任はどのような

	場合に適用されるべきでしょうか？」もしくは「 To what extent do you agree or disagree with each of the following statements about cases when EPR should be introduced 」への回答；括弧内の数字は回答者数）	16
図 11	EPR についての知識量別の EPR の適用についての認識の違い（選択式単数回答；括弧内の数字は回答者数）	17
図 12	EPR の論拠についての認識（選択式単数回答；「拡大生産者責任はどのような場合に適用されるべきでしょうか？」もしくは「 To what extent do you agree or disagree with each of the following statements about the rationale of EPR being imposed to producers 」への回答）	20
図 13	EPR についての知識量別の EPR の論拠についての認識の違い（選択式単数回答；括弧内の数字は回答者数）	21
図 14	EPR の物理的責任と金銭的責任の重要度についての認識（選択式単数回答；「一般的に言って、物理的生産者責任はどの程度重要でしょうか？」もしくは「 Generally speaking, how important is physical producer responsibility? 」への回答）	23
図 15	EPR における情報的責任の位置づけについての認識（選択式単数回答；「情報的生産者責任に対するあなたのお考えに近いのは、次のどちらでしょうか？」もしくは「 Which of the following best coincides with your opinion? 」への回答）	24
図 16	EPR における生産者の範疇についての認識（選択式単数回答；「一般的に、次に挙げる事業者のうち誰が、拡大生産者責任における「生産者」に含まれるでしょうか？」もしくは「 Who, in general, should be considered as a producer in the context of EPR? 」への回答；括弧内の数字は凡例の得点の総和で、最大を 100 点として基準化した点数；n=360~377）	25
図 17	EPR に関連する見解に対する賛否意見（選択式単数回答；「拡大生産者責任に関連する見解について、あなたはどの程度賛成・反対されますか。」もしくは「 To what extent do you agree or disagree with each of the following general statements about EPR? 」への回答；数字は評点で、最大が 100、最小が-100 となるようにしたもの。n=369~375）	30
図 18	EPR に関連する見解についてのクラスター解析結果（「拡大生産者責任に関連する見解について、あなたはどの程度賛成・反対されますか。」もしくは「 To what extent do you agree or disagree with each of the following general statements about EPR? 」への回答）	32
図 19	回答者の一般的信条（選択式単数回答；「以下の記述について、あなたはどの程度賛成あるいは反対でしょうか？」もしくは「 To what extent do you agree or	

disagree with each of the following statements?」への回答；数字は評点で、最大が 100、最小が-100 となるようにしたもの。n=367～371)	33
図 20 EPR の目的についての認識の 4 つの地域の違い	36
図 21 EPR の適用と論拠等についての認識の 4 つの地域の違い（縦軸の評点は、「そう思う」（4 点）から「そう思わない」（1 点）までを得点化したもの。点線は、賛成と反対の中間値を示す。）	37
図 22 物理的責任と金銭的責任の相対重要度についての認識の 4 つの地域の違い（括弧内の数字は回答者数）	38
図 23 情報に関する生産者責任についての認識の 4 つの地域の違い（括弧内の数字は回答者数）	39
図 24 EPR における「生産者」の定義についての認識の 4 つの地域の違い（縦軸の評点は、「まさしく含まれる」（7 点）から「全く含まれない」（0 点）までを得点化したもの。点線は、賛成（生産者に含まれる）と反対の中間値を示す。）	39
図 25 EPR に関連する見解について賛否意見の 4 つの地域の違い（点線は、賛成と反対の中間値を示す。見解の全文は付録 1 を参照。）	42
図 26 一般的信条についての 4 つの地域の違い（縦軸の評点は、「そう思う」（5 点）から	43
図 27 EPR の目的についての認識の製品種による違い	45
図 28 EPR の適用と論拠等についての認識の製品種による違い（点線は、賛成と反対の中間値を示す。）	46
図 29 EPR における「生産者」の定義についての認識の製品種による違い（点線は、賛成（生産者に含まれる）と反対の中間値を示す。）	47
図 30 EPR に関連する見解について賛否意見の製品種による違い（点線は賛成と反対の中間値。見解の全文は付録 1 を参照）	48
図 31 一般的信条について賛否意見の製品種による違い（縦軸の評点は、「そう思う」（5 点）から「全くそう思わない」（1 点）を得点化したもの。点線は、賛成と反対の中間値を示す。）	49
図 32 EPR の目的についての認識の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ）	51
図 33 EPR の適用と論拠等についての認識の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ；点線は、賛成と反対の中間値を示す。）	53
図 34 物理的責任と金銭的責任の相対重要度についての認識の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ；括弧内の数字は回答者数）	54
図 35 情報に関する生産者責任についての認識の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ；括弧内の数字は回答者数）	54

図 36	EPR における「生産者」の定義についての認識の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ；点線は、賛成と反対の中間値を示す。）	55
図 37	EPR に関連する見解について賛否意見の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ；点線は賛成と反対の中間値を示す。見解の全文は付録 1 を参照。）	57
図 38	一般的信条について賛否意見の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ；縦軸の評点は、「そう思う」（5 点）から「全くそう思わない」（1 点）を得点化したもの。点線は、賛成と反対の中間値を示す。）	58
図 39	EPR の目的についての認識のステークホルダーによる違い	61
図 40	EPR の適用と論拠等についての認識のステークホルダーによる違い（点線は、賛成と反対の中間値を示す。）	63
図 41	物理的責任と金銭的責任の相対重要度についての認識のステークホルダーによる違い（括弧内の数字は回答者数を示す。）	64
図 42	情報に関する生産者責任についての認識のステークホルダーによる違い（括弧内の数字は回答者数を示す。）	65
図 43	EPR における「生産者」の定義についての認識のステークホルダーによる違い（点線は、賛成（生産者に含まれる）と反対の中間値を示す。）	66
図 44	EPR に関連する見解について賛否意見のステークホルダーによる違い（点線は、賛成と反対の中間値を示す。見解の全文は付録 1 を参照。）	68
図 45	一般的信条についてのステークホルダーの違い（縦軸の評点は、「そう思う」（5 点）から「全くそう思わない」（1 点）を得点化したもの。点線は、賛成と反対の中間値を示す。）	70

表のリスト

表 1	EPR の目的の認識回答どうしのスピアマンの順位相関係数行列	14
表 2	EPR の適用についての 2 つの考え方に対する賛成意見と反対意見のクロス集計結果	16
表 3	EPR に関する見解どうしのスピアマンの順位相関係数行列	31
表 4	活動している製品種が単一である回答者の数（「あなたの拡大生産者責任に関わる仕事や活動は、どのような製品についてのものですか？」もしくは「What types of products are your activities on EPR related to?」という複数回答質問への回答）	50

1. はじめに

拡大生産者責任（以下、EPR）とは、OECDのガイドスマニュアル(2001)によれば「製品に対する物理的および、または経済的な生産者の責任を、製品のライフサイクルの使用済み段階まで拡大する環境政策のアプローチ」とされており、過去20年ほどの廃棄物・リサイクル政策のうえで、世界的に非常に重要な概念として用いられてきた。しかしながら、EPRの内容や生産者が負う責任などは、異なるステークホルダーに様々な形で理解されてきた。そこで著者らは、様々なステークホルダーがEPRの概念をどのように異なって認識しているかを明らかにすることを目的とし、国際アンケート調査を実施した。本調査は、EPRの概念がどうあるべきかを結論づけることではなく、EPRの概念の理解を深め、関連する議論が円滑になることに貢献することを意図している。

本報告書の構成は以下のとおりである。まず、第2章で調査方法の概要を述べ、第3章では調査の結果ならびにその分析や解釈の結果を示し、第4章で結論をまとめる。

2. アンケート調査の方法

インターネットでのアンケート調査を実施した。調査には、アンケート調査システムであるSurvey Monkey®を使用した。調査項目は、回答者の属性（EPRの知識レベル、分野（容器包装、家電等）、所属組織、国・地域、一般的信念）などの他、以下の項目である。

- EPRの目的
- EPRを適用すべき製品の範囲
- EPRの論拠
- EPRの責任の種類
- EPRにおける生産者の範囲
- EPR制度や廃棄物管理に関する特定の見解への賛否

依頼方法は、電子メールにて協力依頼状を送信した。同一回答者からの重複回答を避けるため、同じIPアドレスからの回答はできないようにした。対象国は全世界とし、できるだけ多くの国をカバーするようにした。日本人については日本語の調査票を用意し、その他の国々の調査対象者には英語の調査票を用意した。調査票は、3人の著者がまず英語で作成し、次に一人が日本語に翻訳し、翻訳者とは別の著者が英語と日本語との整合性を確認・修正し、それを最初の翻訳者が再確認するということを繰り返しして、調査票を確定させた。用いた調査票は付録1に示した。

<日本語調査>

調査期間：2013年4月10日～5月20日（最初の〆切は4月26日。追加依頼・〆切延長を行った。）

調査対象者の選定：過去10年程度にEPR制度に関係した、面識のあるステークホルダー

をリスト化し、また関係者を紹介いただき、計1,211名のリストを作成。このうち、連絡先が把握でき、かつ、EPRについての知見が深いと特に考えられた方々を、分野やステークホルダーの所属組織がバランスよく選定。回答者数の結果でアンバランスが認められた分野・所属組織へは追加依頼を実施。

依頼数：送信数371。うち72件が不通（使用されなくなった電子メールアドレスであった等の理由）。

有効回答数：178（EPRの知識がないと回答した5名を除いた数。送信数比で48%の回収率）。

<英語調査>

調査期間：2013年6月10日～7月31日（最初の〆切は7月3日。追加依頼・〆切延長を行った。）

調査対象者の選定：過去10年程度にEPR制度に関係したステークホルダーを文献情報、web情報、これまでの面識があった方々からリスト化し、670名のリストを作成して、調査依頼を行った。また、依頼した方々に、本調査に関係する回答者を紹介いただいて、62名に追加依頼を実施した。

依頼数：送信総数732。うち39件が不通（使用されなくなった電子メールアドレスであった等の理由）。

有効回答数：248（EPRの知識がないと回答した2名を除いた数。送信数比で34%の回収率）。

<合計>

依頼数：送信総数1,103。うち111件が不通。

有効回答数：426（EPRの知識がないと回答した7名を除いた数。送信数比で39%の回収率）。

なお、回答者はランダムサンプリングされたものではなく、本調査の知見はあくまでも本調査対象者だけにあてはまることに注意が必要である。ただし、本研究は実際の政策対話における有識者や討論者の拡大生産者責任に対する認識を把握しようとしたものであり、以下で述べるように本調査結果が異なる認識が存在していることを示すことができていることから、回答者の選定は目的に合致している。

3. 結果と分析

本章では、アンケート調査の結果を示すとともに、その分析結果および考察を述べる。個別の調査結果を述べることに加え、様々な分析を通じてなんらかの傾向が認められるかを把握しようとした結果を述べる。例えば、EPR制度の16の目的についての質問のなかで、回答者の認識に相関が認められるかを確認するというように、一つの質問内での分析を行ったものもあれば、回答者の認識と回答者属性（例えば、国・地域、EPRの知識レベル、所属組織）との相関関係を分析したものもある。また、自由回答のいくつかについて

は本章で紹介し、全ての自由回答の結果は付録 2 に示した。

3.1. 回答者の属性

3.1.1. EPR についての知識・経験

まず、回答者の知識・経験についてであるが、図1に示すとおり、回答のあった421人中、10年以上の経験を有する方が55.6%、3年以上が30.4%と、86%の回答者がEPRとの長い関わりを有していた。また、図2に示すとおり、421人中、「深い議論をすることができる」と自己評価した人が55.6%で、総じて、EPRに知見のあるステークホルダーから回答を得ることができた。

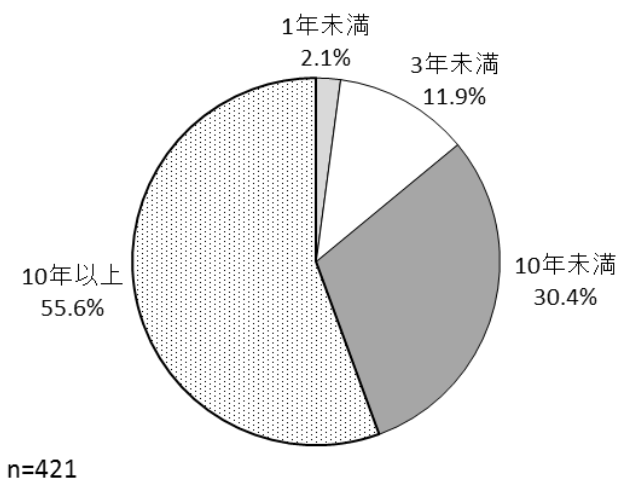


図 1 回答者の拡大生産者責任に関する経験年数（「あなたは、拡大生産者責任のことを、どの位の期間ご存じですか？」もしくは「How long have you known about EPR?」への回答）

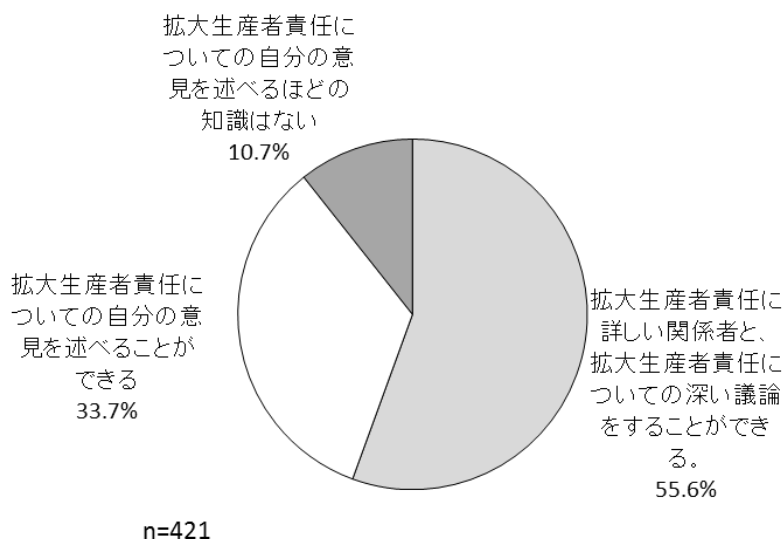


図 2 回答者の拡大生産者責任についての知識レベル（「拡大生産者責任について、あなたはどの程度の知識を持っていると思いますか？」もしくは「Regarding your knowledge

about EPR, which of the following sentences best applies to you?」への回答)

3.1.2. 所属組織等

回答者が所属する組織等の類型については、図3に示すとおり、回答のあった373人のうち、生産者等（PRO・団体含む）が最も多く115人（31%）、続いて、学者・研究者74人（20%）であった。その他の回答者は、国の行政機関42人（11%）、コンサルタント36人（10%）、廃棄物関連事業者28人（7%）、NPO・市民28人（7%）、自治体（州政府を含む）26人（7%）、国際機関10人（3%）、その他14人（4%）であった。

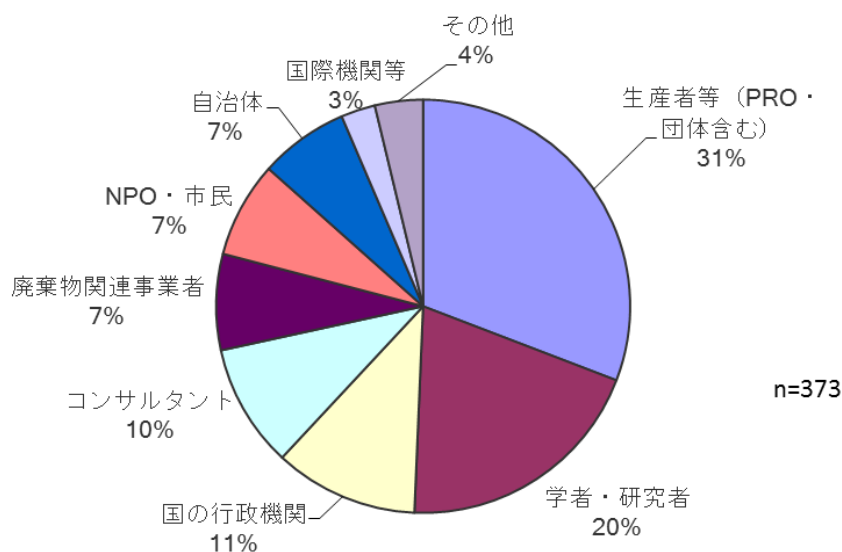


図3 回答者の所属組織等（「あなたはどのような組織で働いていますか、もしくはあなたの立場に一番近いのはどれですか？」もしくは「What type of organization have you been working for or is your position most close?」への回答）

3.1.3. 製品種

回答者が詳しい製品種についての複数回答結果を図4に示す。「あなたの拡大生産者責任に関わる仕事や活動は、どのような製品についてのものですか」との質問に対して369人から回答が得られ、3分の2に近い回答者が容器包装（65%）と電気・電子機器（64%）であった。次いで、電池（42%）、電球・蛍光灯（32%）、自動車（30%）であった。有害物（塗料、化学物質、医薬品など）、タイヤ、建設廃棄物、カーペット・繊維製品、家具という回答は比較的少なかったもの、回答者のうちの10%以上はこれらを回答していた。*1

*1 「その他」という回答には、風力発電機、太陽光パネル、携帯電話と関連機器、船、医療機器、煙感知器、消火器、発煙筒、廃油、燃料フィルター、不凍液、水銀含有製品、フロン、マットレス、履き物、紙、段ボール、電話帳、グラフィック・ペーパー、物流副資材（リサイクル・パレット）、鉄スクラップ、ブランド有機食品、農業用フィルム、食品、家庭ごみ、漂流ごみ、自社開発商品といった回答がされていた。

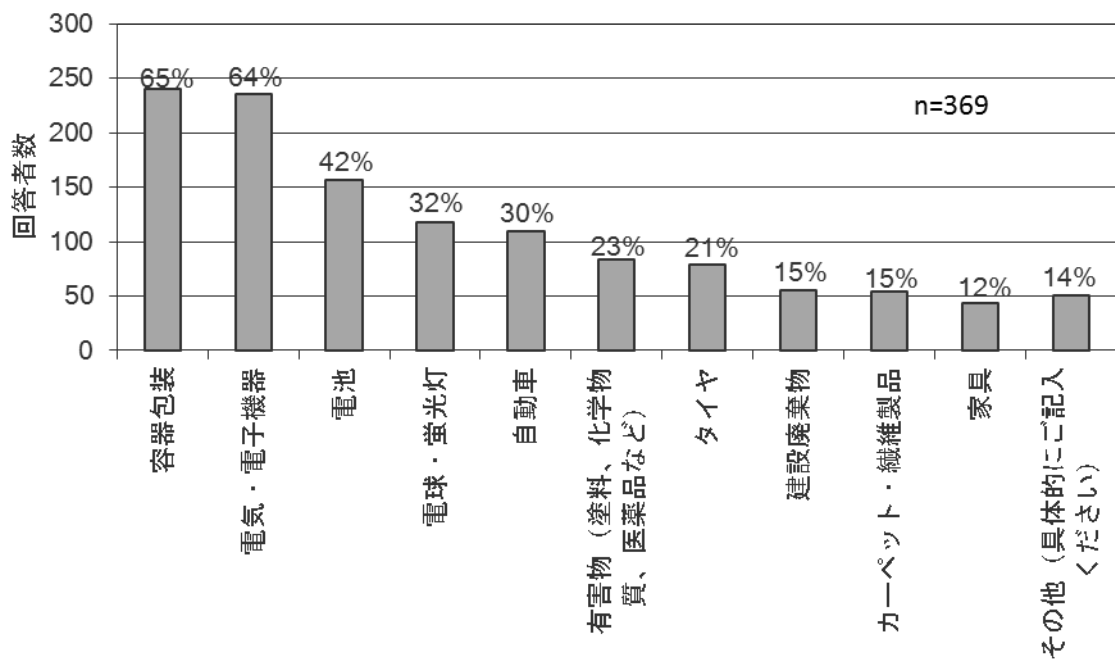


図 4 回答者が詳しい製品種 (複数回答;「あなたの拡大生産者責任に関わる仕事や活動は、どのような製品についてのものですか?」もしくは「What types of products are your activities on EPR related to?」への回答)

3.1.4. 国・地域

回答者が EPR に関する活動を行っている国・地域についての回答結果を図5に示す。日本30%、欧州28%、北米 (米国とカナダ) 11%、アジア (日本を除く) 9%となり、これらの国・地域で回答者全体の79%を占めた。日本という回答が多いのは、日本語での調査も行っており、有効回答の約40%が日本語調査で得られたためである。

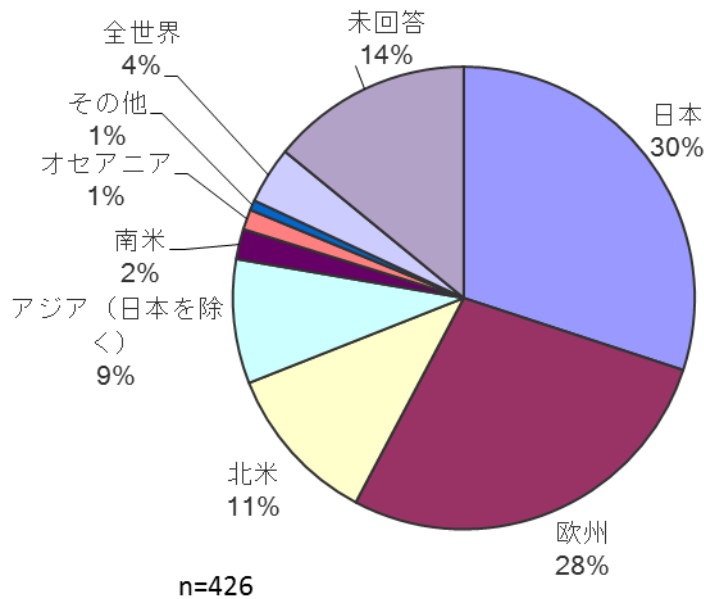


図 5 回答者が EPR に関する活動を行っている国・地域（複数回答；「拡大生産者責任に関してあなたが働いて(活動して) いるのは、主にどの国もしくは地域ですか？」もしくは「What country or region is the main area for your work on EPR?」への回答)

3.1.5. EPR と製品スチュワードシップ

いくつかの国においては、EPR と同様の概念として製品スチュワードシップ（PS: Product Stewardship）という用語が用いられている。EPR と PS のどちらに詳しいかを確認した結果を図6に示す。4分の3の回答者が EPR に詳しいとしており、PS に詳しいのは0.7%とわずかであり、残りの回答者は、EPR と PS の両方に詳しいという結果であった。国・地域によって傾向があると考えられたことから、この結果と国・地域の結果をクロス集計した。その結果を図7に示す。欧州諸国、アジア（日本を除く）、日本、南米では80%以上の回答者が EPR の方を知っており、PS について知っている人は少数派であった。一方、北米とオセアニアにおいては、80%以上の回答者が PS と EPR の両方を知っているという結果であった（ただし、オセアニアのサンプル数が少なく、オセアニアにおいて EPR と PS の両方が一般的に知られているとは結論できない）。また、全世界もしくはその他の地域という回答者は、半数が EPR のみ、残り半数が EPR と PS の両方に慣れ親しんでいた。

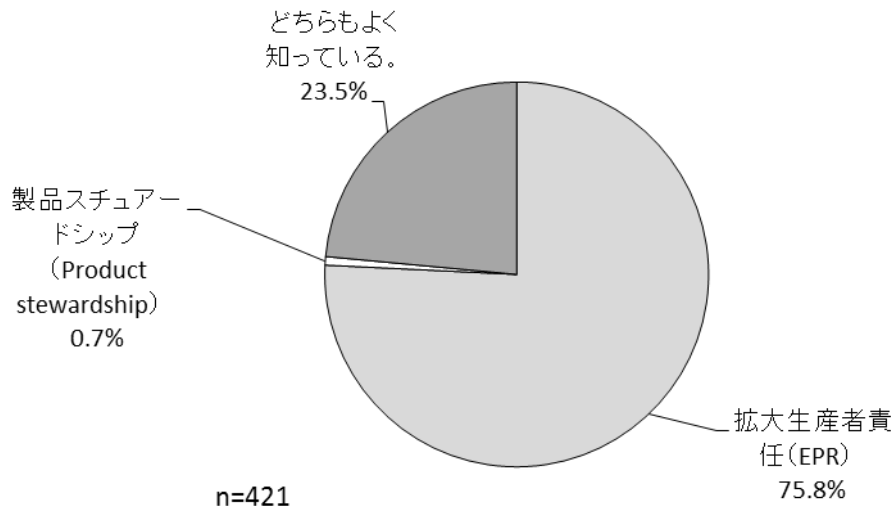


図 6 回答者の EPR（拡大生産者責任）または PS（製品スチュワードシップ）についての知識（「あなたは、拡大生産者責任と製品スチュワードシップのどちらの概念を、よりよく知っておられますか？」もしくは「Which of the following concepts, EPR or product stewardship, are you familiar with most?」への回答）

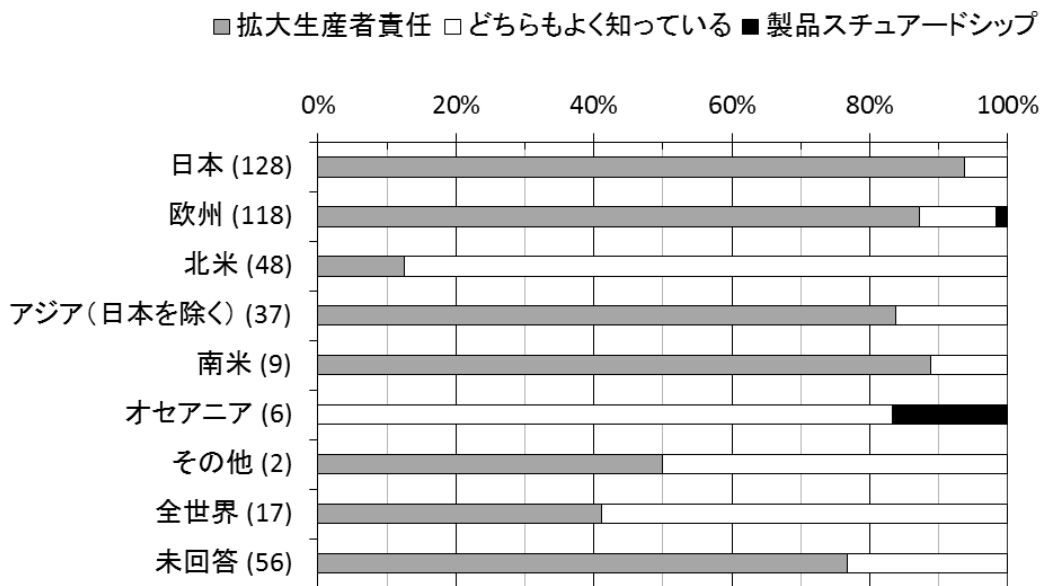


図 7 活動している国・地域別の回答者の EPR または PS についての知識（「あなたは、拡大生産者責任と製品スチュワードシップのどちらの概念を、よりよく知っておられますか？」もしくは「Which of the following concepts, EPR or product stewardship, are you familiar with most?」への回答；括弧内の数字は回答者数）

EPR と PS の違いについては、カナダからの回答者から自由回答があった。ある回答者

は、「EPR プログラムと製品スチュワードシップ・プログラムの相違は正にこの、誰がプログラムを運営し、誰が資金を管理するかという点にあります。正当な EPR プログラムであれば、プログラムを運営し資金管理するのは生産者です。一方、製品スチュワードシップ・プログラムでは、政府機関（部局、官営企業または類似の組織のいずれか）がプログラムを運営し資金管理しています。しかし、両プログラムとも生産者レベルで製品に料金を明示し、通常は小売業者に続いて消費者に価格転嫁することによって資金調達しています。」と述べていた。また、「『EPR』の概念に『スチュワードシップ』という言葉と互換性があることは、それ自体問題であると考えます。カナダにおける初期の『EPR』イニシアチブは、『スチュワードシップ』という語句をしばしば内包する、ここでいう『共同責任』モデルになってしまうことが少なくありませんでした。・・・（中略）・・・カナダ人のいう『スチュワードシップ』と私たちが意味する EPR の間に連続性を作り出す必要性を実感しました。」という意見もあり、これらの用語を同一することへの批判もあった。PS の用語も用いられる北米からの回答者と EPR の用語が主流であるその他の地域からの回答者の違いについては、3.9 節で考察する。

3.2. EPRの目的

3.2.1. 調査回答結果

EPRの目的の認識について集計をした結果を図8に示す。「とても重要」「重要」という回答（以下、「重要回答」）が占める割合に着目すると、「解体性・リサイクル性の向上」「製品システムからの環境影響の低減」「リサイクルの促進」「使用有害物質削減」「発生抑制」「公平な市場競争」の目的において重要回答が4分の3以上を占めた。リサイクルの促進といった下流側の対策とともに、製品システムにおける上流対策や発生抑制が促進されること挙げられており、製品システム全体をバランスよく改善し環境影響を低減させていくことがEPRにおいて重要と多くのステークホルダーに認識されている結果となった。

また、「全く重要ではない」と「EPRでは実現できない」という回答の合計割合に着目すると、「新しいビジネスモデルの促進」が21%、「リユースの促進」が19%、「廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移す」が17%、「製品の耐久性や保守性の向上」が16%と大きかった。また、これらの目的以外にも、「廃棄物処理の費用低減」が14%、「外部費用の内部化」「収集量の増加」が13%と比較的大きな割合を占めていた。

目的が異なるとEPR制度は異なったものとなることから、これらの目的認識の違いをできるだけ埋めておくことは、今後のEPR制度や関連のコンセプトに係る議論を円滑にするうえで大切なことであろう。

なお、国別やステークホルダー別に解析した結果は3.9節～3.11節で述べる。

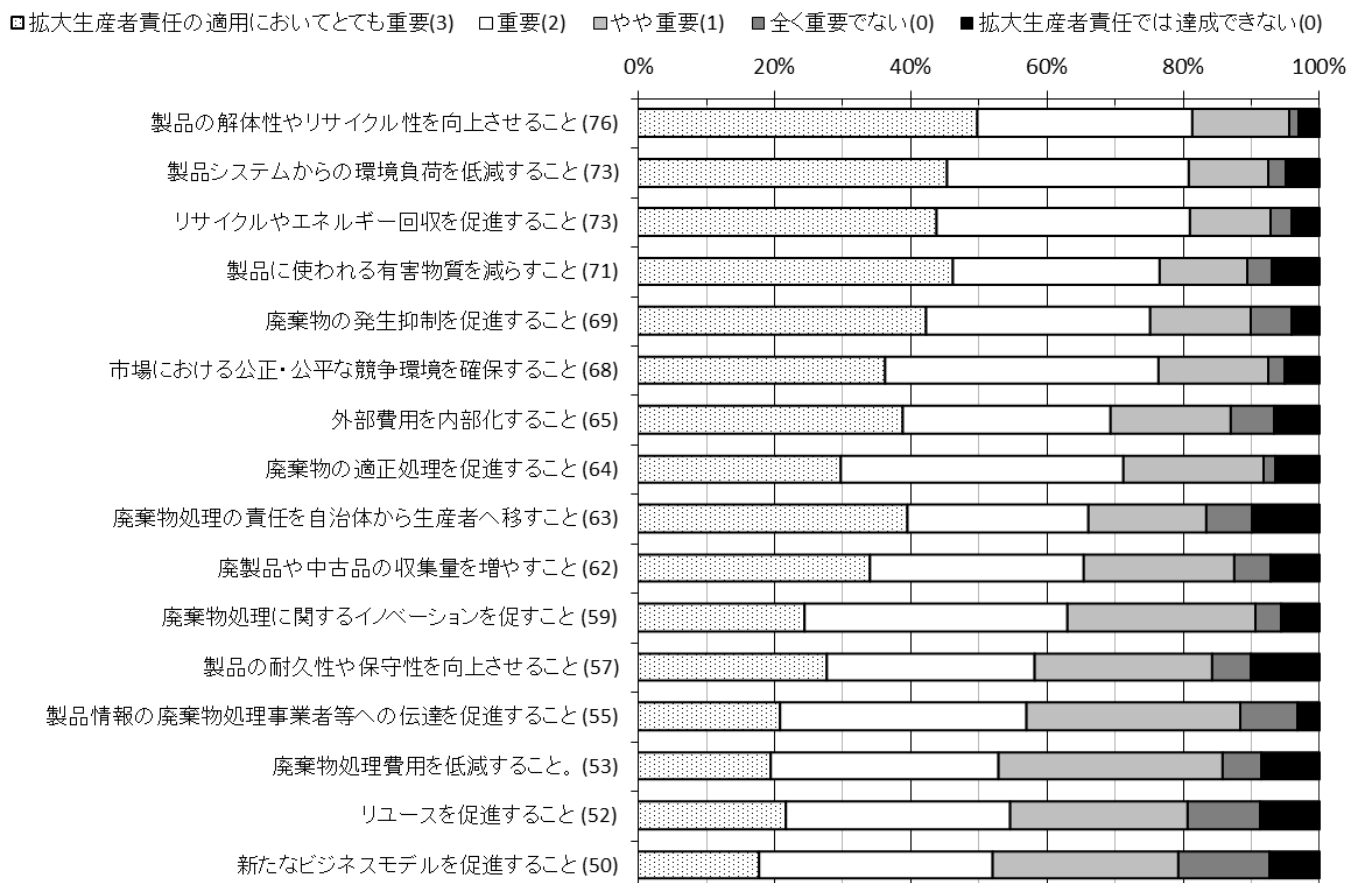


図 8 EPR の目的の認識（選択式単数回答；「拡大生産者責任を適用することによって、一般的に、何が達成されるべきと思いますか？」もしくは「What, in general, should be achieved by applying EPR?」への回答；括弧内の数字は最小を 0 点、最大を 100 点として得点化した目的の重要度（各回答の割合と凡例に示した得点を積和して、基準化したもの）；n=382~388）

3.2.2. 自由回答結果

EPR の目的についての自由回答をみると、図 8 に示されている以外の目的としては以下のように整理できる。

ステークホルダーに関わる目的：

- 「生産者が静脈プロセスを改善できるよう一層明確なインセンティブを設定すること」
- 「生産者に対する良いイメージを築くこと」
- 「製品に内蔵された環境への影響に関する情報を消費者に提供することによって、消費者による『地球に優しい』選択を支援すること」
- 「一般社会に EPR の利点や必要性を伝えること、そして一般市民に EPR の実施が日常生活や消費財の価格または品質に与える影響について説明すること」

- 「容器包装の処理費用の一部を購入者も負担し、税負担の不公平を解消すること」
- 「責任を移転することよりも、責任を分担すること」

リサイクル・廃棄物処理に関する目的：

- 「より優れた廃棄物管理の簡単かつ迅速な資金調達方法」
- 「廃棄物処理ができなくなるような状況の打破（ゴミ戦争の回避）」
- 「グローバルに製造・販売される商品について、適切なりサイクルを推進すること」
- 「資源の有効活用」

市場・生産に関する目的：

- 「製品の市場性を高めること」
- 「製品デザインの変更、消費者を含むサプライチェーンの情報伝達システムの構築」
- 「資源の生産性と材料の持続可能な管理を考慮し、生産プロセスを改善すること」

環境問題や社会問題に関する幅広い目的：

- 「雇用創出および社会経済的融合の推進を支援すること」
- 「循環型社会を形成するためには個別の政策目的よりも、製品のライフサイクル全てに係る関係者の環境負荷削減の意識や社会的コスト削減の意識、もったいないの心を育てることが重要」

また、実現していく目的とその前提条件を区別する意見もみられた。^{*2} さらに、EPRの目的も絶対的に与えられるものではなく、EPRが適用される対象製品やその状況に応じて相応の幅があることを指摘する意見があった。^{*3} 加えて、調査質問の文脈について疑問を呈する意見もあった。^{*4}

^{*2} これらの意見として、「公平な競争の場を創設することは、目標ではなく前提条件」と「上記（著者注：設問で回答された目的）の前提となりますが、生産者が製品の廃棄段階のことをしっかりと意識するようにすること」があった。

^{*3} これらの意見は以下のとおり。「すべてはEPRの適用方法次第です。EPRは実施計画が目標達成に真に役立つ方法で、明確な目的または目標をもって立案されるべきです。」「製品次第です。」「拡大生産者責任がどう適用されるか不明のまま、達成さるべき目標は明らかにできない。」「上記（著者注：設問で挙げた目的のこと。）すべてが常に、というわけではなく、必要性と目的に応じて、というニュアンスです。」

^{*4} このような意見には次のものがあつた。「『EPRによって達成されるべきことは何か』を問うのではなく、『EPRはこうした目標を達成するための最善の政策手段であるか』を問う質問となるように、言い回しを変更するべきです。」「理論と現実にはギャップがあります。」「フィードバック・ループを設計するために事前に準備されたエンド・オブ・ライフが、適切に機能するという証拠はありません。」「こうした要素のほとんどは非常に重要で、法律で規定されています。しかし、インセンティブが不十分であるため、達成することは困難でしょう。」「現実には、社会システムにそれ（著者注：EPRを指す。）を組み込もうとすると、各プレイヤーの

その他には、「EPR が個別生産者責任（IPR）を指すのか、単に廃棄物管理の資金調達のための共同責任を指すのか区別しない限り、回答は不明確なものとなるでしょう。」という意見や、「日本では、生産者（＝事業者）にすべての責任をとらせるための概念との誤解が多い。なかには、イデオロギー的な側面からの主張も見られ、客観的で、公平、透明な議論のできる土壌を形成する必要がある。」という意見、「消費者の意識を変えないと、EPR＝発生抑制にはならない。なので、『EPR で消費者（市民）意識の向上』というような、市民の購入・排出の責任についてどう考えていくのか」という意見があった。なお、EPR の目的についての全ての自由回答結果は付表 1 に示した。

3.2.3. 相関分析とクラスター分析の結果

次に、目的間の関係性の強さを解析した。目的の重要度についての回答、「とても重要」「重要」「やや重要」を3～1、「全く重要でない」および「拡大生産者責任では達成できない」を0としてスピアマンの順位相関係数を算出した。結果を表1に示す。順位相関係数が0.5以上で比較的強い相関が認められたのは、次の組み合わせであった。

- 「リサイクルやエネルギー回収を促進すること」と「廃製品や中古品の収集量を増やすこと」
- 「製品に使われる有害物質を減らすこと」と「製品の解体性やリサイクル性を向上させること」
- 「製品に使われる有害物質を減らすこと」と「製品の耐久性や保守性を向上させること」
- 「製品の解体性やリサイクル性を向上させること」と「製品の耐久性や保守性を向上させること」
- 「新たなビジネスモデルを促進すること」と「廃棄物処理に関するイノベーションを促進すること」
- 「製品に使われる有害物質を減らすこと」と「製品システムからの環境負荷を低減すること」

さらに、この結果を用いてクラスター分析を行った。クラスター分析では、(1-相関係数)を非類似度として用い、最短距離法によって樹形図を作成した。その結果を図9に示す。これらは同じ回答者から同程度の重要度があると回答される傾向が強い目的どうしをクラスター化したものであり、目的間の類似性が強いことを示すものである。以下では、結合距離0.57で7つのクラスターに分類した場合を中心にクラスター分析の結果を考察する。まず、「廃棄物の適正処理を促進すること」「リサイクルやエネルギー回収を促進すること」「廃製品や中古品の収集量を増やすこと」は結合距離0.462と0.567で結合し、同じクラスターとなった。下流側の廃棄物処理に係る目的は、各回答者で同様の重要度があると回答

能力、関係、商慣行等を勘案して適切に設計されなければ、その効果をあげることは非常に困難であると考え。その意味で上記の設問は適切でない部分が多いと考える。」

されていたことを示している。また、「廃棄物処理費用を低減すること」「廃棄物処理に関するイノベーションを促すこと」「新たなビジネスモデルを促進すること」は結合距離0.460と0.534で結合し、同一のクラスターとなった。処理費用の低減は他の目的よりもイノベーションやビジネスモデルとより密接に関係していることを示すものである。第三のクラスターは、「リユースを促進すること」「廃棄物の発生抑制を促進すること」「製品に使われる有害物質を減らすこと」「製品の解体性やリサイクル性を向上させること」「製品の耐久性や保守性を向上させること」「製品システムからの環境負荷を低減すること」であり、結合距離0.540以下で結合している。製品システムにおける上流側での対策を大きく含む内容である。残る4つの目的である「廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移すこと」「外部費用を内部化すること」「市場における公正・公平な競争環境を確保すること」「製品情報の廃棄物処理事業者等への伝達を促進すること」は、いずれも単独のクラスターとなった。なかでも「製品情報の廃棄物処理事業者等への伝達を促進すること」は結合距離0.628で他の目的と結合しており、特異的な目的であることが分かる。

表1 EPRの目的の認識回答どうしのスピアマンの順位相関係数行列

	廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移すこと	廃棄物の適正処理を促進すること	リサイクルやエネルギー回収を促進すること	リユースを促進すること	廃製品や中古品の収集量を増やすこと	廃棄物の発生抑制を促進すること	製品に使われる有害物質を減らすこと	製品の解体性やリサイクル性を向上させること	製品の耐久性や保守性を向上させること	廃棄物処理費用を低減すること	廃棄物処理に関するイノベーションを促すこと	新たなビジネスモデルを促進すること	外部費用を内部化すること	製品情報の廃棄物処理事業者等への伝達を促進すること	製品システムからの環境負荷を低減すること	市場における公正・公平な競争環境を確保すること
廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移すこと	1.000	0.202**	0.265**	0.226**	0.383**	0.164**	0.052	0.065	0.068	0.252**	0.252**	0.267**	0.397**	0.055	0.217**	0.130*
廃棄物の適正処理を促進すること	0.202**	1.000	0.433**	0.283**	0.341**	0.225**	0.266**	0.251**	0.125*	0.338**	0.414**	0.278**	0.212**	0.223**	0.243**	0.269**
リサイクルやエネルギー回収を促進すること	0.265**	0.433**	1.000	0.365**	0.538**	0.228**	0.197**	0.254**	0.120*	0.294**	0.416**	0.303**	0.222**	0.156**	0.397**	0.237**
リユースを促進すること	0.226**	0.283**	0.365**	1.000	0.292**	0.408**	0.364**	0.351**	0.460**	0.153**	0.347**	0.308**	0.316**	0.208**	0.366**	0.199**
廃製品や中古品の収集量を増やすこと	0.383**	0.341**	0.538**	0.292**	1.000	0.215**	0.076	0.095	0.124*	0.311**	0.337**	0.333**	0.311**	0.156**	0.356**	0.287**
廃棄物の発生抑制を促進すること	0.164**	0.225**	0.228**	0.408**	0.215**	1.000	0.459**	0.379**	0.394**	0.189**	0.248**	0.156**	0.271**	0.187**	0.465**	0.257**
製品に使われる有害物質を減らすこと	0.052	0.266**	0.197**	0.364**	0.076	0.459**	1.000	0.592**	0.543**	0.121*	0.221**	0.135*	0.270**	0.334**	0.516**	0.340**
製品の解体性やリサイクル性を向上させること	0.065	0.251**	0.254**	0.351**	0.095	0.379**	0.592**	1.000	0.542**	0.185**	0.297**	0.248**	0.288**	0.372**	0.394**	0.275**
製品の耐久性や保守性を向上させること	0.068	0.125*	0.120*	0.460**	0.124*	0.394**	0.543**	0.542**	1.000	0.155**	0.243**	0.194**	0.240**	0.224**	0.434**	0.223**
廃棄物処理費用を低減すること	0.252**	0.338**	0.294**	0.153**	0.311**	0.189**	0.121*	0.185**	0.155**	1.000	0.466**	0.243**	0.201**	0.210**	0.238**	0.202**
廃棄物処理に関するイノベーションを促すこと	0.252**	0.414**	0.416**	0.347**	0.337**	0.248**	0.221**	0.297**	0.243**	0.466**	1.000	0.540**	0.232**	0.304**	0.394**	0.297**
新たなビジネスモデルを促進すること	0.267**	0.278**	0.303**	0.308**	0.333**	0.156**	0.135*	0.248**	0.194**	0.243**	0.540**	1.000	0.224**	0.262**	0.334**	0.353**
外部費用を内部化すること	0.397**	0.212**	0.222**	0.316**	0.311**	0.271**	0.270**	0.288**	0.240**	0.201**	0.232**	0.224**	1.000	0.100	0.364**	0.204**
製品情報の廃棄物処理事業者等への伝達を促進すること	0.055	0.223**	0.156**	0.208**	0.156**	0.187**	0.334**	0.372**	0.224**	0.210**	0.304**	0.262**	0.100	1.000	0.257**	0.251**
製品システムからの環境負荷を低減すること	0.217**	0.243**	0.397**	0.366**	0.356**	0.465**	0.516**	0.394**	0.434**	0.238**	0.394**	0.334**	0.364**	0.257**	1.000	0.391**
市場における公正・公平な競争環境を確保すること	0.130*	0.269**	0.237**	0.199**	0.287**	0.257**	0.340**	0.275**	0.223**	0.202**	0.297**	0.353**	0.204**	0.251**	0.391**	1.000

n=356。「とても重要」、「重要」、「やや重要」という回答をそれぞれ3、2、1と評点付けし、「全く重要でない」と「拡大生産者責任では達成できない」を0と評点づけして解析を実施。

p値: ** <0.01, * <0.05

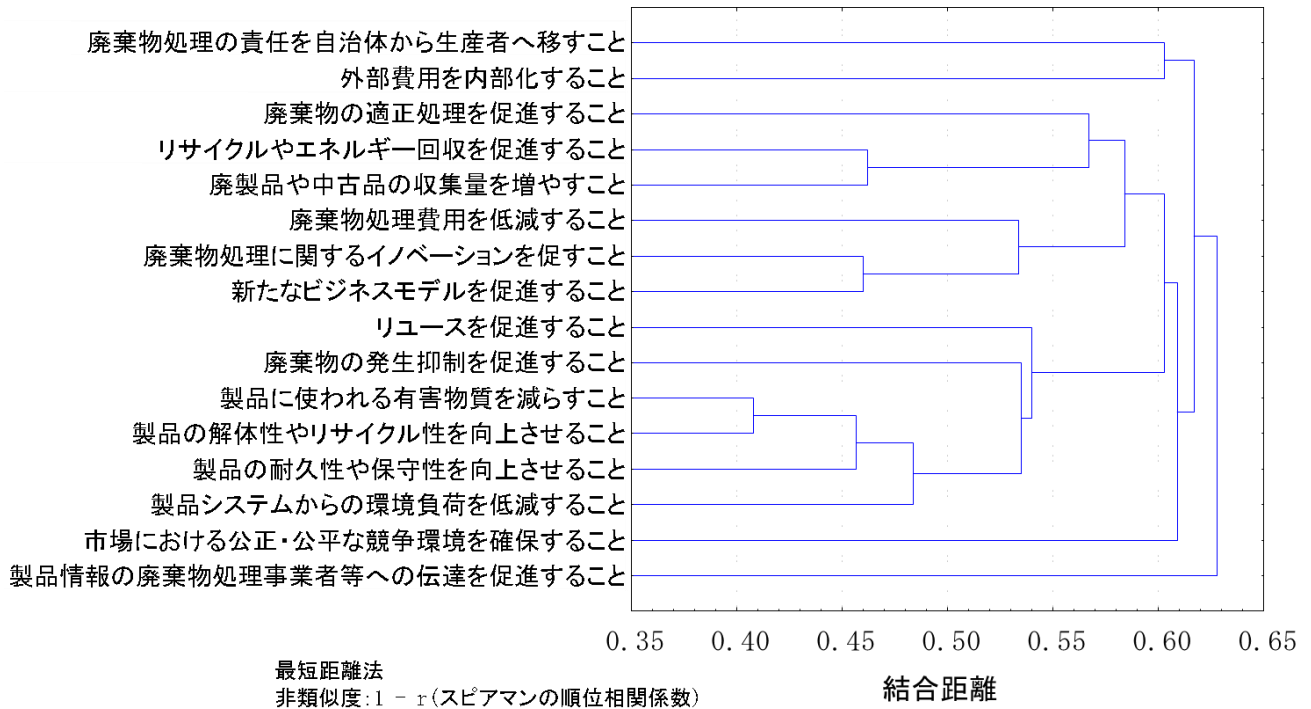


図9 EPRの目的の認識についてのクラスター分析の結果（最短距離法）

3.3. EPRの適用

3.3.1. 調査回答結果

次に、EPRの適用についての認識を集計した結果を図10に示す。「従来の廃棄物・リサイクルシステムではうまく扱えない製品についてのみ適用」「できるだけ多くの製品に適用」という2つの考えについて、それぞれ賛成派（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と反対派（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）に分けて考察する。「うまく扱えない製品についてのみ適用」という考えについては、37%が賛成派で、60%が反対派であった。一方で、「できるだけ多くの製品に適用」という考えについては、64%が賛成派で、34%が反対派であった。EPRの適用についての意見が大きく分かれていることが示されている。「どちらかといえば」という弱い意見を除いても、それぞれに15%以上の賛成あるいは反対の意見があることから、EPRを適用する製品については、十分な議論が必要と考えられる。

3.3.2. クロス集計結果

また、「分からない」を除いて、350人の回答結果をクロス集計したところ、52%が「できるだけ多く」に賛成、25%が「うまく扱えない」に賛成、そして12%が両方に賛成し、11%が両方に反対していた。このような適用条件についての認識の違いは、EPRの適用が進んだ国等ではEPR制度の適用拡大に、EPRの適用が進んでいない国においてはEPR制

度導入の全体的な方向性に、それぞれ大きな影響を及ぼすことになるだろう。両方に反対するステークホルダーについては、生産者に責任を付与するというEPRの考え方そのものに懸念を抱いていると推察される。

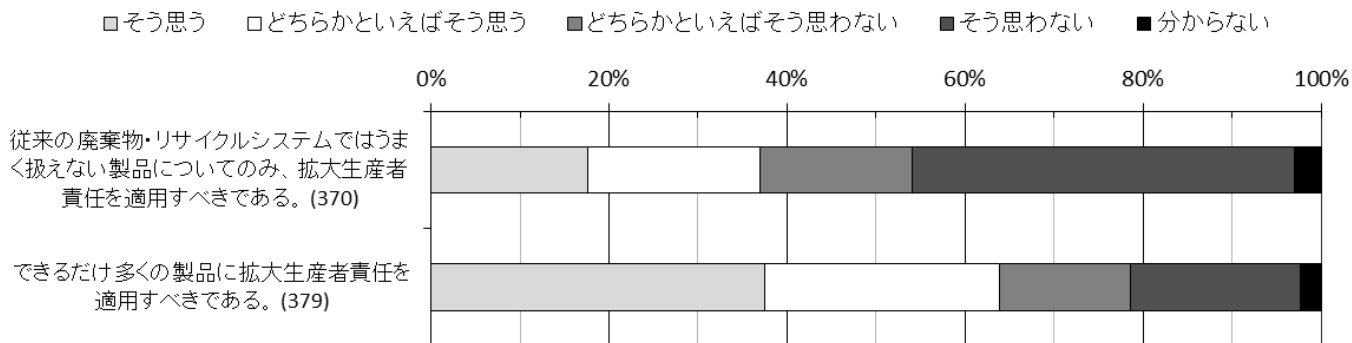


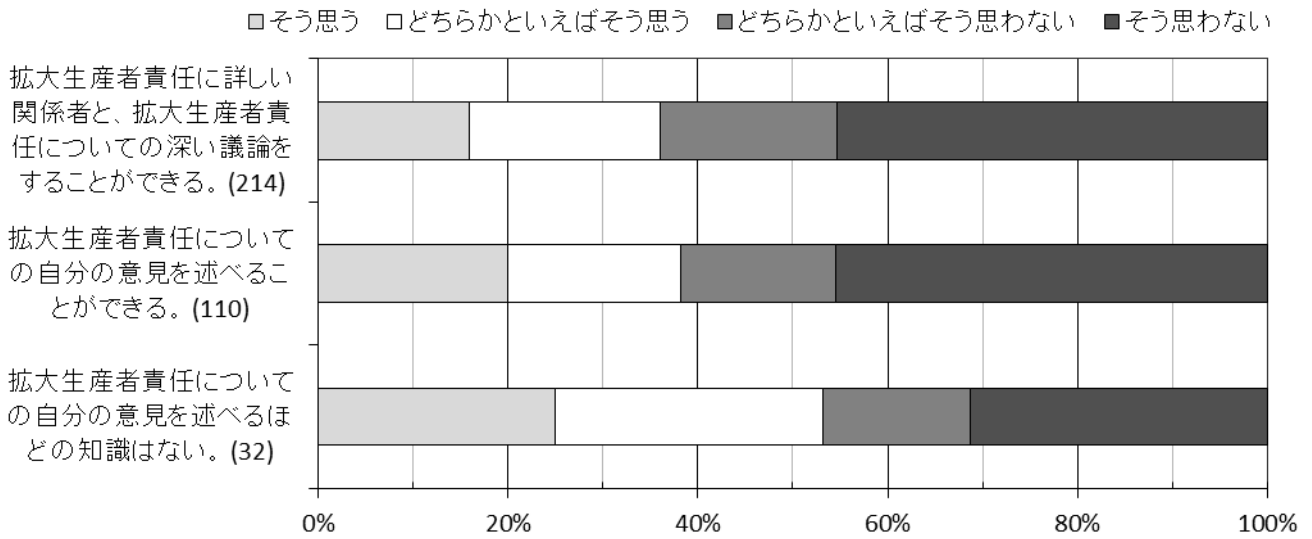
図 10 EPR の適用についての認識（選択式単数回答；「拡大生産者責任はどのような場合に適用されるべきでしょうか？」もしくは「To what extent do you agree or disagree with each of the following statements about cases when EPR should be introduced」への回答；括弧内の数字は回答者数）

表 2 EPR の適用についての2つの考え方に対する賛成意見と反対意見のクロス集計結果

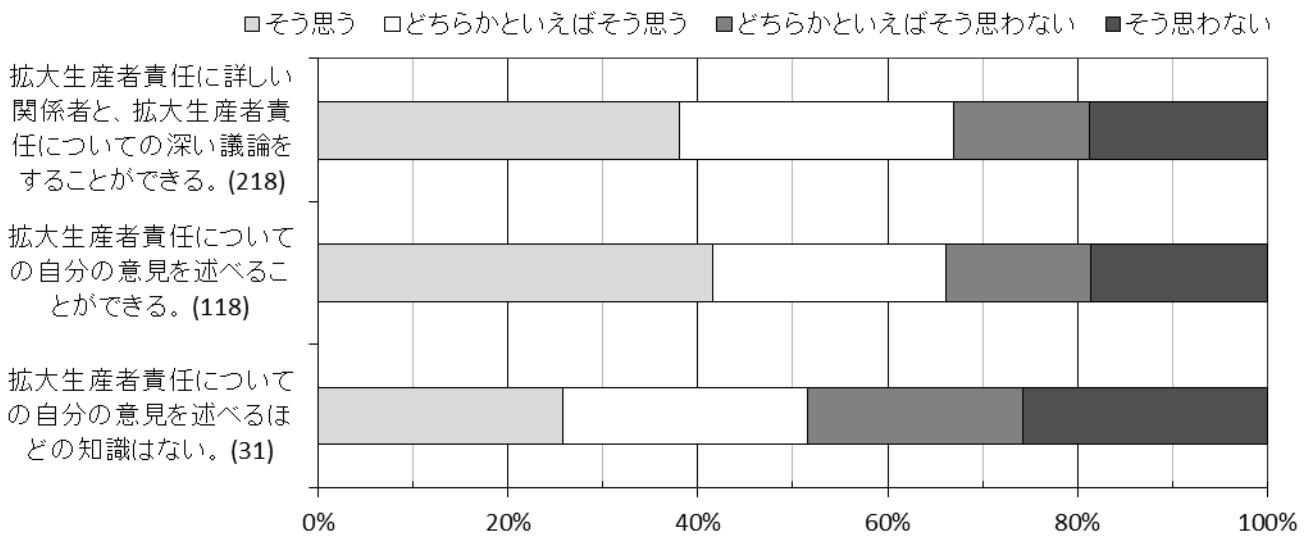
		従来の廃棄物・リサイクルシステムではうまく扱えない製品についてのみ、拡大生産者責任を適用すべきである。		計
		賛成派	反対派	
できるだけ多くの製品に拡大生産者責任を適用すべきである。	賛成派	42 (12%)	183 (52%)	225 (64%)
	反対派	87 (25%)	38 (11%)	125 (36%)
計		129 (37%)	221 (63%)	350 (100%)

3.3.3. 知識レベル別の集計結果

続いて、回答者のEPRについての知識についての自己評価別にこれらの回答の傾向を解析した。図11に示すとおり、「深い議論ができる」回答者と「意見を述べる事が」できる回答者との間には大差はなかった。知識がない回答者は、これらの回答者と比べて「うまく扱えない製品についてのみ適用」を賛成する割合が大きい。知識がある回答者の方が、EPRを広く適用すべきと考える傾向にあることが示唆されている。



(i) 「従来の廃棄物・リサイクルシステムではうまく扱えない製品についてのみ、拡大生産者責任を適用すべきである。」もしくは「EPR should only be applied for products that cannot be appropriately managed in other waste management/recycling approaches.」に対する意見



(ii) 「できるだけ多くの製品に拡大生産者責任を適用すべきである。」もしくは「EPR should be applied to as many products as possible.」に対する意見

図 11 EPR についての知識量別の EPR の適用についての認識の違い（選択式単数回答；括弧内の数字は回答者数）

EPR の適用についての自由回答をみると、様々な意見が示されていた。EPR を適用する製品や条件については、以下の考えが指摘されていた。

- 「EPR は環境に重大な影響を及ぼす製品（例えば WEEE）や、行政上の負担を軽減するために他の理由で登録された製品（例えば ELV）に適用すべき」
- 「EPR は汚染リスクが存在する場合や重要な原材料が含まれる場合に適用されるべき」
- 「EPR が製品に必ず適用されるべきなのは次の場合です。（a）材料の残余価値が回収費用や処理費用より低い場合（したがって機能的な廃棄物管理市場を構築するための補助金が必要）。（b）製品の残余価値はおそらく高いが有害物質を含んでおり、低水準なリサイクルとなる傾向がある場合。」
- 「価値の有無を問わず、EPR はすべての製品を包括することができますが、価値のない製品に最も大きな影響を与えるでしょう。」
- 「EPR は廃棄段階の処理に正の影響（例えば環境への悪影響を最小化し、材料の回収を進めるなど）を与えることができる場合に適用されるべき」
- 「EPR は目標が達成可能である場合に導入すべき（優れた製品へのインセンティブ付与など）」
- 「生産者の責務とした方がより良く、より安くできる場合も、その逆のケースもある。前者の場合には、そうすべきであろうし、後者の場合はそうすべきでない。」
- 「製品のライフサイクルが長くなるほど、EPR を実施する重要性も増す。」

他方、EPR を適用するのが困難なものというネガティブ・リストに係る意見として次のような意見があった。

- 「有機物と建築廃材（C&D）への EPR の適用は困難」
- 「市場の他の主体が引き取るというような、使用済みとなってもなお価値を有するような製品には、EPR はおそらく必要ありません。」

また、「家庭や産業または商業が、多様で少量の廃棄物に対処することは困難」という意見も存在した。

さらに、EPR を適用する製品の属性等ではなく、周辺の条件に着目する意見も存在した。まず、EPR の導入の是非は EPR 適用前のシステムにおける回収（収集）率の程度に依存

するという指摘があった。^{*9} また他には、廃棄物管理システムや市場、法制度の体系に依存することを指摘する意見も見られた。^{*10}

また、全ての製品・生産者に **EPR** を適用することについて、その論拠や条件、考えられる欠点を示す意見として、次のような意見が存在した。

- 「**EPR** には、すべての企業が全製品の使用後の責任を負わなければならないという前提を盛り込むべきです。・・・(中略)・・・一部の企業や一部の製品だけを対象にするものならば、生産者に責任を逃れようとする傾向がみられるかもしれません。・・・(中略)・・・**EPR** は徐々にすべての製品に対する総合的なリサイクルアプローチになっていくべきです。」
- 「廃棄物に（経済的観点で）依然として価値があるということが、**EPR** を中止すべきだという意味になってはいけません。」
- 「すべての製品に **EPR** を概念として適用すべきだが、法制化は必ずしも必要ない。」
- 「普通に許可を持つ業者が回収・処理すれば環境負荷を及ぼさないのであれば、全ての品目に **EPR** を無理矢理導入する必要はない。ただし細かいところまで考えると、生産者に責任を負わせた方が回収・処理のコストが安くなるかもしれないことと、不適正になるルートに流れる可能性や、海外への資源流出を低減する、という意味では、可能な仕組みがあれば **EPR** を導入するのがベターであると思う。」
- 「汚染者負担原則は環境コストの国際化同様、常に適用されるべきです。・・・(中略)・・・とはいえ、適用されれば必ず目標を達成できるとは限りません。」
- 「回収やリサイクルを義務付けるような日本の容器包装リサイクル法のような費用負担まで義務付ける制度であれば、上記の回答（注：「うまく扱えない製品についてのみ適用」という意味）。情報提供のようなものも、その中に入れるという考えでは、できるだけ多くの製品に適用すべき。」

その他には、「**PPP**の原則から消費者の責任を転嫁するようなことをすれば、不効率な処理を強いることになり、より経済的な負担を消費者に強いることになることを、気づかせなければならない。」という意見も他の質問に対する自由回答のなかで述べられていた。

EPR の適用についての全ての自由回答結果は付表 2 に示した。

^{*9} 次のような意見があった。「回収がうまく稼働しており（人々が利用し、品質も高い）、自治体がコストの管理に納得している場合には、**EPR** は必要ありません。」「市場介入なしに回収率が高い場合には、法的に規定された **EPR** は必要ありません。」

^{*10} このような意見としては、「**EPR** は・・・(中略)・・・環境や医療政策、国の規制枠組みが **EPR** を採用できる程度に成熟してから導入すべき。さらに、市場が **EPR** の導入に関するあらゆる経済的手段に対処・対応できる程度に成熟している必要もあります。」「製品、市場および製品の廃棄物管理システムは、**EPR** を地域社会に適用できる程度に成熟している必要がある。」という意見があった。

3.4. EPR の論拠

3.4.1. 調査回答結果

続いて、EPR の論拠についての認識を集計した結果を図 12 に示す。ここでは、「生産者は廃棄物となる製品を生産して利益を得ている（廃棄物を生む原因を作っている）から、拡大生産者責任を課すべきである。」という意見を「受益論」と称し、「生産者は製品システム全体（廃棄物の処理・リサイクルを含む）における有能な主体だから、拡大生産者責任を課すべきである。」という意見を「有能論」と称することとした。受益論については、57%が賛成、42%が反対と意見が分かれていた。しかしながら、有能論については、反対が 20%であるのに対して賛成派が 76%を占めていた。

知識レベルでみると（図 13）、意見を述べるほどの知識はない回答者から、意見を述べるができる回答者、深い議論をできる回答者となるにしたがって、有能論を「そう思う」割合が 26%、38%、46%と大きくなっており、深い議論をできる回答者では「どちらかといえばそう思う」を含めると 82%が有能論の賛成派であった。受益論では、「そう思う」という回答の割合が先ほどの知識量の順で 10%、27%、30%であり、知識がない回答者で違いが認められ、賛成が少ないという結果となった。

国別やステークホルダー別に解析した結果は 3.9 節～3.11 節で述べる。

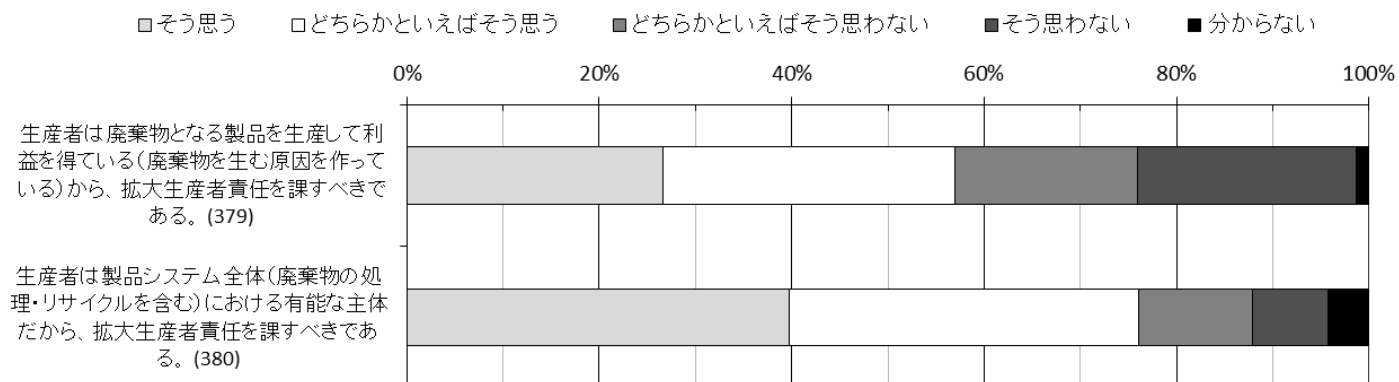
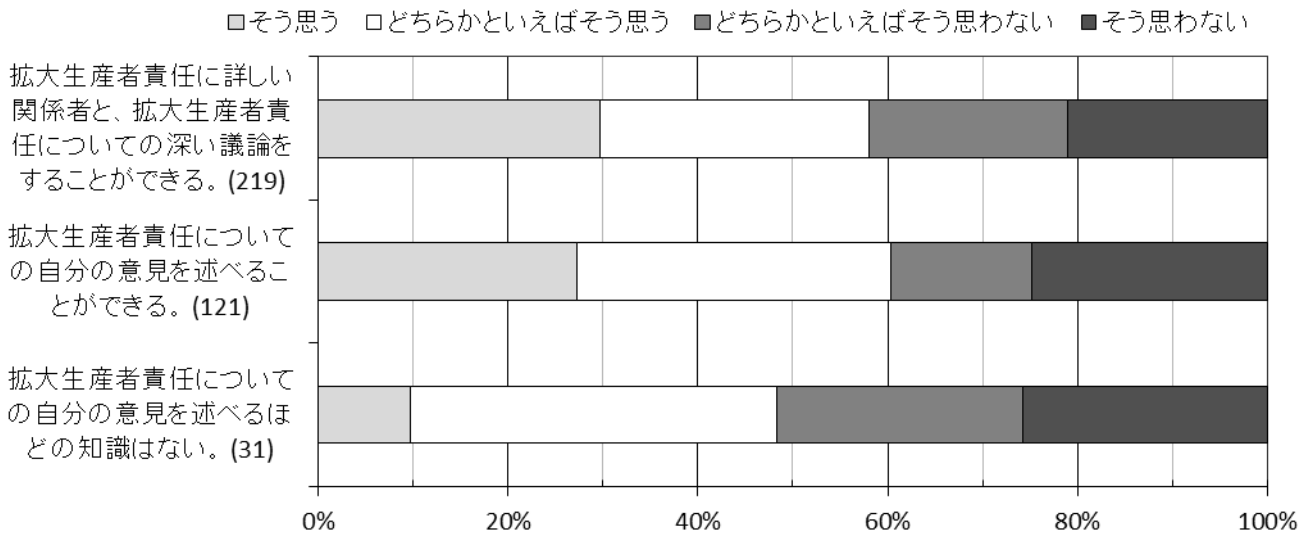
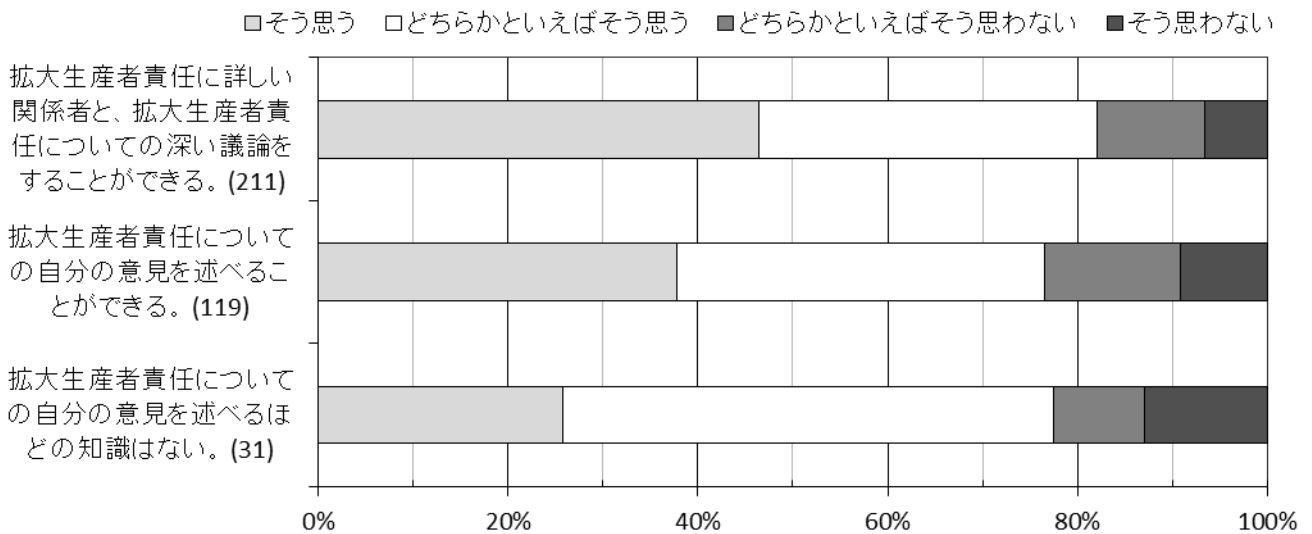


図 12 EPR の論拠についての認識（選択式単数回答；「拡大生産者責任はどのような場合に適用されるべきでしょうか？」もしくは「To what extent do you agree or disagree with each of the following statements about the rationale of EPR being imposed to producers」への回答）



(i) 「生産者は廃棄物となる製品を生産して利益を得ている（廃棄物を生む原因を作っている）から、拡大生産者責任を課すべきである。」もしくは「EPR should be imposed because producers gain profits from manufacturing products, which become waste (causing waste).」に対する意見



(ii) 「生産者は製品システム全体（廃棄物の処理・リサイクルを含む）における有能な主体だから、拡大生産者責任を課すべきである。」もしくは「EPR should be imposed because producers' capability is high within a product system.」に対する意見

図 13 EPR についての知識量別の EPR の論拠についての認識の違い（選択式単数回答；括弧内の数字は回答者数）

3.4.2. 自由回答結果

次に、回答者の自由回答を確認する。まず、EPRはモラルの問題ではなく、目的達成の手段であるという主張が存在した。^{*11} また、「他の選択肢と比較した上で、最適な社会システムがどうあるべきかを、しっかりと議論すべきである。」というように、EPRは他の多くの政策手段の一つであるという意見もあった。

受益論の賛成者からは「生産者には環境や人の健康への被害の面で、自身が生産したものに對し責任があるからです。つまり、生産者は持続可能な慣行の実施に責任があるのです。」という意見が出されていた。また、生産者の製品設計への影響力は支持されている意見もある。^{*12} しかしながら、「全く同じ製品の製造やリサイクルが、全く関係しないことも少なくありません。したがって自身の製品をリサイクルするための生産者の能力は過大評価されるべきではありません。」というように、有能論の限界を指摘する意見も存在した。

その他には、「現在そして将来にわたり廃棄物に対して発生するコストは製造者の会計上に反映され、納税者の負担となるべきです。市場をより持続可能な慣行へ導くべき消費者によって担われるべきです。」「生産者の定義にもよります」「EPRはIPRとは異なりますので注意してください。IPRを同一視することは誤りです。（特に本項の質問1）」といった意見があった。

EPRの論拠についての全ての自由回答結果は付表3に示した。

3.5. EPRにおける責任の種類

続いて、EPRの物理的責任と金銭的責任の重要度についての認識を集計した結果を図14に示す。ここで、物理的責任とは、「使用済みとなった（使用後の段階での）製品に対する物理的なマネジメント（収集・処理・リサイクル等）についての直接的もしくは間接的な責任」、金銭的責任（財政的責任、財務的責任、経済的責任とも呼ばれる。）とは、「使用済み製品に対するマネジメント（収集・処理・リサイクル等）に係る費用の全てもしくは一部を生産者が支払う責任」というOECD(2001)の定義を訳出したものを提示して質問を行っている。「物理的責任は、金銭的生産者責任と同じくらい重要」という回答が43.5%

^{*11} このような意見は以下のとおり。「EPRは罰ではなく、解決策です。」「『課される』という言葉を使用するかどうかは疑問です。むしろEPRを政策の枠組みが基礎とすべき主要原則であり、したがって政策手段が基礎とすべき主要原則であるとみなしたいです。」「私がEPRに関心があるのは、EPRがより資源効率の高い、もしくは費用効率の高い廃棄物管理システムをもたらす場合のみです。モラルの問題が大きいとは考えていません。」

^{*12} このような意見としては次のものがあった。「生産者は、製品の環境負荷に大きな影響を与える製品設計について責任を負うべき主体であるから、拡大生産者責任を課すべきである。」「課されるべきです。なぜなら製品設計を変更する力があるのは生産者だけだからです。」「なぜなら、生産者は製品を変える立場にあるからです。」

を占めた。また、金銭的生産者責任の方が重要とする回答が 38.6% (=25.6%+10.9%+2.1%) ある一方で、物理的責任の方が重要という回答が 17.9%存在した。

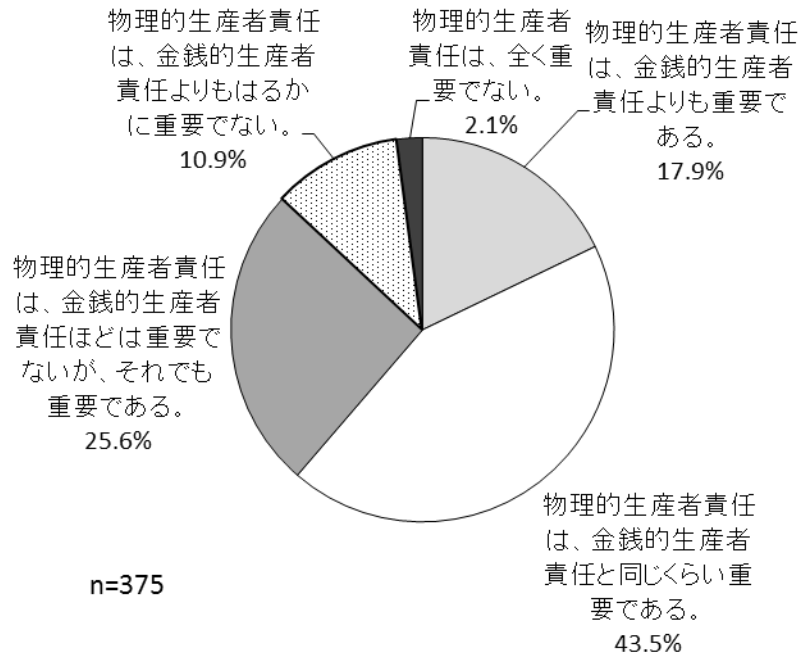


図 14 EPR の物理的責任と金銭的責任の重要度についての認識（選択式単数回答；「一般的に言って、物理的生産者責任はどの程度重要でしょうか？」もしくは「Generally speaking, how important is physical producer responsibility?」への回答）

一方、EPR には情報の責任という責任類型も提示されている。Lindhqvist(2000)によれば、情報の責任とは「生産者が自らが生産する製品の環境性能等に関する情報を提供する義務を課すことで、製品に関する生産者の責任を拡大するにあたり様々な可能性を示唆するもの」とされている。この情報の責任の位置づけについての集計結果を図15に示す。86%のステークホルダーが情報の責任を EPR の一部と考えていることが分かる。

国別やステークホルダー別に解析した結果は 3.9 節～3.11 節で述べる。

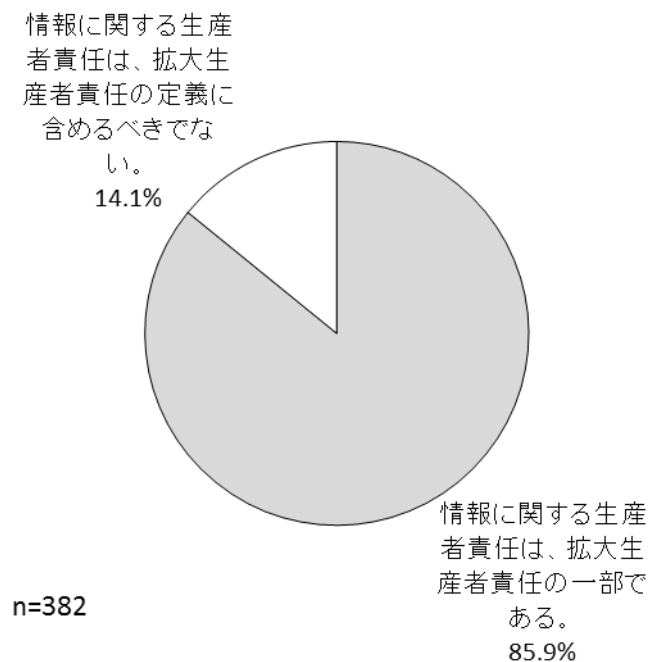


図 15 EPR における情報的責任の位置づけについての認識（選択式単数回答；「情報的生産者責任に対するあなたのお考えに近いのは、次のどちらでしょうか？」もしくは「Which of the following best coincides with your opinion?」への回答）

3.6. EPR における生産者の範囲

3.6.1. 調査回答結果

次に、EPR における「生産者」の定義についての認識を集計した結果を図 16 に示す。製造業者と輸入業者については、95%以上の多くの回答者が「含まれる派」（「まさしく含まれる」「含まれる」「どちらかと言えば含まれる」の合計）であった。「容器包装材を自社製品の運搬や保護のために使う事業者」が生産者に含まれるとの回答は 75%であったが、含まれる派のなかでも「含まれる」に強い賛成をしたのは 36%に留まった。他方、含まれない派が 11%、「どちらともいえない」が 14%であった。容器包装材の利用者が「生産者」に含まれるということについては、EPR の議論では製品選択の影響力があることから生産者に含まれることが指摘されてきたが、このような認識にはない回答者が存在していることがわかる。小売業者については、含まれる派の回答者が 61%であったのに対し、含まれない派の回答者が 25%、「どちらともいえない」が 14%であった。

中古品に対する EPR の適用についての議論が一つの論点となっている。これは、途上国においては製造業者が国内に存在しない、中古品が輸入・上市される割合が一定の規模を示すといった背景があるためである。これら中古品の輸入業者と中古製品の販売業者について「含まれる派」とする回答者はそれぞれ 65%、45%であった。他方、「含まれない派」はそれぞれ 20%、38%であり、含まれる派の方が多いたことが分かる。これらの事業者

に EPR が適用されてもおかしくないと考えている回答者が見過ごせない割合で存在していることが理解できる。

新製品の輸出業者については、含まれる派が 59%、含まれない派が 28%、どちらともいえないが 13%であった。現実的には、国際的に EPR を適用する困難性はあると思われるが、少なくとも理念的には、輸入業者だけではなく輸出業者にも EPR が適用されうると考えている回答者が過半数を占めている結果となった。

国別やステークホルダー別に解析した結果は 3.9 節～3.11 節で述べる。

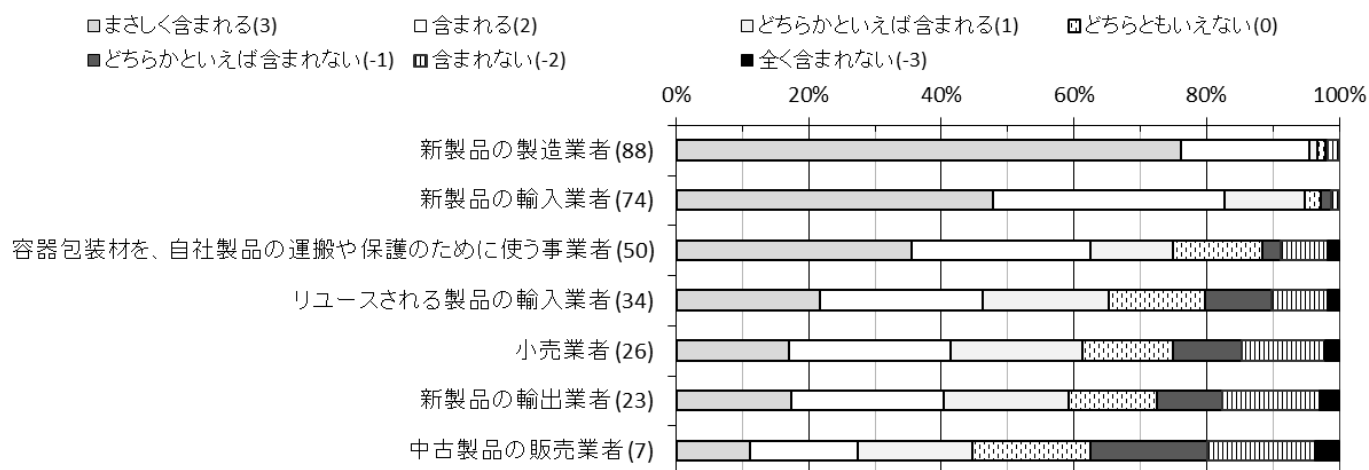


図 16 EPR における生産者の範疇についての認識（選択式単数回答；「一般的に、次に挙げる事業者のうち誰が、拡大生産者責任における「生産者」に含まれるでしょうか？」もしくは「Who, in general, should be considered as a producer in the context of EPR?」への回答；括弧内の数字は凡例の得点の総和で、最大を 100 点として基準化した点数；n=360～377）

3.6.2. 自由回答結果

自由回答の結果をみると、「製品設計（仕様を決める/変更できる）、価格決定に影響のある者が生産者になると思います。」という意見があった。特に、前者の製品設計に影響力を有する者が生産者であるという意見が多くの回答に認められた。また、「製品の製造、販売ならびに使用に関わる者は誰でも、製品が環境や人の健康に与える影響を軽減するために、ある程度責任があります。製品を市場に投入する組織（相手先ブランドで販売する製品の製造業者（OEM）、輸入業者、輸出業者、中古品取扱業者のいずれか）に大部分の責任があります。」というように、サプライチェーン内の各ステークホルダーの責任を指摘しつつも、上市する業者の責任をより重視する意見もあった。同様に、「生産者の最も明確な定義は、EU における当初の WEEE 指令に規定されている『上市を行う者』で

す。」というように、上市という行為が生産者を特定するうえで重要で、かつ明確な定義になることも指摘されている。

また、「市場の構造によって、製品もしくは国ごとに異なるでしょう。」「製品タイプによって大きく変わります。」「繰り返しになります、文脈を明示すべきだと思います。」というように、いろいろな状況があり一概に結論できないという考えもあった。また、「問題はある主体者を生産者とみなすべきかということではなく、その主体が **EPR** に関連した責任を割り当てられるべきかということです。」というように、具体的に割り当てる責任とともに定義されるべきとの意見があった。一方、「『生産者』がただひとつの意味を持つことで、行政負担は軽減され、システムは理解されやすくなるでしょう。」という意見もあり、具体的な責任と関わらない生産者の定義の利点を指摘する意見もあった。

個別の論点については、ブランドオーナーについての意見が比較的多くみられた。^{*13}

輸入業者については、「輸入国に生産者の支店や代理店がない場合には、輸入業者が責任を負うべきです。このメカニズムは **EPR** と全く同じというわけではありませんが、より公平・公正です。」や「製造者は **EPR** の主要な責任を負うべきであり、製造者が **EPR** の要件を実行する責任を負ううえで、管轄区域内で代理を持たない場合には、輸入業者が責任を負うべきです。」といった意見があり、一義的には製造業者の **EPR** が重要であるが、場合によっては輸入業者への **EPR** の適用がされるべきとする意見があった。また、「経済の規模が大きくなるほど、生産者に **EPR** を義務づけることができる可能性は高まります。**EPR** が国際法または国内法でない場合には、小売業者または輸入業者に適したものとの方がより合理的かもしれません。責任を負う可能性のある主体が多いと大変混乱します。」「輸入品と国産品の間競争を対等にするために定義は必ず必要です。」といった意見もあった。

輸出業者については、**EPR** においてまだあまり議論されていない論点であり、意見は少なかったが、国内法の適用に関する意見が出されていた。^{*14}

中古品については、「中古品のための **EPR** はまだ十分に開発されていません。したがって詳しい見解を述べることは困難です。」「中古部品を使ったりビルト、(再製造品

^{*13} 次のような意見があった。「ブランドオーナーも含めるべきです。」「『製造者』という言葉はブランドオーナーを意味するものであり、ブランドオーナーの仕様に沿って製品を製造する企業を指すものではないと考えます。」「望ましい設計の革新を実現できる主体に、できるだけ重い責任を集中させる必要があります。大手国際ブランドの多くは、自社のブランド名で販売している製品を製造していません。彼らは設計仕様に従って製造を行う業者(遠方の国または地域の場合もあります)にアウトソーシングしています。」「小売業者は自身が販売する独自のブランド製品を所有する限り生産者です。」

^{*14} 「輸出業者が **EPR** 法のない国にただ輸出するだけの場合には、「生産者」に含まれるべきではありません。」「彼ら(注:輸出業者のこと)は他国の法律に対し責任を負うことはできませんので、国際基準に対してのみ責任を負います。とはいえ、環境への影響を軽減するため、製品チェーンの関係者に協力する義務は、どのような形であれ、負う必要があります。」という意見が述べられていた。

Remanufactured goods)は、新製品の生産者と同様に扱うべきと考える。」、「最後のふたつのタイプの企業または活動（著者注：中古品の輸入者と小売業者）に関しては、私にはよく分かりません。これらは慈善団体である場合もあり、こうした責任を財政的に負う余裕があるのか判断がつきかねます」という3つの意見が出されていた。

その他には、特定の製品あるいは特定の生産者類型について意見があった。これらは次のとおりである。

- 「容器包装の場合、中身製品との関係が重要で、容器包装は製品一部である。その意味で、新製品と言う場合、容器包装をどう位置づけるか、この設問では不明」
- 「太陽光発電（PV）モジュールの設置または取り外しを行う専門企業は、『生産者』に近い立場にあるかもしれません。」
- 「生産者は、工業製品の生産者だけではない。OECD の理念では工業生産だけであったかもしれないが一次産業も含めるべきである。」
- 「小規模な事業者も公平に対象とすべきです。弱者への配慮は別途考慮すべきで、EPR 制度の仕組みは複雑にすべきではありません。・・・」

3.7. EPR に関わる見解についての認識

3.7.1. 調査回答結果

EPR に関連した14の見解についての賛成・反対の意見を集計した結果を図17に示す。各選択肢に2~-2の評点を与え、全ての回答者が「そう思う」を回答した場合に100点、「そう思わない」と回答した場合に-100点となるように、尺度化した値を算出し、その順に結果を並べている。34~100点を「賛成意見が多数」、-33~33点を「賛否両論」、-100~-34点を「反対意見が多数」と解釈・分類し、それぞれの類型ごとに考察を行う。

まず、「賛成意見が多数」の類型では、「生産者は、廃棄物処理の改善に資する製品情報をリサイクル・廃棄物処理業者に提供することができる。」（65点）、「リサイクル・廃棄物処理業者から生産者への情報は製品設計に資する。」（65点）、「生産者はリサイクル等の費用もしくはその一部を製品価格に反映させるべき。」（59点）の得点が特に高く、80%以上の回答者がこれらの見解の賛成派*15であった。製品に関する情報伝達の意義は比較的広く認知されている結果となった。図15では、情報的責任について多くの回答者が EPR/PS の一部であると考えていることを示したが、これらの結果から、多くの回答者は情報シグナルの重要性を認識していることを示唆している。

次に、やや賛成意見が少なくなるが同じ「賛成意見が多数」に類型されたもの*16としては、「生産者どうしで共同して製品を回収・リサイクルするとしても、それぞれの製品のリ

*15 「どちらかといえば賛成する」を除いた、積極的賛成の割合は全回答の約 50%。

*16 「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」の合計は 40~78%。「どちらかといえば賛成する」を除くと賛成の割合は全回答の 28~40%。

サイクル性等の特性に応じた費用を支払っていれば、各生産者は製品設計の改善を行う。」(49点)、「拡大生産者責任プログラムにおける目標値は法律などによって外部から課されるべき。」(40点)、「生産者がリサイクル等の費用を全部もしくは一部支払うことにより、製品ライフステージの総費用が最適化されるようになる。」(37点)が該当した。これらは、「反対する」という積極的反対の割合が大きいのではなく(10%未満)、「どちらともいえない」「どちらかといえば反対する」という意見の割合が比較的大きい(15~30%)ために、賛成派の割合が小さくなっている。

残る9つの見解は、いずれも「賛否両論」という結果であった。これらのうち、「拡大生産者責任制度についての社会認知は主に生産者によって高められるべきである」という見解を除けば、いずれも反対意見よりも賛成意見が多い結果となった。

また、「反対意見が多数」という見解はなかった。

3.7.2. クラスタ分析結果

続いてこれらの回答結果に対してクラスタ分析を行った結果を示す。3.2節でのEPRの目的についての解析と同様に、各回答を賛成度で順位付けしてスピアマンの順位相関係数を算出し、クラスタ分析を行った。結果を表3と図18に示す。順位相関係数で0.5以上の相関関係がある関係はなかったが、クラスタ分析により、同じ回答者から同程度の賛成・反対があると回答される傾向が強い見解どうし、すなわち見解に対する賛否意見の類似性が強い見解どうしが明らかにされた。図18の上から5つの見解は、結合距離0.681で同一のクラスタに結合された。いずれも生産者が自らが生産する製品の廃棄物処理に関与することと、それが製品設計の変更や処理作業に及ぼす好影響、ならびに生産者の能力と上流と下流での情報共有についての肯定的な見方に関する内容であった。

このクラスタに近い(結合距離0.684)見解は、「EPRプログラムにおける目標値は、法律などによって外部から課されるべきであって、生産者が自ら決めるべきものではない。」という見解は異なる内容が述べられていた。生産者の下流側への関与および上流と下流とのフィードバック作用の重要性を認識している回答者は、EPR制度の目標値は生産者によって決められるべきではないと考える傾向があることを示唆している。

図18の中段に位置する4つの見解は、先ほどのクラスタとは比較的大きな値(結合距離0.753~0.810)で結合していた。内容は、EPR制度を実施した際の生産者の影響力変化やEPR制度において生産者に期待される役割や行為についての内容であった。

残る下段の4つの見解は、結合距離0.754~0.832で結合された。それ以外の見解とは結合距離0.890で最後に結合されているように、他の見解とは大きく異なるクラスタに分類される。いずれも生産者の能力の限界が示されており、EPRに関する現実面を示す内容であった。最初のクラスタが、理念先行的にEPRのメカニズムを理解しているのとは対象的であった。

これら14の見解に関する自由回答は様々な意見があった。詳細は付表5を参照のこと。

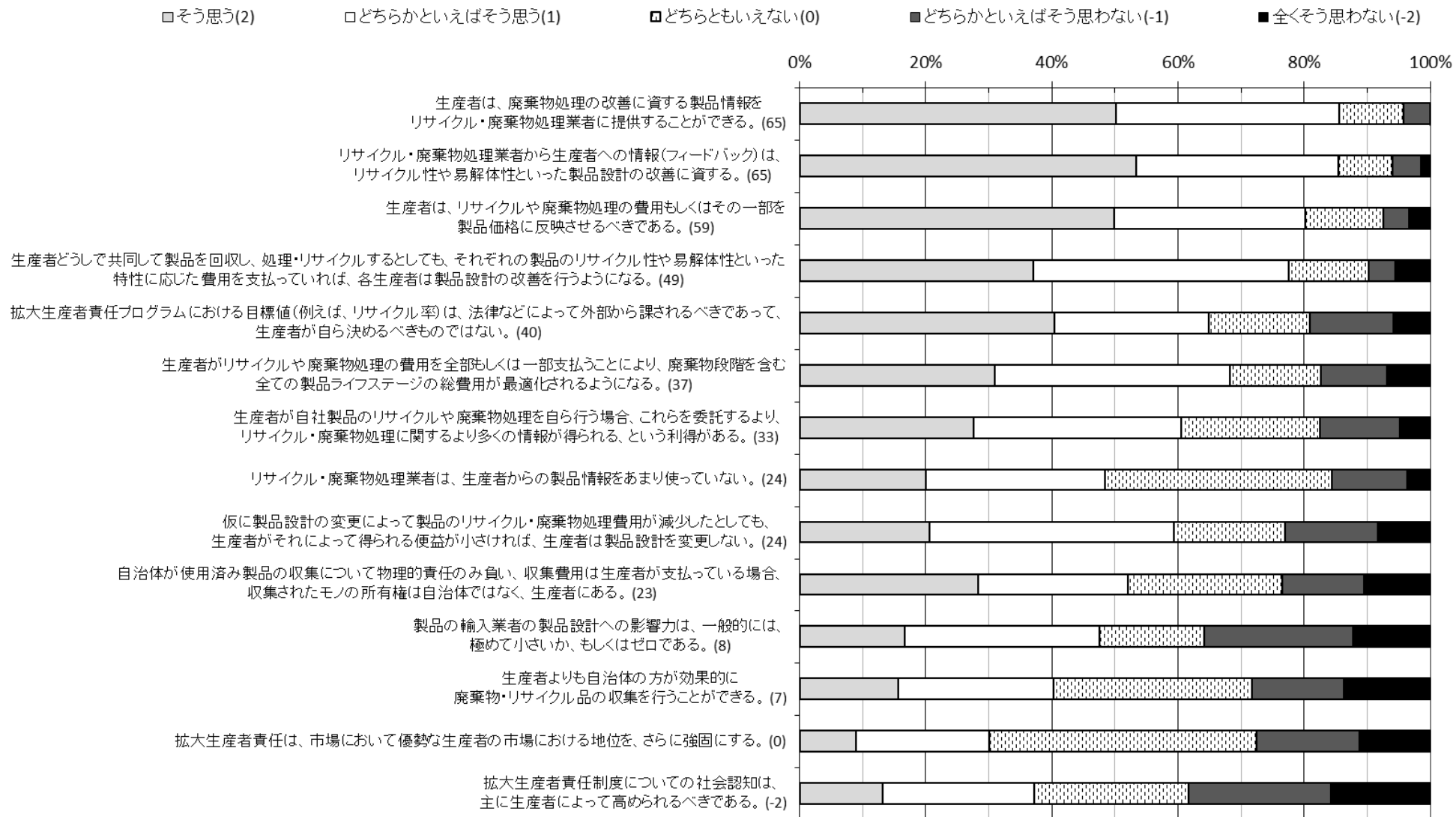


図17 EPRに関連する見解に対する賛否意見（選択式単数回答；「拡大生産者責任に関連する見解について、あなたはどの程度賛成・反対されますか。」もしくは「To what extent do you agree or disagree with each of the following general statements about EPR?」への回答；数字は評点で、最大が100、最小が-100となるようにしたもの。n=369～375）

表3 EPRに関する見解どうしのスピアマンの順位相関係数行列

	生産者がリサイクルや廃棄物処理の費用を全部…	生産者が自社製品のリサイクルや廃棄物処理を自ら…	リサイクル・廃棄物処理業者から生産者への情報…	生産者どうして共同して製品を回収し、処理…	拡大生産者責任プログラムにおける目標値…	製品の輸入業者の製品設計への影響力は…	生産者は、リサイクルや廃棄物処理の費用…	リサイクル・廃棄物処理業者は、生産者からの…	生産者は、廃棄物処理の改善に資する製品情報…	拡大生産者責任制度についての社会認知は…	仮に製品設計の変更によって製品のリサイクル…	生産者よりも自治体の方が効果的に廃棄物・リサイクル品の…	拡大生産者責任は、市場において優勢な生産者の市場…	自治体で使用済み製品の収集について物理的責任のみ…
生産者がリサイクルや廃棄物処理の費用を全部もしくは一部支払うことにより、廃棄物段階を含む全ての製品ライフステージの総費用が最適化されるようになる。	1.000	0.273**	0.238**	0.392**	0.316**	0.020	0.211**	-0.008	0.193**	0.144**	-0.050	-0.166**	0.118*	0.172**
生産者が自社製品のリサイクルや廃棄物処理を自ら行う場合、これらを委託するより、リサイクル・廃棄物処理に関するより多くの情報が得られる、という利得がある。	0.273**	1.000	0.319**	0.303**	0.190**	-0.006	0.166**	0.046	0.261**	0.049	0.001	-0.113*	0.247**	0.067
リサイクル・廃棄物処理業者から生産者への情報（フィードバック）は、リサイクル性や易解体性といった製品設計の改善に資する。	0.238**	0.319**	1.000	0.321**	0.083	-0.081	0.188**	-0.149**	0.412**	0.085	-0.068	-0.125*	0.089	-0.001
生産者どうして共同して製品を回収し、処理・リサイクルするとしても、それぞれの製品のリサイクル性や易解体性といった特性に応じた費用を支払っていれば、各生産者は製品設計の改善を行うようになる。	0.392**	0.303**	0.321**	1.000	0.223**	-0.050	0.183**	0.031	0.281**	0.004	0.072	-0.128*	0.148**	0.059
拡大生産者責任プログラムにおける目標値（例えば、リサイクル率）は、法律などによって外部から課されるべきであって、生産者が自ら決めるべきものではない。	0.316**	0.190**	0.083	0.223**	1.000	0.036	0.204**	0.062	0.064	0.135*	0.045	-0.119*	0.032	0.205**
製品の輸入業者の製品設計への影響力は、一般的には、極めて小さいか、もしくはゼロである。	0.020	-0.006	-0.081	-0.050	0.036	1.000	-0.113*	0.190**	-0.133*	0.085	0.126*	0.099	0.052	0.064
生産者は、リサイクルや廃棄物処理の費用もしくはその一部を製品価格に反映させるべきである。	0.211**	0.166**	0.188**	0.183**	0.204**	-0.113*	1.000	-0.030	0.178**	0.087	0.043	-0.103	0.125*	0.117*
リサイクル・廃棄物処理業者は、生産者からの製品情報をあまり使っていない。	-0.008	0.046	-0.149**	0.031	0.062	0.190**	-0.030	1.000	-0.098	0.023	0.246**	0.168**	0.017	0.092
生産者は、廃棄物処理の改善に資する製品情報をリサイクル・廃棄物処理業者に提供することができる。	0.193**	0.261**	0.412**	0.281**	0.064	-0.133*	0.178**	-0.098	1.000	0.077	0.017	-0.043	0.127*	0.048
拡大生産者責任制度についての社会認知は、主に生産者によって高められるべきである。	0.144**	0.049	0.085	0.004	0.135*	0.085	0.087	0.023	0.077	1.000	-0.003	-0.082	0.190**	0.096
仮に製品設計の変更によって製品のリサイクル・廃棄物処理費用が減少したとしても、生産者がそれによって得られる便益が小さければ、生産者は製品設計を変更しない。	-0.050	0.001	-0.068	0.072	0.045	0.126*	0.043	0.246**	0.017	-0.003	1.000	0.110*	0.110*	-0.001
生産者よりも自治体の方が効果的に廃棄物・リサイクル品の収集を行うことができる。	-0.166**	-0.113*	-0.125*	-0.128*	-0.119*	0.099	-0.103	0.168**	-0.043	-0.082	0.110*	1.000	0.011	-0.160**
拡大生産者責任は、市場において優勢な生産者の市場における地位を、さらに強固にする。	0.118*	0.247**	0.089	0.148**	0.032	0.052	0.125*	0.017	0.127*	0.190**	0.110*	0.011	1.000	0.031
自治体が使用済み製品の収集について物理的責任のみ負い、収集費用は生産者が支払っている場合、収集されたモノの所有権は自治体ではなく、生産者にある。	0.172**	0.067	-0.001	0.059	0.205**	0.064	0.117*	0.092	0.048	0.096	-0.001	-0.160**	0.031	1.000

n=358。「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらともいえない」、「どちらかといえばそう思わない」、「全くそう思わない」との回答をそれぞれ5、4、3、2、1と評点付けして解析した。

p値: ** <0.01, * <0.05

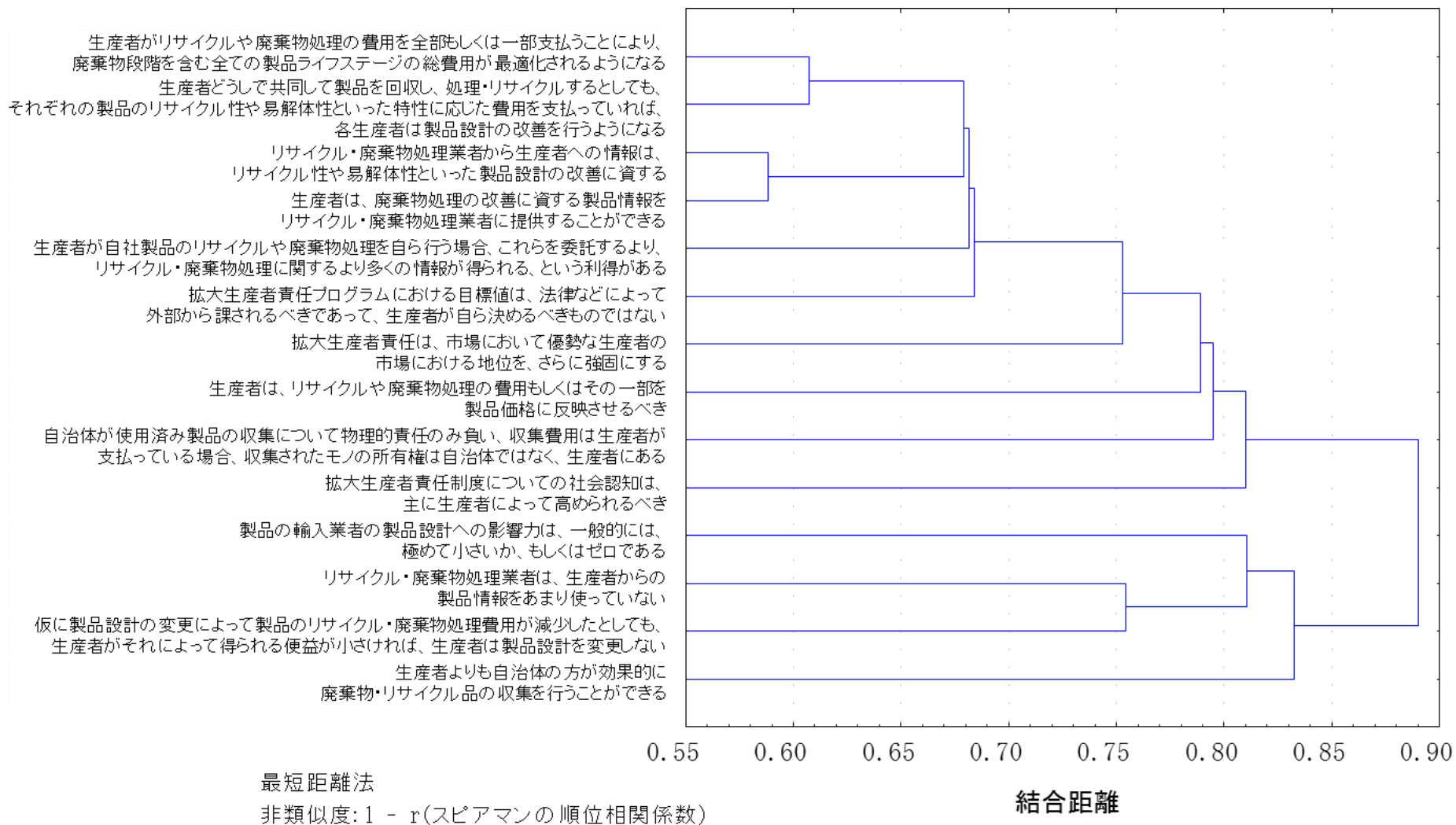


図18 EPRに関連する見解についてのクラスター解析結果（「拡大生産者責任に関連する見解について、あなたはどの程度賛成・反対されますか。」もしくは「To what extent do you agree or disagree with each of the following general statements about EPR?」への回答）

3.8. 一般的信条

次に、回答者の一般的信条の結果と EPR に関する認識についての回答との関係を述べる。図19が一般的信条の結果である。特に「競争がよいこと」と考える回答者が多く、全体の76%を占めた。また、「伝統は大切」「多くの人々は信頼できる」「世の中は将来良くなる」「市場メカニズムはたいていよい結果をもたらす」「多くの企業は信頼できる」「責任が共有されると、誰も進んで行動を起こさなくなるものである」については42~57%が賛成派であった。ただし、「責任が共有されると、誰も進んで行動を起こさなくなるものである」については35%が反対派であり、反対意見も多かった。また、「自治体は効率的に仕事を行っている」「私は論理よりは直感に頼る」については反対意見が多く、それぞれ46%、66%であった。

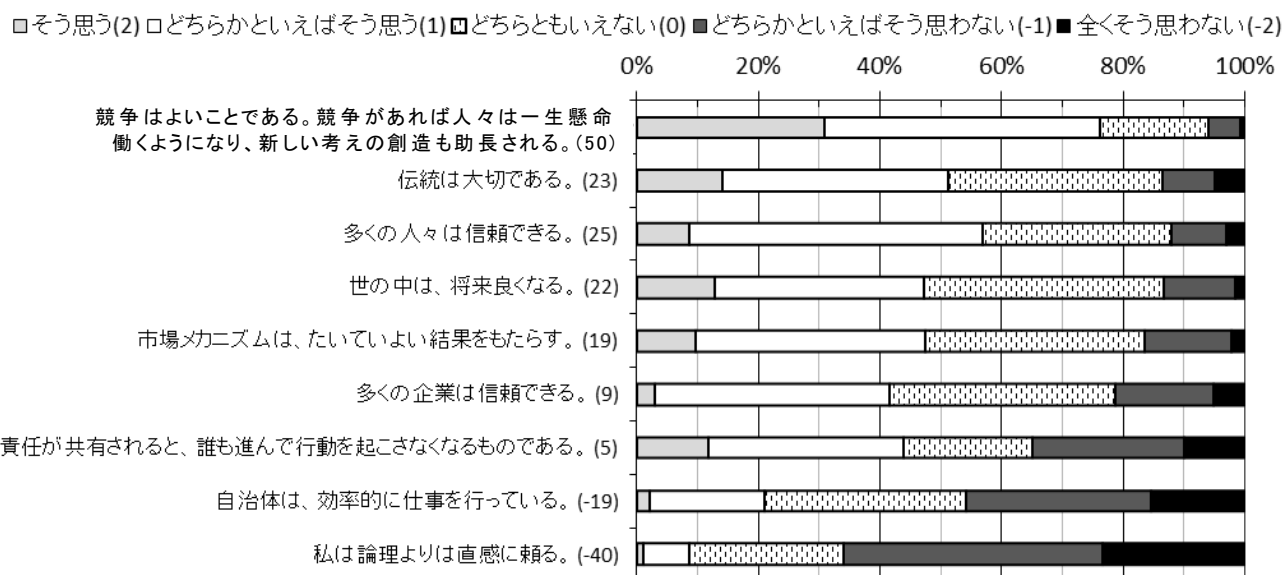


図 19 回答者の一般的信条（選択式単数回答；「以下の記述について、あなたはどの程度賛成あるいは反対でしょうか？」もしくは「To what extent do you agree or disagree with each of the following statements?」への回答；数字は評点で、最大が 100、最小が-100となるようにしたもの。n=367~371）

このような回答者の一般的信条は、少なからず EPR に関する認識にも影響を与えると推察していたが、一般的信条と EPR に関する認識についての回答どうしで順位相関係数を算出してみた結果、相関係数はいずれも 0.3 未満で大きな値をとるものではなく、一般的信条が統計的有意に EPR の認識と相関してはいなかった。したがって、一般的信条ではなく、リサイクル・廃棄物、EPR 分野についての個別の経験や情報が EPR の認識を形成するうえでの大きな役割を果たしたと推察される。

3.9. 地域による認識等の違い

3.1.5節でのEPRとPS（製品スチュワードシップ）の両方の用語の使われ方についての地域別の分析に加え、EPRの認識等について地域による違いがないかを分析した。分析は、比較的多数の回答が得られた4つの地域である欧州、北米（カナダと米国）、アジア（日本を除く）と日本について実施した。

3.9.1. EPRの目的

まず、EPRの目的について地域別に分析した結果を図20に示す。図中には、各回答者群の回答の不確実性の程度を示すために、それらの標準誤差をプロットの幅として記載した。また、項目は意見のばらつきが小さいものから大きいものへと左から右に順に記載した。以下は、その要点である。

- 北米の回答者においては、「廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移すこと」、「廃製品や中古品の収集量を増やすこと」、「リユースを促進すること」、「廃棄物の発生抑制を促進すること」、「市場における公正・公平な競争環境を確保すること」、「外部費用を内部化すること」の目的を比較的重視していた。
- アジア（日本を除く）の回答者は、「廃棄物の適正処理を促進すること」と「製品に使われる有害物質を減らすこと」の目的を比較的重視する傾向があった。アジアでは過去10年に電気電子製品廃棄物の問題や廃棄物発生量の急増に直面していることを反映していると推察される。他方、アジアの回答者は、長期使用に関わる「製品の耐久性や保守性を向上させること」を比較的重視しない傾向があった。また、北米や欧州の回答者と比べると、アジアの回答者（日本を除く）は「リサイクルやエネルギー回収を促進すること」、「廃製品や中古品の収集量を増やすこと」、「廃棄物処理に関するイノベーションを促すこと」、「リユースを促進すること」という目標を重視しない傾向があった。
- 欧州の回答者は、「廃棄物の発生抑制を促進すること」、「製品に使われる有害物質を減らすこと」の目的を比較的重視しない傾向があった。これらは発生抑制についてのもので、近年、欧州の廃棄物政策において、発生抑制やEPRの果たしうる役割が再度注目されていることを鑑みると*17、これらの目標が比較的重視されていない結果は興味深い。
- 日本の回答者は、全体的にどの目的も比較的重視しないと回答する傾向があった。特に「廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移すこと」と「廃製品や中古品の収集量を増やすこと」を重視しない傾向があった。その他には、「リサイクルやエネルギー回収を

*17 EUの改正廃棄物枠組み指令（EU Waste Framework Directive, 2008/98/EC）では、EU加盟国に、2013年12月12日までに廃棄物発生抑制プログラムを策定することを求めている。とりわけこのことが、廃棄物発生抑制を促進する具体的な施策についての議論を復活させている。また、欧州委員会（EC, 2014）は、EU加盟国がEPR制度を機能させるための指針策定に関心を持っている。

促進すること」、「廃棄物処理に関するイノベーションを促すこと」、「新たなビジネスモデルを促進すること」、「外部費用を内部化すること」、「製品システムからの環境負荷を低減すること」を比較的重視していなかった。対照的に、「製品情報の廃棄物処理事業者等への伝達を促進すること」と「製品の解体性やリサイクル性を向上させること」については、比較的重視する傾向があった。これは、日本の家電リサイクルならびに自動車リサイクルにおいて、生産者が廃棄物処理の段階に直接的に関わり、廃棄物処理の関係者とのコミュニケーションを密接に行っていることが影響しているかもしれない。

*18

- 欧州、北米、アジア（日本を除く）、日本の4つの地域間で認識に違いが大きかった **EPR** の目的は、「廃製品や中古品の収集量を増やすこと」、「廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移すこと」、「リサイクルやエネルギー回収を促進すること」であった。

*18 使用済み家電と使用済み自動車のリサイクルにおける生産者の関与についての日欧比較は、Tojo (2004)を参照。

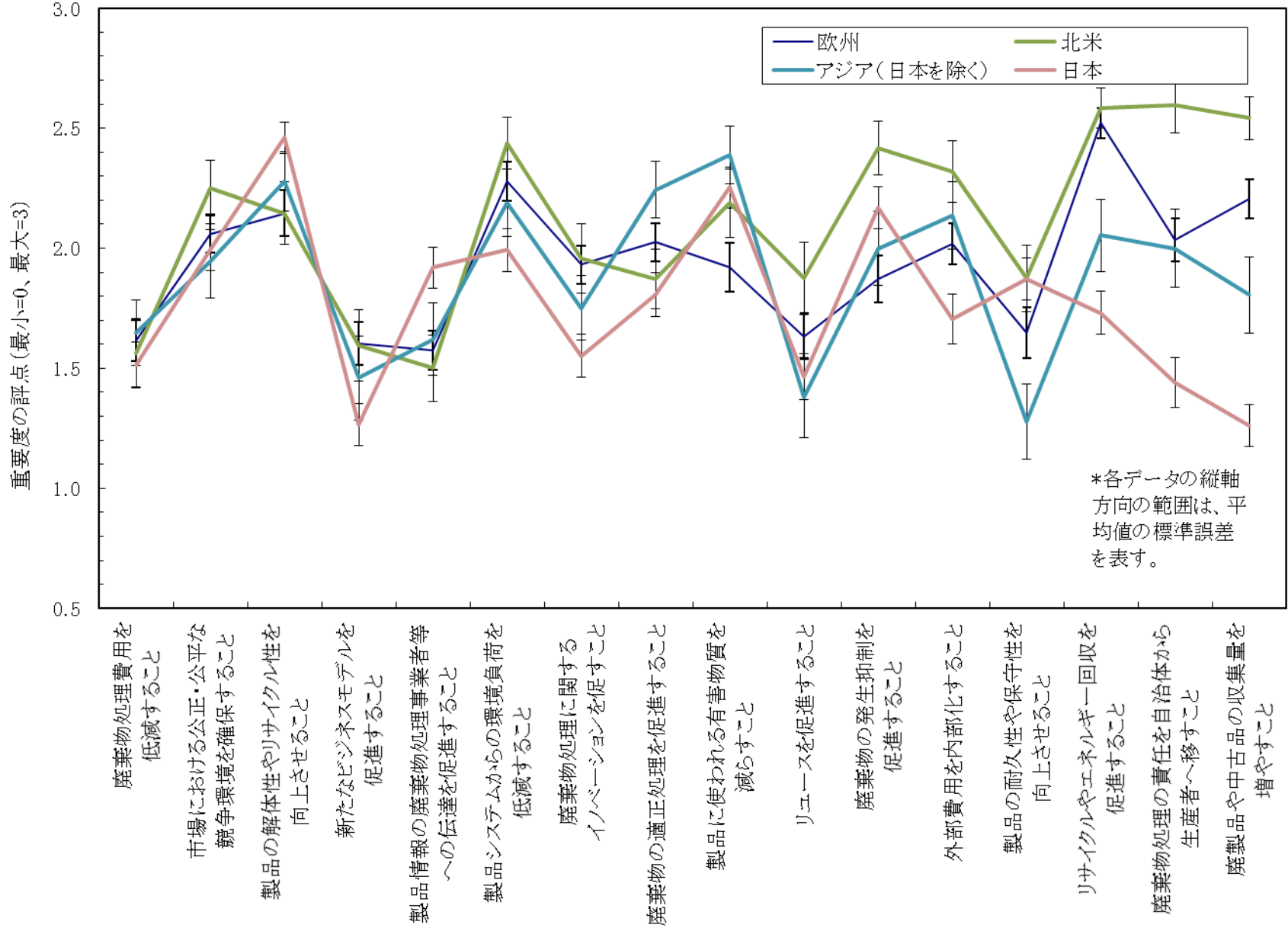


図 20 EPR の目的についての認識の 4 つの地域の違い

3.9.2. EPR の適用と論拠、責任の種類、生産者の範囲

EPR の適用と論拠、責任の種類、生産者の範囲について得られた知見は以下のとおりである（図21～図24）。

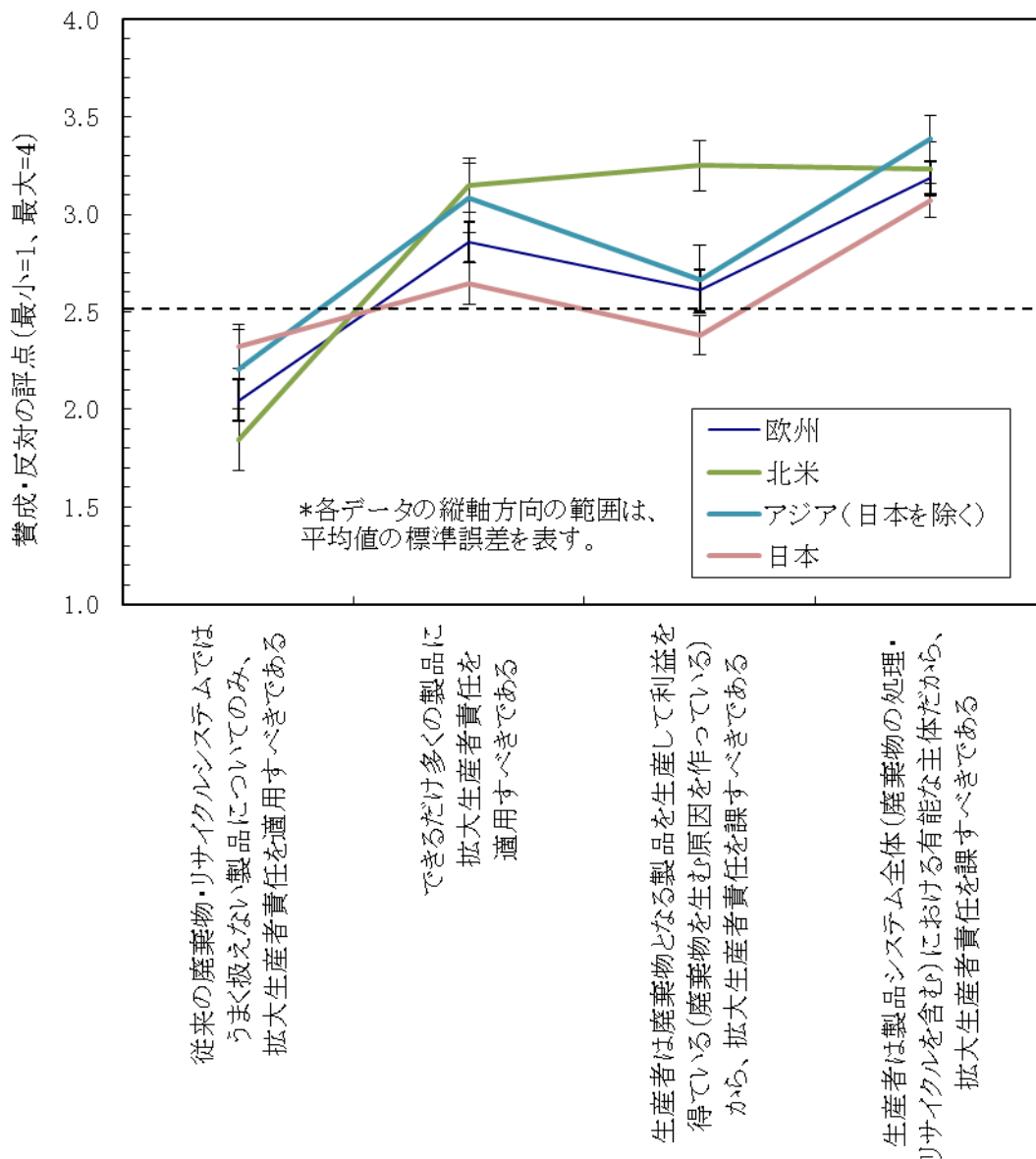


図 21 EPR の適用と論拠等についての認識の 4 つの地域の違い(縦軸の評点は、「そう思う」(4 点) から「そう思わない」(1 点) までを得点化したもの。点線は、賛成と反対の中間値を示す。)

EPR の適用については、4 つの地域全てにおいて、EPR を限定的に適用するというよりも、できるだけ多くの製品に適用すべきと考える傾向があった。特に、北米とアジア（日本を除く）の回答者においてその傾向が強かった。

EPRの論拠については、総じて、有能論に同意する傾向があった。ただし、北米の回答者は、他の地域の回答者に比べて、受益論に同意する度合いが強く、図21の評点は有能論と受益論とで同じであった。北米以外の回答者は、受益論よりも有能論に同意する傾向があった。

物理的責任と金銭的責任の相対的重要度については（図22）、4つの地域全てにおいて、物理的責任と金銭的責任は同じくらい重要という回答が約40%と一番多かった。しかし、北米の回答者は、金銭的責任をより重視する回答の割合が大きかった。情報の責任については、いずれの地域でも、情報の責任はEPRに含めると考える回答者が多かった。が、比較すると、情報の責任を含めないと考える回答者は北米で多く（23%）、アジア（日本を除く）で少なかった（5%）（図23）。

- 物理的生産者責任は、全く重要でない。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任よりもはるかに重要でない。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任ほどは重要でないが、それでも重要である。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任と同じくらい重要である。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任よりも重要である。

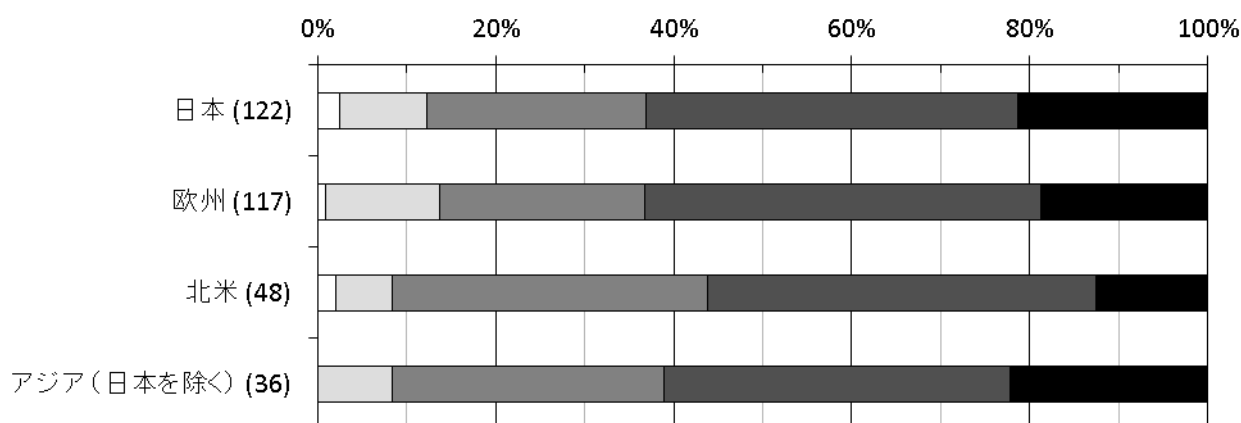


図 22 物理的責任と金銭的責任の相対重要度についての認識の4つの地域の違い（括弧内の数字は回答者数）

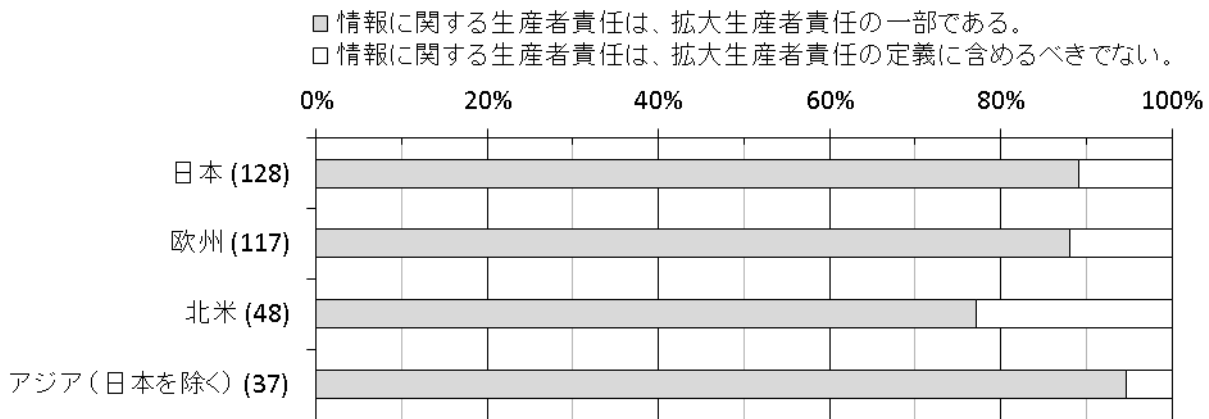


図 23 情報に関する生産者責任についての認識の 4 つの地域の違い（括弧内の数字は回答者数）

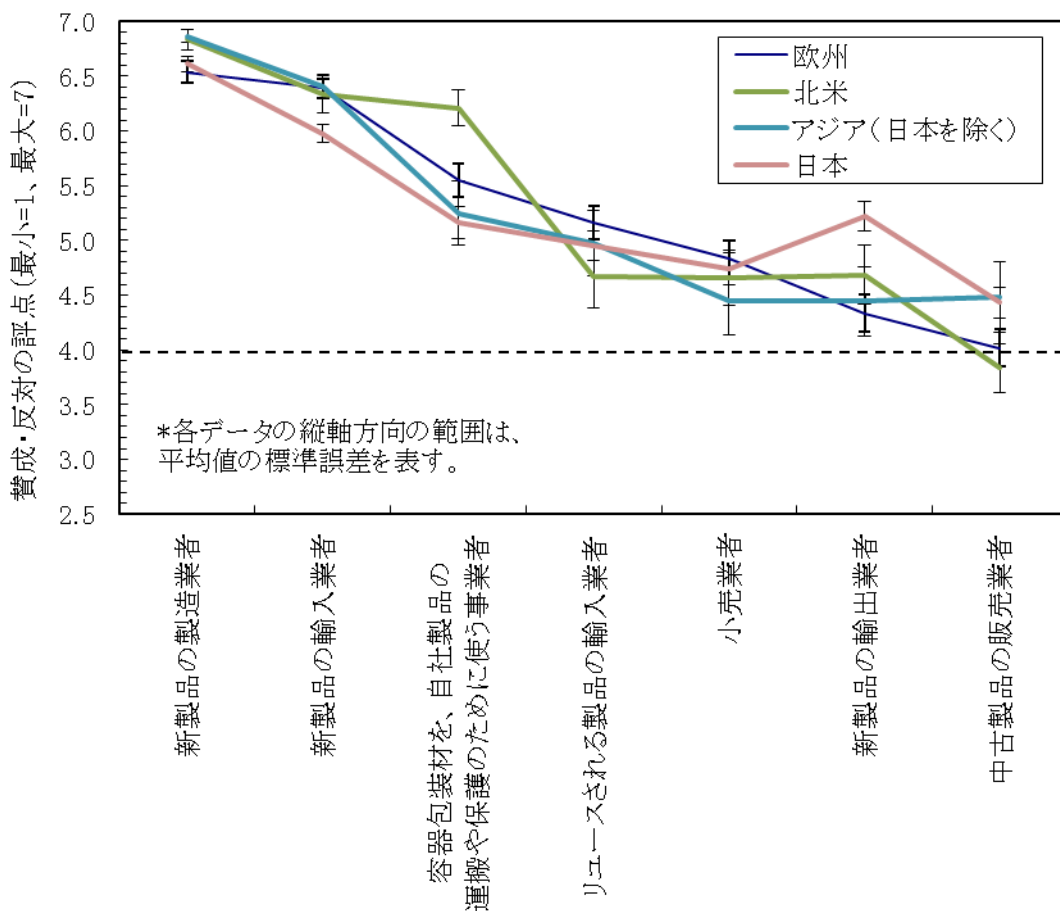


図 24 EPR における「生産者」の定義についての認識の 4 つの地域の違い（縦軸の評点は、「まさしく含まれる」（7 点）から「全く含まれない」（0 点）までを得点化したもの。点線は、賛成（生産者に含まれる）と反対の中間値を示す。）

EPRにおける「生産者」の定義についての結果を図24に示す。4つのいずれの地域においても、新製品の製造業者と輸入業者はEPRの文脈でいう「生産者」であると考えられていた。「リユースされる製品の輸入業者」「小売業者」「中古品の販売業者」についても4つの地域で類似の回答傾向が得られた。ただし、日本の回答者は、EPRの文脈でいう「生産者」に新製品の輸出業者が含まれると回答する傾向があった。また、北米の回答者は、EPRの文脈でいう「生産者」に容器包装材を自社製品の運搬や保護のために使う事業者が含まれると回答する傾向があった。

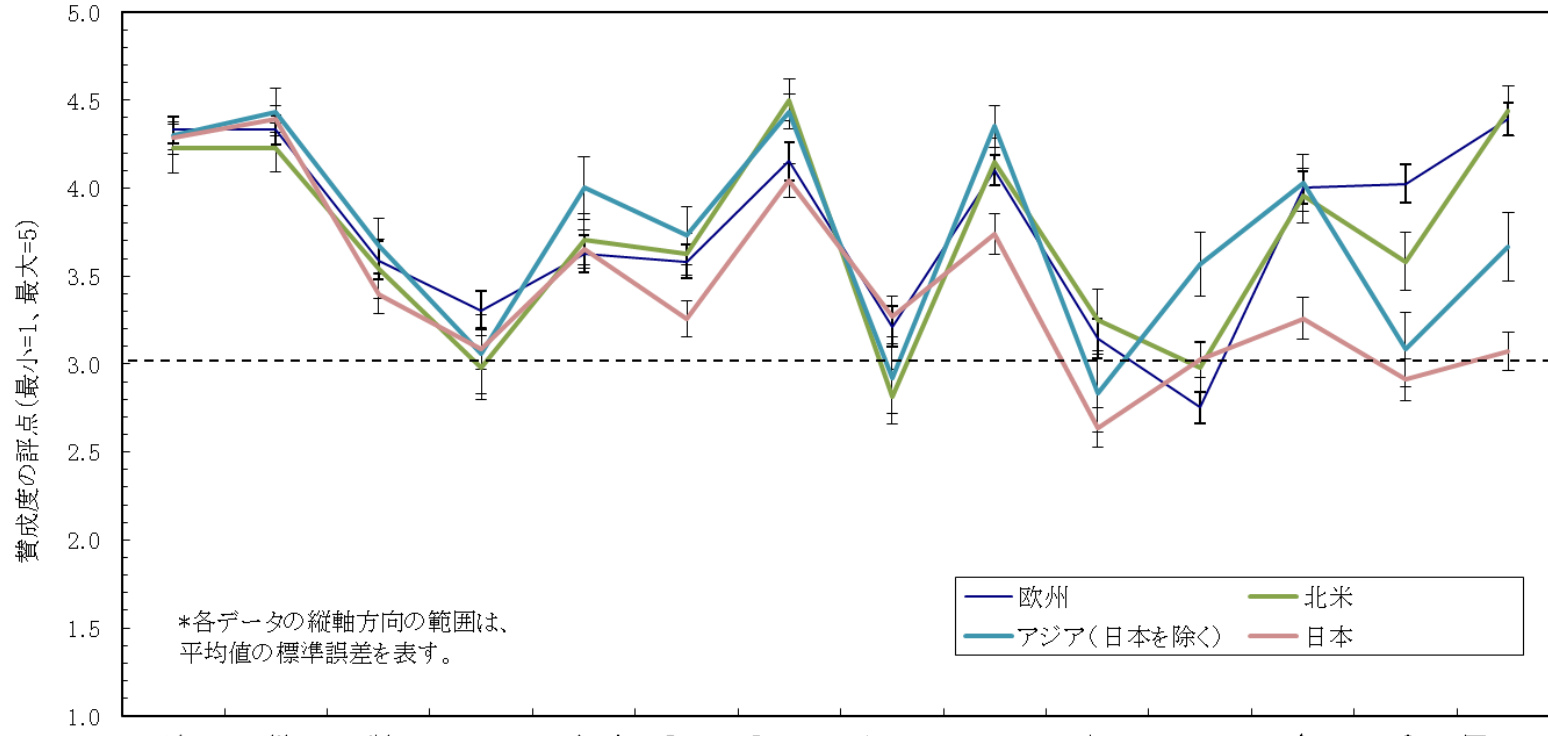
3.9.3. EPRに関わる見解についての認識

EPRに関連する14の見解については以下の知見が得られた（図25。縦軸の評点は、「そう思う」を5点、「どちらかといえばそう思う」を4点、「どちらともいえない」を3点、「どちらかといえばそう思わない」を2点、「全くそう思わない」を1点として求めた。また、項目は意見のばらつきが小さいものから大きいものへと左から右に順に記載）。得られた主な知見は以下のとおりである。

- 4つの地域において同様の回答が得られたものは、「生産者は、廃棄物処理の改善に資する製品情報をリサイクル・廃棄物処理業者に提供することができる。」「リサイクル・廃棄物処理業者から生産者への情報（フィードバック）は、リサイクル性や易解体性といった製品設計の改善に資する。」「仮に製品設計の変更によって製品のリサイクル・廃棄物処理費用が減少したとしても、生産者がそれによって得られる便益が小さければ、生産者は製品設計を変更しない」、「製品の輸入業者の製品設計への影響力は、一般的には、極めて小さいか、もしくはゼロである。」の4つであった。前二者は、評点が4以上と高く、生産者と下流側のステークホルダーとの好ましい相互作用について述べたものであり、後二者は、特定の条件下においてはEPR制度による生産者の製品設計変更に及ぼす影響が限定的であることを述べたものである。
- 対照的に、4つの地域で見解に大きな違いが認められたものは、「拡大生産者責任プログラムにおける目標値（例えば、リサイクル率）は、法律などによって外部から課されるべきであって、生産者が自ら決めるべきものではない。」と「自治体が使用済み製品の収集について物理的責任のみ負い、収集費用は生産者が支払っている場合、収集されたモノの所有権は自治体ではなく、生産者にある。」であった。
- 日本の回答者にはあまり同意されていなかった見解は、「生産者どうしで共同して製品を回収し、処理・リサイクルするとしても、それぞれの製品のリサイクル性や易解体性といった特性に応じた費用を支払っていれば、各生産者は製品設計の改善を行うようになる。」「拡大生産者責任プログラムにおける目標値（例えば、リサイクル率）は、法律などによって外部から課されるべきであって、生産者が自ら決めるべきものではな

い。」「生産者がリサイクルや廃棄物処理の費用を全部もしくは一部支払うことにより、廃棄物段階を含む全ての製品ライフステージの総費用が最適化されるようになる。」であった。これらのうち2つは金銭的責任と製品設計への影響についての見解であった。また、「リサイクル・廃棄物処理業者は、生産者からの製品情報をあまり使っていない」という見解も日本の回答者には比較的同意されていなかった。日本の回答者における異なるステークホルダーの回答傾向について、さらに解析することが期待される。

- アジアの回答者（日本を除く）は、他の地域の回答者と比べて、「生産者が自社製品のリサイクルや廃棄物処理を自ら行う場合、これらを委託するより、リサイクル・廃棄物処理に関するより多くの情報が得られる、という利得がある。」と「拡大生産者責任は、市場において優勢な生産者の市場における地位を、さらに強固にする。」という見解に比較的同意していた。
- 欧州と北米の回答者に比較的賛同されつつもアジアと日本の回答者に賛同されていなかった見解に「拡大生産者責任プログラムにおける目標値（例えば、リサイクル率）は、法律などによって外部から課されるべきであって、生産者が自ら決めるべきものではない。」があった。同様の傾向は、「自治体が使用済み製品の収集について物理的責任のみ負い、収集費用は生産者が支払っている場合、収集されたモノの所有権は自治体ではなく、生産者にある。」と「拡大生産者責任制度についての社会認知は、主に生産者によって高められるべきである。」という見解にも認められた。



生産者は、廃棄物処理の改善に資する製品情報をリサイクル・廃棄物処理業者に提供することができる

リサイクル・廃棄物処理業者から生産者への情報(フィードバック)は、リサイクル性や易解体性といった製品設計の改善に資する

仮に製品設計の変更によって製品のリサイクル・廃棄物処理費用が減少したとしても、生産者がそれによって得られる便益が小さければ、製品の輸入業者の製品設計への影響力は、一般的には、極めて小さいか、もしくはゼロである

生産者が自社製品のリサイクルや廃棄物処理を自ら行う場合、これらを委託するより、リサイクル・廃棄物処理に関するより多くの情報が得られる

リサイクル・廃棄物処理業者は、生産者からの製品情報をあまり使っていない

生産者は、リサイクルや廃棄物処理の費用もしくはその一部を製品価格に反映させるべきである

生産者よりも自治体の方が効果的に廃棄物・リサイクル品の収集を行うことができる

生産者どうしで共同して製品を回収し、処理・リサイクルするとしても、それぞれの製品のリサイクル性や易解体性といった特性に応じた費用…

拡大生産者責任制度についての社会認知は、主に生産者によって高められるべきである

拡大生産者責任は、市場において優勢な生産者の市場における地位を、さらに強固にする

生産者がリサイクルや廃棄物処理の費用を全部もしくは一部支払うことにより、廃棄物段階を含む全ての製品ライフステージの総費用が…

自治体が発行済み製品の収集について物理的責任のみを負い、収集費用は生産者が支払っている場合、収集されたモノの所有権は自…

拡大生産者責任プログラムにおける目標値(例えば、リサイクル率)は、法律などによって外部から課されるべきであって、生産者が自ら決…

図 25 EPR に関連する見解について賛否意見の 4 つの地域の違い (点線は、賛成と反対の中間値を示す。見解の全文は付録 1 を参照。)

3.9.4. 一般的信条

最後に、4つの地域の回答者の一般的信条の違いを分析した結果を図26に示す。得られた主な知見は以下のとおりであった。

- 4つの地域における一般的信条は異なるものが多かったが、「多くの人々は信頼できる。」と「世の中は、将来良くなる。」については比較的違いが小さかった。
- 企業を信頼できるとする地域の順序と、市場メカニズムと競争はよいこととする地域の順序は逆になった。競争・市場メカニズムをよいと考えるほど、企業を信頼しないという傾向があった。
- 日本の回答者は、他の地域と比較すると、「責任が共有されると、誰も進んで行動を起こさなくなるものである。」と「自治体は、効率的に仕事を行っている。」に同意しない傾向があった。
- アジアと日本の回答者は、伝統を重んじる傾向があった。

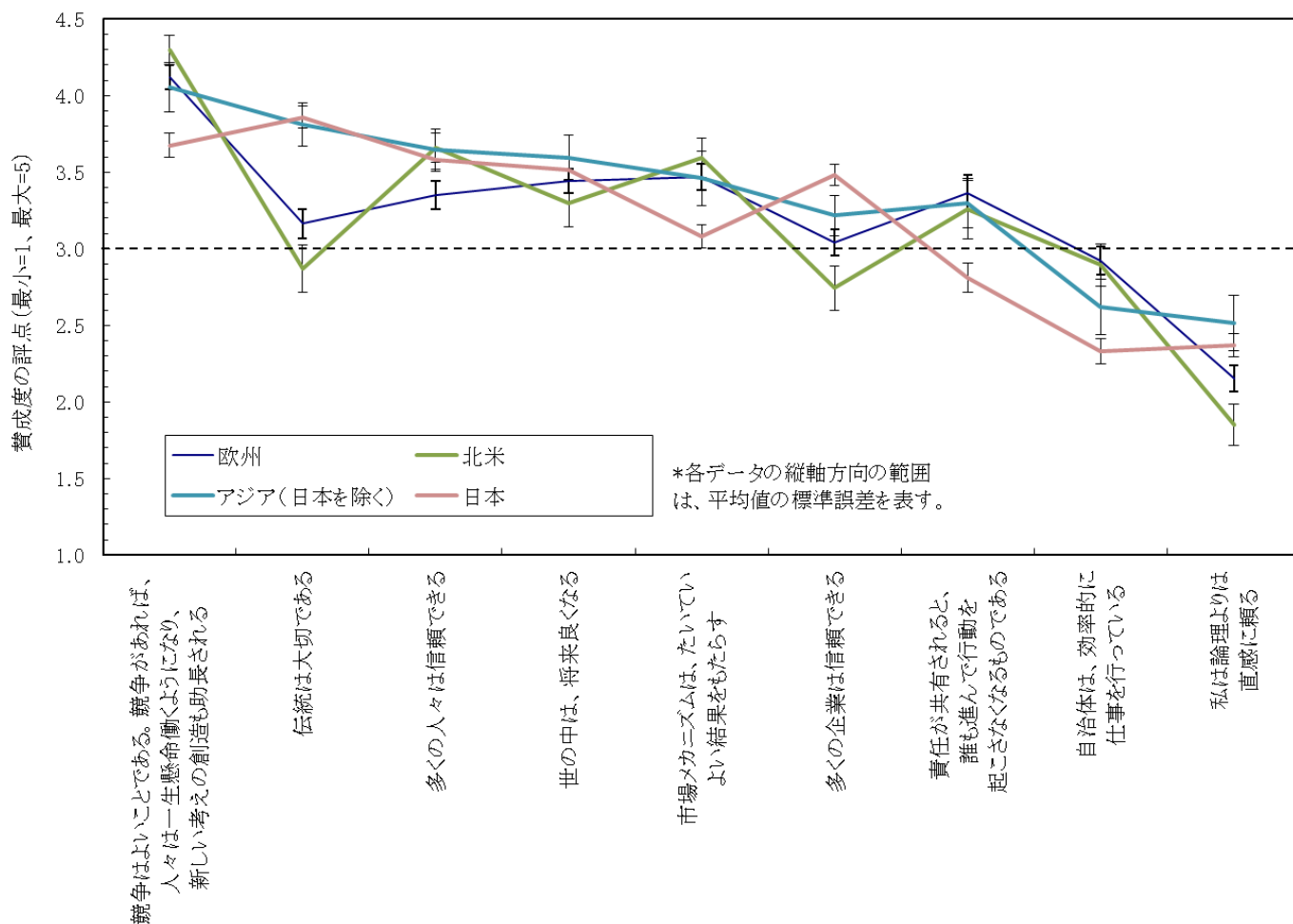


図26 一般的信条についての4つの地域の違い（縦軸の評点は、「そう思う」（5点）から「全くそう思わない」（1点）を得点化したもの。点線は、賛成と反対の中間値を示す。）

3.10. 製品種による認識等の違い

3.10.1. 予備的分析

同様にして、異なる製品種についての活動を行っている回答者の違いを検討した。その結果（図27から図31）によれば、製品種による認識の違いは大きくはなかった。

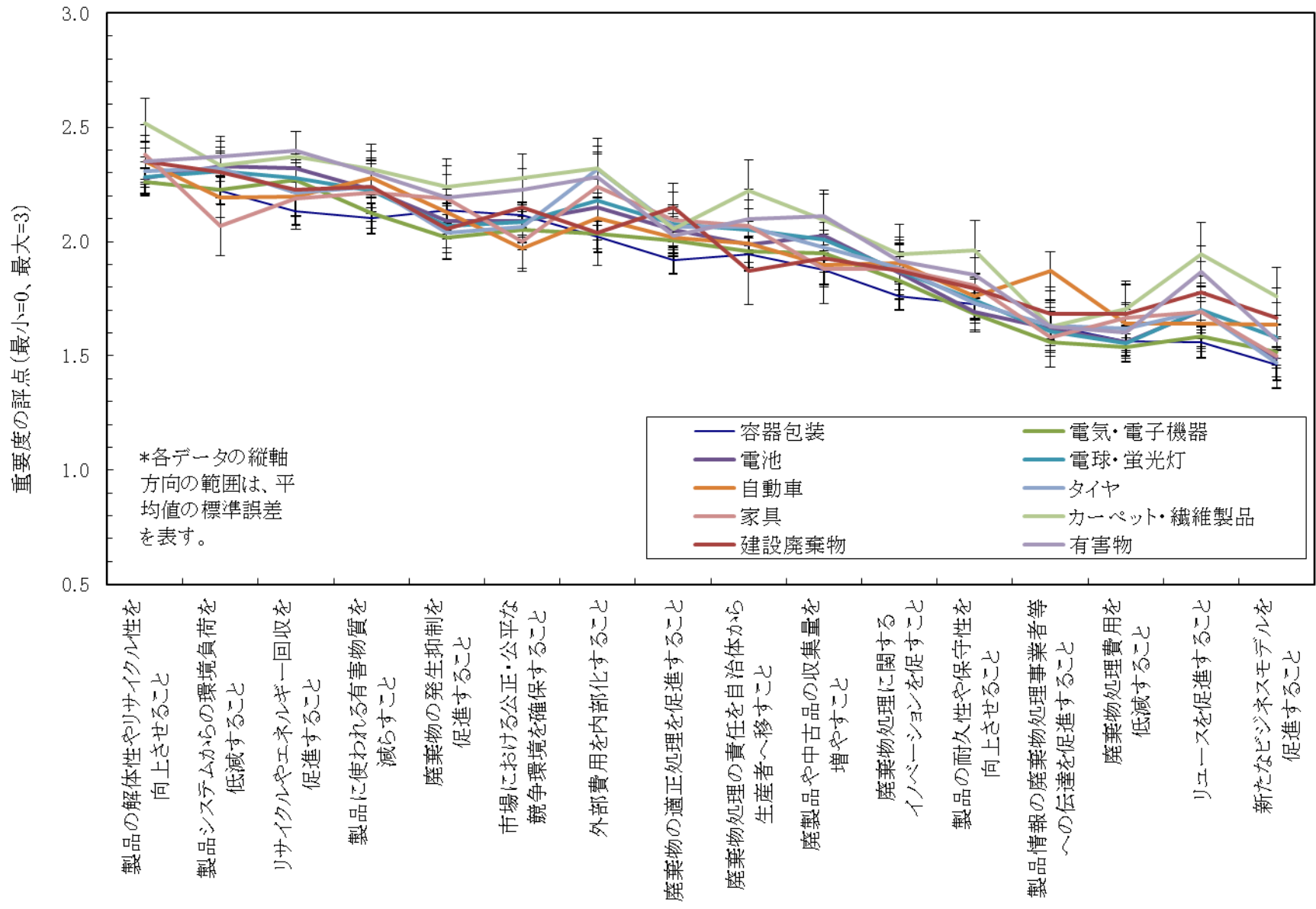
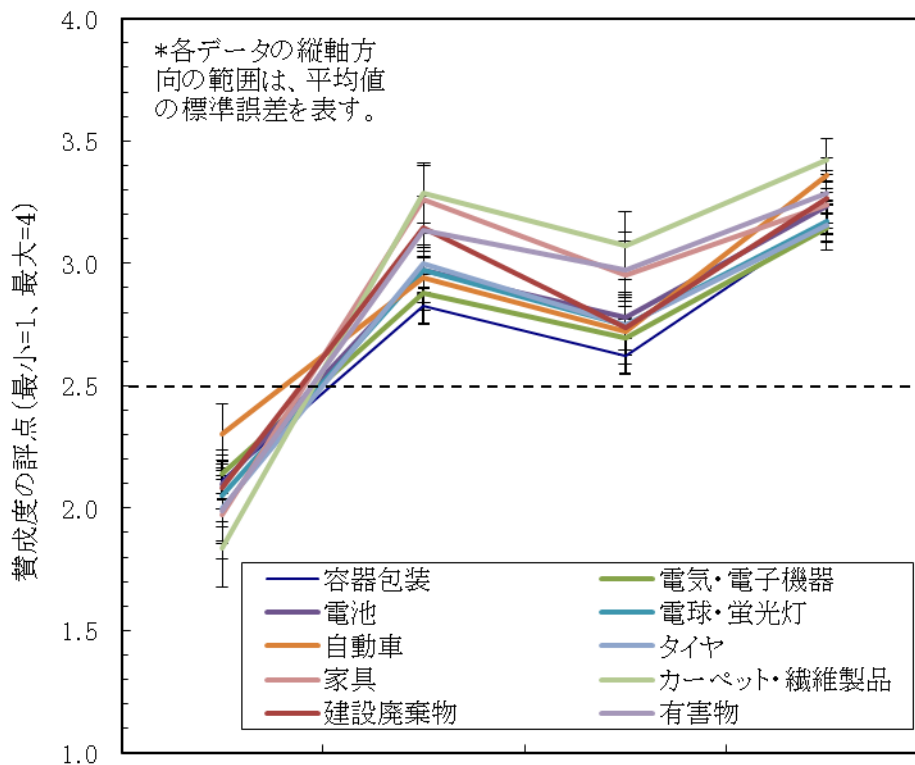


図 27 EPR の目的についての認識の製品種による違い



従来の廃棄物・リサイクルシステムでは、うまく扱えない製品についてのみ、拡大生産者責任を適用すべきである

できるだけ多くの製品に拡大生産者責任を適用すべきである

生産者は廃棄物となる製品を生産して利益を得ている(廃棄物を生む原因を作っている)から、拡大生産者責任を課すべきである

生産者は製品システム全体(廃棄物の処理・リサイクルを含む)における有能な主体だから、拡大生産者責任を課すべきである

図 28 EPR の適用と論拠等についての認識の製品種による違い（点線は、賛成と反対の中間値を示す。）

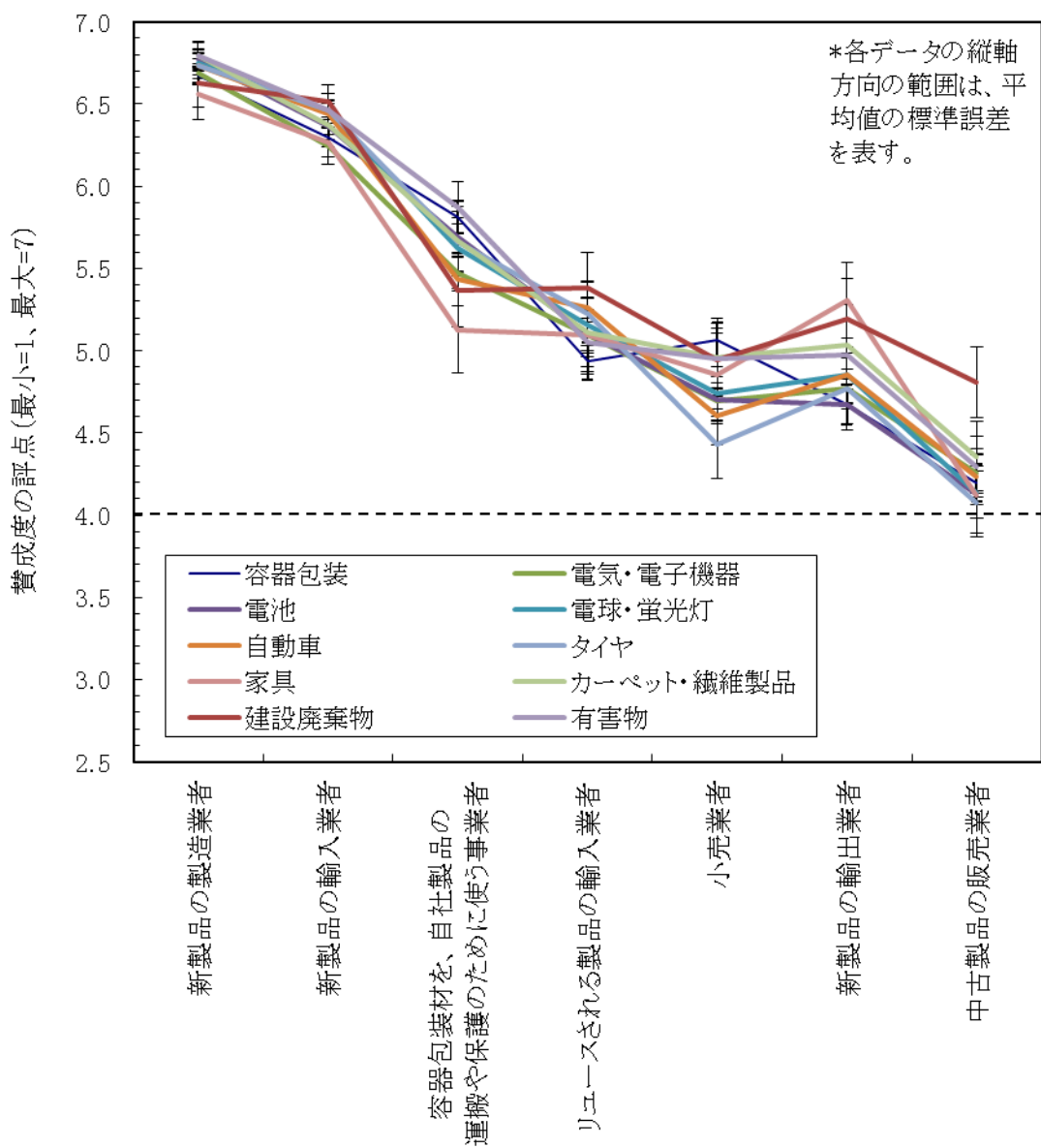


図 29 EPR における「生産者」の定義についての認識の製品種による違い（点線は、賛成（生産者に含まれる）と反対の中間値を示す。）

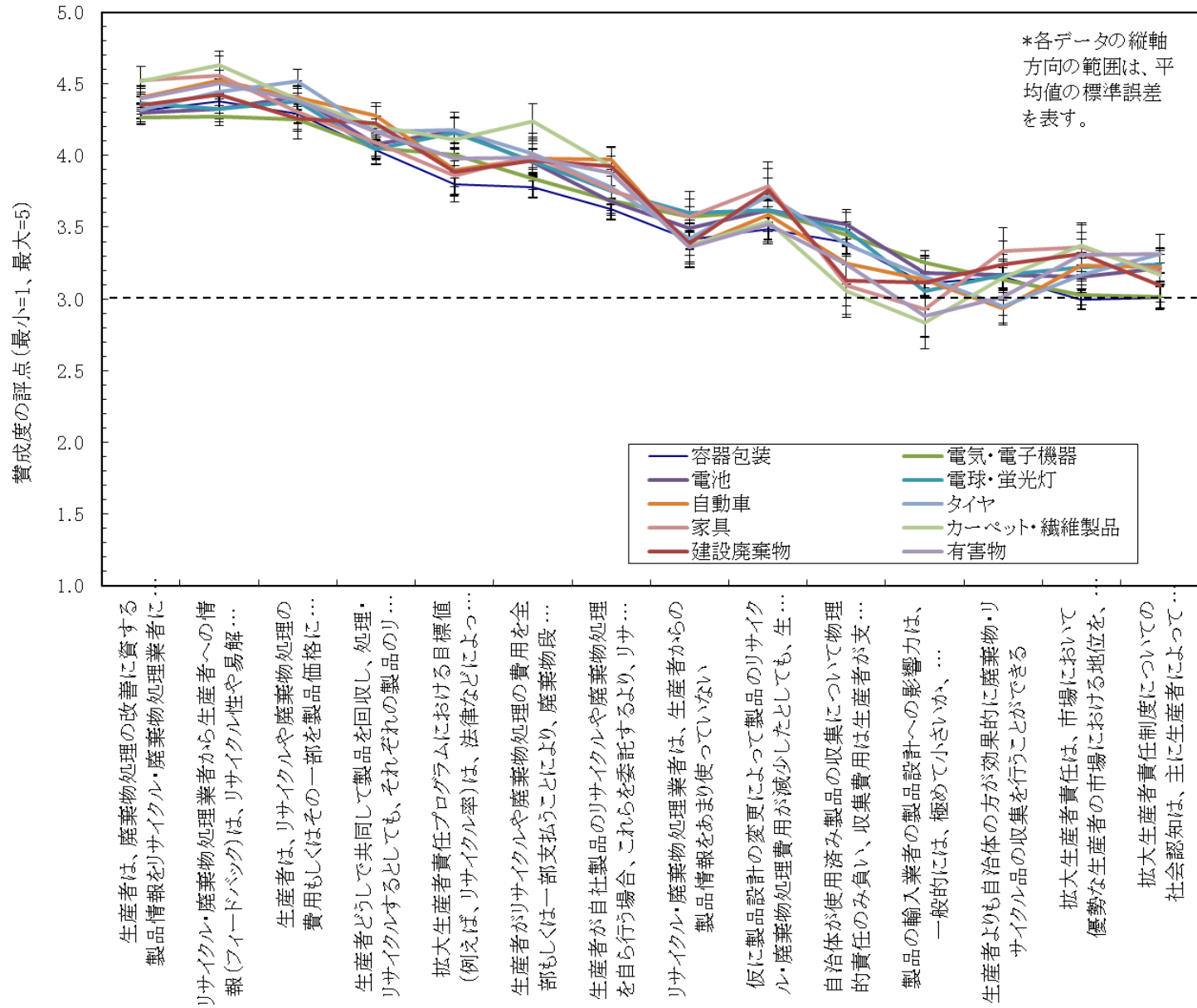


図 30 EPR に関連する見解について賛否意見の製品種による違い (点線は賛成と反対の中間値。見解の全文は付録 1 を参照)

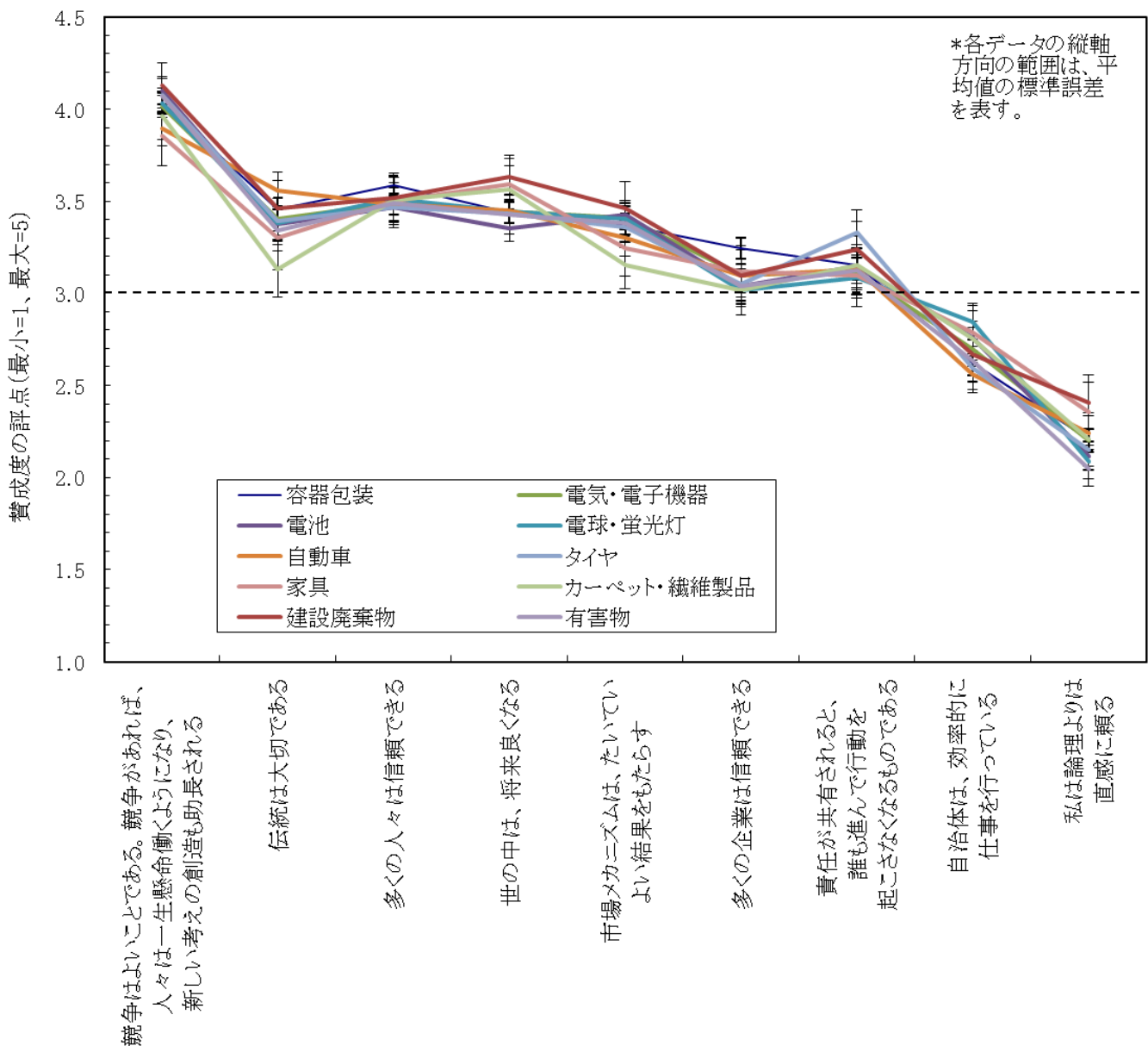


図31 一般的信条について賛否意見の製品種による違い（縦軸の評点は、「そう思う」（5点）から「全くそう思わない」（1点）を得点化したもの。点線は、賛成と反対の中間値を示す。）

このようになった理由として、多くの回答者が一つ以上の製品種について活動を行っていたということを指摘できる。そこで、製品種による違いを把握するために、活動を行っている製品種が一つである回答者のみを抽出して解析を行った。表4に示したように、製品種ごとのデータ数が10以上となった容器包装と電気電子機器のみを対象とした。なお、製品種を単一回答した回答者はステークホルダーの種類に偏りが無いわけではなく、これらの回答者の約半数は生産者等であり、図32～図38の結果は、主に生産者等の違いが大きく影響している。

表4 活動している製品種が単一である回答者の数（「あなたの拡大生産者責任に関わる仕事や活動は、どのような製品についてのものですか？」もしくは「What types of products are your activities on EPR related to?」という複数回答質問への回答）

	容器包装	電気・電子機器	自動車	電池	建設廃棄物	電球・蛍光灯	家具	カーペット・織維製品	有害物	タイヤ	その他	計
生産者等	38	18	5	4	1	1	0	0	0	0	4	71
学者・研究者	5	12	1	0	1	0	0	0	0	0	4	23
廃棄物関連事業者	8	5	0	0	0	1	0	0	0	0	2	16
国の行政機関	5	2	1	0	0	0	0	0	1	0	3	12
NPO・市民	6	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9
コンサルタント	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
自治体	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
国際機関等	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	4
未回答	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	67	43	8	4	3	2	1	1	1	0	14	144

3.10.2. EPRの目的

EPRの目的について、容器包装と電気・電子機器に関わっている回答者の認識の違いを図32に示す。)

- 同じ回答傾向を示したものは以下のとおりである。まず、どちらの回答者も、EPR制度により「製品の解体性やリサイクル性を向上させること」、「製品システムからの環境負荷を低減すること」、「製品に使われる有害物質を減らすこと」を重視していた。また、どちらも「外部費用を内部化すること」と「廃製品や中古品の収集量を増やすこと」をやや重視する傾向にあった。
- 容器包装のみに関わっている回答者は、電気・電子機器のみに関わっている回答者と比べて、「廃棄物の発生抑制を促進すること」「製品情報の廃棄物処理事業者等への伝達を促進すること」「市場における公正・公平な競争環境を確保すること」「製品の耐久性や保守性を向上させること」という目的を比較的重視する傾向があった。
- 電気・電子機器のみに関わっている回答者は、「廃棄物の適正処理を促進すること」と「リサイクルやエネルギー回収を促進すること」という目的を重視する傾向があった。

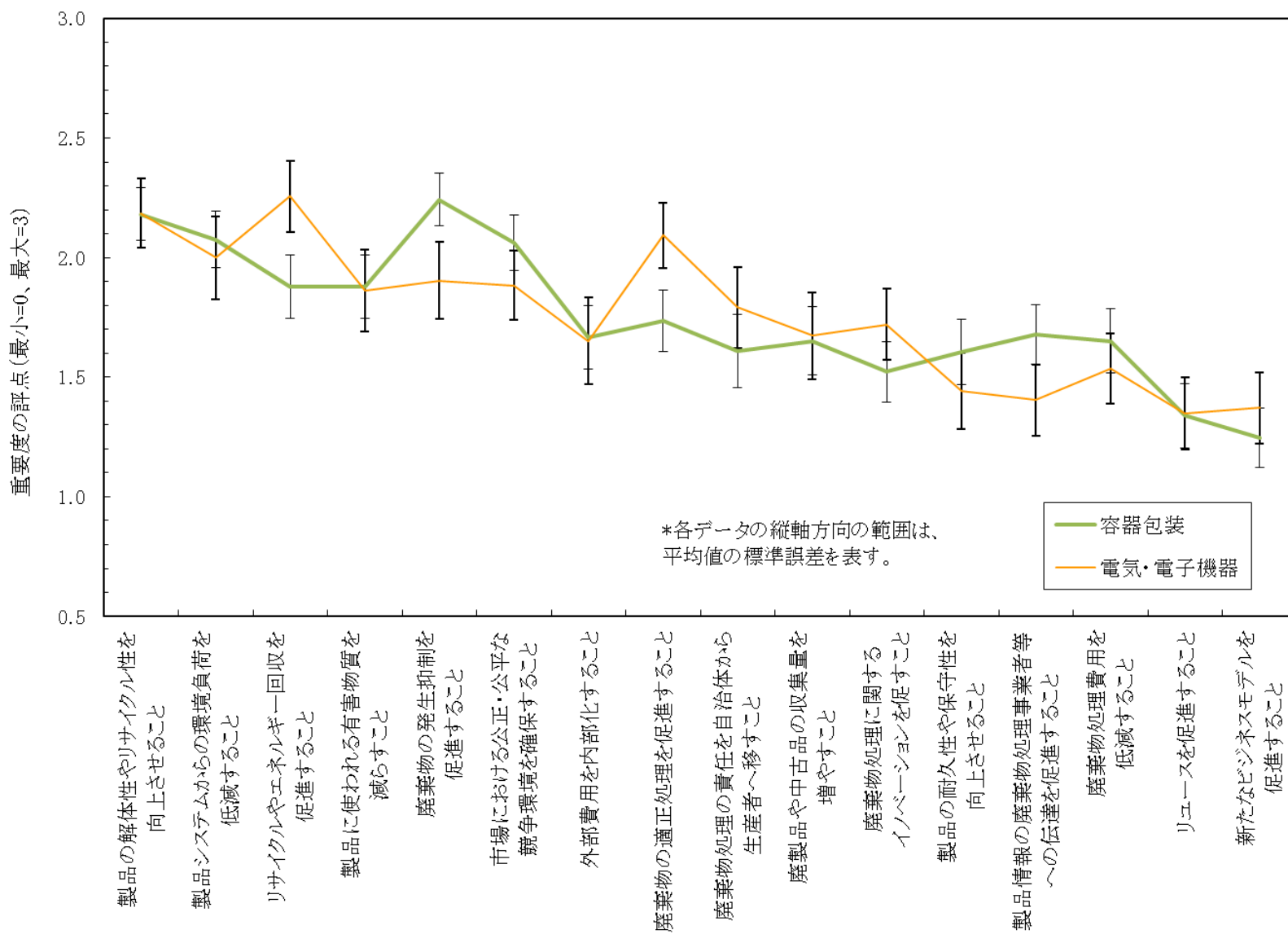


図 32 EPR の目的についての認識の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ）

3.10.3. EPRの適用と論拠、責任の種類、「生産者」の範囲

次に EPR の適用と論拠ならびに責任の種類についての製品種（容器包装のみと電機・電子機器のみ）による違いは、図33～図35に示すとおりである。大きな違いはなかったが、次の点で比較的大きな違いがあった。

- 電気・電子機器のみに関わっている回答者は、容器包装のみに関わっている回答者と比べると物理的生産者責任を重視する傾向があった。
- 容器包装のみに関わっている回答者は、電気・電子機器のみに関わっている回答者と比べると、情報的責任は EPR の一部であると考えられる傾向があった。

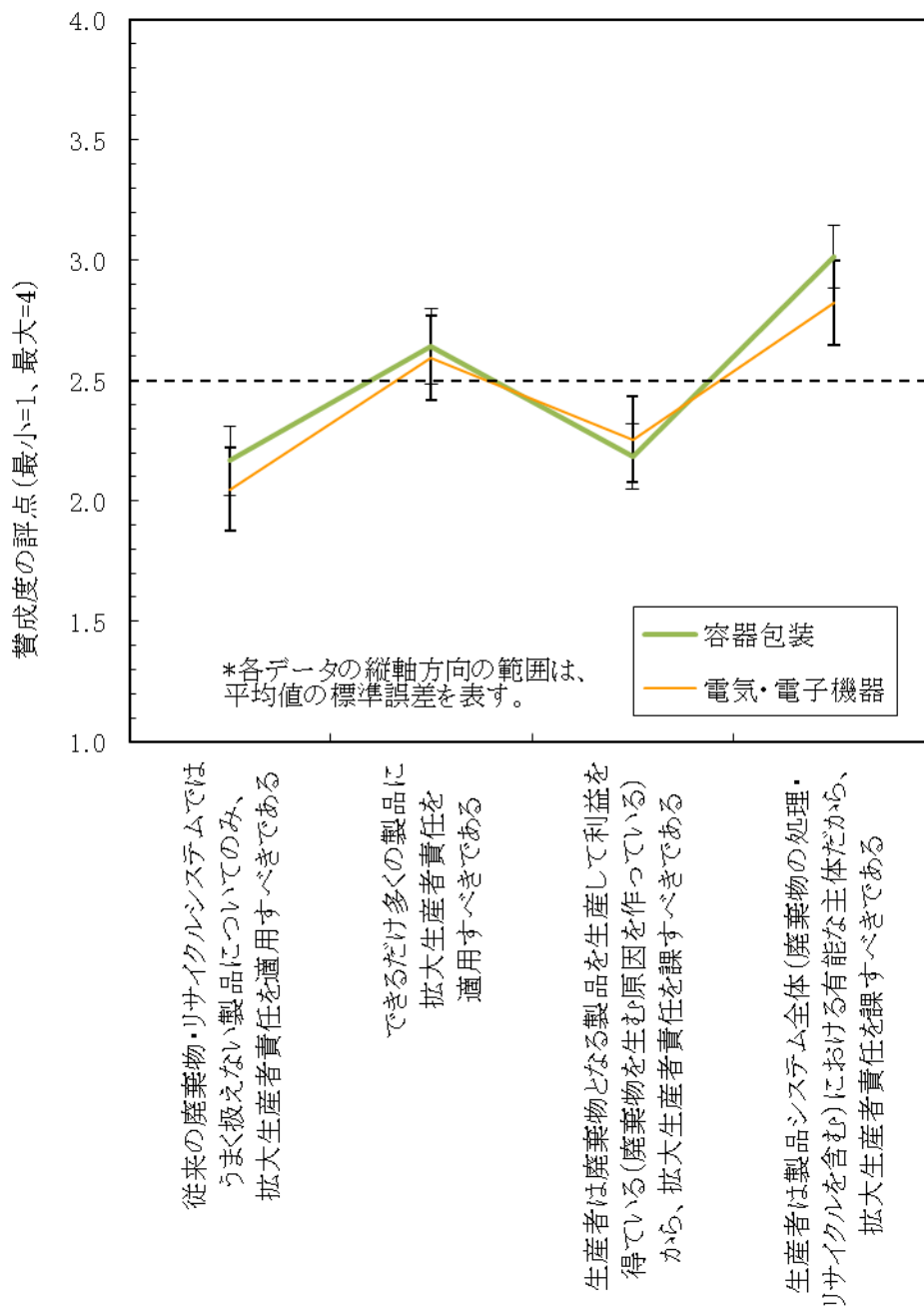


図 33 EPR の適用と論拠等についての認識の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ；点線は、賛成と反対の中間値を示す。）

- 物理的生産者責任は、全く重要でない。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任よりもはるかに重要でない。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任ほどは重要でないが、それでも重要である。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任と同じくらい重要である。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任よりも重要である。

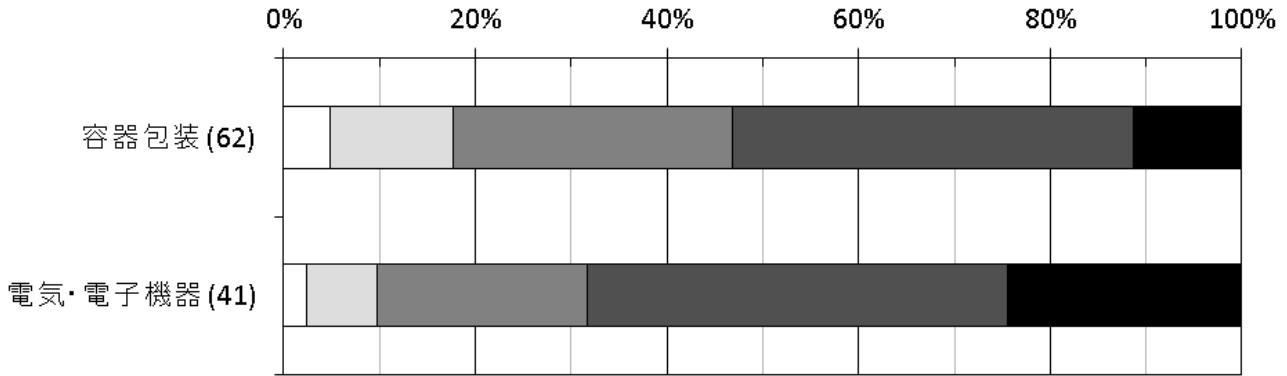


図 34 物理的責任と金銭的責任の相対重要度についての認識の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ；括弧内の数字は回答者数）

- 情報に関する生産者責任は、拡大生産者責任の一部である。
- 情報に関する生産者責任は、拡大生産者責任の定義に含めるべきでない。

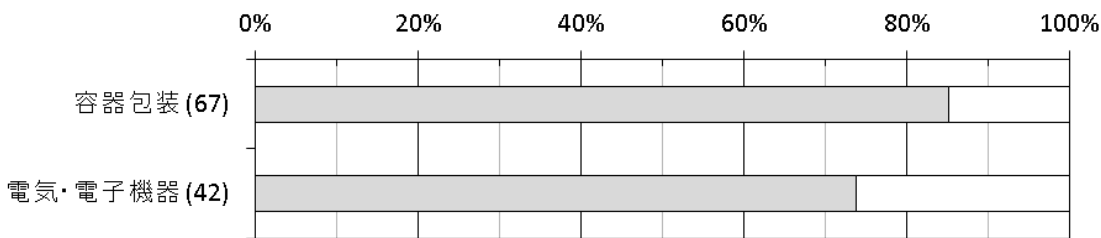


図 35 情報に関する生産者責任についての認識の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ；括弧内の数字は回答者数）

EPR の文脈における「生産者」の定義についての違いは、以下の結果が得られた(図36)。

- 容器包装のみに関わっている回答者ならびに電気・電子機器のみに関わっている回答者ともに、製造業者と輸入業者を「生産者」と考える傾向が強く、他方、新品の輸出業者を「生産者」とは考える傾向はなかった。
- 「容器包装材を、自社製品の運搬や保護のために使う事業者」と「小売業者」が「生産者」に含まれると考える傾向は、容器包装のみに関わっている回答者の方が強かった。
- 電気・電子機器のみに関わっている回答者は、「リユースされる製品の輸入業者」と「中古製品の販売業者」が生産者に含まれると回答する傾向が強かった。この認識は、電気電子機器の方が容器包装よりも輸出されることが多く、また中古品としても販売も電

気・電子機器の方が多という現状に合致する。

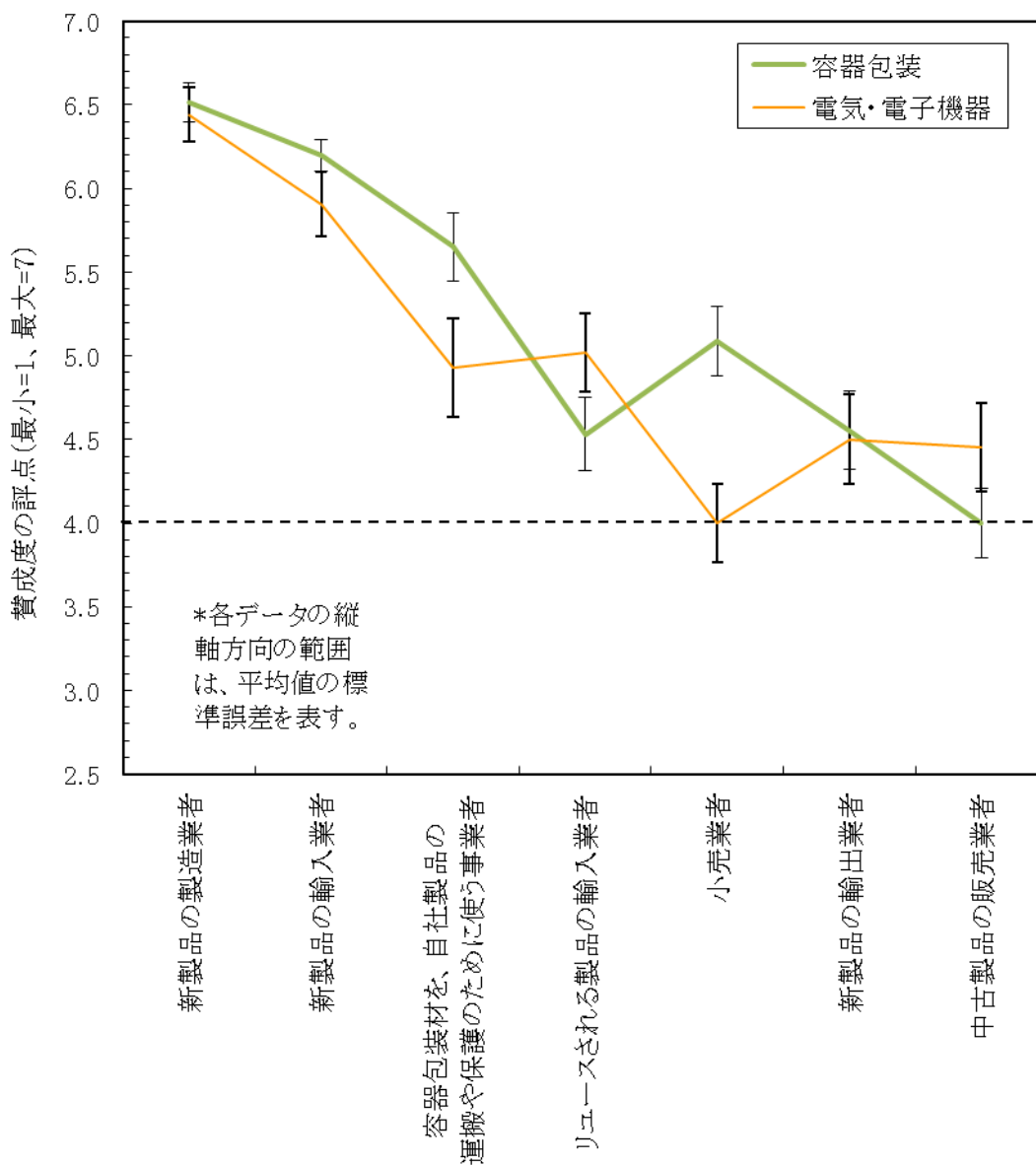


図 36 EPR における「生産者」の定義についての認識の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ；点線は、賛成と反対の中間値を示す。）

3.10.4. EPR に関わる見解についての認識

EPR に関連する14の見解についての違いとしては、以下の知見が得られた（図37）。

- 多くの見解において、容器包装のみに関わっている回答者と電気・電子機器のみに関わっている回答者は、同様の回答傾向を示した。特に、「生産者がリサイクルや廃棄物処理の費用を全部もしくは一部支払うことにより、廃棄物段階を含む全ての製品ライフ

ページの総費用が最適化されるようになる。」、「自治体が使用済み製品の収集について物理的責任のみ負い、収集費用は生産者が支払っている場合、収集されたモノの所有権は自治体ではなく、生産者にある。」、「生産者よりも自治体の方が効果的に廃棄物・リサイクル品の収集を行うことができる。」、「拡大生産者責任は、市場において優勢な生産者の市場における地位を、さらに強固にする。」という見解において、賛成度の平均評点は同じであった。これらのうち、最後の見解を除けば、いずれの回答者もこれらの見解に賛成していた（重要度の評点で3.5以上）。

- 容器包装のみに関わっている回答者は、「リサイクル・廃棄物処理業者から生産者への情報(フィードバック)は、リサイクル性や易解体性といった製品設計の改善に資する。」という見解に比較的同意する傾向があった。
- 電気・電子機器のみに関わっている回答者は、「拡大生産者責任プログラムにおける目標値（例えば、リサイクル率）は、法律などによって外部から課されるべきであって、生産者が自ら決めるべきものではない。」、「リサイクル・廃棄物処理業者は、生産者からの製品情報をあまり使っていない。」、「仮に製品設計の変更によって製品のリサイクル・廃棄物処理費用が減少したとしても、生産者がそれによって得られる便益が小さければ、生産者は製品設計を変更しない。」、「製品の輸入業者の製品設計への影響力は、一般的には、極めて小さいか、もしくはゼロである。」という見解に比較的同意する傾向があった。

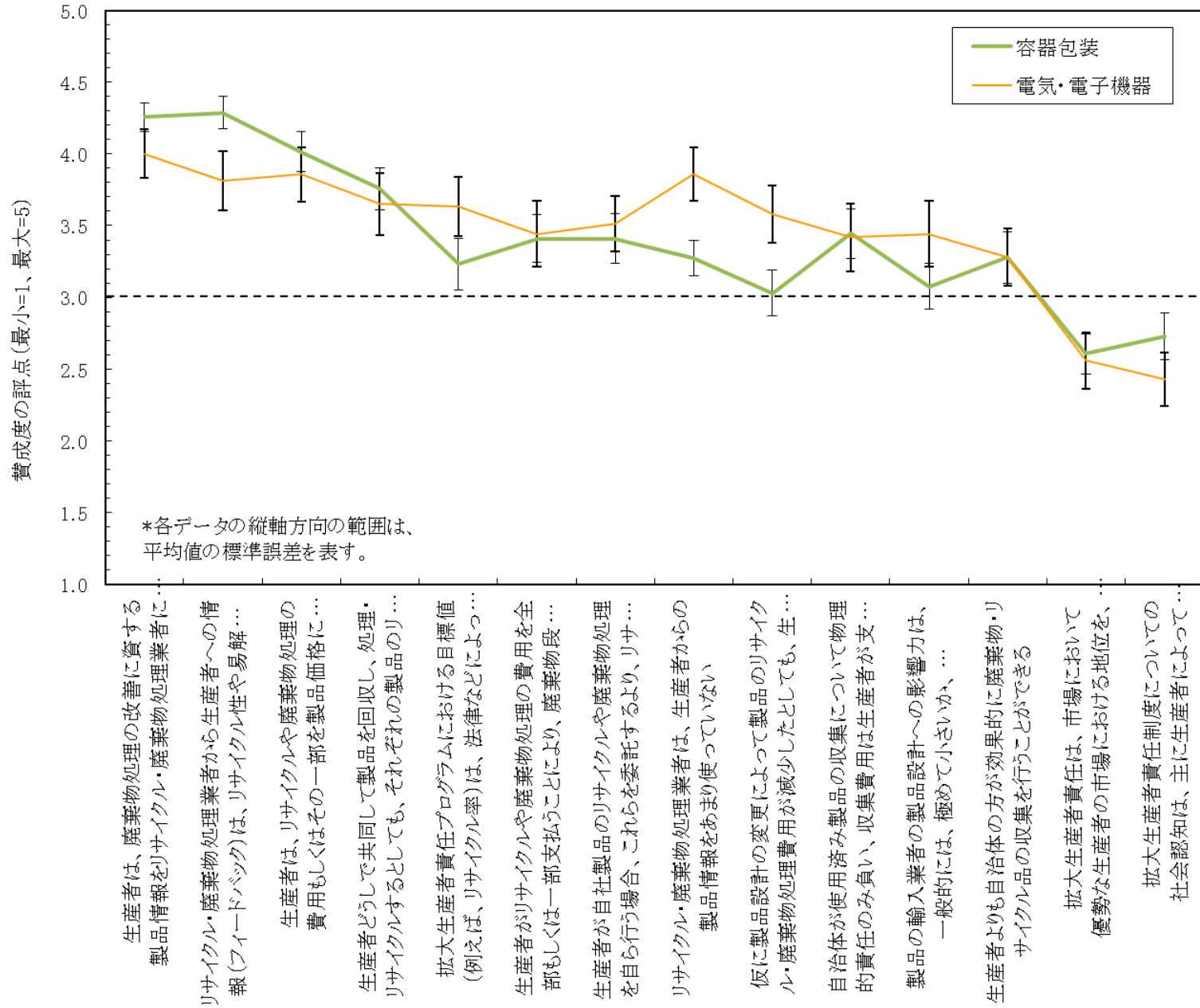


図 37 EPR に関連する見解について賛否意見の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ；点線は賛成と反対の中間値を示す。見解の全文は付録 1 を参照。）

3.10.5. 一般的信条

一般的信条の違いについては、図38に示すとおりで、企業への信頼と自治体の効率性を除けば、ほぼ同様の回答傾向を示した。

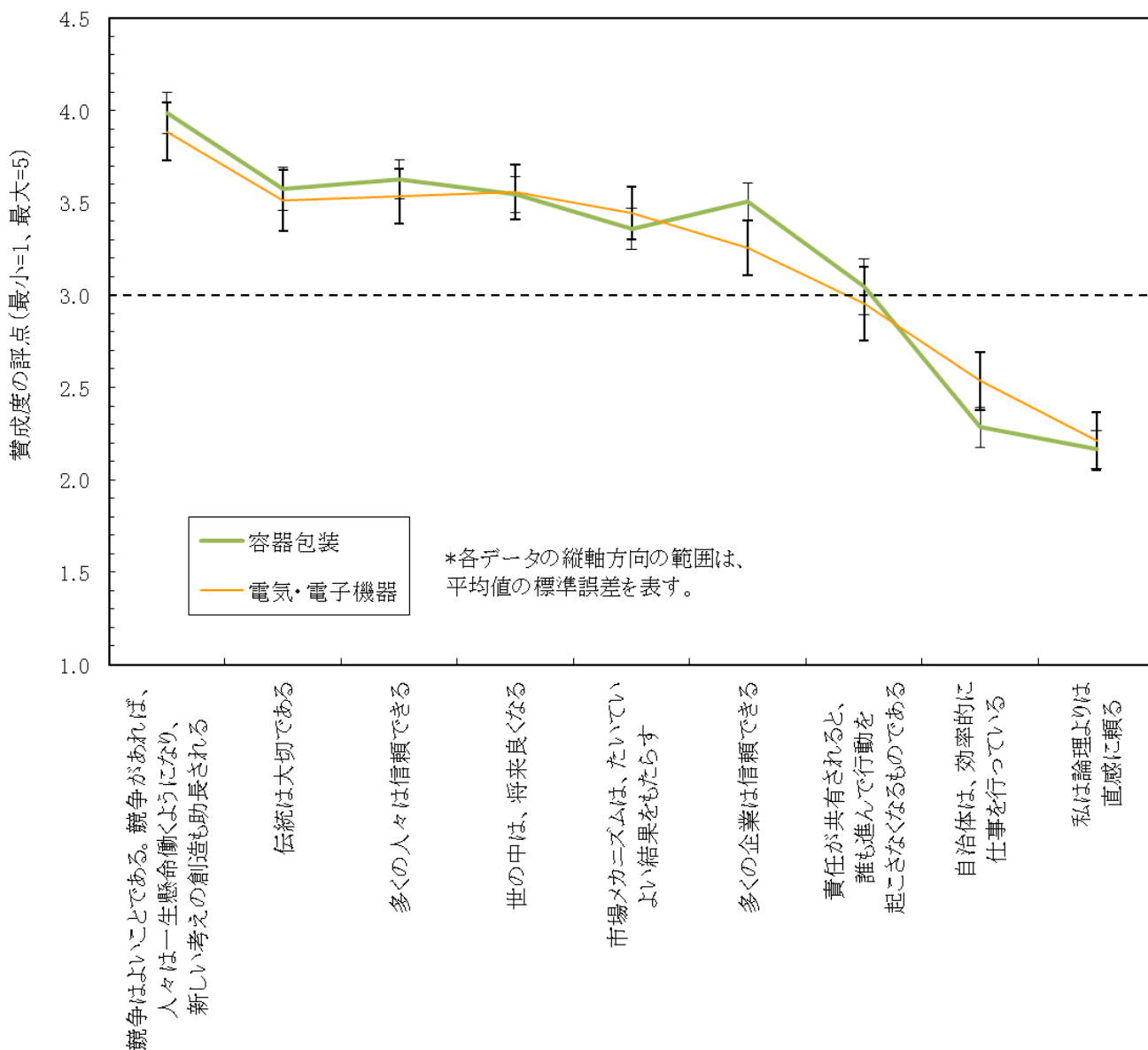


図 38 一般的信条について賛否意見の製品種による違い（容器包装のみと電機・電子機器のみ；縦軸の評点は、「そう思う」（5点）から「全くそう思わない」（1点）を得点化したもの。点線は、賛成と反対の中間値を示す。）

3.11. ステークホルダーによる認識等の違い

続いて、ステークホルダーによる違いを解析した。国際機関からの回答者数は10と少なかったため、これを除いて解析を行った。

3.11.1. EPRの目的

EPRの目的についての主要な結果は次のとおりである(図39;項目は意見のばらつきが小さいものから大きいものへと左から右に順に記載した)。

- 7類型のステークホルダーは、「リサイクルやエネルギー回収を促進すること」と「廃製品や中古品の収集量を増やすこと」という2つの目的について比較的同様な回答をしていた。また、これらの目的の重要度は高めの回答となった(0~3の値をとる平均重要度は、前者で2.2、後方で1.9であった)。
- 回答結果がステークホルダー間で比較的に異なっていたが、大きな差異は認められなかった目的としては、「製品システムからの環境負荷を低減すること」、「廃棄物処理に関するイノベーションを促すこと」、「廃棄物処理費用を低減すること」があった。いずれの目的についても学者・研究者がこれらを比較的に重視する傾向がある一方、国の行政機関からの回答者は比較的に重視しない傾向があった。
- 最も意見が分かれていたのは、「外部費用を内部化すること」という目的であった。自治体からの回答者がこの目的を比較的に重視する傾向がある(重要度評点が2.6)一方、生産者等と廃棄物関連事業者は比較的に重視しない傾向があった(重要度評点がそれぞれ1.5と1.6)。
- 「製品の解体性やリサイクル性を向上させること」と「製品の耐久性や保守性を向上させること」については、他のステークホルダーがほぼ同様な意見であったのに対して、生産者は比較的に重視しない結果となった。
- また、「廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移すこと」、「リユースを促進すること」、「廃棄物の発生抑制を促進すること」、「新たなビジネスモデルを促進すること」、「製品に使われる有害物質を減らすこと」という目的についても、意見が比較的に分かれていた。1つ目と4つ目の目的を除けば、これらは発生抑制に関する内容である。いずれについても4つ目を除けばNPO・市民はいずれの目的も比較的に重視する傾向がある一方、生産者等はこれらを比較的に重視しない傾向があった。1つ目の目的における中心的なステークホルダーである自治体(海外では州政府等の回答者も含む)の回答者は、中間に位置し、平均的な回答であった。4つ目の目的(新たなビジネスモデル)については、学者・研究者がこれらを比較的に重視する傾向がある一方、NPO・市民と生産者等がこれらを比較的に重視しない傾向があった。
- その他に比較的に意見が異なっていた目的には、「市場における公正・公平な競争環境を確保すること」があった。廃棄物関連事業者がこの目的を比較的に重視する一方で、国の行政機関からの回答者は比較的に重視しない傾向があった。
- 「製品の解体性やリサイクル性を向上させること」と「製品の耐久性や保守性を向上させること」についての生産者等の重要度評点は、他のステークホルダーの重要度評点よ

りも明らかに小さかった。

- 「製品情報の廃棄物処理事業者等への伝達を促進すること」という目的については、自治体からの回答者の重要度評点は明らかに小さかった。

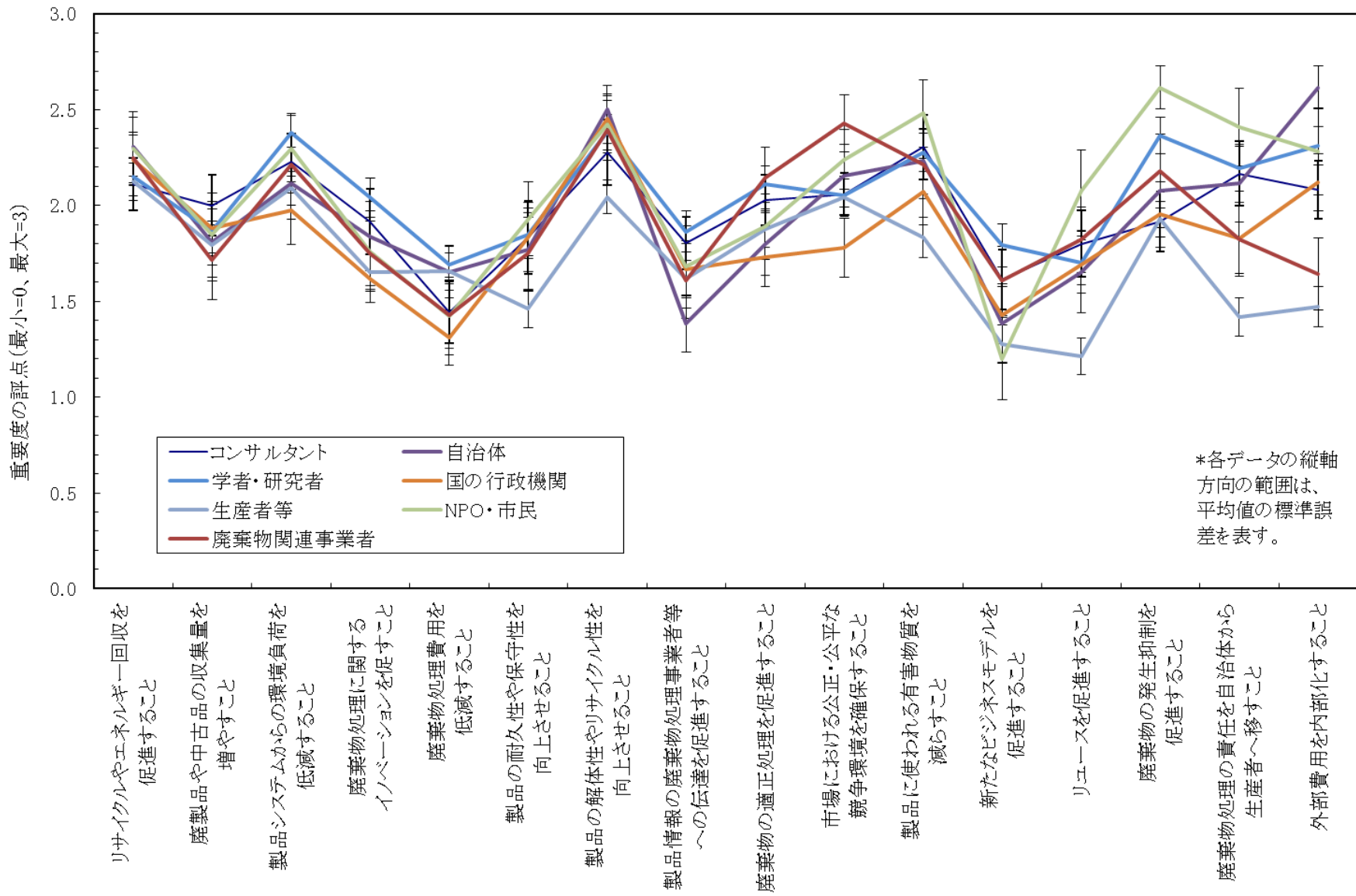


図 39 EPR の目的についての認識のステークホルダーによる違い

3.11.2. EPRの適用と論拠、責任の種類、「生産者」の範囲

EPRの適用について得られた知見は以下のとおりである（図40）。

- EPRの適用と論拠については、ステークホルダー間に共通的な傾向が認められた。全てのステークホルダーにおいて、「できるだけ多くの製品に拡大生産者責任を適用すべきである。」という意見の方が「従来の廃棄物・リサイクルシステムではうまく扱えない製品についてのみ、拡大生産者責任を適用すべきである」という意見よりも賛成の割合が高かった。また、全てのステークホルダーにおいて、受益論よりも有能論の方が賛成されていた。
- 他のステークホルダーと比べると、生産者等は「できるだけ多くの製品に拡大生産者責任を適用すべきである。」という意見と有能論について賛成しない傾向があった。反対意見は、特に受益論において顕著であった。
- 規制側のステークホルダーについてみると、自治体（州政府等の回答者を含む）からの回答者の方が、国の行政機関からの回答者よりも、「できるだけ多くの製品に拡大生産者責任を適用すべきである。」という意見に賛同する割合が強く、他方、自治体からの回答者の方が「従来の廃棄物・リサイクルシステムではうまく扱えない製品についてのみ、拡大生産者責任を適用すべきである」という意見に反対する傾向があることが分かった。

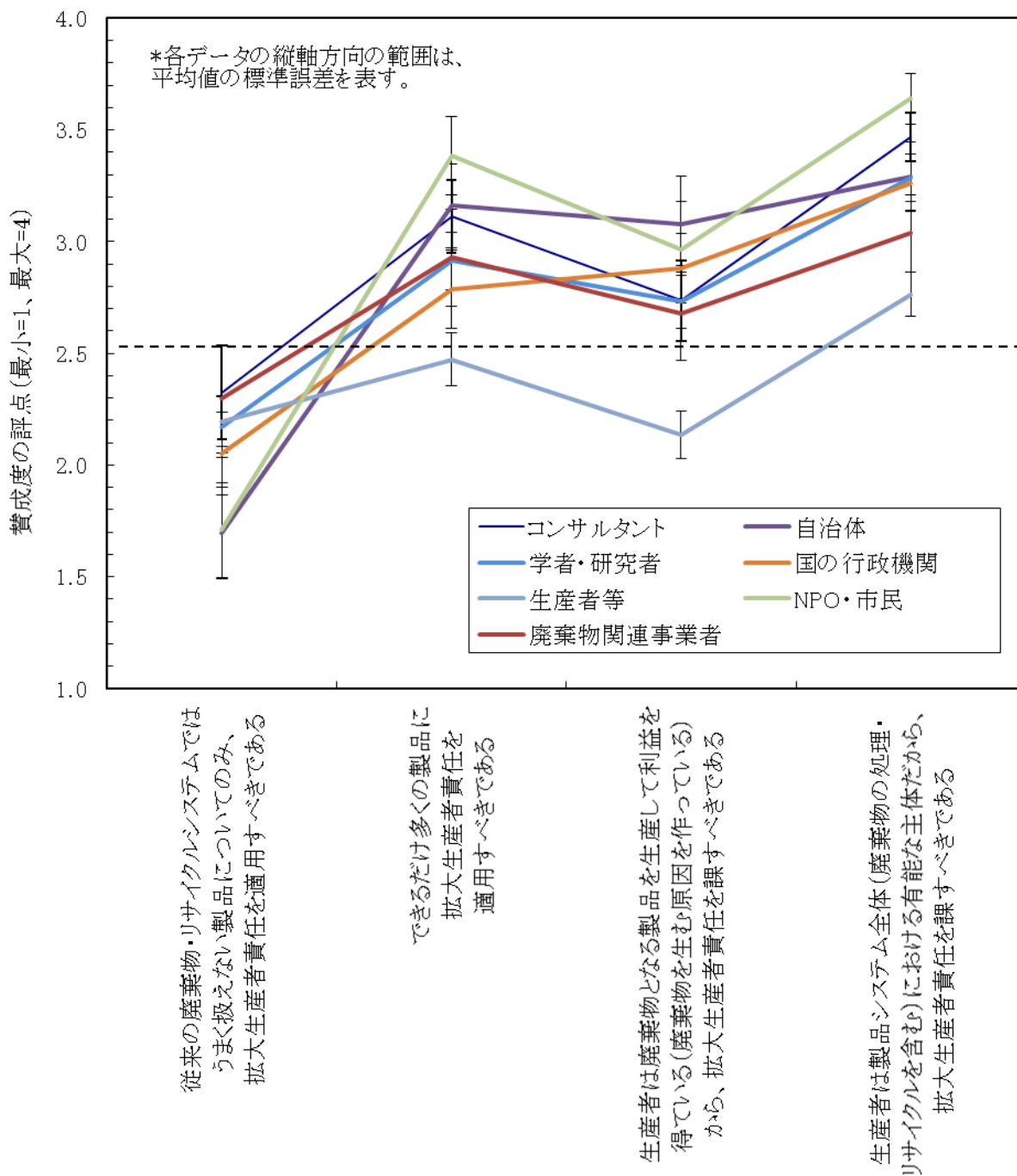


図 40 EPR の適用と論拠等についての認識のステークホルダーによる違い（点線は、賛成と反対の中間値を示す。）

EPR の責任の種類については、図 41 と図 42 に示す結果が得られ、以下の傾向が観察された。

- 多くのステークホルダー、すなわち、生産者等、廃棄物関連事業者、コンサルタント、国の行政機関からの回答者、学者・研究者は、物理的責任と金銭的責任は同程度に重要

と考えていたが、NPO・市民ならびに自治体からの回答者は、物理的責任よりも金銭的責任を重視する傾向があった。

- NPO・消費者は、自治体からの回答者と同様に、「できるだけ多くの製品に適用すべき」に賛成する傾向が強かった。
- 物理的責任と金銭的責任は同じくらい重要という回答が一番多かったものの、NPO・消費者、自治体からの回答者は、金銭的責任をより重視する割合が比較的大きかった。また、これらのステークホルダーならびに学者・研究者は、物理的責任を重視するという回答割合が比較的小さかった。
- 全ての類型のステークホルダーにおいて情動的責任はEPRの一部と考える回答者が多くを占めていたが、そのように考えない回答者の割合は、生産者等と学者・研究者で比較的大きかった。

- 物理的生産者責任は、全く重要でない。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任よりもはるかに重要でない。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任ほどは重要でないが、それでも重要である。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任と同じくらい重要である。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任よりも重要である。

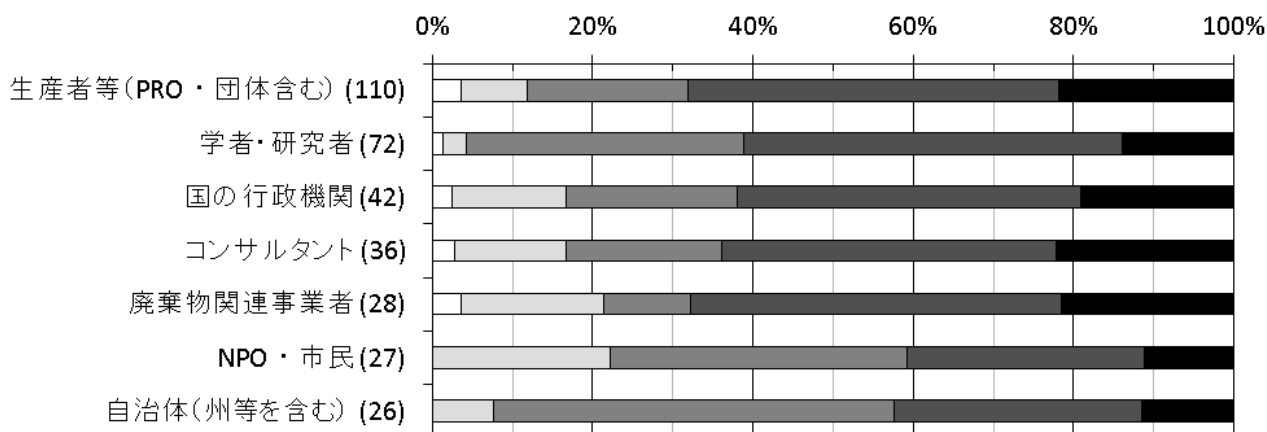


図 41 物理的責任と金銭的責任の相対重要度についての認識のステークホルダーによる違い（括弧内の数字は回答者数を示す。）

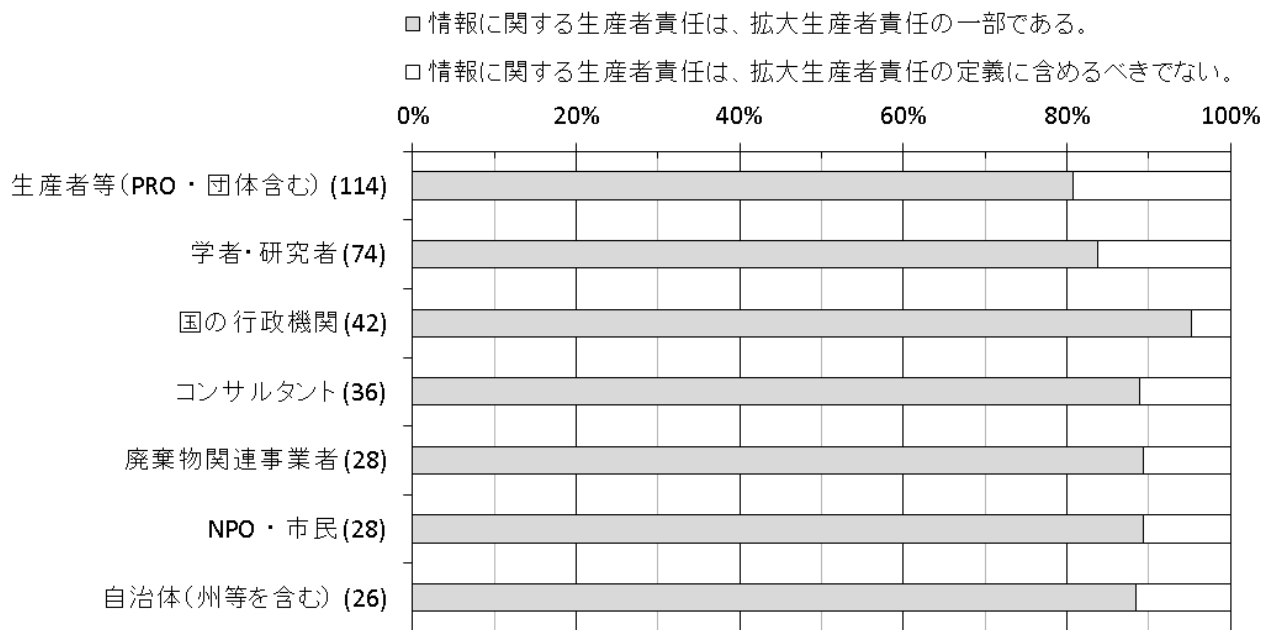


図 42 情報に関する生産者責任についての認識のステークホルダーによる違い（括弧内の数字は回答者数を示す。）

EPRにおける「生産者」の定義については、図43に示す結果が得られた。以下に主要な知見を述べる。

- 全てのステークホルダーは、全般的に、新製品の製造業者と輸入業者を EPR の文脈でいう「生産者」と考えていた。
- 生産者等は、「新製品の輸出業者」と「容器包装材を、自社製品の運搬や保護のために使う事業者」が生産者に含まれると考える傾向は弱かった。
- 他のステークホルダーと比べると、廃棄物関連事業者は、「新製品の輸出業者」が生産者に含まれると回答する傾向が比較的強かった。
- NPO・消費者は、「容器包装材を、自社製品の運搬や保護のために使う事業者」が生産者に含まれるとの考えに比較的同意する傾向があった。他方、生産者と国の行政機関からの回答者は、上記事業者が生産者に含まれると回答する傾向が弱かった。
- 国の行政機関からの回答者は、「リユースされる製品の輸入業者」が生産者に含まれると回答しない傾向があった。同様に、「小売業者」についても生産者に含まれると回答しない傾向があった。
- 国の行政機関ならびに自治体（州政府等を含む）の回答者は、「中古製品の販売業者」が生産者に含まれるという意見に比較的賛成しない傾向があった。

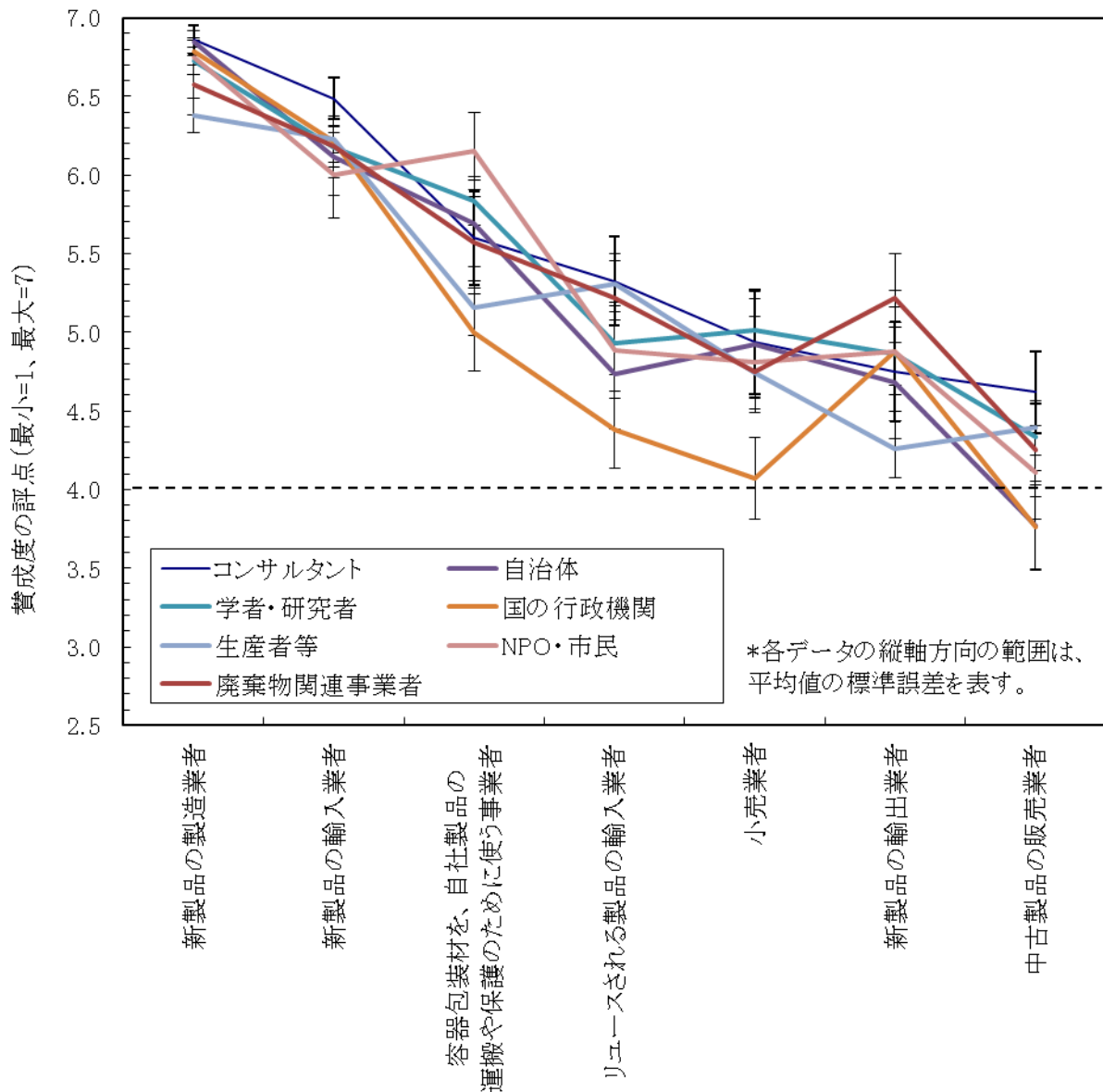


図 43 EPR における「生産者」の定義についての認識のステークホルダーによる違い（点線は、賛成（生産者に含まれる）と反対の中間値を示す。）

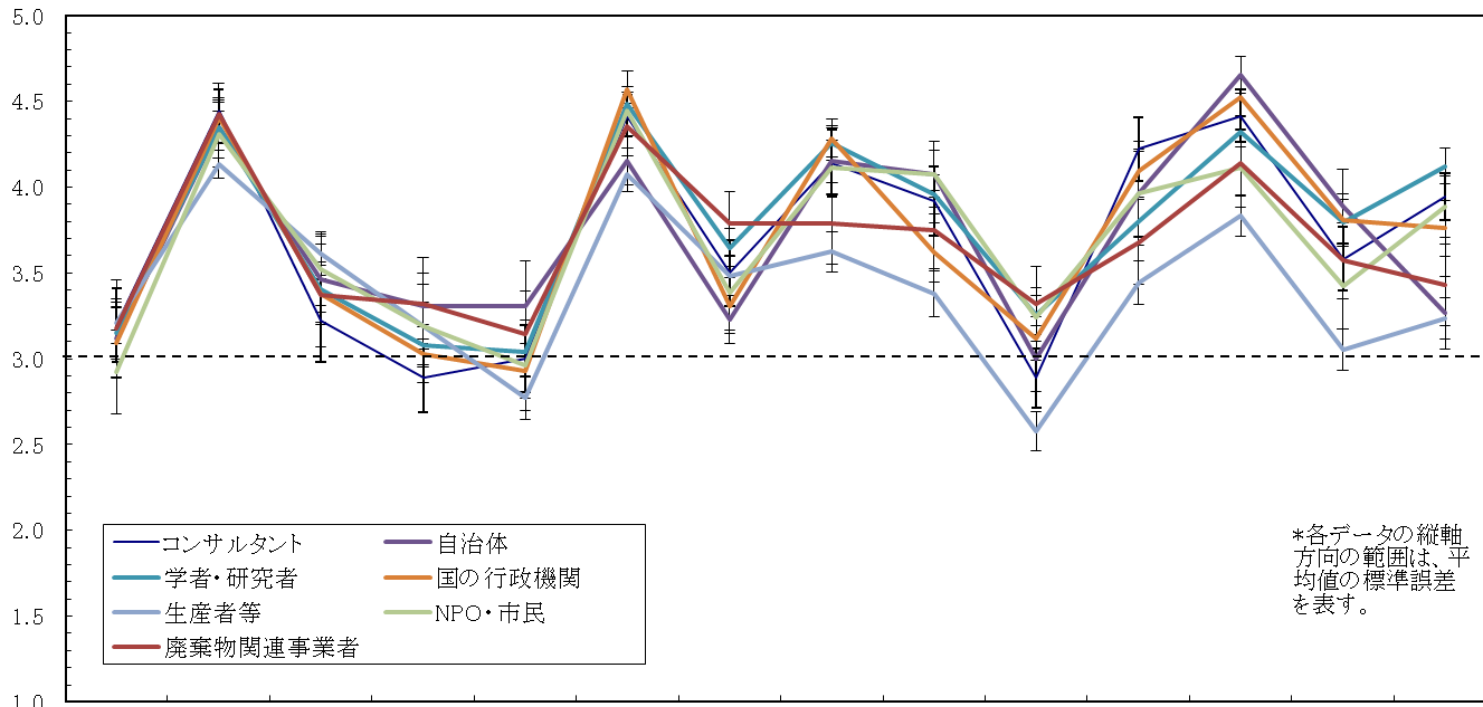
3.11.3. EPR に関わる見解についての認識

EPR に関連する14の見解については図44に示す結果が得られた(項目は意見のばらつきが小さいものから大きいものへと左から右に順に記載した)。以下に主要な知見を述べる。

- 総じていえば、14の見解における認識のステークホルダーによる違いは大きくはなかった。特に、「製品の輸入業者の製品設計への影響力は、一般的には、極めて小さいか、もしくはゼロである。」と「生産者は、廃棄物処理の改善に資する製品情報をリサイクル・廃棄物処理業者に提供することができる。」の見解においては、賛成度が同程度であった。

- ステークホルダー間に比較的大きな違いが認められた見解（評点の標準偏差が0.28以上）は、「生産者が自社製品のリサイクルや廃棄物処理を自ら行う場合、これらを委託するより、リサイクル・廃棄物処理に関するより多くの情報が得られる、という利得がある。」、「仮に製品設計の変更によって製品のリサイクル・廃棄物処理費用が減少したとしても、生産者がそれによって得られる便益が小さければ、生産者は製品設計を変更しない。」、「生産者は、リサイクルや廃棄物処理の費用もしくはその一部を製品価格に反映させるべきである。」の3つであった。いずれの見解についても、生産者等は他のステークホルダーと比べて、これらの見解に同意しない傾向があった。また、最初の見解については、自治体からの回答者も同意しない傾向があり、学者・研究者は比較的同意する傾向があった。
- これらに加えて、ステークホルダー間に比較的大きな違いが認められた以下の4つの見解（評点の標準偏差が0.25～0.26）は、上記の3つの見解と同様に、生産者等は他のステークホルダーと比べて賛同しない傾向があった。これらは、「生産者どうしで共同して製品を回収し、処理・リサイクルするとしても、それぞれの製品のリサイクル性や易解体性といった特性に応じた費用を支払っていけば、各生産者は製品設計の改善を行うようになる。」、「生産者がリサイクルや廃棄物処理の費用を全部もしくは一部支払うことにより、廃棄物段階を含む全ての製品ライフステージの総費用が最適化されるようになる。」、「拡大生産者責任は、市場において優勢な生産者の市場における地位を、さらに強固にする。」、「拡大生産者責任プログラムにおける目標値（例えば、リサイクル率）は、法律などによって外部から課されるべきであって、生産者が自ら決めるべきものではない。」という見解については、生産者等はこれらの見解に比較的同意しない傾向があった。

賛成度の評点(最小=1、最大=5)



*各グループの賛成度平均値の範囲は、標準偏差を示す。

製品の輸入業者の製品設計への影響力は、一般的には、極めて小さいか、もしくはゼロである

生産者は、廃棄物処理の改善に資する製品情報をリサイクル・廃棄物処理業者に提供することができる

自治体が使用済み製品の収集について物理的責任のみ負い、収集費用は生産者が支払っている場合、収集されたモノの所有権は自治体…

生産者よりも自治体の方が効果的に廃棄物・リサイクル品の収集を行うことができる

拡大生産者責任制度についての社会認知は、主に生産者によって高められるべきである

リサイクル・廃棄物処理業者から生産者への情報(フィードバック)は、リサイクル性や易解体性といった製品設計の改善に資する

リサイクル・廃棄物処理業者は、生産者からの製品情報をあまり使っていない

生産者どうしで共同して製品を回収し、処理・リサイクルするとしても、それぞれの製品のリサイクル性や易解体性といった特性に応じた費用…

生産者がリサイクルや廃棄物処理の費用を全部もしくは一部支払うことにより、廃棄物段階を含む全ての製品ライフステージの総費用が…

拡大生産者責任は、市場において優勢な生産者の市場における地位を、さらに強固にする

拡大生産者責任プログラムにおける目標値(例えば、リサイクル率)は、法律などによって外部から課されるべきであって、生産者が自ら決…

生産者は、リサイクルや廃棄物処理の費用もしくはその一部を製品価格に反映させるべきである

仮に製品設計の変更によって製品のリサイクル・廃棄物処理費用が減少したとしても、生産者がそれによって得られる便益が小さければ…

生産者が自社製品のリサイクルや廃棄物処理を自ら行う場合、これらを委託するより、リサイクル・廃棄物処理に関するより多くの情報が得…

図 44 EPR に関連する見解について賛否意見のステークホルダーによる違い (点線は、賛成と反対の中間値を示す。見解の全文は付録 1 を参照。)

3.11.4. 一般的信条

ステークホルダーによる一般的信条の違いは、図45に示すとおりとなった（項目は意見のばらつきが小さいものから大きいものへと左から右に順に記載した）。主要な知見は以下のとおりである。

- 「多くの人々は信頼できる。」と「伝統は大切である。」では、ステークホルダーによる賛成度の違いはあまりなかった。
- 他方、違いが大きかったのは、「自治体は、効率的に仕事を行っている」と「市場メカニズムは、たいていよい結果をもたらす」という見解であった。
- 「自治体は、効率的に仕事を行っている。」についての賛成度の評点は、自治体からの回答者で他のステークホルダーよりも高く、他方、民間事業者（廃棄物関連事業者と生産者等）で低い結果となった。
- 対照的に、生産者等は「市場メカニズムは、たいていよい結果をもたらす。」と「多く野企業は信頼できる。」と考える傾向がある一方、前者については NPO・市民と国の行政機関からの回答者に、後者は学者・研究者に、それぞれ同意される傾向が小さかった。
- 廃棄物関連事業者は、その他のステークホルダーと比べて、「世の中は将来良くなる」と「私は理論よりは直観に頼る。」により同意する傾向が比較強かった。

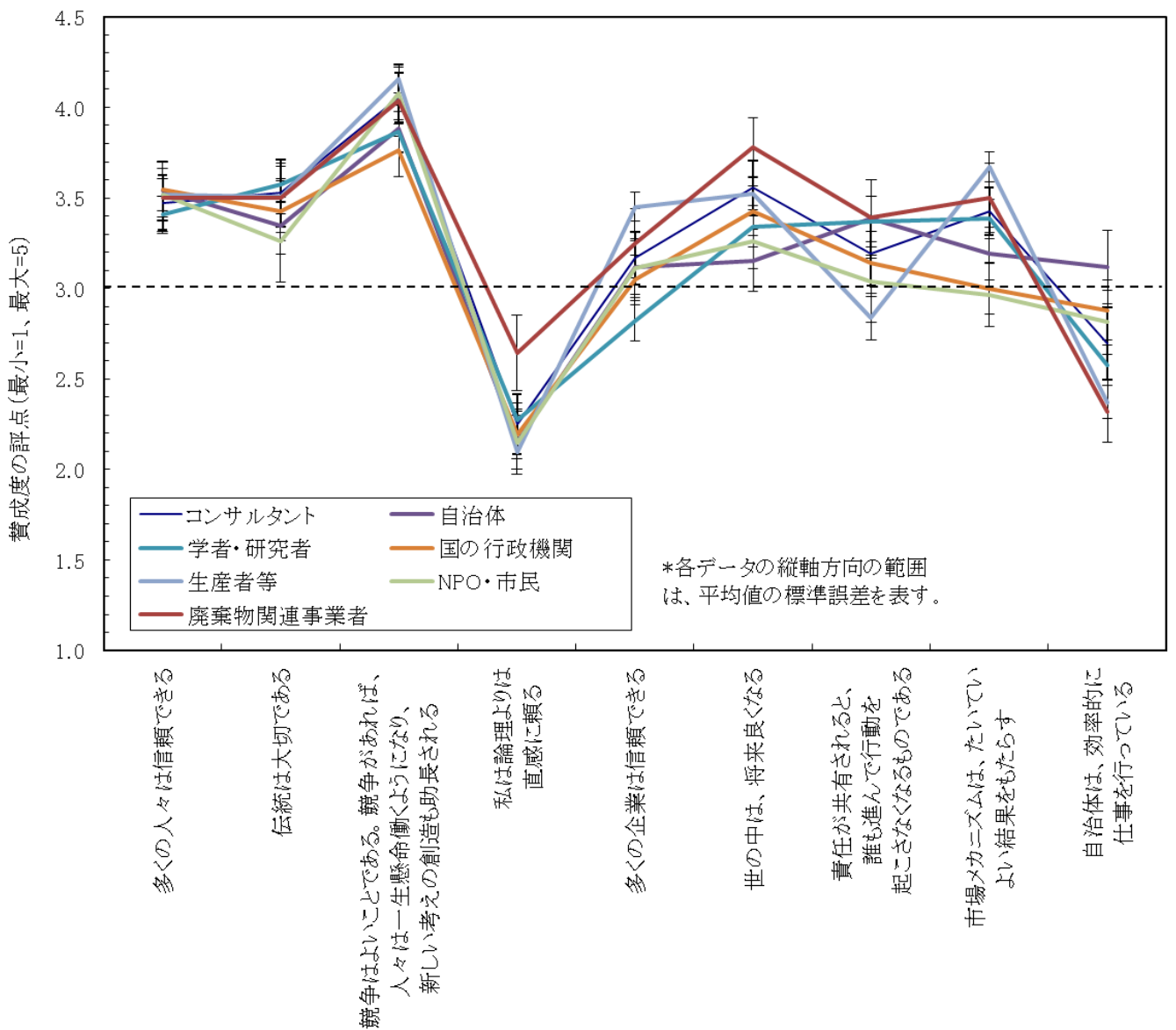


図 45 一般的信条についてのステークホルダーの違い（縦軸の評点は、「そう思う」（5点）から「全くそう思わない」（1点）を得点化したもの。点線は、賛成と反対の中間値を示す。）

3.12. 本調査に対する回答者からのコメント

アンケート調査全体に対するコメントには様々な意見が述べられていた。こちらについては付表6を参照のこと。

4. まとめ

本報告書では、拡大生産者責任（EPR）についてのステークホルダーの認識を国際的に調査して得られた結果を報告した。アンケート調査は2013年に日本語と英語で実施したもので、世界の1,103名のステークホルダーに連絡を行い、426名の回答者から得た。回答者は様々な製品に関わっており（図4）、多岐に渡る所属（図3）と地域（図5）の方々である。また、EPRについて3年以上知っている回答者が86%で、EPRについての知識レベルが高い方々である（図2）。

本最終章では、得られた主要な知見を総括する。なお、本調査の知見はあくまでも本調査対象者だけにあてはまることに留意されたい。

拡大生産者責任（EPR）と製品スチュワードシップ（PS）

多くの回答者（約 3/4）が EPR に詳しく、PS のみに詳しいという回答者はほとんどいなかった。また、残る 1/4 の回答者は、EPR と PS の両方に詳しいという結果であった。欧州諸国、アジア、南アメリカでは 80%以上の回答者が EPR の方を知っている一方で、北米においては、80%以上の回答者が PS と EPR の両方を知っているという回答であった。北米の回答者からは、これらの用語の違いについて自由回答も得られた。これらの結果は、PS という語句が北米で主に使われていることを反映したものと見える。その一方で、北米のステークホルダーは EPR という用語についても知識がある結果であった。

EPR の目的

EPR の目的として 16 の目的を提示して、各ステークホルダーが考えるこれらの目的の重要度を調査した。同様に重要と認識されている目的もあれば、ステークホルダー間で違いが認められた目的もあった。

- 全ての目的で半数以上の回答者が「とても重要」「重要」と回答する一方で、「やや重要」「全く重要でない」「EPR では達成できない」という消極的あるいは否定的意見は 19～48%となった。
- 75%以上の回答者が重要と考えている上位 6 つの目的のうち 3 つは製品システムにおける上流対策や廃棄物の抑制に関するものであった。製品設計の改善のなかでも、解体性・リサイクル性の向上ならびに有害物質の削減については上位 6 つの目的に含まれる一方で、耐久性・保守性については重要と考える回答者が 60%未満となった。EPR で重視される製品設計の改善は、製品が廃棄物になる前を対象とする対策よりも、下流側に影響を及ぼすものであることが示された。
- 下流対策については、リサイクル・エネルギー回収は多くのステークホルダーから重要視されていた EPR の目的であり、続いて、適正処理の確保、収集量の増加、リユースの促進の順に EPR の目的として重視されていた。リユースの促進はあまり重視されて

いない結果となった。

- ・ 長期的あるいはシステム全体の変化に関する目的についてのステークホルダーの認識には違いがあった。「製品システムからの環境影響の低減」と「市場における公正・公平な競争環境を確保すること」は 75%以上の回答者が重要と考える目的である一方で、「廃棄物処理に関するイノベーションの促進」や「新しいビジネスモデルの促進」についてはあまり重視されていなかった。
- ・ 相関分析とクラスター分析の結果からは、ステークホルダーが同様な重要度を回答する傾向がある目的群として、1)リサイクル・エネルギー回収の促進と収集量の増大、2)廃棄物処理に関するイノベーションの推進と新しいビジネスモデルの促進、3)有害物質の削減、製品の解体性・リサイクル性の向上、耐久性・保守性の向上、製品システムからの環境負荷の低減があった。
- ・ 自由回答の結果からは、ステークホルダー、リサイクル・廃棄物処理、市場・生産、環境問題や社会問題に関わる目的が追加的に提示されていた。また、質問内容についての意見や、目的と目的の前提とを区別すべきとの意見があった。さらに、EPR の目的は絶対的に与えられるものではなく、EPR が適用される具体的文脈（対象製品やその状況）によることを述べる意見がみられた。
- ・ 回答者の属性別の解析結果からは、欧州、北米、アジア（日本を除く）、日本の 4つの地域間で認識に違いが大きい EPR の目的は「廃製品や中古品の収集量を増やすこと」、「廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移すこと」、「リサイクルやエネルギー回収を促進すること」であった。7 類型のステークホルダー間では「外部費用を内部化すること」と「廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移すこと」という目的に比較的大きな認識の違いがあった。

EPR の適用

EPR の適用について、「従来の廃棄物・リサイクルシステムではうまく扱えない製品についてのみ適用」と「できるだけ多くの製品に適用」という 2つの考えについてステークホルダーの意見を調査した。

- ・ どちらの考えも賛成派と反対派に意見が分かれた。「できるだけ多く」を賛成する回答者は 64%と比較的多くの回答者が賛同していた。なお、両方に反対するステークホルダーも存在し、生産者以外の責任も論じながら生産者の責任を論じるべきことが主張されていた。
- ・ EPR の適用については、EPR を適用する製品の特性そのものだけでなく周辺状況（回収率や廃棄物管理システムや法制度の体系）も考慮してケースバイケースで考えるべきとの自由回答があった。一方で、EPR の適用における製品間格差を指摘・懸念する意見もあった。さらに「すべての製品に EPR を概念として適用すべきだか、法制化は必

ずしも必要ない」というように、概念上の適用と法律上の適用とは区別した方がよいことを述べる意見も存在した。

- ・ 回答者の属性別の解析結果より、生産者等が「できるだけ多くの製品に適用」という見解に比較的賛同しない傾向があることが示された。規制側のステークホルダーに着目すると、自治体（州等を含む）からの回答者の方が、国の行政機関からの回答者よりも、「できるだけ多くの製品に拡大生産者責任を適用すべきである。」という意見に賛同する傾向があった。NPO・消費者も「できるだけ多く」という考えに賛同する傾向があった。

EPR の論拠

EPR の論拠については、「受益論」と「有能論」とを調査した。前者は「生産者は廃棄物となる製品を生産して利益を得ている（廃棄物を生む原因を作っている）から、拡大生産者責任を課すべきである。」という考え方であり、後者は「生産者は製品システム全体（廃棄物の処理・リサイクルを含む）における有能な主体だから、拡大生産者責任を課すべきである。」という考え方である。

- ・ 受益論については意見が分かれている一方、有能論は賛成派が約 3/4 と多いことを確認した。特に、EPR の深い議論をできると考えるステークホルダーほど、有能論に賛成する傾向があった。OECD のガイダンスマニュアル（2001, p.54）などで指摘されてきた、生産者は製品についての知識や技術的能力が高いという有能性の認識はステークホルダーに広く理解されていると考えられた。
- ・ 有能論の反対派は、生産者の能力の限界を指摘・示唆する意見を表明していた。
- ・ 回答者の属性別の解析結果からは、4つの地域間で認識に違いが大きかったのは受益論であった。欧州、アジア、日本において賛否両論であった受益論は、北米において賛成者が多いという結果であった。ステークホルダー別にみると、生産者等がどちらの見解についても同意しない傾向が認められ、特に、受益論の方を比較的同意しない傾向があった。

責任の種類

- ・ EPR の物理的責任と金銭的責任の重要度についての意見は大きく 3 つに分かれ、どちらも同じくらい重要が 44%、金銭的責任の方が重要が 26%、物理的責任の方が重要が 18%であった。なぜ金銭的責任の方が重要か、また、なぜ物理的責任の方が重要かの理由については本調査では得ることはできていない。
- ・ 回答者の属性別の解析結果からは、電気・電子機器のみに関わっている回答者は、容器包装のみに関わっている回答者と比べると物理的生産者責任を重視する傾向があった。
- ・ 物理的責任と金銭的責任は同じくらい重要という回答が一番多かったものの、NPO・

消費者、自治体からの回答者、北米の回答者は、金銭的責任をより重視する回答の割合が大きかった。

- 回答者の 86%は、情動的責任を **EPR** の一部と考えていた。そのように回答しなかった少数派の割合を比較すると、情動的責任を含めないと考える回答者は北米で多く、アジア（日本を除く）で少なかった。

生産者の範囲

- 製造業者と輸入業者が生産者に含まれることは多数の回答者が認めていた。小売業者が「生産者」に含まれるかについては、含まれる派の回答者が 61%であったのに対し、含まれない派の回答者が 25%、「どちらともいえない」が 14%であった。一方、市場の構造等のサプライチェーンの特徴に着目した自由回答意見には、製品や国によって様々な状況があり一概に結論できないという意見も存在した。
- 10 年前にはあまり議論されていなかったステークホルダーである、中古品の輸入業者と販売業者、新品の輸出業者についても質問を行った。これらの事業者が生産者に含まれるとする回答者はそれぞれ 65%、45%、59%であり、現実的に **EPR** を適用する困難性はあると思われるが、これらの事業者に **EPR** が適用されてもおかしくないと考えている回答者の割合は見過ごせない割合で存在した。
- 「誰が生産者であるか」ということについての論拠としては、製品設計および、もしくは価格決定に影響力のあるという視点が挙げられており、実務的には「上市をしているか」は大きな判断材料であるとの指摘があった。また、一義的には製造業者の **EPR** が重要であるが、場合によっては輸入業者への **EPR** の適用がされるべきとする意見があった。ブランドオーナーについての自由回答意見が多くみられた。

14 の見解についての認識

- **EPR** や廃棄物管理に関連する 14 の見解について回答者の属性別に解析した結果、欧州、北米、アジア（日本を除く）、日本の 4 つの地域間の認識の違いが比較的大きかったのが、「拡大生産者責任プログラムにおける目標値（例えば、リサイクル率）は、法律などによって外部から課されるべきであって、生産者が自ら決めるべきものではない。」と「自治体が使用済み製品の収集について物理的責任のみ負い、収集費用は生産者が支払っている場合、収集されたモノの所有権は自治体ではなく、生産者にある。」という見解であり、どちらとも欧州と北米の回答者の方がこれらの見解に賛同する傾向があった。
- アジア（日本を除く）の回答者は、「拡大生産者責任は、市場において優勢な生産者の市場における地位を、さらに強固にする。」という見解を比較的賛同する傾向があった。
- **EPR** に関連する 14 の見解についての回答をクラスター分析した結果から、**EPR** の理

念先行型の認識と現実面強調型の認識とが大きく分かれていることが示され、それらの橋渡しをする議論が求められると考えられた。

最後になるが、本調査結果についての著者らの意見や考察は本報告書ではほとんど述べておらず、今後、このような議論を展開したいと考えている。

参考文献

- Directive 2008/98/EC of the European Parliament and the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives. *OJ L 312, 22.11.2008*, p. 3–30.
- European Commission (2014) *Development of Guidance on Extended Producer Responsibility (EPR)*, Final report.
- Lindhqvist, T. (2000) *Extended Producer Responsibility in Cleaner Production: Policy Principle to Promote Environmental Improvements of Product Systems*, Doctoral dissertation, IIIIEE Dissertations 2000:2. Lund, Sweden: IIIIEE, Lund University.
- OECD (2001) *Extended Producer Responsibility: A Guidance Manual for Governments*. Paris: OECD publication.
- Tojo, Naoko. (2004). *Extended Producer Responsibility as a Driver for Design Change – Utopia or Reality?* Doctoral dissertation, IIIIEE Dissertations 2004:2. Lund, Sweden: IIIIEE, Lund University.

謝辞

本調査の実施にあたって、調査対象者の紹介や調査票への回答など、多くの方々に大変お世話になった。本調査はこれらの方々のご協力なくしては実現しなかったものであり、ここに記して深く感謝の意を表する。

あとがき

本調査の構想は、私がスウェーデン・ルンド大 IIIIEE で約1年の研究滞在をしている期間中に、共同研究者である東條なお子氏ならびにトーマス・リンクヴィスト氏と議論したなかから生まれたものである。EPR 制度がかなり普及した国々において自治体はどういった責任を担うべきかということが当時の私の関心事であり、そのような視点で EPR という概念を再構築したいと考えていた。しかし議論をするなかで、以前から感じていたことではあったが、拡大生産者責任 (EPR) についての認識は人によって大きく異なり、また、製品によっても国によっても異なっているということを再確認せざるを得なかった。そのような状況のなかで、自分なりの EPR の概念を提示したとしても、それはあまたある考え方に、一つの考え方を追加するだけで、EPR の概念を発展・普及させていくうえで有意義なこととは考えられなかったのである。

そのような背景で本調査の計画が進んだのだが、すぐに難関にぶつかることとなった。EPR が様々な国々で様々な製品に対して異なって適用されているために、一般論として EPR の概念を質問することの難しさに直面したのである。当初は、個別の EPR 制度を想定して (私の場合は特に日本の制度) 質問票の案を作成したのだが、それを他の国あるいは他の製品の方々に、つまり文脈を知らない方々に質問してもあまり有意義ではないと思われたのである。我々の関心は、個々の制度にもあったが、それよりも、過去20年で発達してきた EPR の一般的な概念であり、様々な制度に共通的に定着している概念は何か、異なるように定着している概念は何かといった点であった (加えて、実在する EPR 制度は、純粋な EPR 制度ではなく、廃棄物管理におけるその他の政策概念や目的を含んだポリシーミックスとなっていることが多く、個別の制度に着目すると、純粋な EPR の概念が抽出しにくくなるとも考えられた)。

そこで、質問数を大幅に削り、また、できるだけ一般的な事項に絞り込んで調査を実施した。特に、政策の手段と目的、メカニズムと置かれている状況を意識して調査項目を固めていった。今回の調査では、「状況や文脈による」という意見は比較的多くいただいており、この点は我々も認識している点であり、またの調査の機会があれば、そのような個別具体的な文脈での認識調査も実施したいところである。

調査において次に直面した難関は、回答者への連絡と回答数の確保である。これにも多くの労力を割いた。できるだけ回答しやすいように、時間も短く済むように最大限の配慮をしたつもりであるが、回答者に負荷がかかった調査票であったことは否めない。貴重な時間を割いて、回答にご協力いただいた方々には改めて深く御礼を申し上げたい。協力いただいた方々の多くは、非常に協力的で、回答者を紹介いただくこともあった。個別にお礼を申し上げたいところであるが、ここに記載することで感謝の意を表したい。本調査結果が、様々なステークホルダーが EPR の概念をどのように異なって認識しているかにつ

いての理解を進めることや関連する議論が円滑になることの一助となれば幸いである。

回答者からの自由回答は、非常に面白く読ませていただいた。この報告書では付録に全て掲載しているので、EPRに関心の高い読者の方々にはぜひとも一読いただきたい内容である。なお、今回の報告書は、アンケート調査の集計結果であり、個別の論点について深入りした考察はしなかった。それをしてしまうと、どうしても著者らの意見が入り込んでしまい、現状の認識をできるだけ浮彫しようとした本調査の意図に反してしまうためである。著者らの考え方やいただいた意見をふまえた深い考察は別の機会に提示できればと思っている。

2015年5月

著者を代表して

国立研究開発法人国立環境研究所
資源循環・廃棄物研究センター
循環型社会システム研究室
室長 田崎 智宏

付録

付録 1	調査票	A-1
付録 2	自由回答の結果	A-33

付録 1 調査票

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

拡大生産者責任と製品ステewardシップに対する関係者の意識調査

--- 本アンケート調査について ---

拡大生産者責任とは、OECD (2001)によれば「製品に対する、物理的および、または経済的な生産者の責任を、製品のライフサイクルの使用済み段階まで拡大する環境政策のアプローチ」とされています。また、いくつかの国では、拡大生産者責任とほぼ同様の概念を示す用語として、「製品ステewardシップ」という用語が用いられてきました。

拡大生産者責任および製品ステewardシップの概念は、廃棄物政策策定や実施のうえで、この20年ほど、世界的に非常に重要な概念として用いられてきました。一方で、その内容や生産者の責任は、異なるステークホルダーに様々な形で理解されてきました。

そこで、異なる国々の様々なステークホルダーがこれらの概念をどのように異なって認識しているかを明らかにすることを目的として、本調査を行うことといたしました。この調査では、拡大生産者責任および製品ステewardシップの概念がどうあるべきかを結論づけるのではなく、これらの概念についての理解を深め、関連する議論が円滑になることを意図しています。

本調査は、スウェーデンのルンド大学・国際環境産業経済研究所（IIIEE: International Institute for Industrial Environmental Economics）と日本の国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センターの研究者が、学術的な目的で実施するものです。ご不明な点などがございましたら、下記の電子メールアドレス宛に問い合わせください。

epr "at" nies.go.jp ("at"を"@"に置き換えてください。)

注: あなた個人のご意見を回答ください。あなたの所属する組織等の立場や見解を反映させる必要はありません。

注: 回答には10分程度かかりますが、回答時間の制限はありません。同じパソコンからアクセスし、ブラウザのクッキー（Cookie）の機能が有効である場合、どのページで一時中断したとしても（あなたの回答は、次ページに移るボタンを押す際に保存されます。）、当該ウェブページへ再びアクセスすることによって、回答を再開することができます。

注: もし、EPRについて全く知らないのに本アンケート調査への回答のお願いが届いた場合には、回答はお控えいただきますようお願いいたします。ご協力へのご意向、誠にありがとうございました。

注: もし、本アンケート調査に回答いただきたい方が他にもおられるようでしたら、その方のお名前、連絡先（メールアドレス）を上記連絡先までお知らせいただきたくお願いいたします。調査票の配布先と回収率を把握するためですので、ご理解いただければ幸いです。

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

拡大生産者責任と製品スチュワードシップ

1. あなたは、拡大生産者責任と製品スチュワードシップのどちらの概念を、よりよく知っておられますか？

- 拡大生産者責任（EPR）
- 製品スチュワードシップ（Product stewardship）
- どちらもよく知っている。
- どちらも全く知らない（→アンケート終了）

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

注

以下の設問では、全て「拡大生産者責任」という用語を用います。もし、あなたが製品スチュワードシップについてよりよくご存知でしたら、「拡大生産者責任」を「製品スチュワードシップ」と読み替えてご回答ください。

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

回答者の知識と経験

2. あなたは、拡大生産者責任のことを、どの位の期間ご存じですか？

- 1年未満
- 3年未満
- 10年未満
- 10年以上

3. 拡大生産者責任について、あなたほどの程度の知識を持っていると思いますか？もっともあてはまるものをお選びください。

- 拡大生産者責任に詳しい関係者と、拡大生産者責任についての深い議論をすることができる。
- 拡大生産者責任についての自分の意見を述べるすることができる
- 拡大生産者責任についての自分の意見を述べるほどの知識はない

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

拡大生産者責任の目的

4. 拡大生産者責任を適用することによって、一般的に、何が達成されるべきと思いますか？以下の目的それぞれについて、その重要度を回答してください。

	拡大生産者責任の適用においてとても重要	重要	やや重要	全く重要でない	拡大生産者責任では達成できない
廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移すこと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
廃棄物の適正処理を促進すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
リサイクルやエネルギー回収を促進すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
リユースを促進すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
廃製品や中古品の収集量を増やすこと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
廃棄物の発生抑制を促進すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
製品に使われる有害物質を減らすこと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
製品の解体性やリサイクル性を向上させること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
製品の耐久性や保守性を向上させること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
廃棄物処理費用を低減すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
廃棄物処理に関するイノベーションを促すこと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
新たなビジネスモデルを促進すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
外部費用（*1）を内部化すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
製品情報の廃棄物処理事業者等への伝達を促進すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
製品システムからの環境負荷を低減すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
市場における公正・公平な競争環境を確保すること（環境配慮に関する取り組みを進めている生産者がそのことによって経済的な不利益を被らないこと）。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

[コメント欄] 目的としてあげられることが上記以

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

外に何かあれば、以下にご記入ください。

* 1 外部費用：市場価格に反映されない費用のこと。

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

拡大生産者責任の適用と論拠

5. 拡大生産者責任はどのような場合に適用されるべきでしょうか。以下に挙げる考え方のそれぞれについて、あなたの考えにもっとも近いものをお選びください。

どちらかとい
えばそう思
う
そう思
わ
ない
どちらかとい
えばそう思
わ
ない
そう思
わ
ない
分
か
ら
な
い

従来の廃棄物・リサイクルシステムではうまく扱えない製品についてのみ、拡大生産者責任を適用すべきである。

できるだけ多くの製品に拡大生産者責任を適用すべきである。

[コメント欄]適用対象とする製品について、上記以外に挙げられることが何かあれば、以下にご記入ください。

6. 生産者に拡大生産者責任を課す論拠として、以下の考え方にどの程度賛成・反対されますか？以下に挙げる考え方のそれぞれについて、あなたの考えにもっとも近いものをお選びください。

どちらかとい
えばそう思
う
そう思
わ
ない
どちらかとい
えばそう思
わ
ない
そう思
わ
ない
分
か
ら
な
い

生産者は廃棄物となる製品を生産して利益を得ている（廃棄物を生む原因を作っている）から、拡大生産者責任を課すべきである。

生産者は製品システム全体（廃棄物の処理・リサイクルを含む）における有能な主体だから、拡大生産者責任を課すべきである。

[コメント欄]生産者に責任を課す論拠として、上記以外に挙げられることが何かあれば、以下にご記入ください。

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

金銭的責任と物理的責任

7. OECDでは、拡大生産者責任を2つに区分しています。

一つは物理的（生産者）責任で、使用済みとなった（使用後の段階での）製品に対する物理的なマネジメント（収集・処理・リサイクル等）についての直接的もしくは間接的な責任を指します。

もう一つは、金銭的（生産者）責任（財政的責任、財務的責任、経済的責任等の用語も使われている。）で、使用済み製品に対するマネジメント（収集・処理・リサイクル等）に係る費用の全てもしくは一部を生産者が支払う責任を指します。

一般的に言って、物理的生産者責任はどの程度重要でしょうか？

- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任よりも重要である。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任と同じくらい重要である。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任ほどは重要でないが、それでも重要である。
- 物理的生産者責任は、金銭的生産者責任よりもはるかに重要でない。
- 物理的生産者責任は、全く重要でない。

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

情動的責任

8. 情動的生産者責任とは、「生産者が自らが生産する製品の環境性能等に関する情報を提供する義務を課すことで、製品に関する生産者の責任を拡大するにあたり様々な可能性を示唆するものである」という考え方があります。

情動的生産者責任に対するあなたのお考えに近いのは、次のどちらでしょうか？

- 情報に関する生産者責任は、拡大生産者責任の一部である。
- 情報に関する生産者責任は、拡大生産者責任の定義に含めるべきでない。

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

生産者とは誰か

9. 一般的に、次に挙げる事業者のうち誰が、拡大生産者責任における「生産者」に含まれるでしょうか。あなたの考えにもっとも近いものをお選びください。

	まさしく含まれる	含まれる	どちらかといえば含まれる	どちらともいえない	どちらかといえば含まれない	含まれない	全く含まれない
新製品の製造業者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
新製品の輸入業者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
新製品の輸出業者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
容器包装材を、自社製品の運搬や保護のために使う事業者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
小売業者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
リユースされる製品の輸入業者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
中古製品の販売業者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

[コメント欄]生産者に含まれる主体として、上記以外に挙げられる主体が他にあれば、以下にご記入ください。

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

拡大生産者責任に関わる見解（1/2）

10. 拡大生産者責任に関連する以下の見解について、あなたはどの程度賛成・反対されますか？

どちら
かとい
えばそ
う思わ
ない
 どちら
かとい
えばそ
う思
う
 どちら
ともい
えない
 どちら
かとい
えばそ
う思
わ
ない
 そう思
わない
 そう思
う

拡大生産者責任プログラムにおける目標（例えば、リサイクル率の目標値）は、法律などによって外部から課されるべきであって、生産者が自ら決めるべきものではない。

生産者どうして共同して製品を回収し、処理・リサイクルするとしても、それぞれの製品のリサイクル性や易解体性といった特性に応じた費用を支払ってれば、各生産者は製品設計の改善を行うようになる。

生産者が自社製品のリサイクルや廃棄物処理を自ら行う場合、これらを委託するより、リサイクル・廃棄物処理に関するより多くの情報が得られる、という利得がある。

リサイクル・廃棄物処理業者から生産者への情報（フィードバック）は、リサイクル性や易解体性といった製品設計の改善に資する。

製品の輸入業者の製品設計への影響力は、一般的には、極めて小さいか、もしくはゼロである。

拡大生産者責任プログラムにおける目標値（例えば、リサイクル率）は、法律などによって外部から課されるべきであって、生産者が自ら決めるべきものではない。

生産者がリサイクルや廃棄物処理の費用を全部もしくは一部支払うことにより、廃棄物段階を含む全ての製品ライフステージの総費用が最適化されるようになる。

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

拡大生産者責任に関わる見解（2/2）

11. 拡大生産者責任に関連する以下の見解について、あなたはどの程度賛成・反対されますか？

	そう 思 う	ど ち ら か と い え ば そ う 思 う	ど ち ら と も い え な い	ど ち ら か と い え ば そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い
リサイクル・廃棄物処理業者は、生産者からの製品情報をあまり使っていない。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
生産者は、廃棄物処理の改善に資する製品情報をリサイクル・廃棄物処理業者に提供することができる。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
拡大生産者責任制度についての社会認知は、主に生産者によって高められるべきである。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
仮に製品設計の変更によって製品のリサイクル・廃棄物処理費用が減少したとしても、生産者がそれによって得られる便益が小さければ、生産者は製品設計を変更しない。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
生産者は、リサイクルや廃棄物処理の費用もしくはその一部を製品価格に反映させるべきである。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
拡大生産者責任は、市場において優勢な生産者の市場における地位を、さらに強固にする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
生産者よりも自治体の方が効果的に廃棄物・リサイクル品の収集を行うことができる。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
自治体が使用済み製品の収集について物理的責任のみ負い、収集費用は生産者が支払っている場合、収集されたモノの所有権は自治体ではなく、生産者にある。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

[コメント欄] 拡大生産者責任について、設問10、11に挙げられていたこと以外に何かご意見があれば、以下にご記入ください。

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

フェイス項目

それでは、あなた自身のことについてお尋ねします。

12. あなたはどのような組織で働いていますか、もしくはあなたの立場に一番近いのはどれですか？最もあてはまるものを一つ選択してください。

- 製造業者/輸入業者
- 小売業者
- 生産者責任団体（PRO：Producer Responsibility Organization）
- 業界団体（生産者責任団体を除く）
- 環境NPO/NGO
- 自治体
- 国の行政機関
- 国際機関
- その他の公的機関（公・民の協力団体を含む）
- 収集業者
- リサイクル・廃棄物処理業者（その業界団体を含む）
- 学者・研究者
- コンサルタント
- 消費者
- その他（具体的にご記入ください。）

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

13. あなたの拡大生産者責任に関わる仕事や活動は、どのような製品についてのものですか？あてはまるもの全てをお選びください。

- 容器包装
- 電気・電子機器
- 電池
- 電球・蛍光灯
- 自動車
- タイヤ
- 家具
- カーペット・繊維製品
- 建設廃棄物
- 有害物（塗料、化学物質、医薬品など）
- その他（具体的にご記入ください）

14. 拡大生産者責任に関してあなたが働いて（活動して）いるのは、主にどの国もしくは地域ですか。

国もしくは地域

15. 以下の記述について、あなたはどの程度賛成あるいは反対でしょうか？

	どちら	どちら	どちら	全そ
	かとい	かとい	かとい	くそ
そう思	えば	ともい	えば	う思わ
う	えな	えな	えな	ない
	そう思	えな	えな	
	う	い	わな	
			い	

- | | | | | | |
|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 市場メカニズムは、たいていよい結果をもたらす。 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 伝統は大切である。 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 責任が共有されると、誰も進んで行動を起こさなくなるものである。 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 世の中は、将来良くなる。 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 多くの企業は信頼できる。 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 多くの人々は信頼できる。 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 自治体は、効率的に仕事を行っている。 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 競争はよいことである。競争があれば、人々は一生懸命働くようになり、新しい考えの創造も助長される。 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 私は論理よりは直感に頼る。 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

拡大生産者責任（EPR）についての認識調査

最終ページ

本調査結果にご関心がおありでしたら、下記にお名前と電子メールアドレスを記入いただければ、調査結果のとりまとめ、分析が済み次第、結果をご連絡させていただきます。

16. .

ご氏名

電子メールアドレス

17. これまでに伺いましたこと以外で、拡大生産者責任や本調査に対するご意見を何かお持ちでしたら、どうぞご記入ください。

これにて調査は終了です。回答内容を送信するために、「完了」というボタンを押して、ウインドウを閉じてください。

（注：このボタンを押した後は、回答内容を変更することはできません。）

Survey of Views on EPR

A survey on stakeholders' views on EPR and product stewardship

--- Introduction of this survey ---

Extended Producer Responsibility (EPR) is, according to OECD (2001), an environmental policy approach in which a producer's responsibility, physical and/or financial, for a product is extended to the post-consumer stage of a product's life cycle. Several countries use the word "product stewardship" instead of EPR as a very similar concept.

The concept of EPR and product stewardship has been one of the most important ideas for waste management policy in the world for the last two decades. However, different stakeholders perceive the concept and the role of producers in various ways.

The aim of this survey is to identify how differently various stakeholders in different countries perceive the concept, rather than to conclude how it should be. The purpose is to deepen our understanding about EPR and product stewardship and possibly facilitate relevant discussions.

This survey is done for **an academic purpose** and conducted by researchers from the IIIIE (International Institute for Industrial Environmental Economics), Lund University, Sweden and the Center for Material Cycles and Waste Management Research, National Institute for Environmental Studies, Japan. If you have any inquiry about this survey, please contact us at the following e-mail address:

epr "at" nies.go.jp (Please replace "at" with "@").

[Notice] Please answer the questions based on **your personal opinion**. Your answers do not have to reflect a position of your affiliation.

[Notice] It would take **about 10-15 minutes to answer**, but there is no time limitation. You can pause answering at any page (Your answers will be stored after pressing the button in pages.) and resume answering by accessing this web site if you access from the same computer and the same browser and the function of Cookie of your browser is activated.

[Notice] If you do not know EPR at all, please do not answer the survey. Thank you for your kind intention to help us.

[Notice] In case that you would like someone more to answer this survey, please kindly send us the name and e-mail of the person. This procedure intends to clarify to whom this survey is distributed and to determine the rate of response.

EPR and Product Stewardship

1. Which of the following concepts, EPR or product stewardship, are you familiar with most?

- EPR (Extended Producer Responsibility) or producer responsibility
- Product stewardship
- I am equally familiar with both of them
- I am not at all familiar with them (-> Finish)

Survey of Views on EPR

Note

We will use the term "EPR" in the following questions. If you are more familiar with product stewardship, please replace "EPR" with "product stewardship".

Knowledge and experiences

2. How long have you known about EPR?

- Less than one year
- Less than 3 years
- Less than 10 years
- 10 years or more

3. Regarding your knowledge about EPR, which of the following sentences best applies to you?

- I can intensively discuss EPR with stakeholders familiar with EPR.
- I can state my opinions about EPR.
- I am not knowledgeable enough to state any personal opinions about EPR

Survey of Views on EPR

Aims of EPR

4. What, in general, should be achieved by applying EPR? Please indicate the importance of the following objectives.

	Very important for EPR	Important	Somewhat important	Not important at all	Unachievable by applying EPR
To shift responsibility of waste management from municipality to producers	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To improve waste treatment	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To promote recycling/recovery	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To promote reuse	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To increase collection of waste products or used products	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To reduce the amount of waste	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To reduce toxic substances used for a product	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To increase disassemblability and/or recyclability of a product	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To increase durability and/or maintainability of a product	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To reduce costs of waste management	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To stimulate innovation in waste management	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To promote new business models	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To internalize external costs (*1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To disseminate information to end-of-life management entities	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To reduce environmental impacts from a product system	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
To create a level playing field in the market (a producer who takes environmental actions should not be disfavored.)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

[Comment] In case you find other objectives not listed above, please indicate below.

Survey of Views on EPR

*1 External cost is a cost that is not included in market prices.

Survey of Views on EPR

Application and rationale of EPR

5. To what extent do you agree or disagree with each of the following statements about cases when EPR should be introduced? Select the alternative that best corresponds to your opinion.

Agree Tend to agree Tend to disagree Disagree Do not know

EPR should only be applied for products that cannot be appropriately managed in other waste management/recycling approaches.

EPR should be applied to as many products as possible.

[Comment] In case you have opinions other than what is listed above, please indicate below.

6. To what extent do you agree or disagree with each of the following statements about the rationale of EPR being imposed to producers? Select the alternative that best corresponds to your opinion.

Agree Tend to agree Tend to disagree Disagree Do not know

EPR should be imposed because producers gain profits from manufacturing products, which become waste (causing waste).

EPR should be imposed because producers' capability is high within a product system.

[Comment] In case you have opinions other than what is listed above, please indicate below.

Financial and Physical Responsibility

7. The OECD distinguishes two types of EPR.

One is *physical (producer) responsibility* that “refers to direct or indirect responsibility of the physical management of the products at the end of their useful life (post-consumer stage).

The other is *financial (producer) responsibility* that “refers to the responsibility of the producer for paying all or part of the cost for managing the waste at the end of the product’s useful life.”

Generally speaking, how important is physical producer responsibility?

- Physical producer responsibility is more important than financial producer responsibility.
- Physical producer responsibility is as important as financial producer responsibility.
- Physical producer responsibility is less important than financial producer responsibility but still important.
- Physical producer responsibility is far less important than financial producer responsibility.
- Physical producer responsibility is not important at all.

Informative responsibility

8. A definition of informative producer responsibility is that it "signifies several different possibilities to extend responsibility for the products by requiring the producers to supply information on the environmental properties of the products they are manufacturing."

Which of the following best coincides with your opinion?

- Informative producer responsibility is part of EPR.
- Informative producer responsibility should not be included in the definition of EPR.

Survey of Views on EPR

Who are producers?

9. Who, in general, should be considered as a producer in the context of EPR? Please indicate to which degree you agree or disagree with the inclusion of the following actors as producer.

	Strongly agree	Agree	Tend to agree	Neither agree nor disagree	Tend to disagree	Disagree	Strongly disagree
Manufacturers of a new product	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Importers of a new product	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Exporters of a new product	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Companies who use packaging to distribute/protect their products (fillers)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Retailers	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Importers of a product for reuse	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Sellers of a secondhand product	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

[Comment] In case you find actors that should be considered to be producers under an EPR program, other than those listed above, please indicate below.

Survey of Views on EPR

Statements related to EPR (1/2)

10. To what extent do you agree or disagree with each of the following general statements about EPR?

	Agree	Tend to agree	Neither agree nor disagree	Tend to disagree	Disagree
Importers of a product generally have only minute or zero power to influence the design of the product.	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Targets in EPR programs, such as recycling rates, should be given externally (by regulation, etc.), and should not be ultimately decided by producers.	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
In cases where individual producers collect and recycle/dispose of their products in cooperation but each producer pays a recycling/disposal fee differentiated based on end-of-life feature of their products such as recyclability and disassemblability, each producer will improve the product design.	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Producers will benefit by obtaining more information when they recycle/dispose of their waste products instead of commissioning the task to a third party.	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Feedback from recyclers/dismantlers to producers will improve product design in terms of recyclability and disassemblability.	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
If producers pay recycling/waste management cost partly or entirely, they will optimize total cost of the management of entire product life stages of their product, including end-of-life stage.	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Survey of Views on EPR

Statements related to EPR (2/2)

11. To what extent do you agree or disagree with each of the following general statements about EPR?

Agree Tend to agree Neither agree nor disagree Tend to disagree Disagree

Even if changes in product design decreases the cost of recycling/waste management, producers will not improve their product design when their benefit from the change is small.

Recyclers/waste management entities do not frequently use product information from producers.

Producers can supply recyclers/waste management entities with product information that improves the end-of-life treatment.

In cases when municipalities are responsible only for the physical collection of the discarded products and the producers pay for the collection cost, the producers rather than the municipalities have the property right of the collected materials.

Municipalities can collect waste product more efficiently than producers do.

Producers should include the cost of recycling and waste management or part of it into the price of products.

Public awareness about an EPR program should be built by producers mainly.

EPR strengthens the market position of producers that are already dominant in the market.

[Comment] In case you have opinions regarding EPR other than those listed above, please indicate below.

Respondent

Now, a few questions about yourself.

12. What type of organization have you been working for or is your position most close? Please select the one that best applies to you.

- Manufacturer/Importer
- Retailer
- PRO (Producer Responsibility Organization)
- Business organization (except for PRO)
- Environmental NPO/NGO
- Municipality/Local government
- National governmental organization
- International governmental organization
- Other public organization (including joint public-private organization)
- Collector
- Recycler/Waste management entity (including recycling organization)
- Academia/Research institute
- Consultant
- Consumer
- Other (please specify)

Survey of Views on EPR

13. What types of products are your activities on EPR related to?

Please select all that apply to you.

- Packaging
- WEEE (waste electrical and electronic equipment)
- Batteries
- Light bulbs/Fluorescent lamps
- ELV (end-of-life vehicle)
- Tires
- Furniture
- Carpet and/or textile
- Building demolition waste
- Toxic substances (paint, chemicals, pharmaceuticals, etc.)
- Other(s) (please specify)

14. What country or region is the main area for your work on EPR?

Country or region

15. To what extent do you agree or disagree with each of the following statements?

Tend to Agree to agree Neither agree nor disagree Tend to Disagree

	○	○	○	○	○
Municipalities are efficient in their work.					
Shared responsibilities tend to make no one willing to take action.					
Market mechanisms usually bring success.					
The world will become a better place in the future.					
Tradition is important.					
I rely on instinct rather than logic.					
Most people can be trusted.					
Most companies can be trusted.					
Competition is good. It stimulates people to work hard and develop new ideas					

Survey of Views on EPR

Last page

If you are interested in the result of this survey, please fill in your name and contact e-mail address. We will send the result to you when compiled and analysed.

16. .

Name

E-mail address

17. If you have any other opinions about EPR and/or this survey, please feel free to indicate below.

This is the end of the survey. **Please close this window by pressing the button, "Done", to submit your answers.**

(* You cannot change your answer after pressing the button.)

付録2 自由回答の結果

以下では、自由回答の結果を示す。個人等が特定できる情報は”XXX”と伏せて掲載し、また、無関係な回答は除外してある。

付表1 「拡大生産者責任を適用することによって、一般的に、何が達成されるべきと思いますか？」もしくは「What, in general, should be achieved by applying EPR?」の問いに対するコメント（英語回答については、訳文と原文を併記）

<p>製品が市場に投入される時点で将来のリサイクル費用を確保し、システムにおけるフリーライダーを排除します。また、生産者が静脈プロセスを改善できるよう一層明確なインセンティブを設定します。</p> <p>To secure future recycling costs at the time a Product is put into the market in order to avoid free riders in the system and to create clearer incentives for producers to improve end of Life-processes</p>
<p>家庭や自治体が限られた財源しか保持していない、またはより優れた廃棄物管理に多額の資金を費やすことを望まない場合の、より優れた廃棄物管理の簡単かつ迅速な資金調達方法。</p> <p>An easy and quick way to finance better waste management, when household and municipalities only have limited financial resources or if they are not willing to spend much money on better waste management</p>
<p>達成される「べき」ことは何かという質問は、質問の言い回しとして妙です。ここでいう「べき」は何に関連しているのでしょうか。すべては EPR の適用方法次第です。EPR は実施計画が目標達成に真に役立つ方法で、明確な目的または目標をもって立案されるべきです。</p> <p>What "should" be achieved is a strange way of putting the question. Should in relation to what? Everything depends on the way in which EPR is applied. EPR should be designed with clear purposes/objectives in a way that design of the implementation really contributes to the accomplishment of the objectives.</p>
<p>「EPR によって達成されるべきことは何か」を問うのではなく、「EPR はこうした目標を達成するための最善の政策手段であるか」を問う質問となるように、言い回しを変更すべきです。</p> <p>Wording of the question should be changed to not ask what should be achieved by EPR - you should ask if EPR is the best policy instrument to achieve these objectives...</p>
<p>EPR のあるべき姿に関する個人的見解は既に説明しました。現在のところ、すべてが達成されているわけではありません。</p>

<p>I've indicated my personal opinion of what EPR should be. So far not all of these have been achievable.</p>
<p>製品に内蔵された環境への影響に関する情報を消費者に提供することによって、消費者による「地球に優しい」選択を支援することです。</p> <p>To support "green" choices of consumers by providing to them information on the embedded environmental impacts of products</p>
<p>特に再利用活動と修理活動が関係する労働市場からかけ離れた人々のために、雇用創出および社会経済的融合の推進を支援することです。</p> <p>To help promote job creation and socio-economic inclusion for people distanced from the labour market, especially where reuse and repair activities are concerned.</p>
<p>私は廃棄物管理の責任を地方自治体から移転することよりも、その費用を地方自治体から移転することの方が重要であると考えます。上記の質問には用語的に少々問題があります。例えば、再利用およびリサイクルのための製品や包装の回収と適切な処理のための有害物質の回収が増えることは重要なことと考えますが、ごみとして処分される「廃棄物」の回収が増えることは重要なこととは思いません。</p> <p>I think it is more important to shift the costs for waste management from local governments than to necessarily shift the responsibility. There are some terminology issues with the questions above - for instance, I think it is important to increase the collection of products and packaging for reuse and recycling and toxics for proper disposal, but I don't think it is important for increasing the collection of "waste products" that will be disposed as garbage.</p>
<p>この記述は現行の欧州の法的枠組みに準じています。この枠組みが変更されるならばEPRも発展しなければなりません。</p> <p>This statement is in line with actual European legal Framework. If Framework changes EPR has to evolve.</p>
<p>最後の記述は完全には理解できませんでした。</p> <p>I couldn't totally understand the last statement</p>
<p>ランキングは製品次第です。包装のEPRと電子機器のEPRとでは、異なる回答をすることになるでしょう。有害物質の使用に関する規定は、EPR法に含まれることも少なくありませんが、本質的なものではありません。</p> <p>Ranking depends on the product - I would answer differently for packaging EPR than for electronics EPR. Provisions on use of toxics are often included in EPR legislation but are not an intrinsic part of it.</p>
<p>EPRは企業が通常負う責任の上に、さらに課せられた責任です。それは、耐用年数の終わりに製品の始末をつけることです。この責任は義務でもあり、この義務を第三者（投資</p>

家および廃棄物管理業者)に移転することは許されません。廃棄物管理業者は重要ですが、その役割は市場状況や公正価格に基づき定性的サービスを提供することです。家庭廃棄物となった製品については、地方自治体との強制的な協力関係が不可欠です。

EPR is a responsibility on top of the usual responsibilities of a company. Taking care of of the product at the end of its useful life. This responsibility is also a duty and it should not be allowed this duty is transferred to third parties (investors and waste operators). Waste operators are key, but their role is supplying a qualitative service based on market conditions and fair prices. For products ending up in household waste, compulsory partnership with local authorities is a must.

上述のグループの多くに関して、理論と現実にはギャップがあります。

for many of the above mentioned groups there is a gap between theory and reality

個人的には、こうした原則は機能しないと考えます。フィードバック・ループを設計するために事前に準備されたエンド・オブ・ライフが、適切に機能するという証拠はありません。

In my view, the principle as such doesn't work. There is no proof of a well functioning upfront end-of-life to design feedback loop.

分解とリサイクル性は異なります。これらをひとまとめにしてはいけません。例えば、携帯電話がたやすく分解できるように作られているのはなぜでしょう。

Disassembly is different than recyclability - these should not be put together e.g. why make a mobile phone easy to disassemble?

違った視点で意見を述べたいと思います。「EPR」の概念に「ステewardシップ」という言葉と互換性があることは、それ自体問題であると考えます。カナダにおける初期の「EPR」イニシアチブは、「ステewardシップ」という語句をしばしば内包する、ここでいう「共同責任」モデルになってしまうことが少なくありませんでした。私が創設に尽力した(XXX)機関において、カナダ人のいう「ステewardシップ」と私たちが意味する EPR の間に連続性を作り出す必要性を実感しました。詳しくは XXX のウェブサイトをご覧ください。

I want to make a separate point - I think inter-changing the notion of "EPR" with the word "stewardship" is a problem in itself. Early "EPR" initiatives in Canada often devolved towards "shared responsibility" models here that often co-opted the phrase "stewardship". For the organization I helped to create (called XXX), we felt the need to create a continuum between what Canadians call "stewardship" and what we mean by EPR - please see the XXX website for more information

こうした要素のほとんどは非常に重要で、法律で規定されています。しかし、インセンティブが不十分であるため、達成することは困難でしょう。例えば、製品の再利用や分解可

能性、またはリサイクル性は EPR の非常に重要な要素ですが、こうした問題に取り組むためのより一層のインセンティブが生産者に与えられない限り達成することはできません。これについて現行の法律では規定されていません。回答が難しい質問であるというのが個人的な見解です。重要な点ではありますが、現行の法律で規定される EPR の適用によって達成することはほとんど不可能です。

Most of these factors are very important and given in legislation. However, they may be difficult to achieve because of the lack of incentives. E.g. re-use and to disassemblability and/or recyclability of a product are very important parts of EPR, but they cannot be achieved unless producers are charged more incentivised to work with these issues, which they are not with today's legislation. My point is that the question is difficult to answer. The points are important, but largely unachievable by applying EPR as it is in today's legislation.

責任を移転することよりも、責任を分担することです。

It is more about sharing responsibility than shifting it

当該 EPR が個別生産者責任 (IPR) を指すのか、単に廃棄物管理の資金調達のための共同責任を指すのか区別しない限り、回答は不明確なものとなるでしょう。私は EPR を共同責任と仮定して回答しました。IPR と仮定していれば、有害物質の削減および分解可能性の向上に関する記述は、高得点をマークしていたことでしょう。

Without distinguishing if the EPR in question is IPR (individual producer responsibility) or just a collective waste management financing obligation, the answers will be unprecise. I have answered the questions assuming EPR as a collective obligation. If assuming IPR the statements on reduction on toxic substances and on increasing disassemblability would have got high scores.

製品レベルにおける効果的なエコデザインおよび市場設計 (製品サービス、マーケティング、戦略的市場設計など) への金銭的インセンティブを創出することです。

To generate financial incentives for effective ecodesign (at product level) and market design (product-service, marketing, strategic market decisions etc...)

その他の重要な目的: 資源の生産性と材料の持続可能な管理を考慮し、生産プロセスを改善すること。

説明: 「廃棄物処理の改善」とは再生またはリサイクルを増やしたり、最終廃棄物管理または非合法的な最終管理を減らしたりすることと考えられ、「生産システムによる環境への影響の低減」には、廃棄物管理と生産プロセスの両方が含まれます。

Another important objective: to improve production processes, considering resource productivity and sustainable management of materials.

Explanation: 'improve waste treatment' is considered as more recovery/recycling

<p>and less final disposal/illegal management 'reduce environmental impacts from a product system' includes both production process as waste management.</p>
<p>記載された目標を優先するのが「誰」、すなわちそれぞれの主体かについて記述があれば、質問はより明確になったでしょう。非政府組織（NGO）が IPR を必要とする理由は、例えば自治体組織とは異なります。</p> <p>The question would be clearer if it stated 'who', respectively which party, prioritizes the listed objectives. An NGO has different reasons to call for IPR than let's say an association of municipalities.</p>
<p>EPR を想定する状況を明記すべきだと思います。ある廃棄物処理の流れと別の廃棄物処理の流れでは回答が大きく異なることもあります。回答は誤解を招くかもしれません。</p> <p>I think should be specified in which contexts you imagine EPR. Answers might be very different sometimes moving from one waste stream to another one. Answers might be misleading.</p>
<p>この質問は少々分かりにくいです。EPR は多数の目標を達成できそうにないため、多くのケースで「達成不可能である」をチェックしたくなりました。しかし、EPR はこうした事柄を達成するよう努めるべきですので、代わりに「重要である」を選択することにしました。</p> <p>This question was a bit confusing, as I was tempted to check the "unachievable" answer in many cases, since EPR does not seem to be able to achieve many of the objectives, but I instead went with the "important" answer, since EPR should try to achieve these things.</p>
<p>最初の目標については、責任の明確な定義が不可欠です。財政的責任だけでなく、経営責任および実施責任の移転についても定義する必要があります。</p> <p>For the first objective, it is critical to define responsibility not only in terms of financial responsibility but also a transition to management and implementation responsibility.</p>
<p>市場に公平な競争の場を設けることです（WEEE の処理に関連するすべての事業は、同等の要件と比較されるべきです）。</p> <p>To create a level playing field in the market (all undertakings involved in WEEE processing should be confronted with equivalent requirements)</p>
<p>この部分については回答が難しいと思います。「べき」という表現が使用されていますが、私の回答は EPR の適用方法によってかなり影響を受けますし、政策介入として評価される可能性があります。</p> <p>Well I find this part tricky to answer. Although you say "should", my answers are influenced to a great extent by the way EPR has been applied and would be evaluated</p>

<p>as a policy intervention.</p>
<p>自治体から生産者への廃棄物管理の移行について：これは回収に関する国の法令次第です。多くの国では、自治体がすべての廃棄物処理に責任を負っています。自治体が回収しなければならない廃棄物は、他の法律によっては生産者が責任を負うべき廃棄物である可能性もあります。こうしたケースでは、追加的な協定が必要です。</p> <p>About the shift from waste management from municipality to producers: this is dependent on national law about collection. In many countries, municipalities have the responsibility to dispose of all their waste. The waste that municipalities have to collect may also be the waste that producers are held responsible for by other legislation. In this case, additional agreements are necessary.</p>
<p>最初の質問は、運営上の責任とは異なる「財政的」責任の移転について明確に定義される必要があったと思います。</p> <p>The first question should have been formulated on shifting 'financial' responsibility which is different from operational responsibility</p>
<p>製品選択および製品利用に関する環境的側面について、消費者に通知することです（例えばメディアを利用したキャンペーン）。</p> <p>Inform (e.g. media campaigns) consumers on environmental aspects regarding product choice and product use.</p>
<p>一般社会に EPR の利点や必要性を伝えること、そして一般市民に EPR の実施が日常生活や消費財の価格または品質に与える影響について説明することが非常に重要です。</p> <p>it is of crucial importance to communicate the advantages/need of EPR to the general public and also explain the average citizen how implementation of EPR affects the everyday life and prices/quality of consumer goods</p>
<p>製造者は廃棄物管理だけでなく、製品ライフサイクル全体に責任を負うことと EPR を定義している点にご留意ください。これが本来の原則です。特に、EPR を製品スチュワードシップと同等とみなしていらっしゃるからです（米国では両者をより明確に区分しています）。私は XXX（環境ラベルのひとつ）を構築し、このツールを EPR（および製品スチュワードシップ）プログラムであると考えています。したがってこのツールには、エコデザインの要素（静脈側に特化した EPR プログラム下の電子機器については、実際のところ達成されていません）に加え、廃棄物管理の要素も含まれています。</p> <p>Please note that I define EPR as manufacturer taking responsibility for the full product life cycle, not just waste management - the original principle. Especially since you make EPR product stewardship equivalent (we are clearer about this in the US). I founded XXX (an eco-label) which I consider to be an EPR (product stewardship) program. Thus I include eco-design elements (which are not practically achieved for</p>

<p>electronics by the EoL-only EPR programs) as well as waste management elements.</p> <p>公平な競争の場を創設することは、目標ではなく前提条件です。</p> <p>level playing field is not an objective, but a pre-requisite</p>
<p>製品設計における革新を推進し、より多くの原料に対処するために、台頭しつつある材料回収施設（MRF）の技術への投資を推進し、廃棄物管理への統合的アプローチに柔軟に対処することです。</p> <p>Stimulate innovation in product design, stimulate investment in emerging MRF technology to handle more materials, open minds to an integrated approach to waste management</p>
<p>上述した事項に含まれているかもしれませんが、優先事項は製品設計を改善させるためにサプライチェーンにシグナルを送ることであると確信しています。</p> <p>Maybe it is captured in one of the items above, but I believe a priority is sending signals up the supply chain to improve product design.</p>
<p>包装の EPR では、材料選定における劇的な転換は期待できません。</p> <p>EPR for packaging cannot be expected to create dramatic shifts in material selection.</p>
<p>EPR スキームはいくつかのリサイクルされている使用済み製品に課されており（廃棄物処理の優先的なフロー）、上述の多くの側面において EPR の付加価値が問われるかもしれません。回答は EPR スキームごとに異なるため、一連の「一般的な」質問に回答することは困難でした。</p> <p>EPR schemes are imposed on certain end-of-life goods (priority waste streams) that were already being recycled, the added benefit of EPR could then be questioned on many of the aspects above. It was difficult to answer such an 'in general' set of questions as answers would differ EPR Scheme to EPR scheme.</p>
<p>これは追求すべきこととして理想的ですが、現実には理想に届きません。</p> <p>this is what should ideally be sought, but reality falls short of the ideal</p>
<p>製品の市場性を高めること、生産者に対する良いイメージを築くことです。</p> <p>to improve marketability of product. to create positive image of producer.</p>
<p>IPR や手数料の調整を通じ、EPR スキームに組み込まれている個別のインセンティブは、リサイクル性の向上、有害性の低減、耐久性などの問題に役立つ可能性があると考えます。現在は依然として、最善の設計より最も安価な選択肢を選ぶ傾向にあります。</p> <p>I think individual incentives combined in EPR schemes, through IPR or modulation of fees could help on some issues such as increased recyclability, less hazardous and durability, today there is still a race to the cheapest option rather than to the best design</p>
<p>政府が設定した目標を達成するには、産業に柔軟性が必要です。</p>

<p>Allow flexibility to industry in meeting government-set goals</p> <p>最も近いのは「廃棄物の量を減らすこと」ですが、私なら「そもそも不要な材料を生産しないこと」、つまり「発生抑制」を追加するでしょう。</p> <p>The closest is "to reduce the amount of waste," but I would add "to not produce unnecessary materials in the first place," or "source reduction."</p>
<p>製品変更を計画することです。</p> <p>To design changes of products</p>
<p>一部の質問は正確な意味が非常に分かりにくかったです。例えば、廃棄物管理の費用を削減するためという質問がそうです(ここでいう費用はグローバルコストを意味するのでしょうか)。</p> <p>I have serious doubts about the exact meaning of some questions. E.g. To reduce costs of waste management (global costs?)</p>
<p>上記の最初の質問についてですが、EPR の価値のひとつとして、市場（国または州の）に最善のシステムを導入できるという利点があります。これにより、自治体を十分に活用することができるかもしれません。したがって一部の管轄区域の自治体から離脱する場合には、EPR に恩恵をもたらさない可能性があります。</p> <p>Re first question above - one of the values of EPR is the benefit of being able to implement the best system for the market (country, state). That may very well be to utilise the municipality. so moving away from municipalities in some durastictions may not be a benefit for EPR.</p>
<p>EPR の主要な目標は、(1) 製品による汚染の蔓延を阻止し、(2) 原材料の利用の循環を完結させる(完全循環型)のために、効果的な回収ネットワークの構築や、処理施設またはリサイクル施設の設置を推進することです。</p> <p>The key objectives of EPR is to stimulate the creation of efficient collection networks and treatment/recycling facilities 1) to prevent pollution dissemination from products and 2) to close the loop of raw material use (cradle to cradle).</p>
<p>製品設計に関しては、廃棄物や回収率、リサイクル率、そしてさまざまな廃棄物を回収する際の課題について、サプライチェーン間の情報水準を向上させます。</p> <p>Increase the level of information across the supply chain on the waste materials, collection rates and recycling rates, as well as the challenges in recovering various wastes as it relates to design.</p>
<p>この一連の質問には制限や交換条件がないため、上述のどの質問にも「重要である」より低い評価を付ける理由がほとんどありません。結果が意味のあるものになるか疑わしいと思います。</p> <p>This set of questions has no constraints or tradeoffs - so there is little reason to give</p>

<p>any of the above less than an 'important' rating! I am not sure your results will be meaningful.</p>
<p>EPR とは、持続可能かつ効果的な方法によって廃棄物管理を改善し、経済循環を促すために、生産者が責任を負い、彼らのスキルや資源を役立てることを意味します。</p> <p>EPR means that the producers take responsibility and thus contribute with their skills and resources in order to improve waste management and lead us into a circular economy, in a sustainable and efficient way</p>
<p>固有の EPR モデルと、生産者ではなく輸入業者を有するリトアニアに適用可能な回答が多数を占めています。</p> <p>The answers applicible to Lithuania where we have special EPR models and importers, not producers are dominating.</p>
<p>生産者の関心を表し、政府の代弁者となり得るコンプライアンス・スキームを構築することです。</p> <p>Creation of compliance schemes which should be able to represent producers interests and become government interlocutors.</p>
<p>EPR は政策手段であり、目的は社会全体の環境負荷を低減すること。製品のライフサイクル、特に使用後の廃棄・リサイクル段階で、生産者がどのような責務を負い、社会全体として、どう目的を達成するか、である。日本では、生産者（＝事業者）にすべての責任をとらせるための概念との誤解が多い。なかには、イデオロギー的な側面からの主張も見られ、客観的で、公平、透明な議論のできる土壌を形成する必要がある。</p>
<p>製品デザインの変更、消費者を含むサプライチェーンの情報伝達システムの構築、</p>
<p>環境にやさしい事業者が、同業者間の競争上優位に立てること。</p>
<p>商品の容器包装ならびに商品自体の廃棄物処理における環境負荷低減は製造者だけでは達成できず、商品の流通・消費・処理に関わるステークホルダーの連携・協働が不可欠である。また、現在の家庭用一般廃棄物の収集は行政の責任であり、行政は資源の有効利用・循環使用の観点での収集・分別が求められる。また、行政が行う家庭用一般廃棄物の収集は行政サービスや地域振興等の政策実現の要素が含まれていることを十分に認識すべきである。</p>
<p>廃棄物処理ができなくなるような状況の打破（ゴミ戦争の回避）</p>
<p>上記の前提となりますが、生産者が製品の廃棄段階のことをしっかりと意識すること。</p>
<p>廃棄物処理は、3R だけの問題ではないので、生産者任せで全てが解決できるとは考え難い。また、消費者の意識を変えないと、EPR＝発生抑制にはならない。なので、『EPRで消費者（市民）意識の向上』というような、市民の購入・排出の責任についてどう考えていくのか？</p>

<p>製品を製造し市場に提供する者は、先に廃棄というステージがあることに想像力を働かせ、最大の環境負荷低減を図る義務があり、その費用も内部化して当然ですが、それが、消費者に正しく伝わらないと全く意味が無いことになる。EPRは消費者との共働作業だと思います。それと同時に、製品の提供者は上流への想像力も働かせなければならず、この間ではそういった上流の視点が無いことに不満が残ります。</p>
<p>循環型社会を形成するためには個別の政策目的よりも、製品のライフサイクル全てに係る関係者の環境負荷削減の意識や社会的コスト削減の意識、もったいないの心を育てることが重要で、経済的インセンティブは日本社会には馴染まないし、植え付けるべき概念では無い。</p>
<p>拡大生産者責任がどう適用されるか不明のまま、達成さるべき目標は明らかにできない。</p>
<p>「廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移すこと」とあるが、外部費用を内部化することがEPRの核心であると考えます</p>
<p>国全体のインフラを活用し経済性を踏まえつつ、リサイクルの費用負担をする企業が環境負荷低減、リサイクル促進を自動的に目指さざるを得ないようなシステムを構築することが大切。</p>
<p>上記すべてが常に、というわけではなく、必要性和目的に応じて、というニュアンスです。</p>
<p>回収する部品のリユースや、回収する素材の高純度化、資源を循環させるために 必要な最低限の処理コストの保証や、コスト削減の努力等。</p>
<p>グローバルに製造・販売される商品について、適切なリサイクルを推進すること</p>
<p>社会的純費用を削減する事</p>
<p>「製品システム」の意味が正確に分からないので「拡大生産者責任では達成できない」と回答しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・適正処理の後に、リサイクルの設問があるため、適正処理という言葉の範疇を適正処分と解釈し回答 ・発生抑制：製造・利用事業者段階までと限定して回答（排出抑制：製造～排出段階と解釈） ・製品システムの意味合い不明→ここでは、製造及び利用事業者の範疇とし、環境配慮設計を想定し回答。
<p>拡大生産者責任は、生産者に一定の責務を課するというだけでしかない。現実に、社会システムにそれを組み込もうとするとき、各プレイヤーの能力、関係、商慣行等を勘案して適切に設計されなければ、その効果をあげることは非常に困難であると考え。その意味で上記の設問は適切でない部分が多いと考える。</p>
<p>生産者しかできないことには有効と思われる。基本は、関係者の役割分担の考え方であり、既存のシステムの利害にもかかわるので、ケースごとに生産者の関与の仕方を見直していくことと考えるため、責任論で達成できないという答えが大きくなっている。生産者が関</p>

与することで効果的な結果を達成できることを否定するものではない。
設問の全てが適切ではありません。EPR(事業者負担拡大→価格転嫁)⇒DfE(環境配慮設計)⇒量的・有害物質的発生抑制のメカニズムが全てです。そしてそのようには作用しないと考えています。
① 設問のうち、「リユースを促進すること」とありましたが、これは、該当製品そのものの(消費者による)リユース(中古利用)とするのか、「更生タイヤ」のように、生産者が(ヴァージン)製品が不要となったものを回収、加修してリユースするのか、様々に理解できます。ここでは、リターナブルボトルを想定して回答しました。
② 設問のうち、「製品システムからの環境負荷を低減すること」の「製品システム」の定義が不明です。ここでは、製品ライフサイクル、として回答しました。
「製品システムからの環境負荷を低減すること。」については趣旨が理解できなかったため「達成できない」を選択しました。
製品は販売によって所有権が移転するため、製品の廃棄方法等は所有者の意図に委だねられる。拡大生産者責任は、製品廃棄物が所有者から生産者又はその代理人に引き渡されなければ果たことは困難である。
資源の有効活用。 容器包装の処理費用の一部を購入者も負担し、税負担の不公平を解消すること。 処理の最終手段として焼却する場合、熱回収すること。
EPR: Extended Producer Responsibility は生産者 (manufacture) だけではない。 全ての Producer に Responsibility(対応) を求めている。その事が最も重要である。

付表2 「拡大生産者責任はどのような場合に適用されるべきでしょうか？」もしくは「To what extent do you agree or disagree with each of the following statements about cases when EPR should be introduced?」の問いに対するコメント（英語回答については、訳文と原文を併記）。

<p>製品のライフサイクルが長くなるほど、EPRを実施する重要性も増します。</p> <p>The longer the Life cycle of a product the more important to implement EPR</p>
<p>質問には、EPRが多様な製品（設計や材料、用法・数量・費用についてあまり類似しない製品）に利用された場合、環境的利益を達成することがしばしば困難になるということが反映されていません。例えば欧州諸国で包装廃棄物のEPRが利用されたのは、何よりもまず包装の管理費用を最小化するためであり、包装製品の環境基準などの改善のためではありませんでした。対照的に自動車のEPRは、材料選定、数量さらには設計面でもより同質的な製品と関連しており、環境基準の改善に貢献する可能性が高いと思われます。</p> <p>The question does not reflect that if EPR is used on very diversified products (products not very homogenous in design/material use/volume/costs) it is often very difficult to achieve environmental benefits. For example the EPR of packaging waste in the European countries is first of all used to minimise management costs of packaging and not to improve the environmental standard of the packaging product as such. Opposite EPR on vehicles is linked to a more homogenous product regarding material choice, volume and in fact also design, which seems to provide better possibilities for improving the environmental standard.</p>
<p>「他の」アプローチとは何を指すのでしょうか。上述のとおり、すべてはEPRの設計次第です。汚染者負担原則は環境コストの国際化同様、常に適用されるべきです。私がEPRを好むゆえんはここにあります。とはいえ、適用されれば必ず目標を達成できるとは限りません。例えば、スウェーデンのEPRは包装量の削減や環境的により優れた包装の実現にはつながりませんでした。</p> <p>What are "other" approaches. All depends as said on design of the EPR. The polluter pays principle should always apply as well as the internationalization of environmental costs. Therefore I like EPR. Although, when applied, it does not necessarily lead to the objectives set, for example it didn't lead in Sweden to reduction of packaging quantities or environmentally better packaging.</p>
<p>完全に製品および市場次第です。付加価値がある場合に適用すべきです。</p> <p>Depends entirely on the product & market. Should be applied when adds value.</p>
<p>家庭や産業または商業が、多様で少量の廃棄物に対処することは困難です。</p> <p>Not manageable for household and industry/trade to handle to many fractions of</p>

waste
<p>EPR は環境に重大な影響を及ぼす製品（例えば WEEE）や、行政上の負担を軽減するために他の理由で登録された製品（例えば ELV）に適用すべきです。</p> <p>EPR should be applied to products that have a significant environmental impact (e.g. WEEE), and/or products that are registered for other reasons (e.g. ELV) to decrease the administrative burden.</p>
<p>特定の製品に EPR を導入する前に、その製品が EPR の原則を満たすかどうか詳しく調査すべきです。</p> <p>Before introducing EPR for a certain product it should be investigated whether the product can fulfill the principles of EPR</p>
<p>EPR には、すべての企業が全製品の使用後の責任を負わなければならないという前提を盛り込むべきです。廃棄物管理およびリサイクルへのアプローチは技術によって異なるので、上記の記述が一部の企業や一部の製品だけを対象にするものならば、生産者に責任を逃れようとする傾向がみられるかもしれません。製品寿命到来後の処理が困難な製品に EPR を適用することは非常に重要だとしても、EPR は徐々にすべての製品に対する総合的なリサイクルアプローチになっていくべきです。EPR を一般的な慣習とすべきです。</p> <p>EPR should incorporate the premise that all companies have to take responsibility for the end life of all products. Waste Management and Recycling approaches vary with technology therefor if the above statement is exclusive, there could exist a tendency of producers trying to avoid their responsibility. Even though it is very important to have EPR in difficult postlife treatment products, EPR should gradually be a general recycling approach to all products. It should tend to be a general praxis.</p>
<p>難しい質問です。フランスは実践してきた多くの国家的 EPR スキームにより、欧州を先導していますが、これらのスキームが対象とする材料の回収率や再利用率、処理率の向上にどれほど貢献しているか分析する立場に立ったことはまだありません。したがって、ここでコメントすることは難しいです。</p> <p>A difficult question. France is leading the way in Europe with the number of national EPR schemes it has in place but I have not yet been in a position to analyse how successful these schemes have been in improving collection, reuse and treatment rates of the materials they cover so it is difficult for me to comment here.</p>
<p>さまざまな原材料について再利用やリサイクルの選択肢を提供するシステムが確立されています。EPR はこうしたシステムを妨げたり、使用済みとなった際の管理コストを増やしたりする可能性があります。</p> <p>Many materials have established systems in place providing reuse and recycling</p>

<p>options. EPR can interfere with these systems and increase the cost of managing at end of life.</p>
<p>「適切に管理された」という表現には定義がありません。EPRの適用なしに、多くの包装が路上で回収されていますが、問題は山積しています。例えば、一貫性に欠けていたり、回収率の要件がなかったり、振興策が不十分だったりするのです。個人的には、これでは「適切な管理」とはいえないと思います。</p> <p>"appropriately managed" is not defined. Lots of packaging is collected curbside without EPR but there exist many problems: lack of consistency, no collection rate requirements, poor promotion, etc. To my way of thinking, that doesn't constitute "appropriate management"</p>
<p>回収がうまく稼働しており（人々が利用し、品質も高い）、自治体がコストの管理に納得している場合には、EPRは必要ありません。</p> <p>If the collection is operating well (people are using it and the quality is good) and the municipalities are satisfied with the cost management, no EPR is needed.</p>
<p>別の質問でこれについて触れているかどうか分かりませんが、生産者責任（PR）もしくはEPRは導入以来、廃棄段階の管理に注力し続けているという論争があります。つまり、廃棄物管理を超える構想にさらなる発展がみられていないのです。生産者に一層深く結びつく「責任」には他にどんなものがあるのでしょうか。材料の供給源でしょうか。情報提供（消費者向けだけでなく、またラベルを通じて（だけ）ではなく、製品の生産過程でどんな材料や物質が使用されたか、工場出荷時に製品内部に何が残留しているかといった、より一貫した透明性の高い情報提供）はもうひとつの主要な問題です。これはほとんど対処されていないか、（EUのエコデザイン指令を通じ必要な消費者情報を考慮しない限り）大半が自由意思に基づいています。</p> <p>Without knowing whether you'll address this in a separate question, there is an issue that PR or EPR has continued to focus on end-of-life management since its introduction, i.e. there has not been further development of the concept beyond waste management. What other 'responsibilities' could be more strongly linked to producers? Sourcing of materials? Information provision (not just to consumers, and not (only) through labels - more consistent and transparent information provision on what materials and substances are used in product production and what remains in the product when it leaves the factory) is another key issue that is little dealt with, or mostly on a voluntary basis (unless you consider consumer information required through the EU's Ecodesign Directive).</p>
<p>EPRは廃棄物が社会の負担を増す原因になる場合に適用すべきです。市場の他の主体が引き取るというような、使用済みとなってもなお価値を有するような製品には、EPRは</p>

おそらく必要ありません。

EPR should be applied in cases where the waste product causes additional costs to the society. There is probably no need for EPR for such products which still have a value at end-of-life as other actors on the market will take care of it.

しかし、EPRは成長市場においても発展途上国においても非常に慎重に導入されるべきです。環境や医療政策、国の規制枠組みがEPRを採用できる程度に成熟してから導入すべきです。さらに、市場がEPRの導入に関するあらゆる経済的手段に対処・対応できる程度に成熟している必要もあります。EPRの導入には、その国独自のモデルが必要です。However, EPR should be very carefully introduced in growing markets as well as in developing countries. It should be introduced when the environmental and health policies and regulatory framework of a country are mature enough to assimilate it. Further, markets should be mature enough to address and respond to any economic instrument associated with EPR's introduction. Every country should have their own model for its implementation.

EPRは製品ライフサイクルにおけるさまざまな局面や、ライフサイクル全体に適用することができます。廃棄段階に限ったものではなく、廃棄段階と同様、設計、製造、利用段階にも適用されます。

EPR can apply to different parts or all of the product life cycle. It isn't just about end of life - it is also about design, manufacture and use as well as end of life

最初の文にある「適切に管理された」という表現は紛らわしいです。例えばドイツのデュアルシステムの運用前には、包装廃棄物は適切に管理されていました（包装廃棄物は回収され、廃棄物埋立地または焼却炉に送られていました）。私が知る限り、問題はシステムコストにより深く関連していました。

The expression "appropriately managed" in the first sentence is confusing. Eg. Packaging waste was appropriately managed (it was collected and sent to landfills/incinerators) before the German Dual System, as far as I understand, the problem was more related to the cost of the system.

廃棄物管理は地方自治体の主要な役割とすべきではありません。生産者および消費者の責任とすべきであり、自治体は市場参加者としてではなく、判定者または規制当局として加わるべきです。

product waste management should not be a core function of local government; should be a producer - consumer responsibility, with government as referee and regulator, rather than market participant

まずは重要なエンド・オブ・パイプ対策が必要とされていますので、主要な責任は生産者に負わせるべきではなく、政府レベルまたはリサイクル業者、回収地、消費者団体、

<p>生産者を含む他の主体の共同責任とすべきです。</p> <p>As there still is an important end-of-pipe solution needed first, the main responsibility should not lie with producers but either at government levels or as shared responsibilities with other actors including recyclers, collection points, consumer organisation and producers.</p>
<p>ここでいう廃棄物の適切な管理とは何を意味するのでしょうか。EPRは目標が達成可能である場合に導入すべきです（優れた製品へのインセンティブ付与など）。</p> <p>What does appropriate management of waste mean in this case? EPR should only be implemented when it's objectives can be fulfilled i.e. incentives creation of better products.</p>
<p>多くのケースで好まれますが、EPRは廃棄物管理に対する唯一の適切な政策アプローチではないかもしれません。</p> <p>EPR may not be the only appropriate policy approach to waste management, although it should be favoured in most cases.</p>
<p>正当なEPRには二つの主要な利点があります。それは金銭的責任の移転（ある程度の利点を確認されている）と環境適合設計（成功の証拠はほとんどない）です。この具体的な二つの目的によって導かれる廃棄物管理のアプローチを、私は他に見たことがありません。</p> <p>True EPR has two main benefits - transfer of financial responsibility (where there has been some benefits) and design for environment (where there is little evidence of success). I see no other waste management approaches that are driven buy these two specific intentions.</p>
<p>製品、市場および製品の廃棄物管理システムは、EPRを地域社会に適用できる程度に成熟している必要があります。</p> <p>The product and the market and waste management systems for the product have to be mature enough for EPR to be applicable in the local society</p>
<p>EPRは製品リサイクルが環境にとって真の利益となる場合に適用されるべきです。残念ながら、この概念を環境保全のためではなく政治的利益を得るために利用する政府も存在します。</p> <p>EPR should be applied when the recycling of a product truly translates into a benefit for the environment. Unfortunately, some governments use this concept to obtain a political benefit and not to protect the environment.</p>
<p>すべての製品にEPRを概念として適用すべきだが、法制化は必ずしも必要ないという考えに同意します。</p> <p>Agree that EPR should apply for all product as a concept but not necessarily as a</p>

<p>legal set up.</p> <p>廃棄物としても価値のある製品に EPR を適用することは困難です。現行の「システム境界」内では生産者が費用を負担し、「他の関係者」が自由に利益を得ることになるため、EPR にはより広範な構想が必要とされるでしょう。</p> <p>The application of EPR to products with a positive value as waste is difficult. EPR would need a broader concept as within current "system boundaries" producers will take costs and "other players" free to take benefits.</p>
<p>EPR は廃棄段階の処理に正の影響（例えば環境への悪影響を最小化し、材料の回収を進めるなど）を与えることができる場合に適用されるべきです。</p> <p>EPR should be applied where it can have a positive impact on the EoL treatment, i.e. minimizing negative environmental impact and improving material recovery.</p>
<p>EPR は製品レベルだけでなく、それ以前の、生産者が市場へアプローチしたいと思う方法について決定を下すレベルにおいても広く適用できます。</p> <p>EPR can be applied broader than only at product level, but even before, at the level where decisions are taken on the way a producer likes to approach its market</p>
<p>個人的には、EPR が製品に必ず適用されるべきなのは次の場合です。（a）材料の残余価値が回収費用や処理費用より低い場合（したがって機能的な廃棄物管理市場を構築するための補助金が必要）。（b）製品の残余価値はおそらく高いが有害物質を含んでおり、低水準なリサイクルとなる傾向がある場合。</p> <p>In my view EPR should definitely be applied to products whose a) residual material value is lower than collection and treatment costs (and as such require subsidies to create functioning waste management markets) and b) whose residual value maybe high but they contain hazardous substances in which case they are prone to sub-standard recycling</p>
<p>EPR は他のアプローチが存在する製品に対しても適用可能です。</p> <p>EPR can be applied even to products where other approaches exist.</p>
<p>製品タイプによっては EPR が不適切な場合もあります。またよく機能している再利用またはリサイクル市場に EPR を導入することで、悪影響を及ぼす可能性もあります。</p> <p>EPR can be inappropriate depending on the product type, and adding EPR to a well-functioning reuse/recycling market can have negative consequences.</p>
<p>EPR は循環経済の機会基礎となるべきであり、廃棄物ゼロのシステムへの移行の一環であるべきです。</p> <p>EPR should become the basis for closed loop economic opportunities and part of the transition to a zero waste system.</p>
<p>EPR は、EPR が環境利益を最大化することが実証された製品に対して適用するべきで</p>

<p>す。</p> <p>EPR should be applied to those products where the it is demonstrated that EPR would maximise the environmental benefits</p>
<p>EPR は酸化銀電池のような価値を有する製品にはそれほど必要ありません。EPR は回収に何らかのコストがかかるすべての製品を対象とすべきです。</p> <p>EPR is not really necessary for products with a value such as silver oxide batteries. EPR should be for every product that costs anything to recover.</p>
<p>「～のみ・・・すべき (should only) 」という言葉が使用されているため、最初の文には同意できません。</p> <p>I disagree to the first sentence because of the words "should only"</p>
<p>議論の背後にある原則は、財やサービスの自由市場にあります。自由市場のある状況でクローズド・ループが機能する場合には、そのように適用すべきです。この自由市場では、法的責任機関（例えば自治体）は構造的費用を負担することなく職責を履行できなければいけません。そうでない場合に、EPR はクローズド・ループを機能させる優れた手段となります。一般に、生産者または輸入業者は法的義務を真剣に履行し、与えられた目標を達成しています。</p> <p>The principle behind the argumentation lies in the free market of goods and services. If the closed loop can work in a situation with a free market, then it should be applied like this. In this free market, legal responsible organisations (e.g. municipalities) should be able to do their duties without having to incur structural costs. If this is not the case, then EPR is a good instrument to make the closed loop work. In general, producers/importers have shown to take their legal duties seriously and to achieve the targets that are given to them.</p>
<p>廃棄物管理システムに目を向けるだけでなく、製品サイクル全体を最適化する可能性を検討の方が効果的なはずですが、しかし実行に移すことは難しいでしょう。制度上の多くの要素が、生産者が製品サイクル全体を実際に最適化することを困難にしています。さらに、最適化は明確な経済的利益をもたらさなければなりません。EPR を生産者の関連事業にしておくためには、生産者にとってより低いコスト、収入、リスク低減のいずれかが必要です。これはまだうまく導入されていません。</p> <p>Looking at the possibility to optimize the Whole product cycle should be more efficient than only looking at a Waste management system. However, in can be difficult in practice. Many institutional factors make it difficult for producers to actually optimize the entire product cycle. Equally optimization must result in a clear economic benefit. Either lower cost, income or risk reduction for the producer, in order to keep EPR a relevant business case for the producer. This has not been</p>

<p>successfully implemented yet.</p>
<p>EPRによって管理されるべき製品と、従来の自治体のプログラムによって管理されるべき製品の基準を必ず設定しなければいけません。最初のものは2番目のものより厳密ですが、「適切に管理できない」わけではありません。この質問に対しては、これ以上は複雑すぎて回答できません。</p> <p>There should most definitely be criteria about which products should be managed by EPR and which by traditional municipal programs. The first is closer than the second, but it is not "cannot be appropriately managed". I have a more complicated answer to this question than this allows.</p>
<p>市場介入なしに回収率が高い場合には、法的に規定されたEPRは必要ありません。</p> <p>Where collection rates are high without market intervention, legislated EPR is not required</p>
<p>少しでも多くの役立つ、または有効である製品。これは上述の2とは回答が異なります。</p> <p>As many products as would be useful or effective. This is a different answer from the 2 above.</p>
<p>EPRは功を奏した既存のリサイクルプログラムを支援し、妨げない方法で導入されるべきであるという重要なただし書きが付いた2番目の記述に関しては同意見です。</p> <p>I agree with the second one with the important caveat that EPR be implemented in a way which supports, and doesn't undermine, existing successful recycling programs.</p>
<p>分け隔てをなくすため、EPRはできる限り広範な材料を網羅すべきです。</p> <p>To avoid discrimination, EPR should cover as wide a range of materials as possible.</p>
<p>EPRは廃棄物のフローにおいて適切でなければいけません。一般に価値のある製品はEPRの適用なしに処理され、有害な恐れがあり回収および処理が必要な価値のない製品が残されます。価値の有無を問わず、EPRはすべての製品を包括することができますが、価値のない製品に最も大きな影響を与えるでしょう。</p> <p>EPR needs to be appropriate for the waste stream, generally items with value are treated without EPR in place which leaves items without value which can be hazardous needing collection and treatment, EPR can encompass all products with or without value but will make the biggest impact for those items without value..</p>
<p>EPRは社会的利益がコストを上回る場合に適用されるべきです。</p> <p>EPR should be applied where the social benefits outweigh the costs</p>
<p>生産者には単なる製品「回収」要求以上の、補足的な政策ツールが早急に必要です。回収要求は必ずしも革新のための正当で十分なインセンティブを提供するわけではないかもしれません。特に使用段階のツールについて検討する必要があります。</p> <p>There is a pressing need for complimentary policy tools beyond mere product "take</p>

<p>back" requirements for producers, which may not always provide the right or sufficient incentives for innovation. Need to look at use phase tools especially.</p>
<p>有害化学物質を含む製品または、自由市場管理の選択肢が政府の補助金なしに責任あるリサイクルにつながらない場合に適用されるべきです。</p> <p>It should be applied with products with toxic chemicals or where the free market management options are not resulting in responsible recycling without government subsidies.</p>
<p>すべての製品または材料が EPR に関連していなくても、内部化の原則は促進すべきことです。廃棄物に（経済的観点で）依然として価値があるということが、EPR を中止すべきだという意味になってはいけません。</p> <p>If all products/material may not be relevant for EPR, the principle of internalization is something to promote. The fact that a wasted material is still valuable (in terms of economic) should not mean EPR should be stopped.</p>
<p>製品カテゴリーや参加者の範囲、既存のプログラムが十分なものであるかどうかなどで変わってきます。廃棄物のフローにおける二大要素である有機物と建築廃材（C&D）への EPR の適用は困難です。</p> <p>Depends on product category, universe of participants, whether existing programs are sufficient, etc. Difficult to apply EPR to organics and to C&D, which are 2 primary components of waste stream.</p>
<p>EPR を政府のデータ収集活動にしてはいけません。EPR は廃棄物の行き先を埋立地から変更するための廃棄段階の問題の解決に利用されるべきです。</p> <p>EPR should not become a government data collection exercise. It should be used to help resolve end of life issues to divert waste from landfill.</p>
<p>生産者は、サプライチェーンが資源効率目標を必ず達成できるようにする活動を開始・調整するために最善の立場にあります。</p> <p>Producers are in the best position to start and coordinate actions that enable the supply chain to guarantee the achievement of resource efficiency targets</p>
<p>繰り返しますが、EPR とは環境に最適なシステムを導入することです。</p> <p>EPR, again, is about implementing the system that best suits the environment.</p>
<p>EPR は汚染リスクが存在する場合や重要な原材料が含まれる場合に適用されるべきです。</p> <p>EPR should be applied when there is a pollution risk and/or when critical raw materials are involved.</p>
<p>鉱物および石油の不足を考慮し、原材料の回収に適用されるべきです。</p> <p>Should be applied for raw material recovery, considering the scarcity of minerals and</p>

oil
<p>EPR は多くの基準を満たした製品にのみ適用されるべきです。</p> <p>EPR should only be applied to products that meet a number of criteria.</p>
<p>EPR は新興市場および発展途上市場の日用消費財（FMCG）セクターに適用すべきだと考えます。これが廃棄物問題を解決できる唯一の方法であると確信しています。</p> <p>I think EPR should be applied in emerging and developing markets to the FMCG sector. That is the only way I believe we can solve the waste issues.</p>
<p>総合的な廃棄物管理戦略が社会に存在することは良いことです。EPR は製品または製品群のためのそうした総合的戦略の一部となる可能性があります。</p> <p>Good to have an overall waste MM strategy in society, EPR might be part of such a general strategy, for products/ product groups</p>
<p>EPR は広範で多様なアプローチを網羅しています。したがって回答はその人が想定するアプローチ次第です。資金は生産者によって回収されるが、生産者が「生産者自身の」廃棄物を管理する見込みのない方法で EPR が導入される場合には、2 番目の質問の回答は「どちらかというと同意できない」となるでしょう。</p> <p>EPR covers a broad variety of approaches. The answer is influenced by approaches that one can imagine. If EPR is implemented in a way that money is collected by producers but producers do not have the possibility to manage "their" waste, then the answer to the second question is: tend to disagree.</p>
<p>EPR の導入が国営の独占企業（またはそれに類似するもの）を生み出す場合には、利点はすべて失われてしまうかもしれません。</p> <p>If the EPR implementation is the creation of a national monopoly (or sort of), all benefits can be lost!</p>
<p>使用済み時に高い価値を有する製品の多くは、リサイクル業者によって利益目的で回収され、リサイクルされるでしょう。このようなフローに対する従来の EPR は必要ありません。生産者はこうした製品の廃棄段階のコストが変化し、不利になる場合でもリサイクルが行われるよう、ただセーフティーネットとなるべきです。こうしたフローにおいて最低処理基準を満たすことを徹底する必要があります。</p> <p>Many products with high value at end of life will be collected and recycled for a profit by recyclers. We don't need traditional EPR for those streams, producers should only be a safety net for those products so they get recycled if EOL cost would change and become negative. we do need to make sure that minimum treatment standards are achieved for these streams.</p>
<p>どちらの記述にも同意できません。個人的には、EPR がリサイクルを強化し、資金調達を含め、アクセスが容易な閾値の低い回収インフラを構築するための最善の手段である</p>

<p>場合に、EPRを廃棄物のフローに適用すべきであると考えます。特定の廃棄物のフローによっては、EPRがこうした場合の最善の手段とならないケースもあるでしょう。そのような決定はケースバイケースのアプローチで行われるべきです。</p> <p>I disagree with both statements. In my opinion, EPR should be introduced for those waste streams where EPR is the best possible instrument to enhance recycling and create easily accessible low threshold collection infrastructure, including its financing. In some cases, EPR will not be the best instrument for that, depending on the specific waste stream. Such a decision should be taken in a case-by-case approach.</p>
<p>廃棄物・リサイクルシステムに関しては、社会的コストの低減と環境負荷の低減が大前提であり、何が何でもリサイクルすべき、という対応は避けなければならない。</p>
<p>リサイクルが目的ではなく、適正に処理されることが重要である。難処理物とリサイクルが可能な製品とは同列に考えられない。</p>
<p>従来、うまく扱えない製品とは、具体的にどのようなものか。容器包装を例にとると、ライフサイクルを通して、中身製品の環境負荷低減、資源の有効利用を促進している側面が見落とされ、使用後の容器包装だけに視点が向けられる。中身製品を含めてトータルな視点から、使用後の廃棄処理・リサイクルの適切な在り方を考え、生産者(=事業者)の責務を考えてゆくべき。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・日本の家電リサイクル法のように、リサイクルコストの廃棄時点での徴収は望ましくない。事前徴収すべきです。 ・最終廃棄処理段階の経費もEPRの対象とすべきです。
<p>質問にある「拡大生産者責任」が何を指しているのか不明確なので、回答できない。この「拡大生産者責任」が全部を指しているのならば、「そう思わない」との回答である。</p>
<p>拡大生産者責任の定義や理解に違いがある。回収やリサイクルを義務付けるような日本の容器包装リサイクル法のような費用負担まで義務付ける、制度であれば、上記の回答。情報提供のようなものも、その中に入れるという考えでは、できるだけ多くの製品に適用すべき。</p>
<p>今は価値が内在する廃棄物もあり、小物家電リサイクル法もしかり、EPRより廃棄物処理事業者が積極的に動いています。EPRの始まりは、廃棄のステージで環境負荷の大きな製品の処理コストの問題だと思いますが、現状、容器包装リサイクル、自動車リサイクル、家電リサイクル、建築リサイクルなどの法が定着した今、法の網目をくぐり負荷を垂れ流す悪徳事業者の状況も公表するなど、消費者にもっといい点、悪い点を含め廃棄後の物の流れを知らせる必要があります。</p>
<p>最終的、緊急的状況において政策導入すべきで、本来全ての製品は再資源化されるべきものである。エネルギーリカバリーを含めて、廃棄物にせず資源化することを関係者す</p>

<p>べてが考えるべきで、資源化手法に EPR を入れるのは、主体間連携等の有効な手法を無にする愚策である。廃棄物にするから社会問題化する。ただし、他者を思いやれない者の考え方、行動を正す便法としての位置付けとしての政策導入はあり得る。</p>
<p>サービス業。例えば教育サービスに関しても、教育期間終了後も、様々なアフターケアを行うとか、コンサルタント業でも、過去のコンサルタント業務について、一定の責任を持つこと等も考えられる。電力産業等は、生産した電力が何によってどのように生産されたか（例えば原子力発電）について再考し、その結果発生した放射性廃棄物の適正処理に関して物理的かつ金銭的責任をしっかりと意識すべきである。</p>
<p>有害物。適正処理困難物。</p>
<p>生産から廃棄処理までの関係者全てが連携・協力する仕組み構築も重要（必要）と考えている</p>
<p>適正処理困難廃棄物の視点も必要</p>
<p>拡大生産者責任を適用することの矛盾・問題等が大きくなければ、適用した方がよい</p>
<p>普通に許可を持つ業者が回収・処理すれば環境負荷を及ぼさないのであれば、全ての品目に EPR を無理矢理導入する必要はないと思う。ただし細かいところまで考えると、生産者に責任を負わせた方が回収・処理のコストが安くなるかもしれないことと、不適正になるルートに流れる可能性や、海外への資源流出を低減する、という意味では、可能な仕組みがあれば EPR を導入するのがベターであると思う。（が、実現可能性の観点からは、必ずしも全ての製品を EPR にするのは難しいと思う。）</p>
<p>対象とする製品のライフサイクルを考慮し、関係者の中で生産者が責任をもって処理すべきことが適正かどうかを判断し、生産者が責任を持つべきであれば適用すべきである。システム製品などのように複数業種が関係するものや、広域で公共性が高い場合などにはよく議論すべきである。</p>
<p>EPR を適用する事で社会的純費用が削減されるモノに適用すべきである。</p>
<p>リサイクルにおいて生産者は大きなけん引役であることは事実だが、経営を圧迫するような行き過ぎた拡大生産者責任を企業に負わせることは、かえってリサイクルが円滑に進まなくなる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・有害・危険となる素材等処理の困難なものや複雑な処理が必要な物に適用すべき。 ・形態・装備等簡素化しても、安全と品質が確保できる製品に適用すべき。
<p>前述の通り、生産者の責務とした方がより良く、より安くできる場合も、その逆のケースもある。前者の場合には、そうすべきであろうし、後者の場合はそうすべきでない。</p>
<p>生産者が関与することの社会合理性をしっかりと議論すべきである</p>
<p>「上手く扱えない」の定義として、大きな環境影響は及ぼさないものの、資源性の観点から「もったいない」と考えられるようなケースについてもこれを適用するか否かはこれから大きな問題であると考えられる。</p>

<p>原則はできるだけ多くの製品に適用すべきだが、事業者に責任を転嫁してもリサイクルが進む等の効果が期待できないものもあり、単純にはいえない。ただし「小型家電」は適用すべきである。</p>
<p>EPR（事業者負担の拡大）によって、DfE の促進効果という目的が達せられるものを対象にすることに尽きます。EPR はそのための手段ですから、効果がなければ意味をなさず、そうであれば費用の単なる付け替えに過ぎなくなります。</p>
<p>生産者の「能力」も勘案して対象とする製品を考える必要があります。ただし、能力がないから全く課さなくてよい、のではなく、能力に応じて課すべきと思います。</p>
<p>「その政策目的は、絶対的なもの（公衆衛生等）か、政策的意義（資源循環の確保等）により行うものか」という視点がまず必要ではないかと思います。その上で、拡大生産者責任のアプローチが、事業者に経済的負荷をかけることで事業者がそれに取り組む経済的インセンティブを与えるものであると定義するならば、前者では達成不十分となるおそれがあるため不相当であり、後者の場合には、他の手段による政策目的の達成効果とのバランスを比較の上で、EPRスキームの導入が最も効果的な手段である場合に、適用すべきであると考えます。なお、この先、物理的責任と財政的責任のバランスの設問がありますが、当該設問についても、その政策目的によってどちらによることが効果的かが異なると思いますので、一般論としてはどちらともいえない、と考えています。</p>
<p>生産者にのみに廃棄物責任を負わせるのは問題である。善意の使用者から排出される廃棄物と、悪意の使用者から排出される廃棄物では、その回収・処理コストに大きな開きが生まれる。生産者のみに依存したシステムでは、社会コストを引き上げるだけになりかねない。</p>
<p>個別メーカーやブランドオーナー別に回収可能な製品にのみ EPR は有効。EPR はあくまで経済的な政策論であり、責任論ではない。社会全体の総コストを下げられることが明白な場合に適用すべき。</p>
<p>例えば 2013 年 4 月導入の小型家電リサイクルについて、あまり生産者責任を問うのは生産者の立場からみると辛いところがある。</p>
<p>生産者は、工業製品の生産者だけではない。OECD の理念では工業生産だけであったかもしれないが n 産業も含めるべきである。</p>

付表3 「生産者に拡大生産者責任を課す論拠として、以下の考え方にどの程度賛成・反対されますか？」もしくは「To what extent do you agree or disagree with each of the following statements about the rationale of EPR being imposed to producers?」の問いに対するコメント（英語回答については、訳文と原文を併記）。

<p>廃棄段階の費用は最初から考慮されるべきなので、EPRは課されるべきです。</p> <p>EPR should be imposed because end of life costs should be taken into consideration from the start</p>
<p>(1) 私なら、廃棄物となる製品を製造することによって外部効果が生まれ、社会全体によって「吸収される」ということを、記述に付け加えます。つまり得られた収益は実際に創出された正味価値を反映していません。</p> <p>(2) 生産システム内における生産者の能力は高いと思いますが、それは生産するためのもので、再利用やリサイクルのためのものではありません。EPRは生産者にとって、ある程度の業務上の変化を必ず意味するはずなので、支援メカニズムや支援インセンティブがEPRの適切な適用を保証するために創出されるべきです。</p> <p>1) I would add to that statement, that by manufacturing products that become waste, externalities are being generated and "absorbed" by society as a whole. Therefore the profits made do not reflect the real net value generated.</p> <p>2) I think producers capability is high within a product system, but to produce, not to reuse or recycle. EPR will definitely mean a change in operations in some level for producers, therefore supporting mechanisms and incentives should be created to ensure a proper application of EPR.</p>
<p>EPRは課されるべきです。なぜなら生産者は自身が生産する製品の影響を軽減するうえで最大の能力を有しており、製品に責任を負うべきだからです。</p> <p>EPR should be imposed because producers have the capability of having the greatest ability to reduce the impacts of the products they produce and should be responsible for their products.</p>
<p>「課される」という言葉を使用するかどうかは疑問です。むしろEPRを政策の枠組みが基礎とすべき主要原則であり、したがって政策手段が基礎とすべき主要原則であるとみなしたいです。</p> <p>I'm not sure I would use the term 'imposed', rather I would see EPR as a key principle on which policy frameworks should be based and therefore on which policy instruments should be based.</p>
<p>全く同じ製品の製造やリサイクルが、全く関係しないことも少なくありません。したがって自身の製品をリサイクルするための生産者の能力は過大評価されるべきではありません。さらに、リサイクルでは規模の経済も考慮する必要があります。</p>

<p>Manufacturing and recycling the very same product is often not connected at all. So the capability of the producer to recycle its own product should not be overestimated. Additionally economies of scale have to be taken into account for recycling.</p>
<p>上記の両記述について、部分的に同意します。上記に加え、社会のすべてのステークホルダーにもさまざまな責任があります。例えば、消費者には廃棄物を指定の場所に戻すことや、その適切な管理への責任があります。</p> <p>Partly agree with both the above statements. In addition to the above, all the stakeholders in society are also responsible in many ways e.g. consumers are responsible for bringing back the waste to its designated place or responsible for its proper management.</p>
<p>収益とは、雇用と人々が買いたがる財を提供する将来の能力です。地方自治体は家庭の廃棄物を回収する法的義務を負うべきです。したがって私が EPR に関心があるのは、EPR がより資源効率の高い、もしくは費用効率の高い廃棄物管理システムをもたらす場合のみです。モラルの問題が大きいとは考えていません。</p> <p>Profits = future ability to provide employment and the goods that people want to buy. Local government should have a statutory duty to collect waste from households, so I'm only interested in EPR where it results in a more resource-efficient or more cost-efficient waste management system. I don't see it as much of a moral issue.</p>
<p>外部環境コスト、社会的コスト、人の健康のためのコストを含むすべての製品コストは、製品価格に含まれるべきです。</p> <p>All costs of a product including external environmental, social, human health costs should be accounted for in the price of the product</p>
<p>分かりにくい表現です。</p> <p>unclear formulations</p>
<p>EPR は企業のためになる場合に、課されるべきです。</p> <p>EPR should be imposed when it's profitable to the company</p>
<p>小売業者も収益を、消費者も利益を獲得します。収益の存在は廃棄物システムを国営化するための原動力ではありません。なぜなら、生産者は製品を変える立場にあるからです。</p> <p>Retailers also gain profits and consumers benefits. The existence of profit is not a driver to nationalise waste systems. The reason is producers are in a position to change their products.</p>
<p>EPR は生産者に必ずしも課されるべきではありません。なぜなら生産者には廃棄物を管理する能力があるためです。もっとも、この能力は生産者を EPR の要件に適合しやすくさせるでしょう。</p>

<p>EPR should not necessarily be imposed on producers because they have capability to manage waste products, although that capability should make it easier for producers to adapt to an EPR requirement.</p>
<p>「生産システムにおける生産者の能力」の意味するところが分かりません。管理することを指しているのでしょうか。</p> <p>I have no idea what you mean by "producers capability within a product system"? do you mean control?</p>
<p>EPR は課されるべきです。なぜなら I did not understand the last statement that "EPR should be imposed because producers' capability is high within a product system"</p>
<p>誤って使用される場合がほとんどなので、EPR の概念は大学の専門家が管轄機関や NGO に説明することが重要でしょう。</p> <p>It would be important that experts of the University explain to authorities and NGO the concept EPR, because it is usually used incorrectly.</p>
<p>2 番目の質問は不適切です。生産システムの廃棄段階において、多くの生産者が実際保持する能力は非常に低く、だからこそ EPR が重要なのです。</p> <p>2nd question is irrelevant - most producers actually have very LOW capability at the end-of-life phase of a product system. that is why EPR is important.</p>
<p>EPR の設定方法や構築方法によります。</p> <p>Depends on how EPR is set-up and structured</p>
<p>多くの「生産者」（収益を得る者）が製造に限らない生産工程の「上流」にいます。システム内の能力についても同様です。</p> <p>There are many "producers" (parties that gain profits) on a products way "up-stream", not only the manufactures. Same is true for capability within system.</p>
<p>EPR は課されるべきではありません。EPR は産業が義務を整理・履行するためのひとつの手段です。</p> <p>EPR should not be imposed, it's a way for industry to organise and fulfill obligations</p>
<p>EU における WEEE の生産者責任は、生産者間に製品の廃棄段階についての一定の認識を育成しました。まず費用効果の高い、高品質の処理を促進し、続いて廃棄された製品の持つ原料としての価値を認識させました。こうしたことへの認識を高めるために投入したものは、潜在的負債としていつか戻ってくる可能性もあります。すなわち、廃棄段階にマイナスの影響を与える可能性のある新材料もしくは新たな構成要素を投入することには、ある程度の懸念が存在します。</p> <p>The EU producer responsibility for WEEE has fostered a certain degree of awareness among producers on the end-of-life aspects of their products, primarily in pushing for</p>

<p>cost-efficient and high-quality treatment, and secondly on the inherent material value of scrapped products. And also for the increased awareness on that what is put in will one day come back as a potential liability, i e there is some level of concern for putting in new materials or components that can have a negative impact on EoL aspects.</p>
<p>EPR は課されるべきです。なぜなら他の経済政策手段同様、効果的な政策手段であるためです。</p> <p>EPR should be imposed because it is such an efficient policy measure, like other economic policy instruments</p>
<p>EPR は廃棄物管理を生産工程の一環として考慮するために課されるべきです。こうした経済的、環境的費用は生産者の総費用の一部として考慮される必要があります。</p> <p>EPR should be imposed to consider waste management as part of a production process, these economic and environmental costs MUST be considered as part of total costs for the producer.</p>
<p>現在そして将来にわたり廃棄物に対して発生するコストは製造者の会計上に反映され、納税者の負担となるべきです。市場をより持続可能な慣行へ導くべき消費者によって担われるべきです。</p> <p>There is a cost to waste now, and in the future, and that cost should be reflected in the manufacturers' accounting. It should be become the burden of tax payers. It should be born by the consumers which should drive the market to more sustainable practices.</p>
<p>EPR は汚染者負担原則を実行に移すため、そして製品設計に最大の影響力を有しているため、生産者に課されるべきです。</p> <p>EPR should be imposed on producers to enact the polluters pay principle and because producers have the greatest influence on product design</p>
<p>EPR は課されるべきです。なぜなら生産者は使用済み製品の管理に付随する費用に責任を負うべきだからです。</p> <p>EPR should be imposed because producers should be made responsible for the costs related to the management of their products at their end of life</p>
<p>環境に優しい製品リサイクルを徹底するために、経済的支援が必要な場合に課されるべきです。</p> <p>Should be introduced when there is a need for economic support to ensure environmentally friendly recycling of products</p>
<p>項目 6 の最初の論点は無意味です。何かでお金を稼ぐというだけで、EPR についても責任を負うということにはならないからです。論点を逆にしてみると、生産者が製品でお</p>

<p>金を稼いでいなければ、製品に責任を負う必要がないということになってしまいます。もうひとつ例をあげれば、私は仕事に行くことでお金を稼ぎますが、そのために自分の業務範囲をはるかに超えて拡大した責任を負う必要が出てきてしまいます。無意味な話です。</p> <p>The first argument in point 6 is nonsense. Just because you earn Money on something it is not the same as to say that EPR should be on you. Turn the argument around. The producer do not earn Money on the product, therefore they should not have responsibility for their product. Alternative example. I earn Money for going to Work, therefore I should have extended responsibility, extending further than my job. Nonsense.</p>
<p>EPR は課されるべきです。なぜなら生産者は製品の廃棄段階の管理に責任があるからです。</p> <p>EPR should be impose because producer has the responsibility of managing the EoL of their products</p>
<p>能力については質問 5 の回答の一部と同様ですが、完全に一致するわけではありません。</p> <p>Capability is part of the answer to #5, but not all.</p>
<p>また、生産者の定義にもよります。</p> <p>Also, depends on how the producer is defined.</p>
<p>上記の回答と完全には一致しませんが、起こり得る結果のために EPR は課されるべきです。</p> <p>EPR should be imposed because of its likely outcomes -- which is not exactly the same answer as above.</p>
<p>効率性を高めるために、生産者の能力、革新、専門知識を強化する必要があります。</p> <p>Must leverage producer capabilities, innovation, expertise to drive efficiencies</p>
<p>EPR は罰ではなく、解決策です。</p> <p>EPR is not a punishment, it is a solution.</p>
<p>私にはこの項目の質問を 100%理解できるとは言いがたいです。最初の質問は非常に独断的で、まるで製品製造によって産業が間違っただけであるかのように記述されています。EPR による解決策は、生産工程で使用する資源のより優れた管理において果たすべき役割を、生産者に徹底させるために確立されるべきです。2 番目の質問は理解できませんでした。もっと明確にする必要があります。</p> <p>I don't think the questions in this section are 100% clear to me. The first one is very aggressive making out as if industry is wrong by manufacturing products. EPR solutions should be established to ensure producers play their part in better managing the resources they use in making the products. The second question</p>

<p>makes no sense to me, it should be clarified further.</p>
<p>これは、国の成長の状態および発展によって大きく変わってきます。</p> <p>This will very much depend on the country's growth status and development.</p>
<p>製造者は歴史的に、生産した製品や容器のリサイクルにお金を支払ってきていません。地方自治体や州政府がリサイクルにおける役割を果たし、材料回収のための資金提供も行ってきました。今こそ製造者がその役割を果たす時です。</p> <p>Manufacturers historically have not paid to recycle products and containers that they produce; local governments and State governments have been playing the recycling roles, along with funding recovery of materials. It is time for the manufacturers to play a role.</p>
<p>課されるべきです。なぜなら製品設計を変更する力があるのは生産者だけだからです。</p> <p>Should be imposed because only the producers have the power to modify the designs of their products.</p>
<p>EPR は課されるべきです。なぜなら製品の廃棄段階とは廃棄物が生まれることであり、環境に影響を与えることだからです。生産段階同様、その後の段階においても環境放出を制限する規制を課すことが必要です。</p> <p>EPR should be applied because the end-of-life stage of a product is a creation of waste, which is an environmental impact. Just as we impose regulations to limit environmental discharges during the manufacturing stage, we should also impose regulation to limit environmental discharges at later stages.</p>
<p>EPR を口実に、リサイクルシステムで他の関係者が役割を果たさないことは許されません。</p> <p>EPR cannot be an excuse for the rest of the players not to take their role in the recycling system.</p>
<p>規制を導入する前に、解決しようとしている問題を把握する必要があります。</p> <p>We should know what problem we are trying to resolve before introducing regulations</p>
<p>EPR が共同システムと連動していても、独立していても、EPR は使用可能にしておくべきです。なぜなら EPR はより低い価格設定を実現するかもしれませんが、最終的には価格の高低にかかわらず消費者が支払うことになるからです。</p> <p>EPR should be ENABLED whether it is in conjunction with collective systems or stand alone. It should be ENABLED because it may mean lower pricing and ultimately the consumer pays the price whether it is high or low.</p>
<p>2 番目の記述は意味がよく分かりません。</p> <p>Second statement not very clear...</p>

<p>生産者は環境への影響を低減する製品を設計することができます。中長期的には、生産者は安価な原材料へのアクセスを必要とするでしょう。したがって重要な原材料は戦略的にリサイクルされる必要があり、この戦略について生産者を当てにすることは理にかなっています。</p> <p>Producers can design products with reduced environmental impact. Producers require, in the mid to long term, access to moderately priced raw materials. Thus critical raw materials strategically need to be recycled, it makes sense to rely on the producer for this strategy.</p>
<p>これらの記述には同意しますが、同記述は私が EPR の主要原理を表現する方法とは異なります。(1) 経済システムは廃棄物に関する消費者へのシグナル(情報および価格)を改善するよう設計されるべきです。(2) 生産者には製品開発において、回収のための設計を考慮するインセンティブが必要です。</p> <p>I agree with these statements, however they are not how I would word the main rationale for EPR: 1) our economic system should be designed to improve the signals to consumers (information & price) regarding waste. 2) producers should have an incentive to consider design for recovery of their product development.</p>
<p>生産者が有する知識と能力は並外れています。EPR は設計に重大な影響をもち、廃棄段階の影響よりきわめて重要です。</p> <p>The knowledge and competence that a producer has are unparalleled. EPR has significant implications on design and they are more crucial than the EOL implications.</p>
<p>EPR は IPR とは異なりますので注意してください。IPR を同一視することは誤りです。(特に本項の質問 1)</p> <p>Careful EPR is not IPR, with IPR equation is different! (especially #1 here)</p>
<p>EPR は課されるべきです。なぜならいくつかの廃棄物のフローにおけるリサイクルコストは高額で、EPR なしには実現しないからです。</p> <p>EPR should be imposed because recycling of certain waste streams has a high cost and will not happen without EPR.</p>
<p>EPR は回収およびリサイクル施設を設置し、一次資源の回収成果を高めるために課されるべきです。</p> <p>EPR should be imposed in order to create collection and recycling facilities and obtain a high return of the primary resources.</p>
<p>製品の生産は需要と供給のバランスで決まります。需要は消費者によるものであり、生産の責任は生産者と全ての消費者に同等に帰属するはずで</p>
<p>生産者 (= 事業者) に、使用後の廃棄処理・リサイクルの責任を課するという考え方は、</p>

<p>肯定するが、具体的に、そのような仕組みで、どのような責任を果たすのか。プラ容器包装等に関しては、技術的側面、現在の社会システム、今後の循環型社会における資源循環の在り方と視点での議論ができてない中で、EPR 論議だけが一人歩きしている。結果、議論が偏向している様に思う。</p>
<p>・製品のライフサイクルを通じた全コストが、公正な競争メカニズムを通して極小化されます。</p>
<p>製品システム全体については、多様なステークホルダーが介在しており、それぞれが利益を得ているのであり、それぞれのステークホルダーが関与・連携して責任を果たすべきである。</p>
<p>社会全体として、最適な廃棄物処理システムを達成するのに、望ましいEPRの設計が必要。製品によっては、有害物質の情報を提供するだけで、適切な処理を専門廃棄物処理業者に任せることも重要。EPRは、最終的に廃棄物処理される時のことを考慮して、設計させることである。</p>
<p>生産者に課した場合に最も効率のよい対策が実現するときに生産者に責任を課すべきである。</p>
<p>生産者は、廃棄物を作っているという意識で製品を作っていません。自分の製品（商品）は、消費者へ喜んで使ってもらうために生産しています。ですから、一方的な生産者責任を言うのは、疑問を感じます。使い捨て容器についても、消費者がそれを選ぶので市場原理のようなものです。生産者（各メーカー）の努力では限界があるので、国の法律で規制した上で、各メーカーが同じステージにならないと、各メーカーは取り組み難いと思います。</p>
<p>廃棄物処理は生産者、販売者、使用者共通の問題であり生産者のみに責任をかけるのはおかしい。</p>
<p>生産者のみに責任を転嫁しても、根本の問題は何ら解決しない。社会を形成する構成員全てが廃棄物にしないよう連携・協働する必要がある。地球や自然界からの資源を人間社会が利用させて頂いているので、生産者だけが利用しているわけではない。勿論消費者も重大な責任を有しているし、市民（生産者を含む）から委託を受けて結果として一時的に廃棄物となってしまった資源を適正に処理し、エネルギーリカバリーを含めて再資源化・再利用する役割を合意の基に担う社会システムが日本社会では基本的に構築されている。新たな概念を導入しても非効率を招くだけで、問題解決にはならない。</p>
<p>他に廃棄物処理の受け皿がないのであれば、生産者に引き受けてもらうしかない</p>
<p>「有能な主体だから」課すというのは論外。</p>
<p>後者の間と重複するかもしれませんが、「環境配慮型設計を主導できるのは、生産者だから。」と思われれます。</p>
<p>リサイクルは、ごみ処理の一環ではなく、生産工程の一部と考えます。</p>

<p>生産者は、製品の環境負荷に大きな影響を与える製品設計について責任を負うべき主体であるから、拡大生産者責任を課すべきである。2つめの選択肢と近いですが、必ずしも製品システム全体のマネジメントの観点から有能でなくとも課すべき場合があると考えます。</p>
<p>当該製品から利益、便益を得ているのは生産者だけでなく、小売業者や、それを使用する消費者も含まれる。また、誰が音頭をとってやるのが一番効率的か、を考えた場合、製品システム全体に最も影響を及ぼすことができる（有能な）主体が生産者であるから、EPR、だと思ふ。もしも、万が一、製品のライフサイクルに、生産者以上に影響を及ぼしうる主体があれば、または生産者よりも効率的にやりやすい主体があれば、そちらがやることは否定しない。</p>
<p>複合度が高い製品、有害物や特定化学物質などを含むような素性がわからない製品等、第三者では情報を知りえない、あるいは取り扱いが難しいものについては、生産者の責任が問われるのではないか。</p>
<p>EPR 導入段階(1990 年半ば) では、上記のような考え方であったかと思ひます。それから 10 年以上が経過して、果たして製品システム全体の主体に生産者が足りえるか、という疑問が社会的に生じていると認識しています</p>
<p>生産者が製品システムの静脈側で有能かどうかは製品による。</p>
<p>生産者は製品により利益を享受していることは事実だが、同様に、使用者においてもその製品を使用することにより何らかの利益を享受しており、生産者のみに責を負わせることは片手落ちである。特定の企業・組織にのみ責任を負わせることは、その企業・組織が解散した際に廃棄物処理に滞りが生じることから、受益者がその比率におおじてそれぞれの責務を果たすべきである。</p>
<p>ここでの生産者の定義がわかりません。製造者を指すのか？利用事業者を指すのか？両方を指すのか？ここでは、実体経済を支配している利用事業者を想定して回答。</p>
<p>生産者は設計上での配慮が出来る</p>
<p>他の選択肢と比較した上で、最適な社会システムがどうあるべきかを、しっかりと議論すべきである。</p>
<p>生産者が有能な立場で機能できることを前提として考える</p>
<p>社会全体の廃棄物管理の効率性、合理性という観点から、政策手段として考えるべきで、EPR がはじめにありきではないのではないか。逆に言えば、EPR 適用によって回収システムが容易に構築できそうな製品（小型家電や電池など）に課すべきである。</p>
<p>不法投棄を引き起こさない</p>
<p>あるべき論ではなく、どのようにすれば公平なシステムを機能させることが出来るかではないのでしょうか？もし、消費者がいつも正しい判断をするのであれば、消費者に正しい情報を与えるだけで問題はなくなるはずで。</p>

<p>前述のごとく、EPRを手段として目的が達成されるか否かです。</p>
<p>外部費用の内部化のためには生産者にEPRを課すことが効率的である。</p>
<p>私は容器包装を担当しているため有害物質管理の視点がありませんが、拡大生産者責任のアプローチは、製品の環境配慮設計を促す経済的インセンティブを事業者に与える政策手法の一つと捉えております。設問中「有能な主体」とあるのも、製品の環境配慮設計を促す意味であれば、生産者は有能な主体であると考えますので、そう思います。</p>
<p>製品から最大の利益を得ているのは消費者である。偏った利益の概念に基づいて廃棄物処理責任を生産者のみに課すことは危険である。生産者にも廃棄物処理の責任の一端があるとして、生産者・消費者・行政の連携体制を構築することが大切であろう。</p>
<p>EPRは本来的に製品のライフサイクル全体の費用を関係者（生産者と消費者）に費用負担させること、これは市場構造によって両者の負担割合は異なるが、6の質問は外部費用の市場への内部化の議論からは生産者の物理的責任（システムの構築）以上に金銭的責任を強調した質問になっている。質問としては、生産者に第一義的に費用負担を求め、その帰着（転嫁）は市場に任せることが強調されるべきではないか？</p>
<p>受益者負担ということもあるので生産者だけの責任ではなく全体責任だと思う</p>
<p>製品を製造しデザインに対しコントロールできる立場であることがEPRを科す論拠</p>
<p>資源の枯渇をもっと生産者は自覚し、持続する消費行動のあり方に基づく製品づくりをするべきである。</p>
<p>先述とも関わるが、小型のものに課すのはどうかと思う。大型で、自治体の回収に向かないものであれば、生産者に責任を課してもよいのではないか。</p>
<p>最も重要な責任は、環境情報（DFE,含有化学物質など）の開示である。</p>

付表4 「一般的に、次に挙げる事業者のうち誰が、拡大生産者責任における「生産者」に含まれるでしょうか？」もしくは「Who, in general, should be considered as a producer in the context of EPR?」の問いに対するコメント（英語回答については、訳文と原文を併記）。

<p>問題はある主体者を生産者とみなすべきかということではなく、その主体が EPR に関連した責任を割り当てられるべきかということです。これを法的に達成する（唯一の）方法が「生産者」の概念によるものである場合には、ふたつの問題は一体化します。</p> <p>The question is not so much whether a party should also be considered a producer, but whether the party should be allocated some part of the EPR related responsibilities. If the (only) way of legally achieving this is through the notion of "producer", the two issues merge.</p>
<p>製品の高いリサイクル率と優れたリサイクル性を確保するため、チェーン全体を網羅することが重要です。</p> <p>Important that the entire chain is covered to ensure high recycling rate and good recyclability properties of product</p>
<p>「生産者」がただひとつの意味を持つことで、行政負担は軽減され、システムは理解されやすくなるでしょう。できればバリューチェーンの早い段階で、EPR のコストとして製品に準じることが望まれます。輸入品と国産品の間競争を対等にするために定義は必ず必要です。</p> <p>Administrative burden will be lower, and the system easier to understand with only one defined "producer". Preferably early in the value chain as the costs for EPR will then follow the product. Definition must make made so competition is equal between imported and domestically produced items.</p>
<p>小売業者は自身が販売する独自のブランド製品を所有する限り生産者です。最後のふたつのタイプの企業または活動に関しては、私にはよく分かりません。これらは慈善団体である場合もあり、こうした責任を財政的に負う余裕があるのか判断がつきかねます。</p> <p>PR システムはそのコストを一元化できるかもしれませんが、支払いは営利団体が行う可能性があります（すなわち先の 5 つのタイプの生産者）。いずれにしても、最後のふたつのタイプの組織は他の目的で存在していることも少なくありません（長期失業者や刑余者、以前に薬物またはアルコールを乱用していた者の再教育や社会復帰訓練、貧困撲滅など）。したがって、他のタイプの「生産者」によって財政的に支援を受けている場合には、こうした団体の活動利益は活動費用とともに定量化される必要があります。</p> <p>Retailers are producers as long as they've got own brand products they are selling. As for the last two types of companies/activities, I'm not sure about these. These are sometimes charitable organisations, and I'm not sure that they would be able to</p>

financially afford such responsibility, so it could be that a PR system could integrate their costs, but be paid by for-profit bodies in the PR system (i.e. the previous 5 types of producers). In any case, these last 2 types of bodies often exist for other aims (reskilling/rehabilitation of long-term unemployed or ex-convicts or ex-drug/alcohol abusers, poverty reduction, etc.), hence the benefits of their activities should be quantified alongside the costs of their activities if they are financially supported by the other types of 'producers'.

新製品の輸出業者について：この輸出業者から輸入している企業は、その市場において製品の廃棄段階を管理する責任があると考えます。

Exporters of a new product: I assume that the company which imports from this exporter is responsible for managing that products EOL in its market.

しかし、責任をどう分担すべきかということについては実践上の留意点があり、これは市場の構造によって、製品もしくは国ごとに異なるでしょう。

But there are practical considerations in how responsibility should be allocated, and this may differ from product to product or country to country depending on the structure of the market.

製品の製造、販売ならびに使用に関わる者は誰でも、製品が環境や人の健康に与える影響を軽減するために、ある程度責任があります。製品を市場に投入する組織（相手先ブランドで販売する製品の製造業者（OEM）、輸入業者、輸出業者、中古品取扱業者のいずれか）に大部分の責任があります。

Everyone involved in the manufacture, sale and use of a product has some responsibility to reduce the environmental and human health impacts of the product. The organisations that put the product into market (either OEM, importer, exporter second hand dealer) have the majority of responsibility

回答は難しいですが、製品タイプによって大きく変わります。なお前の質問でもごく一般向けに回答をまとめることが難しいと感じました。

Difficult to say, it depends very much on the product type, also with questions before I have difficulties with the very general way of stating things

私にとって EPR と言えば包装に関するものです。フィンランドでは、梱包業者や充填業者、梱包製品の輸入業者が責任を負います。

To me EPR concerns packaging, and in Finland it is the packers and fillers and importers of packed goods that are responsible

これにはブランドオーナーも含めるべきです。グローバリゼーションにより、ブランドオーナーは製品設計にのみ責任を負う場合があります。製造はアジアやラテンアメリカなどの他の企業が行っています。

<p>Brand owners should also be included here. Due to globalisation they sometimes are only responsible for product design. The manufacturing is done by other companies, somewhere in Asia or Latin America.</p>
<p>最初の輸入業者が他の業者の責任も引き受けます。</p> <p>First importer covers others</p>
<p>上記のいずれに対しても実践的影響および行政負担はきわめて大きいです。小さく環境への影響が軽微な製品であっても変わりません。</p> <p>The practical implications and administrative burden for any of these above is very significant even for very small environmentally irrelevant products.</p>
<p>法的事例においては、生産者は製品を市場に投入する者であり、国内で法によって対処される唯一の主体です。</p> <p>In the legislative case producers are those placing a product on the market, they are the only ones that can be addressed by legislation within a country.</p>
<p>市場の性質、つまり市場で取り扱う製品が 100%輸入品なのか、国産品も含まれるのかによります。</p> <p>It depends on the nature of the market, whether there it is 100% imported or a mix.</p>
<p>EPR が小規模な市場に導入される場合には、こうしたすべての可能性を把握することが重要です。</p> <p>It's important to capture all of these possibilities if EPR is being implemented in a smaller market.</p>
<p>「製造者」という言葉はブランドオーナーを意味するものであり、ブランドオーナーの仕様に沿って製品を製造する企業を指すものではないと考えます。</p> <p>I assume the term "manufacturer" refers to the brand owner, not the company that manufactures a product to the specifications of a brand owner.</p>
<p>消費者、政府、スーパーマーケットは生産者とみなすべきです。</p> <p>Consumers, Governments, Supermarkets should be considered as producers.</p>
<p>サプライヤーは、供給する製品、材料、成分が環境に与える可能性のある影響について製造者に明らかにする責任があります。</p> <p>Suppliers, in that they are responsible for making clear to manufacturers what environmental impacts might be associated with the goods/materials/components they supply</p>
<p>状況によります。</p> <p>It depends....</p>
<p>EPR はサプライチェーン全体ならびに下請け生産者、生産者、製品ライフサイクルの流通段階の全体、および廃棄後の段階全体にその責任が及ぶべきです。</p>

<p>EPR should be a responsibility throughout the supply chain, and throughout the pre-producer, producer and distribution phases of a products life cycle, and in its post-waste phase.</p>
<p>EPR 指定製品を輸入した場合には、小売業者はもちろん販売業者も生産者です。そうではない場合、こうした業者は回収プログラムにおいて重要な役割を担いますが、生産者ではありません。</p> <p>Retailers, as well as distributors, are producers in case they import EPR products. In other cases they have an important role in a recovery program, but they are not producers.</p>
<p>繰り返しになりますが、文脈を明示すべきだと思います。</p> <p>Again you should specify maybe the context</p>
<p>生産者の最も明確な定義は、EUにおける当初の WEEE 指令に規定されている「上市を行う者」です。生産者は国の規模によって異なることとされ、法執行機関によって到達可能であるべきと定義されています。</p> <p>The clearest definition of Producer is who put on the market (POM) as stated in the original WEEE directive in the EU. It means Producer should be varied by the size of the countries but it should be reachable by the law enforcement body.</p>
<p>EPR が立法化される場合には、多くの主体が「製造者」になる可能性があり、またはなるべきで、重要なことは、製品に付与される主要ブランドまたは商標のブランドオーナーもその主体に含めることです。また他のケースでは、輸入業者または小売業者が法的義務に対する主要な責任を負う可能性があります（または負うべきです）。しかしこの行政上の必要性は、製造者が設計を変更したり、リサイクル性を向上させたりするという EPR の政策根拠に反します。多くの電子機器ブランドでは、「製造者」が毎年変わることもあります。</p> <p>If EPR is legislated, then many actors can/should be the "manufacturer" including - importantly - the brand owner of the primary brand/mark placed on the product. In other cases, the importer or retailer can/should be the main responsible for the legal obligations. But, this administrative necessity works against the justification for EPR policies that the manufacturer will make design changes or increase recyclability. For many electronic brands, the "manufacturer" can change every year.</p>
<p>ブランドオーナーを意味するのであれば製造者です。ここでいうブランドオーナーとは製品設計を行う者です。小売業者がブランドオーナーである場合は、「YES」です。</p> <p>MANUFACTURE IF YOU MEAN BRAND OWNER The Brand Owner who is for the design of the product IF THE RETAILER IS THE BRAND OWNER YES</p>

<p>(自社ブランドの) ブランドオーナーとしての小売業者は、一般の小売業者と区別するべきでしょう。</p> <p>Retailers as brand owners (private label brands) probably should be classified as distinct from retailers.</p>
<p>明確な定義が必要です。簡潔にお願いします。</p> <p>You need to create a clear definition. Keep it simple</p>
<p>一言申し上げるとすれば、特に実施を目的とする、ひいては公平な競争の場を提供するためには、責任は重層的に分担されるべきです。例えば、製造者が国、州、もしくは管轄区域内に所在していない場合には、その製品の最初の販売業者が責任を負うといった具合です。</p> <p>Just a note that, particularly for enforcement purposes and thereby providing a level playing field, responsibility should be assigned in a tiered manner, such that if the manufacturer is not located in the state/province/jurisdiction, then the first seller of the product is responsible, for example.</p>
<p>輸出業者：彼らは他国の法律に対し責任を負うことはできませんので、国際基準に対してのみ責任を負います。とはいえ、環境への影響を軽減するため、製品チェーンの関係者に協力する義務は、どのような形であれ、負う必要があります。</p> <p>小売業者：個人的には彼らの果たす小売機能が、製品の設計や包装に与える影響は比較的小さいものと考えているので、同意できません。小売業者が自社ブランドで製品を販売する場合には、そのブランドの生産者とみなし、生産者としての責任を負うべきです。</p> <p>Exporters: they cannot be held responsible for laws in other countries, only to international standards. Still, they should somehow have the duty to cooperate with parties in the product chain to reduce environmental impact. Retailers: I disagree because the retailing function they perform should in my opinion have a rather low impact on the design of products or packaging. In case a retailer sells products under private label, they should be seen as a producer of this brand and be responsible as a producer.</p>
<p>質問が適切ではありません。国内企業であろうと輸入業者であろうと、最終販売向けに製品を市場に投入する者であるべきです。</p> <p>The question is not appropriate, it should be those placing products on a market for end sale whether importers of domestic companies</p>
<p>一般的には、生産者だけが物理的影響力を持ち、ブランドの責任を負います。生産者は財政的・物流的な影響力を持つことができます。</p> <p>In general only the producer has physical influence and brand responsibility. They can have a Financial and logistical influence.</p>

ここで最も重要となるのがブランド所有企業です。デルは「製造者」ではありません。しかし責任を持たなければなりません。製品責任を示し、責任の所在を特定される対象となるのがブランドです。

The essence of this is the brand-owning company. Dell is not a "manufacturer". However, they must be responsible. It is the brand that signals product responsibility and for which product responsibility should be assigned.

小売業者が輸入業者である場合には、生産者ともみなすべきです。使用された包装が製造または輸入された製品を供給するためのものと同一である場合には、輸入業者または製造者に責任があります。輸送用の包装をさらに追加した者は誰でも、包装に責任を負うべきです。

If the retailer is an importer then they should also be a producer. If the packaging used is to supply a product that was manufactured or imported with the same packaging then it should be the importer or manufacturer's responsibility. Whoever adds further transit packaging should then take responsibility for the packaging.

輸出業者がEPR法のない国にただ輸出するだけの場合には、「生産者」に含まれるべきではありません。

If the exporters only export to countries where there is no EPR legislation they should not be included as a "producer".

望ましい設計の革新を実現できる主体に、できるだけ重い責任を集中させる必要があります。大手国際ブランドの多くは、自社のブランド名で販売している製品を製造していません。彼らは設計仕様に従って製造を行う業者（遠方の国または地域の場合もあります）にアウトソーシングしています。

Need to focus responsibility to as high a degree as possible on the party that can make the desired design innovations a reality. Many large international brands do not manufacture what is sold under their name - they contract this function out to a manufacturer (sometimes in distant countries/regions) that works to design specs.

輸入国に生産者の支店や代理店がない場合には、輸入業者が責任を負うべきです。このメカニズムはEPRと全く同じというわけではありませんが、より公平・公正です。

Importers should be held responsible if the producer has no presence in the importing country. It's not really the same as EPR, but this mechanism is more about fairness and equity.

中古品のためのEPRはまだ十分に開発されていません。したがって詳しい見解を述べることは困難です。小売業者の責任に関しては、サプライチェーンの一端である以上、さらに検討される必要があります。

EPR for reused goods has not yet been fully developed, so it is not easy to give an

<p>informed opinion, as regard retailers responsibility, it should be explored more as they are part of the supply chain</p>
<p>小売業者がブランドオーナーまたは輸入業者である場合には、回答を「非常にそう思う」に変更します。</p> <p>To the extent that a retailer also is a brand owner or importer, then I would change my answer to "Strongly Agree"</p>
<p>包装を使用する企業に関してですが、現時点では包装の EPR に言及していないと理解しています。</p> <p>In relation to companies who use packaging, I understand at this point we do not refer to EPR for packaging</p>
<p>管轄下で実質的に義務を負う主体が必要です。</p> <p>Need the practical obligated party within jurisdictional control</p>
<p>輸出業者が輸入国の EPR の状況に照らして考慮されることを期待します。</p> <p>I expect that exporters will be considered in the context of importing countries' EPR</p>
<p>上記の対応はすべて、販売する製品を市場へ最初に投入した組織である、責任を負うべき主体によって「差し止め」られます。包装は包装指令のもとで管理されるべきです。</p> <p>All above responses are 'caveated' by the responsible party being the organisation who places the product for sale for the first time in the market. Packaging should be managed under the packaging directive.</p>
<p>立法化された EPR を実行に移すためには、責任を負うべき主体が管轄区域内に代理組織を持たなければなりません。製造者は EPR の主要な責任を負うべきであり、製造者が EPR の要件を実行する責任を負ううえで、管轄区域内で代理を持たない場合には、輸入業者が責任を負うべきです。</p> <p>To enforce legislated EPR, the responsible entity must have a presence in the jurisdiction. Manufacturers should carry primary EPR responsibility, with importers responsible when manufacturer do not have a presence in the jurisdiction responsible for enforcing EPR requirements.</p>
<p>責任を負う主体は、具体的な製品ならびに政策が実施される地域の経済によって大きく変わると実感しています。経済の規模が大きくなるほど、生産者に EPR を義務づけることができる可能性は高まります。EPR が国際法または国内法でない場合には、小売業者または輸入業者に適したものとする方がより合理的かもしれません。責任を負う可能性のある主体が多いと大変混乱します。</p> <p>I feel that the responsible party greatly depends on the specific product, as well as the economy where the policy will be enacted. The greater scale the economy, then perhaps the closer to the producer you can mandate EPR. If it is not global/national</p>

<p>legislation then it may make more sense for it to be tailored to retailers/importers. It gets incredibly confusing when there is a number of actors that could be responsible...</p>
<p>製品が販売される国で製造者の代理組織がない場合には、輸入業者は EPR の対象に含まれるべきです。意図の観点からは、製品は販売されているが自社の代理組織を持たない国において、輸出業者は EPR の責任を負うべきです。</p> <p>Importers are to be covered in EPR in case the manufacturer does not have the presence in the country where the product is sold. From an intent perspective exporters should be liable for EPR in countries where their products are sold but they are not present themselves.</p>
<p>太陽光発電モジュールおよび類似の製品については、太陽光発電（PV）モジュールの設置または取り外しを行う専門企業は、「生産者」に近い立場にあるかもしれません。</p> <p>In case of photovoltaic modules and similar products, the technical firm installing and uninstalling the PV modules might be in a position, which is similar to a "producer"</p>
<p>質問 8 について、ご注意ください。消費者から企業への取引（C2B）に本情報は該当しません。</p> <p>Be careful, question 8: information is not applicable to consumers returns (C2B)...</p>
<p>理想的には、製造者は生産者であるべきです。しかし、製造者がその地域に拠点を置いていない場合には（例えば EU で販売する中国の生産者）、輸入業者が責任を負うべきです。製造者が、製品が再利用のために販売されているかどうか把握していないのであれば、生産者とはいえませんが、輸入業者がその義務を引き受ける必要があります。</p> <p>Ideally the manufacturer should be the producers. However if manufacturer is not based in the region (for instance Chinese producer selling into EU) the importer should be responsible. As the manufacturer doesn't know if a product is sold for reuse he cannot be the producer so the importer needs to take over this obligation</p>
<p>容器包装の場合、中身製品との関係が重要で、容器包装は製品一部である。その意味で、新製品と言う場合、容器包装をどう位置づけるか、この設問では不明。このアンケート自体が、容器包装の概念を的確に理解した設問とは思えない。従って、これまでの回答は、原則論での回答であり、容器包装に関する回答ではありません。容器包装に関する基礎的な理解が、社会全体に、なされていないとの印象があります。もちろん、これには、事業者の啓発不足と言うこともあります。</p>
<p>小規模な事業者も公平に対象とすべきです。弱者への配慮は別途考慮すべきで、EPR 制度の仕組みは複雑にすべきではありません。正しく実行されることへの監視に行政コストがかかり、それでも公平さは担保されません。</p>

<p>PPPの原則から消費者の責任を転嫁するようなことをすれば、不効率な処理を強いることになり、より経済的な負担を消費者に強いることになることを、気づかせなければならぬ。</p>
<p>使用者</p>
<p>容器包装材を、自社製品の運搬や保護のために使う事業者」の意味するところがわかりませんでした。</p>
<p>製品でなく、材料に環境税をかけるのはどうなのでしょう？ 容器包装にこだわるには限界があり、資材が高くなると自然に環境負荷の低い材料への移行や、資材の節約を考えるのではないのでしょうか？ なので、主体を生産者とすべきかも含め、検討して頂きたい。</p>
<p>製品を消費市場に持ち込むことで利益を上げている者、ブランドホルダー、</p>
<p>繰り返しになるが、生産者にも廃棄物処理の役割があるが、消費者、市民との情報共有、連携、小売・流通などを含めたライフサイクル全てに関わる社会全体が廃棄物にしないシステムを構築すべく連携する必要がある、生産者のみという考え方は循環型社会形成を阻害する概念で、緊急的、最終的に対応策として導入する政策手段にすぎないことを理解すべき。</p>
<p>中古部品を使ったリビルト、(再製造品 Remanufactured goods)は、新製品の生産者と同様に扱うべきと考える。</p>
<p>「新製品の輸出業者」は(輸出専門業者ではなく)海外において新製品を製造している者と理解して回答。「リユースされる製品の輸入業者」は、reuse-able new products (e.g. reuse cups) / reused (second-hand) products / new products that can use repeatedly (e.g. mugs) のどれを指すのか不明なので「どちらともいえない」を選択。</p>
<p>容器包装の製造事業者</p>
<p>ユーザー</p>
<p>容器包装材を、自社製品の運搬や保護のために使う事業者が迫るのは、排出事業者としての責任ではないのでしょうか？</p>
<p>気になったのですが、「リユースされる製品」と「中古製品」とは何か違いがあるのですか？</p>
<p>上記のうち、新製品の輸出業者、リユースされる製品の輸入業者、中古製品の販売業者については、最終責任を負うべき生産者には該当しないと考えるが、情報的責任なども考えると、一定の責任を有する可能性もあるということで、「どちらともいえない」とした。</p>
<p>通信事業者(とくに日本の場合)</p>
<p>Put on the market を行った事業者として認識しているので、上記の個別の区分には回答できません。</p>

生産者という定義からすれば、製造業者しか該当しえないが、責任を負うべき主体業者は、消費者に最も近い業態業者が適当と思われる。(対価と所有権の受け渡しを行う最後の通過点であるから)
製品を使用する使用者
繰り返しになるが、社会システムとして最適を目指すべきであって、最初に生産者責任を置くのは邪道と考える。
原則的に生産者責任は「生産者」(メーカー)であるべきで、事業者の間で責任をどうシェアするのは二次的に議論すべきではないか。製品スチュワードシップとEPRの違いはそのあたりにあるのでは？
例えば原材料メーカーを含むとしている国もあります。基本的にはその製品の設計を誰が決定しているのかが重要です。それがマーケットを構成する消費者であるという考え方の下に、製品への価格転嫁が意味を持ちます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品設計 (仕様を決める/変更できる)、価格決定に影響力のある者が生産者になると思います。 ・ 小売業者、輸出入業者は、大手の場合と個人に近い場合とではかなり差があります。ここでは、規模に指定がないとして回答しました。
本設問へは、容器包装リサイクル制度において、容器包装の発生抑制を考えた場合の視点で、かつ、消費者に選択させる影響力 (小売業者は店頭で使用されるレジ袋やトレー等について) を勘案して回答しましたが、達成する政策目的や、その効率的達成のためにはどのような主体が義務者として適切か、等の視点で検討する必要があり、達成する政策目的によってケースバイケースではないかと思います。
製品の使用者 (消費者) の責任が重要。

付表5 「拡大生産者責任に関連する以下の見解について、あなたはどの程度賛成・反対されますか？」もしくは「To what extent do you agree or disagree with each of the following general statements about EPR?」の問いに対するコメント（英語回答については、訳文と原文を併記）。

リサイクル業者、および共同スキームや共同機関からの情報が欠如しているため、リサイクル製品（二次資源）の価値は多くの生産者に十分明らかにされていません。これが最大の問題です。

The value of the recycled products (secondary materials) is not visible enough to most producers, due to lack of information from both recyclers, collective schemes and/or authorities. That's the biggest problem!

生産者が製品や回収システムの改善によってではなく、ほぼ独占的な権限などによって、サービス提供者に支払うコストを引き下げることが可能となる恐れがあります。価格は下がるかもしれませんが、システムや製品の性能は必ずしも改善されません。

There is a danger that producers can drive down the costs paid to service providers, not by improving their products or the collection systems, but through monopoly like powers. The price may go down, but the performance of the system or products is not necessarily improved.

資源不足が切迫すると、長期的には生産者によるリサイクルのための製品設計の向上が促進されるでしょう。そうすることで事業が存続するための前提条件である、原材料または資源の将来的な利用可能性が保証されるからです。自治体が多様な製品の回収に責任を負う場合には、消費者は製品もごみもすべて一緒にして捨てる可能性があります。したがって分別費用は増加するかもしれませんが、規模の経済により他の利点をもたらされるでしょう。小売業者が廃棄物を回収する場合には、分別が容易となり、汚染のリスクが軽減する可能性があります。

Impending resource scarcity would encourage producers to improve product design for recycling in the long run. This would ensure future availability of raw materials or resources which is a prerequisite for business to exist. If municipalities are responsible for collection of various products, consumers might mix all products and dump. This might increase costs of separation but there would be some other benefits from economies of scale. If retailers collect waste products, then it might be possible that the separation is easy and less chance for contamination.

それもまた、該当する製品および国次第です。最後の質問についてですが、所有権を「有する」ではなく、「有するべき」を意図しているように感じられました。

But again, it all depends on the product and the country concerned. I assume that in the last question, you mean "should" have the property right rather than "does"

have it.

自治体は優秀な回収者かもしれませんが、生産者や小売業者が回収プロセスに従事することによって、革新的で効率的な回収手段が展開する可能性があります。回収を自治体に任せるだけでは、制限的なものとなりかねません。生産者を回収に従事させることによって、より持続可能な製品のための新たなビジネスモデルが開発されるかもしれません。

Municipalities can be great collectors, but engaging producers and retailers in the collection process some innovative and efficient collection methods can evolve. to simply leave collection to municipalities can be restrictive. by engaging the producers in the collection they may develop new business models for more sustainable products

場合によります。物理的な回収とはどういうことでしょうか。私の明快な見解を申し上げますと、EPRは料金を負担する法的責任のある企業の管理下に置かれ、企業は自治体または自治体を通じて廃棄物処理業者と契約を結ぶべきです。EPRのコンプライアンス・スキームは取引などで決定すべきではありませんが、回収・分別のための物流および技術的基準は決定する必要があります。その技術的基準は国の管轄機関の認可によって適用されるべきです。家庭用包装に関するベルギーのシステムの詳細ならいつでもご用意できます。

Depends, what we understand by physical collection? My clear point of view, is that EPR should be in hands of the legal obliged companies who pay the bill and should conclude contracts with the municipalities and via them with the waste operators. The EPR compliance schemes should not be trucks and so, but decide upon the logistics and technical standards for collection and sorting. Their technical standards should be approved by the competent national authorities via accreditation. I'm always available to give more details about the Belgian system re household packaging.

国民の認識のために生産者はお金を負担すべきですが、その負担は政府と共有すべきです。生産者は認識を低く保とうとするインセンティブを有しています。

Public awareness should be paid for by producers but shared with government -- producers have an incentive to keep awareness low.

中小企業（SME）が生産者となる場合には、既存の大企業が生産者となる場合に比べて競争上の不利が生じます。原因は米国またはEU各国において州や地域ごとにばらつきがあるためにEPRが引き起こしている行政上の悪夢です。販売時点における費用の内部化または外部化を支持します。行政上の利点や集団的性質を鑑み、ISOの生産者コンプライアンス費用の形をとるのが望ましいです。

<p>There is a negative competitive advantages for SME's when being producer compared to existing large enterprises due to the administrative nightmare EPR are causing in state by state patchwork in the US/ Member States of the EU. Am in favour of cost externalisation/internalisation at point of sales, preferably as a tax iso producer compliance costs due to its admin advantages and collective nature</p>
<p>所有権の問題は EPR プログラムに重大なリスクをもたらす可能性があります。一般化されるよりも利点で評価されるべきです。例えば、製品から生じる有害廃棄物と無害廃棄物を比較してみてください。</p> <p>The issue of property rights can introduce significant risks to the EPR program, they should be judged on merit, rather than generalised. For example, hazardous waste from products versus non hazardous</p>
<p>生産者は他の組織を通じ、廃棄物管理の役割を果たす一方、自治体は廃棄物管理の活動から撤退するだろうと考えます。廃棄物管理を自治体の基幹業務とするべきではありません。</p> <p>I assume producers will deliver waste management function through other entities -- but that municipalities will exit this activity, which should not be a core municipal function.</p>
<p>生産者が EPR の財政的負担を 100%担う場合には、生産者は競争によらず獲得した自治体の強固な契約またはサービスの「規則に従って行動する」べきです（こうしたことは一般的ではありませんが、依然として生じています）。</p> <p>If producers bear 100% of the financial burden of EPR then they should have to "play by the rules" of entrenched, not competitively awarded municipal contracts/services (which is not generally common, but still does happen)/</p>
<p>さまざまな要因によって変わります。</p> <p>It depends on multiple factors</p>
<p>設計変更がリサイクルに影響を与える場合には、製品によって大きく変わります。</p> <p>It is very product dependent if design changes can impact recycling.</p>
<p>EPR は流通、使用段階または消費、廃棄段階および廃棄後の段階を含む製品のライフサイクル全体の財政的責任（および技術的変化もしくは市場変化をもたらす財政的インセンティブ）を考慮するべきです。</p> <p>EPR should take into account financial responsibility (and thus a financial incentive to make technical or market transitions) for the whole life cycle of a product including distribution, use-phase/consumption, waste and post-waste phases.</p>
<p>2 番目の要点の説明：こうしたことが起きないように規制によって対処する必要があります。最後の要点の説明：生産者と廃棄物管理企業との契約締結を検討することです。</p>

<p>Explanation point 2: the regulations should take care this will not happen. Explanation last point: considering producers contract waste management companies.</p>
<p>記述の多くは国の状況によります。したがって中立的な立場をとります。 Many of the statements depend on national conditions, hence the neutral position</p>
<p>市場ポジションに関する記述は資金調達メカニズムによります。 The market position statement depends on the financing mechanism.</p>
<p>上記に対する正解は国によって異なるでしょう。WEEEに基づくリサイクルは社会全体のシステムであるため、最適な解決策は現地の電気電子機器廃棄物のフローや、回収またはリサイクルのためのインフラ、人々の意識や習慣などに応じて、国ごとに異なります。 The correct answers for above might differ country by country. Since the WEEE recycling is entirely societal system, the optimal solutions differ by country to comply with local e-waste flows, collection/recycling infrastructures, people's mind and habits etc.</p>
<p>最後の記述に関してですが、私は電子機器に関することしか経験がありません。電子機器の場合には、生産者が製品情報を提供する時点と、製品がリサイクルのために回収される時点との時間差があまりにも大きいいため、影響はありません。 For the last statement, my only experience is with electronics. In that case, the time lag between when a producer would give product information and when that product comes back for recycling is too great to have an impact.</p>
<p>(本章および他章の) 質問の多くが状況や製品タイプ、価格などによることを考慮してください。 Please consider that the majority of your questions (in this and other sessions) depend on the situation, product type, price, etc..</p>
<p>自治体が廃棄物の物理的回収のみに責任を負い、生産者が回収費用を負担する場合には、生産者はこうした費用に影響を与える立場にあるべきでしょう。 In cases when municipalities are responsible only for the physical collection of the discarded products and the producers pay for the collection cost, the producers should be in a position to influence those costs.</p>
<p>項目 7、8 および 10 のコメント記入欄がありませんでした。質問 8 の回答は、誰に対する情報かによります。その情報はリサイクル業者のためのものですか、それとも一般市民のためのものですか。(2) リサイクル業者と生産者の間に接触がない場合も少なくないため、その情報はリサイクル業者にとって本質的なものではありません。リサイクル業者が適用するのは「大量一括処理技術」であり、専門的技術ではありません。したが</p>

って、専門的な製品情報はリサイクル業者にとってほとんど価値がないのです。(3) EPR が導入され、生産者が廃棄物にアクセスできない場合には、EPR は幻と化します。

(5) ただし、リサイクル業者および生産者が現在適用している「大量一括処理」技術よりも、リサイクルの専門化に投資することに同意する場合があります。(6) その通りです。なぜなら導入された政府または準政府機関が課す手数料および行政負担は、小規模生産者と大規模生産者にとって同じ負担になる場合も少なくないためです。しかし、大規模生産者は材料回収により利益を得る一方、小規模生産者は費用負担だけを被ります。

(7) 彼らはどこか他に費用を課すことができるでしょうか。(8) 国または地域の状況および製品特性によって大きく変わります。携帯電話のような製品が廃棄物になった場合や、風力発電所のようなプロ仕様の製品が廃棄物となった場合、他のものと明確に異なる、高い価値を有するのでしょうか。いずれの場合においても EPR は機能するでしょう。しかし、カップやアイロンの場合には機能しにくいでしょう。

You lack comment fields to section 7, 8 and 10. The answer to q8 is dependent on who the information should be directed to. Is the information for recyclers or the general public?

2: Often there is no contact between recyclers and producers. Therefore the information has no quality for recyclers. Recyclers apply a "bulk technology" and no specialized technology. Therefore specialized product information has little value for recyclers. 3: If EPR is introduced and a producer has no access to the waste. Then the EPR is an illusion. 5: however, only if recyclers and producer agree to Invest in specialisation of recycling rather than the "bulk" Technologies that are Applied today. 6: yes, because the introduced governmental or semi-governmental fees and administrative burdens are often equal for small and large producer. However, the large producers have a profit from the material recovery, where the small producers only experience the costs. 7: can they insert the cost other Places? 8: depends strongly on the national/local context and the product characteristics: Are the products distinct and of high value when they becomes Waste such as mobile phones and are the products for professional applications such as Wind power plants. In both cases EPR could Work. However, less likely for a cup or a iron.

「生産者はリサイクルおよび廃棄物管理費用、もしくはそれらの一部を製品価格に含むべきである」という記述に関してですが、私はそうあるべきではないと確信しています。しかし、おそらくそうなるでしょう。「自治体は生産者より廃棄物を効率的に回収できる」という記述に関してですが、リトアニアの例でいえば、自治体による再生可能材料の回収は効率的というにはほど遠いです。管理メカニズムが欠如しているため、近い将来に改善する見込みもありません。

With regard to "Producers should include the cost of recycling and waste

management or part of it into the price of products." I believe that they should not , but are very likely to do so. With regard to "Municipalities can collect waste product more efficiently than producers do." I see examples in Lithuania where municipalities are far away from being efficient in collecting recyclable materials, and with the lack of control mechanism are not likely to improve in the near future.

米国の生産者責任は欧州のものに比べ、より純粋な形をとっており、生産者は一般市民からの回収に責任を負っているということにご留意ください。したがって、質問 2 には違和感を覚えます。

Note that in the US we have a more pure form of producer responsibility than does Europe, by which the producer is responsible for collection from the public. So question #2 is odd for me.

目標については管轄機関と生産者の間で議論し、豪州で見られるような非現実的な目標を選定しないようにする必要があります。管轄機関は定評のある分析者を雇い、目標の達成を徹底させるべきです。EPR は製品に対する生産者の所有権を示すものではありません。リサイクルおよび処理費用は生産者によって内部化されるべきであり、手数料として単純に消費者に転嫁すべきではありません。市民の認識については、生産者と管轄機関もしくは自治体が協力して取り組むべきであり、生産者は認識向上のための費用の一部もしくは全部を負担することになるかもしれません。いずれにせよ自治体は製品がエンド・オブ・ライフに達した場合に消費者が正しい行動をとるよう働きかける必要があります。

Targets should be discussed between authorities and producers to avoid unrealistic targets such as we see in Australia. Authorities should also engage reputable analysts to ensure proposed targets are achievable. EPR is not about the property right of producers to the items. Recycling and treatment costs should be internalised by producers and not just passed on as a fee to consumers. Public awareness should be a partnership between producers and authorities/municipalities, producers may pay for some or all of the awareness raising but municipalities should be encouraging good consumer behaviour at end of life anyway.

市民の認識については生産者、NGO、政府に責任があります。

Public awareness is the responsibility of producers, NGOs and government

EPR の政策は支配的な市場参加者の地位を強化する可能性があり、PRO の構造または機能などを担う競争管轄機関への適切な監督が行き届かなくなるという欠陥があります。支配的な参加者が PRO を自身に有利に構築できないようにする必要があります。乱用や不当な実施の可能性が現実であり、そうしたことが実際生じています。一方、製品寿命

に関する政府の効果的な監督は改善が見込める分野です。多くの政策立案者の間では、EPRプログラムは環境的により良い結果を自動的に導くという前提があるように思えます（つまりこの前提に従えば、政府がEPRプログラムの環境パフォーマンスを監視する必要はありません）。事業のインセンティブは、少なくともかかり得る費用に準じるべきです。製品管理に対する政府基準が欠如していたり、徹底されていなかったりする場合の費用削減目標は、環境基準が低い管轄区域への輸出（例えば「再利用」のための輸出）といった、環境的に低品質な手法により達成される可能性があります。効果的な処理基準がなければ、EPRプログラムにはほとんど意味がなくなります。

EPR policies can strengthen position of dominant market players is there is failure of proper oversight on part of competition authority on things like PRO structure/function. Dominant players should not be able to structure PROs to their advantage. There is real potential for abuse/unfair practice and it does happen. Also, effective government oversight of product end-fate is an area that could improve. My sense is that there is an assumption among many policy makers that an EPR program will automatically lead to better environmental outcomes (so, according to this assumption government does not need to monitor that environmental performance of the EPR program). Business incentives are to comply at least possible cost. If government standards for product management are absent or not enforced, the cost cutting objective can be achieved though environmentally inferior methods, such as export to jurisdictions with low environmental standards (e.g. export for "reuse"). In absence of effective treatment standards, there is little point in an EPR program.

所有権を有する者に関しては、生産者がどの程度カバーするかによるため、白黒はっきりした回答を出すことは困難です。

As regard who has the property right, it is difficult to have a black or white answer as depends on the level of coverage by producers

これはむしろ項目 10 の記述に関するコメントです。それらの多くは EPR に関する一般的な見解でしたが、そうした見解の正しさを実際に証明する証拠は（調査研究を通して）見たことはありません。

This is more of a comment on the statements in section 10. Many of those were common opinions about EPR, but I have not seen actual evidence (through research studies) that would validate the opinions as true.

消費者に対する費用の透明性は、特に耐久消費財にとって、重要な教育および管理ツールです。

Cost transparency to consumers is an important educational and control tool,

<p>especially for durable goods.</p>
<p>自治体の回収場所やインフラを持たない国はたくさんあります。これらの質問の多くが、生産者は「大規模」生産者のみとみなすことに実際つながっています。小規模生産者ならこれらの質問に同様の回答はしないかもしれません。</p> <p>There are lots of countries that have no municipality collection points or infrastructures. A lot of these questions really lead one to see the producer only as a 'large' producers. Small producers may not answer these questions the same way.</p>
<p>これらの多くは問題とする製品によります。</p> <p>Many of these depend on the product in question.</p>
<p>質問 1 および 7: これは EPR を導入するためにとられたアプローチによります。質問 8: これは製品によります。競争のない市場で少量販売される製品の場合には、回答は「そう思う」になりやすいでしょう。競争の激しい市場で大量販売される場合には、回答は「そうは思わない」になるでしょう。</p> <p>Question 1 and 7: This strongly depends on the approach taken to implement EPR! Question 8: This depends on the product. In case of a product which is sold in small numbers in a non-competitive market the answer would tend to "agree". In cases where high numbers are sold in a very competitive market the answer would be "disagree"</p>
<p>設計期間中は、EOL のコストはあまりに先のことであるため、正確なコストを予想したり、設計変更を正当化したりすることはできません。市民の認識すべてに関する責任を生産者に負わせることによって、広報活動は非常に細分化します。実際に伝えたいことは「リサイクルのために廃棄物はすべて分別してください」という単純なメッセージしかなくても、製品グループごとに異なる活動が展開されるのです。政府にはこれを調整する役割があります。リサイクル業者が要求するのはノーブランド品の情報のみで、生産レベルにおける詳細ではありません。利用可能な製品があまりに多すぎます。さらに、リサイクル業者は自力でこうした情報を見つけることに非常に長けています。自治体が回収費用を補償してもらうことを望む場合には、回収材料を引き渡す必要があります。自治体が材料を取引することを望む場合、補償してもらうことにはなりません。自治体が最低回収率を満たすリサイクル品を選定するよう注意を払う必要があります。</p> <p>During design EOL cost are often too far in the future to predict accurately what the cost are and too justify a design change. by making producers responsible for all public awareness you will get very fragmented communication campaigns, different for every product group while there is really only a simple message to convey: seperate all your waste for recycling. There is role for government to coordinate this. Recyclers only require generic product information, not too detailed on product level.</p>

<p>There are simply too many different products available. Furthermore recyclers are very good in finding this information by themselves if a municipality wants to be compensated for cost of collection he will need to hand over the collected materials. If the municipality wants to trade the materials he will not be compensated. Care must be taken that municipalities select recycled that reach minimum collection rates</p>
<p>リサイクル費用を製品価格に反映させる → 消費者は買わなくなる → リサイクル不要な製品にシフトする → リサイクル・廃棄物処理問題自体は解決しない（費用も確保できなくなる）、という悪循環が想定される。</p>
<p>日本においては、一般消費者から排出される廃棄物については、一次的責任は自治体にあると考えられる。廃棄物処理法の枠組みはそのようになっている。</p>
<p>10, 11の設問については、個々の製品によって差異がある場合があり、総論的な回答になったが、11の6番目の設問は、廃棄物処理に関する社会全体の仕組みや法体系の中で位置づけられることではないか。回答は控えた。この傾向は、他の設問でも言える。社会全体の仕組みをどう考えるか、とすることとの関係で、回答が変わる。循環基本計画等でも、そうした点は明確ではない。</p>
<p>拡大生産者責任は製品及び容器包装の廃棄物の処理についてステークホルダーの一人として社会的責任を果たすと解すべきであり、ステークホルダーの関与・連携なくして効率的・合理的なシステムと社会的コストの合理化は果たせないと考える。</p>
<p>日本におけるEPRの概念（特に責任の所在）と、欧州における概念に隔たりがあり、広く知らしめる場合はこの考え方を統一しなければ疑問が膨らむ</p>
<p>廃棄物に価値があれば、勝手に市場ができると思われがちですが、その場合でも、価値分が除かれた廃棄物が残り、例え有価の廃棄物でもいずれは環境負荷につながるはず。そういうことから、廃棄物処理は経済性だけでは解決出来ず、EPRという概念が成立すると思いますので、少しずつでも良い事例が積み重なることをのぞんでいます。</p>
<p>費用の付け替えや付け回しは問題解決にならない。根本的に拡大生産者責任の概念を「関係者と連携協働して、環境負荷を低減し、社会コストを低減する責務」に変えるべきである。その結果として関係者の合意の基に社会的コスト負担を決め、費用は情報共有・透明化のため外部化すべきである。</p>
<p>廃棄物の収集等は、各生産者が個別に行うよりも地域に密着した自治体が一括して行う方が効率的である。また、その収集等の費用を生産者が負担した場合、自治体の収集等の効率化が促進されず、社会的コストが増えることにつながる。</p>
<p>生産者とリサイクラーとが適正処理・リサイクルに関する情報交換ができる場をもっと創設していただきたい。（家電リサイクル法の場合、A・B両グループで、そのような機能を持った組織はあるが、これは極めて例外であると思う。）</p>

生産者と自治体の役割・責任範囲の明確化が重要
上から2つめについては、便益と費用の関係がわかりにくかったので、「わからない」の意味で、「どちらともいえない」としています。
生産者がリサイクル・廃棄物処理業者に提供できる情報は限られている、という実情もある。
最後の問いは適切とは思われません。廃棄されたものには、所有権は設定できないと認識しています
法律を熟知せず的外れや杞憂かもしれませんが、国内での法制度に対しては海外メーカーにも当然適用すべきであり、国内メーカーだけの不当な制度とならない配慮が肝要である。また、国内だけの厳しい制度要求は、廃製品の海外への流出や闇取引の温床になるので、国内だけで議論することなく、特に中国東南アジア地域との連携のもとに制度設計すべき問題と考える。
そんなに単純な話でないことに思いを及ぼしていただきたい。
最後の製品価格への反映については、それを見える化するかによって結果は異なると思われるのでその議論は必要不可欠。
処理コストを価格に転嫁できるかどうかは製品によるだろう。内部化がよいのか明示的に上乘せするのが効果的なのか、消費者に対するインセンティブなのか誰に対して金銭的インセンティブを期待するのかによっても違うであろう。
製品への価格転嫁なしに、EPRは成立しないと捉えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・設問のうち、「収集されたモノの所有権」がありました。生産者が自治体に委託しているのであれば所有権は生産者に、法令で定められた役割分担であれば、たとえ、生産者が費用を負担したとしても費用負担＝所有権あり、とはならないと思います。ここではどちらのケースか指定されていないので、どちらともいえない、と回答しました。 ・設問のうち、「生産者は・・・製品価格に反映させるべき」とありましたが、ここでは、生産者が使用済み製品を回収・処理再資源化している場合、として回答しました。
「自治体で使用済み製品の収集について物理的責任のみ負い、収集費用は生産者が支払っている場合、収集されたモノの所有権は自治体ではなく、生産者にある。」については、物の所有権がどうなるかはさておいても、収集方法等に関して自治体をコントロールする権限は生産者側に生じて然るべきではないかと思います。
問いが一方的であり回答しにくい。いずれにしても、生産者のみ、自治体のみといったステレオタイプの対応では合理的な廃棄物処理は達成できないだろう。関係者の連携と助け合いを支援していくことが重要である。
EPRを市場関係者（生産者と消費者）への物理的・金銭的責任とした場合、自治体による回収はEPRの定義に反するか、変形である。生産者が法律ではなく、自主的に自治体に回収を委託した場合には生産者に所有権はあるが、それ以外の場合には生産者に所有

権はない。EPRは本来的にVA(政府と産業界との自主的協定)によって実施されてきたものである。Responsibility(責任)は法によるLiability(責任)とはことなる。法律はEPRの枠組みを規定するものであって、すべては市場原理に任されることが出発である

製品ごとにそのライフや流通形態、廃棄物となったときの流れが大きく異なるため、一般論で答えても無意味な設問が多いと思われる。

例えば当社(XXX)が関係する複写機・複合機業界では日本においては業界共同での回収を進めている。もっともこれは、複写機・複合機業界がほぼ日本企業に限定されるという特殊事情もある。

世界的に、EPRの理念が変質してきている。生産者は「金さえ払えばよい」「自治体や廃棄物処理業者は「金さえもらえばよい」消費者は「金は払いたくない」が世界の風潮。途上国はともかく、先進国がそのような傾向に進んでいる。

付表6 「これまでに伺いましたこと以外で、拡大生産者責任や本調査に対するご意見を何かお持ちでしたら、どうぞご記入ください。」もしくは「If you have any other opinions about EPR and/or this survey, please feel free to indicate below.」に対する自由回答（英語回答については、訳文と原文を併記）

<p>電池廃棄物やビニール袋など、特に市場の将来性が低い特定分野における EPR の適用。 The EPR application in specific areas, especially for those that don't have market potentials, such as waste batteries, plastic bags etc.</p>
<p>レアメタルの不足や、廃棄物資源（廃電気電子機器）、電池各種、使用済み自動車）の価値に対する知識が増えれば、生産者の間で EPR の重要性が増す可能性があります。それによってはじめて EPR は環境に貢献することができるのです。 Maybe the scarcity of rare metals and extended knowledge of the values in the waste resources (WEEE/Batteries/ELV) can lift the importance of EPR among the producers....first then the environment really benefit from EPR</p>
<p>現在スウェーデンでは繊維製品に関する EPR について、自発的または義務的であるかを問わず議論が行われています。 EPR on textiles is currently being discussed in Sweden, voluntary or mandatory</p>
<p>本調査の冒頭に、EPR と製品スチュワードシップは類似の概念であると記されていましたが、この点は私も同意見です。しかし私はこのふたつの言葉を同義語としては用いません。カナダのノースウェスト・テリトリーズ (XXX) には、飲料容器に関する製品スチュワードシップ・プログラムがあります。このプログラムは、ノースウェスト・テリトリーズ政府によって（物理的にも財政的にも）運営・管理されています。しかし、このプログラムは生産者レベルで製品に料金を明示することで（小売業者および最終的には消費者に価格転嫁し）資金調達しています。EPR プログラムと製品スチュワードシップ・プログラムの相違は正にこの、誰がプログラムを運営し、誰が資金を管理するかという点にあります。正当な EPR プログラムであれば、プログラムを運営し資金管理するのは生産者です。一方、製品スチュワードシップ・プログラムでは、政府機関（部局、官営企業または類似の組織のいずれか）がプログラムを運営し資金管理しています。しかし、両プログラムとも生産者レベルで製品に料金を明示し、通常は小売業者に続いて消費者に価格転嫁することによって資金調達しています。 At the beginning of the survey, you explained that EPR and product stewardship are similar concepts, which I agree. However, I would not use EPR and product stewardship interchangeably. In the Northwest Territories, Canada (XXX), we have a product stewardship program for beverage containers. This program is operated/administered (both physically and financially) by the Government of the Northwest Territories. However, the program is financed through visible fees</p>

placed on the product at the producer level (which gets passed on to the retailer, and eventually the consumer). This is where the distinction is between an EPR program and a product stewardship program - who is operating the program and who is managing the money. In a true EPR program, the producer operates the program and they manage the money. In a product stewardship program, a government body (either a department, a crown corporation, or something similar) operates the program and they manage the money. Both EPR and product stewardship programs finance the program through visible fees placed on the product at the producer level that is usually passed on to the retailers and then consumer.

質問の中には、特に最後の質問にみられるように、少々単純化しすぎているものも見受けられたため、肯定も否定もしない中間的な回答を選択しました。とりわけ EPR へ新たな関心が寄せられていると思われるこの時期に、こうした調査を受けることは興味深いことでした。もっとも、「公式な」結果がどのようなものになるか私には確信がありません（具体的に、2014 年に実施予定の EU 廃棄物法の見直しの前段階について申し上げます）。

some of the questions were a bit too simplistic, especially the last ones, so i answered the middle road - neither agree nor disagree. it's interesting to receive such a survey, especially as there appears to be renewed interest in EPR, although i'm not sure what will 'officially' come of it (I'm speaking specifically about the run-up to the EU waste legislation review to come in 2014).

革新、ならびに新製品や新規ビジネスモデルの開発によって、EPR が企業のために価値を創造したり、リスクを抑制したり、より多くの機会を生み出したりするところを目の当たりにできたら面白いでしょう。これによって EPR の適用を企業に納得させることができるかもしれません。

It would be interesting to see how EPR creates value for companies by innovation, new product development, development of new business models, reduces risks and creates more opportunities etc. This might convince companies to adopt EPR.

私は XXX のメンバーです。XXX と情報を交換・共有することは非常に有意義なことだと思います。本調査が転送されていない場合を想定し、最高経営責任者（CEO）の XXX に念のため転送しておきました（アドレスは XXX です）。EPR の目的は何よりも生産者が製品の環境や人の健康に及ぼす影響を低減することです。輸入業者、小売業者、政府およびコミュニティは、こうした影響を低減するための生産者の取り組みが最大の効果をあげるよう、生産者と協働する責任があります。EPR スキームをどう機能させるかの決まった方法はなく、製品により異なります。生産者が政府と協働し、人の健康や環境に悪影響を及ぼさない持続可能な製品を生産するという EPR の目標を達成できる、適

切な規制の枠組みを開発することが肝要です。

I am on the board of XXX and it would be great to exchange and share information with this group - the CEO of XXX - i have forwarded this survey to him, just in case you haven't. XXX. EPR is about producers firstly to reduce the environmental and human health impact of their products. Importers/retailers/government and the community have a responsibility to work collaboratively with producers in optimising producers efforts to reduce this impact. There is no set formula for how an EPR scheme should work - it really depends on the product. What is important is that producers work collaboratively with governments to develop an appropriate regulatory framework that enables producers to achieve the goals of EPR - sustainable products that do not negatively impact human health or the environment

EPRは法的義務を負う企業によって運営されるべきです。EPRは利益目的や販売活動目的であってははいけません。すべての費用を支払うことで、法的義務を負う企業は運営実施に関する共同決定権や管理権を得ます。各行動主体の役割はそれぞれです。法的義務を負う企業はEPRの管理、自治体は協力、廃棄物処理業者は定性的サービスなどです。コンプライアンス・スキームによってすべての費用が賄われる場合には、同スキームは再生材料の収益を得る権利を有します。したがって価格が上がった場合にも、コンプライアンス・スキームがその額を支払うことになります。XXXおよびXXXについて興味がありましたら、遠慮なくご連絡ください。

EPR should be run by the legal obliged companies. EPR should be a not for profit or profit not for distribution activity. Paying the full cost gives the obliged companies the right to codecide on the operational implementation and to control it. Each actor his role: EPR in hands of obliged companies; partnership with the municipalities; waste operators suppliers of a qualitative service; ... If the Compliance Scheme pays the full cost, it has the right to have the income of the recycled material. As a consequence, if the prices are negative, the compliance scheme should also pay that bill. If you are interested in XXX and XXX, please do not hesitate to contact me.

本調査は非常に綿密です。準備に多くの努力が費やされたことがよく分かります。本調査の結果を拝見することを大変楽しみにしています。それでは、よろしく願いいたします。XXX

This is a very thoughtful survey. It demonstrates that a lot of effort has gone into it's preparation. I am very interested in seeing the results of your work. All the best to you. XXX

EPR、共同責任、法的義務を負う産業、使用済み包装などに関する定義が必要です。個

<p>人的見解を申し上げます。</p> <p>Definitions on EPR, shared responsibility, obligated industry, post-consumer packaging etc. are needed. I offered my personal views.</p>
<p>こうした概念は観念的すぎます。こうした概念を適用することは、EPRプログラムを実施する初期段階では有効でも、単一主体を重視しすぎるためそれ以降の段階では害を及ぼします。廃棄物管理（回収および処理）の各段階における改善は、EPRや設計フィードバック・ループを介した防止策にアプローチとして何ら問題がない場合でも、そうした防止策よりはるかに急を要するのです。</p> <p>The concept as such is too academic. The application helped in early stages to have EPR programs, but is harming further development due to its Single actor focus. Improvement in the waste management (collection and treatment) phases are much more urgent than prevention via EPR and design feedback loops, even when as such there is nothing wrong with prevention as an approach.</p>
<p>規定された EPR プログラムを通じ、生産管理に付随するあらゆる環境手数料を費用に内部化することが不可欠です。正当な原価計算により廃棄物管理費用は削減され、拡大消費者責任プログラムよりも拡大生産者責任プログラムを成功に導く機会が提供されるでしょう。</p> <p>Cost internalization of any eco-fee associated to product management through a regulated EPR program is essential. True cost accounting will drive waste management costs down and will provide an opportunity for successful Extended Producer Responsibility programs rather than Extended Consumer Responsibility programs.</p>
<p>自治体（およびその従来の廃棄物管理請負業者）が中心的役割を担うであろうという示唆的な事項よりも、EPRに対応して台頭しつつある、より多様な廃棄物管理産業の可能性に関する質問をもっと見てみたかったです。これはこのプログラムによる今後の研究テーマになるでしょう。</p> <p>I would like to have seen more questions about the possibility of a more diversified waste management industry emerging in response to EPR, rather than the implication in these questions that municipalities (and their traditional waste management contractors) will play a central role. This may be a subject for further research by the program.</p>
<p>一連の質問は興味深いものでした。分析結果を楽しみにしています。</p> <p>Interesting set of questions - I look forward to seeing your analysis of the results</p>
<p>質問 14 について。人々および企業の信頼性に関する点は、企業が社会によって監視され、法的措置がなすべきことを明確に示している場合には、企業はその法律に間違いなく従</p>

うものと確信しています。企業活動はより厳しく監視されている（または監視されるべきである）ため、個人よりも企業の方がこうした傾向は強いでしょう。

Question 14. The point about trustworthiness of people and of companies: If companies are watched by the society, and legal measures clearly show what must be done, I believe that companies do follow the law. Maybe more so than individuals, since companies' activities are (or should be) more intensively monitored.

素晴らしい研究です。

Great survey!

EPRは複雑な概念ですので、EPRまたはその研究に関する情報をさらにお送りいただければ大変助かります。この概念をより深く理解するためにご提供いただくものはすべて、私にとって役立つものばかりです。よろしく願いいたします。

EPR is a complex concept and I would really appreciate if you could send me more information about it or studies, everything you can provide me with to deeply understand this concept will be useful for me. Thank you very much.

世界中で実施されている大半のシステムは、回収およびリサイクル費用を政府から生産者へ移転することに主眼を置いているため、製品設計を改良するというEPRの取り決めは実現されていません。これらのシステムを生産者にとって費用効果の高いものにするために、多くの場合、生産者に設計上の決定がもたらす真の費用を負担するよう実際に促すあらゆる直接的なフィードバック・メカニズム（製品そのものであれ財政的フローであれ）が回避されています。EPR法およびその政策の新たな一般原則ではこの点をより入念に考察し、個々の生産責任や、特にエンド・オブ・ライフ（EOL）処理および再資源化などを考慮した製品設計に基づき差別化された料金などのメカニズムを通じ、真に環境に優しい製品づくりに向けた一層強力なインセンティブを提供できるようにする必要があります。

The promise of EPR to deliver improved product design has not been realized, as most systems enacted around the world have focused primarily on shifting cost for collection and recycling from government to producers. In order to make these systems cost-efficient for producers, they mostly have avoided any direct feedback mechanisms (either regarding the physical products or financial flows) to actually drive producers to bear the true cost of their design decisions. The next general of EPR laws and policies should look at this more carefully and be designed to provide greater incentives for truly greener products, through such mechanisms as individual product responsibility, differential fees based on product design especially around EOL processing and reuses, etc.

回収およびリサイクルのための効果的な資金調達システムよりも、現実の技術変化また

は防止策をもたらした場合に **EPR** は効果を発揮したといえます。**EPR** の主眼は変化を生み出すことで、廃棄物処理の資金調達ではありません（素晴らしい副作用ではありますが）。**EPR** の強みは、個々の企業に製品や製造プロセス、包装、市場戦略を変えさせる金銭的インセンティブを有していることです。これには国際標準化機構（ISO）による個別のグローバルな料金体系が不可欠です。**EPR** を海洋廃棄物や、それ（プラスチック、包装、マイクロ廃棄物などを含む）によって引き起こされる環境汚染の修復に対する財政的責任にまで拡大してはどうでしょうか。

EPR is effective if it leads to real world technical changes or prevention, more than an effective financing system for collection and recycling. The scope of EPR is to make change happen, not to finance waste treatment (although this is a nice side effect). The power of EPR is its financial incentive for individual companies to change its products, processes, packaging and market strategies. Individualised iso global fees are necessary for this. Why not extend EPR to financial responsibility for marine litter and remediation of environmental harm caused by it (including plastics, packaging, micro litter...)

EPR に関連して、こうした製品を扱うリサイクル産業を国内に擁することが重要です。しかしそれがない場合は輸出することになります。しかし南米の大半の国では有害廃棄物の輸入を禁じており、地域レベルでのリサイクル策を見いだすことを困難にする一方、国家レベルのリサイクル解決策を結果として非常に高額なものとする可能性があります。幸いチリでは状況は異なり、有害廃棄物の輸入は禁止されていません。

Related to **EPR**, it is important to have recycling industries for these products in a country. That is not always the case, which means export is required. But in Southern America most countries have forbidden import of hazardous waste, which complicates finding recycling solutions at regional level, while recycling solutions at national level might result being very expensive. Affortunately that is not the case for Chile, as import of hazardous waste is not forbidden.

「個別の生産者が協力して製品を回収、リサイクルまたは処分するが、リサイクルや分解のしやすさといった製品のエンド・オブ・ライフの特性に基づいて、差別化されたリサイクルまたは処分費用を支払う場合には、各生産者は製品設計を改良するでしょう」という記述に対するコメント記入欄がありませんでした。何千にもおよぶ新製品のリサイクル性の事前評価システムを構築するには大変手間がかかると思いますので、リサイクル施設に到達するまでにさらに長い年月が必要になるでしょう。したがって設計者が **EOL** のリサイクル業者から学ぶための共同施設(すでに存在しているかもしれませんが)を立ち上げる方が良いかもしれません。そして **EOL** に配慮した設計を行っている企業を毎年表彰するのも良いでしょう。

There was no comment box for this statement: 'In cases where individual producers collect and recycle/dispose of their products in cooperation but each producer pays a recycling/disposal fee differentiated based on end-of-life feature of their products such as recyclability and disassemblability, each producer will improve the product design.' I believe it would be a great deal of work to create a pre-assessment system for recyclability of 1000s of new products that will then take many years to arrive at a recycling facility. It's probably better to create a collaborative for designers to learn from EOL recyclers (this may already exist), and perhaps make some annual recognition to companies that are designing for EOL.

結果を楽しみにしています。ただし、異なる産業間の回答の比較可能性に関しては疑問の余地もあります。

I am curious to see the results. But have some doubts regarding comparability of answers across different sectors

EPR の概念が本来ねらっていたインセンティブが生産者へ適切にもたらされていないため、EPR の概念は先進国（例えば EU）ではほとんど廃れてしまったのではないのでしょうか。EU の多くの生産者は、リサイクル料金についてサービス提供者やリサイクル業者と単に交渉するだけで、生産者自身による環境適合設計（DfE）またはリサイクル性設計（DeR）の推進を交渉手段にはしていないと感じています。これでは大規模な生産者のみが市場で生き残るという事態を招くだけです。その一方、新興国の中には立法者が生産者に財政負担を負わせるためのツールとして EPR を悪用している国もあります。各国の状況を見極めることは不可欠ですが、何よりも、拡大ステークホルダー責任（ESR）が EPR の代わりに主要概念であるべきと考えています。

I'm afraid EPR concept is almost dead in the advanced countries (EG in the EU) since Producers are not appropriately incentivized as the EPR concept originally targeted for. I feel many producers in EU merely negotiate recycling fee with service providers, recyclers, not by promoting DfE/DfR by themselves, It will just lead big producers survive in the market. On the other hand, in some emerging countries legislators wrongly utilize EPR as a tool to make producers bear the financial burden.

It is necessary to observe local conditions country by country, but most importantly, I believe Extended Stakeholder Responsibility (ESR) should become a key concept in place for EPR.

優れた調査ですが、一部の質問は回答するには複雑すぎる点が気になります。

A nice survey but I have concerns that some questions are more complicated than the given answers can convey.

EPR を成功させるには、優れた EPR の価値をより系統だった方法で伝達するために協働することが必要です

Successful EPR's should work together to communicate the values of good EPR in a more systematic way.

EPR に関する議論は理論上のものにとどまることも少なくありません。すべての市民および行政当局を巻き込み複雑化しやすいため、実際の回収が議論の発展の足かせになります。

The discussion about EPR is often theoretical. What sets the limit is the physical collection because it involves all citizen and also the administration, it easily gets to complicated.

本調査へは興味深く回答させていただきましたが、回答のひとつで述べたとおり、大部分の質問（今回および別の機会に実施される）は状況や製品タイプ、価格などによって答えが変わってくるということを考慮していただければと思います。したがって、私が「平均的である」と考えたとしても、多くの質問に対する正しい回答は状況や特性、製品価格によって変わります。

I enjoyed answering the survey but, as i said in one of the questions, please consider that the majority of your questions (in this and other sessions) depends on the situation, product type, price, etc.. So, even if I was considering an "average", the correct answer for many questions depends on the context and the features and price of the product.

本調査結果のフィードバックを楽しみにしております。公表する際には、ぜひ私にもご一報ください。

I would be interested in receiving some feedback on the results of your survey. Please include me on that when made public.

調査開始時に EPR と製品スチュワードシップを読み替えることはできませんでしたので、私の回答は PPS に関連するものです。

I was unable to change EPR for Product Stewardship at start of survey. therefore my answers are PPS related

競争について：EPR 機構（生産者責任機構（PRO））は生産者と輸入業者の延長として機能しています。こうした機構が生産者または輸入業者により管理されている限り、競争は必要ありません。PRO の運営は可能な限り低コストで機能するよう管理することができます。いかなる形態の競争も、PRO の利益は生産者または輸入業者の費用負担になる（既に低コスト構造となっているところで費用を押し上げてしまう）か、非効率なため無益かつコスト面で無駄の多い廃棄物管理を招くかのどちらかです。PRO 間の競争がもたらすものは、リサイクルにかかる総費用が高額な市場における費用最小化のみかも

しれません。例えば 1 人当たりの EPR コストが他の欧州諸国よりはるかに高額なドイツの包装 EPR では、競争によりコストは引き下げられています。このケースで特筆したい点は、生産者や輸入業者によって所有されている PRO は存在しないということです。

About competition: EPR organizations (PRO's) act as an extension of producers and importers. As long as they are controlled by these producers/importers, there is no need to have competition. PRO's work can be controlled to work at the lowest possible costs. Any form of competition would lead either to profit making of PRO's at the expense of producers/importers (which might lead to higher costs in situations where the cost structure is already low), or to inefficient and thus also ineffective and inefficient (in terms of costs) waste management. Competition between PRO's might only lead to cost minimization in markets where the total costs of recycling are high. An example is packaging EPR in Germany, where the cost of EPR per capita was much higher than in other European countries, but is reduced because of competition. Worth mentioning in this case is that no PRO is owned by producers and importers.

EPR についてもっと努力が必要だと思われる分野は、パフォーマンス目標の設定と、目標達成を含むプログラム・パフォーマンスの監視および報告です。同様に重要なのは、生産者が PRO の共同責任よりも個別の生産者責任を負うようにする EPR プログラムの構築であり、プログラム費用が製品購入時に環境手数料として消費者に転嫁されないようにすることです。費用の内部化は、すべての EPR プログラムにとって不可欠な要素のひとつです。これにより生産者が製品の環境パフォーマンスを向上させるための明確なメッセージを得られるからです。XXX

One area where I believe more work on EPR needs to be done is in the setting of performance targets and in monitoring and reporting on program performance including the meeting of targets. Equally important is structuring EPR programs to ensure producers have individual producer responsibility rather than collective PRO responsibility and that program costs are not flowed through to consumers as eco-fees at the point of purchase. Cost internalization is one of the essential elements of all EPR programs to ensure that producers are given clear signals for the improving the environmental performance of their products. XXX

項目 7、8 および 10 のコメント記入欄がありませんでした。質問 8 の回答は、誰に向けた情報かによります。その情報はリサイクル業者のためのものですか、それとも一般市民のためのものですか。

You lack comment fields to section 7, 8 and 10. The answer to q8 is dependent on Who the information should be directed to. Is the information for recyclers or the general

public?

回答のしがいのある、興味深いアンケートをお送りいただきありがとうございました。喜んで回答させていただきました。質問 15 の構成についてのみ、少々コメントさせていただきます。（他の質問のように）質問の後にコメント記入欄があれば良かったと思います。一部の記述については議論の余地がありますし、回答は平均値や平均的なパフォーマンスよりも具体的な事例によって異なるためです。例えば、私は「伝統は重要である」ということに同意しますが、あくまで有益かつ必要な変化または改善を阻止する手段とならないことが前提です。また、「将来、世界がより良くなる」ことを心底願っていますが、私たち皆が高水準の大量消費主義を継続したり、消費財の耐久性を低下させたり、使用期間の短い低品質の消費財を製造・購入したりといった生活習慣を一切変えることなく、これまでどおりの生活を維持する場合には、このような願いを主張することはできません。本トピックに関するさらなる研究の成功をお祈り申し上げます。

Thank you very much for challenging and interesting questionnaire. It was a pleasure filling it. I only have a small comment on the structure of the Question Nr.15. It would have been great if there was a Comment place after it (as was with others), as some of the statements are discussible and answer depends on the specific case, rather than an average value/performance. e.g. I agree that "Tradition is important", however only as long as it doesn't become a way to avoid beneficial and necessary changes/improvements; and I do hope that "The world will become a better place in the future", while I cannot claim it will if everyone of us will continue living as usual without any changes in our daily habits, such as keeping high consumerism level, reducing the durability of consumer goods, manufacturing and buying low quality consumer goods for short term use etc. Wish you good luck and all the best with future research on this topic.

電子機器に関する見地からのみ回答させていただきましたことをご了承ください。私はその他の EPR プログラムにも携わって参りましたが、メインは電子機器でした。EPR は非常に建設的な政策イニシアチブで、可能性を実現するには長い年月がかかります。しかしライフサイクルのすべての段階に対処しなくてはなりません。EOL に責任をもつだけでは、課題に対し不十分です。私が XXX を開始したのはこのためです。

Please know that I answered from an electronics perspective only. I have been involved with other EPR programs, but mostly electronics. EPR is a very positive policy initiative that will take many years to achieve its potential. But it must address all life cycle stages. Simply EoL responsibility is inadequate to the challenge. That is why I started XXX.

私は EPR を支持していますが、EPR に関する米国のリサイクル運動の内部組織につい

て懸念を抱いています。というのも、既存のリサイクルプログラムに競合する存在になっていることもあるからです。EPRの支持者がリサイクル業者と協働した場合には、EPRを活用して廃棄物のフローを整備し、生産者にリサイクルを支援させ、リサイクルが困難な製品の対処法を見いだすことができます。しかし現在、EPRの支持者の多くは既存のリサイクル産業の懸念を無視し、協力者になり得る人々を競争相手に変えています。

I am a supporter of EPR and I am worried about divisions within the US recycling movement about EPR because it is sometimes presented as a competitor to existing recycling programs. If EPR advocates work with recyclers, we can use EPR to clean up the discard stream, get producer support for recycling and figure out how to deal with hard-to-recycle items. But today, many EPR advocates are disregarding the concerns of the existing recycling sector and turning would be allies into adversaries.

ありがとうございます。貴殿の調査は重要です。

Thanks. This is important work you are doing.

EPRは地域によって解釈が異なりますので、最初にEPRについて定義していただければ大変ありがたかったです。EPRをライフサイクル全体と解釈する地域もあれば、エンド・オブ・ライフの要素のみと解釈する地域もあります。

It would have really helped if you had started with a definition of what you meant by EPR as the term is understood differently in different regions. In some it means the whole lifecycle and others just the end of life elements.

私なら発展途上国と先進国のEPR活動を区別するための質問も含めたと思います。EPRに影響を及ぼす要素はこうした地域でそれぞれ異なります。

I would have included some questions to differentiate EPR activities in developing countries and developed nations. Factors that affect EPR are different in these areas.

この度はありがとうございました。結果を楽しみにしています。

Thanks for taking this on. I look forward to the results.

EPRによってもたらされるリサイクルの質について、より多くのことを質問されると良いと思いました。これは米国では大きな問題となっています（大変な状態です）。

I wish you were asking more about QUALITY of recycling resulting from EPR. This is a big issue in the US (it's BAD).

本調査を実施して下さったことを大変うれしく思っております。最近米国で「EPR」という言葉が単なる「法的措置による回収プログラム」と再定義されたことについて懸念を抱いています。ブランドオーナーおよびそのコンサルタントは、北米におけるEPRの方針を決定するうえで過度な影響力を保持してきました。そのためEPRの概念は、政府による監視や強制を弱めるために骨抜きにされ、再定義されました。リサイクル率の算出における脆弱な説明責任により、世界中のプログラムが被害を被っています。この

<p>リサイクル率は「フリーライダー」の廃棄物が考慮されなかったり、汚染物質を混入させたり、それ以外の方法が駆使されたりして水増しされているのです。本調査を実施していただきありがとうございました。</p> <p>I am very glad that you are conducting this survey. I'm concerned about the way the term "EPR" has been re-defined recently in the US, to mean only "legislated take-back programs." The brand owners and their consultants have had an oversized influence in shaping EPR policy in North America, and so the concept has been watered down and redefined to weaken government monitoring and enforcement. That said, programs all over the world suffer from weak accountability in the calculation of recycling rates, which are inflated by not counting the waste of "free riders," and recycling rates that are inflated by contamination, and recycling rates that are inflated by other techniques. Thank you for doing this survey!</p>
<p>素晴らしいアプローチです。参加させていただいたことに感謝いたします。</p> <p>Great approach! Thanks for inviting to take part.</p>
<p>消費者または国民に対する情報提供は欠かせません。したがって、EPRにおいては情報責任が強化される必要があります。</p> <p>Information to consumers / citizens is crucial. So information responsibility must be reinforced in EPR</p>
<p>質問が準備された見地など、これらの質問の多くには議論の余地がありましたので、結果を拝見するのが楽しみです。</p> <p>A lot of these questions were open to debate - as in from what perspective they are prepared, so I am interested to see the results.</p>
<p>外部化されている費用を内部化し、EPRが世界中で導入されるようになることが重要です。1カ国でのみ導入されても意味がありません。</p> <p>It is important that external costs get internalized and EPR will be introduced all over the world. It makes no sense to introduce it in only one country.</p>
<p>長期的に、そこからの資金提供によって生まれた産業が廃棄物から抽出された原材料の販売を通じ存続可能な場合には、EPRは素晴らしいアイデアです。しかし、製品を無駄に消費したと言って誰かを「罰する」ことのみを目的とする場合には、よいアイデアとは言えません。</p> <p>EPR is a great idea if in the long term the industry created by its financing can sustain itself through the sale of raw material extracted from its waste. It is a bad idea if the only objective is to "punish" someone for what is viewed as wasteful product consumption.</p>
<p>オンタリオ廃棄物管理機構（OWMA）がEPRの政策文書を最近リリースしました。以</p>

下のアドレスをご参照ください。 <http://www.owma.org/lib/db2file.asp?fileid=1279>

See OWMA's just released policy paper on EPR -

<http://www.owma.org/lib/db2file.asp?fileid=1279>

XXX の事務局長にとっても、プラスチック包装および農業用フィルムのためのスキームを構築したすべてのメンバーにとっても、そして産業および政府の回収システム（既存および新規スキーム）のコンサルタントを務める私にとっても、EPR は重要です。EPR は経済循環の、ひいては温室効果ガスの排出削減や資源節約の要となる可能性があります。とはいえ、EPR は単なるツール、それも正しく取り扱わなければならないツールにすぎません（スウェーデンの包装に関する果てしない議論をご覧ください）。

Both as secretary general for XXX, and all our members organizing schemes for plastic packaging and agri film, and for me as a consultant for take back systems (existing and new schemes) both for industry and Governments EPR is important. And might be the key for a circular economy and thus in order to reduce climate emissions and conserve resources. However EPR is still just a tool, a tool to be handled in the right way (Look to Swedish endless discussions on packaging)

欧州の主要な問題は、独占制度です。欧州の PRO 間では有効な指標が不足しています。PRO は欧州委員会に属する外部機関によって監査・承認されるべきです。政府が提供する報告書は 100% 正確とは限りません。本調査では消費者向け製品の循環（消費者から企業への取引（C2B））と企業向け製品の循環（企業間取引（B2B））を区別するべきです。

Major problem in Europe is the monopolistic system. There is not enough efficient benchmark between PRO in Europe. PRO should be audited and qualified by an external organization which would depend from the European Commission.

Reporting provided by Governments are not 100% correct! Your survey should separate consumer products returns (C2B) and professional products returns (B2B)

金銭的な問題には、慎重にならないと社会コスト低減が実現できません。コスト高＝環境負荷増大を意味することを全ての人がもっと自覚しないとイケないと思います。

食品容器包装廃棄物に関し、収集運搬を事業者が負担すべしとの意見がある。この議論を深く考察すると、生鮮野菜や生鮮水産品はどうなるか？同じ食品でありながら、野菜くずや魚の骨は生ゴミとして排出し、自治体が収集運搬している。同じ食料品であるならば、同等の扱いをすべきであり、特に汚れた容器等は生ゴミとすべきである。

拡大生産者責任についての認知度は非常に低いと思います。特に中小企業では認識が無いと感じます。

質問項目、回答項目とも偏重がなくよく整理されていて感心しました。これを、どうやってまとめて、何を引き出したいのかが見えてこないのが残念でしたが、それは結果を

<p>見てのお楽しみということでしょうか？楽しみにしています。</p>
<p>筆者・XXX が公表した論文等を参照してください。一部は後で電送する予定です。</p>
<p>私は「拡大生産者責任」制度および公正な市場競争を通じて社会的に極小化された廃棄物処理コストは最終的に消費者が負担すること、および消費者の選択が社会の改善に最も重要な要素だと考えます。したがって、EPR は「拡大消費者責任: Extended Consumers' Responsibility」というべきだと考えています。</p>
<p>EPR については、日本の廃棄物処理行政（許認可含む）、消費者の権利意識及び果たすべき義務感、地方公共団体の意識などを考えると、日本において EPR を適用するのはまだまだ困難である。小生の乏しい行政体験でも、制度、関西特有の歴史的な社会問題等で、環境行政がまっとうできないことがあった。EPR を実施する場合は地方公共団体の環境行政を含む環境会計等を透明化しない限り、関係者の理解も得られないであろう。ただ、政治家は与野党問わず、企業が地方公共団体に金を提供することは賛成するであろう。</p>
<p>拡大生産者責任に関する議論は、一般的・抽象的なレベルの議論だけでは不十分であり、個々の商品・製品群ごとに、商品・製品特性、市場構造、生産・流通・消費の実態等を踏まえた議論を行うことも必要であると考えます。また、実務家の場合、一般的・抽象的な議論を行う場合にも、自己の関係する商品・製品の経験に即して考察しがちです。その点も考慮に入れる必要があると考えます。</p>
<p>EPR は、日本がスポンサーになって推進したプロジェクトです。ゴミ戦争の回避ができました。効率的な廃棄物マネジメントに貢献できたのではないのでしょうか。</p>
<p>拡大生産者責任を日本の循環基本法や個別リサイクル法にどう活かすか、長年取り組んできました。特に基本原則だけでなく、個別リサイクルに当てはめようとする、自らの【認識】を固定的に考えるだけでなく、その特定分野の業界特性、資源特性、販売形態や静脈物流、リサイクル技術改革など、すべての関連の中で、より効率的な仕組みを考える必要があります。また近年は、世界的な資源需給のひっ迫で、市場メカニズムをうまく取り入れることも重視されはじめています。このように社会的・経済的・世界的な要素の変化がどのように【認識】に変化を与えるのか、そのような考察も興味ある視点と考えます。</p>
<p>趣旨の理解が難しい選択肢がいくつかありました。拡大生産者責任を「原理原則」と捉えているか、「政策手段」として捉えているかについても設問があると興味深い結果が得られたのではないかと思います。</p>
<p>小売業の立場としては、消費者の価格志向や厳しい競争環境の中、例えば容り法のコストを価格転嫁するのはなかなか難しいものがあります。また、店頭での容器回収については、社会的インフラとして定着していますが、廃棄物処理法の規制が効率的な運用の阻害要因となっており、拡大が難しい状況にあります。取組むことのインセンティブ（取組まないことのマイナス）のありかたの見直し、法的部分も含めた制度的なバックアッ</p>

<p>プも必要と認識しています。</p>
<p>ビジネス活動で利益を上げているものは費用負担するのは当然であるが、きちっとした制度設計を法律ですべきである。EPR の概念自体、法律で定めておらず、例えば資源有効利用促進法は EPR の考え方に沿った法律であるが、海外製品への義務は甘く、国内企業のみ大きい責任を負わせている。また、小型家電リサイクルでは EPA を完全否定しており、法律での一貫性も全くなく、EPR の考え方は混乱を招くだけである。</p>
<p>XXX お久しぶりです。最初にも書きましたが、私は商品の一生を知って商品選択をしようという活動をしておりますので、もちろん廃棄ステージは大事ですが、生産者はもっと上流にも目配りをして欲しいと思っています。上流を熟知すれば、ものづくりも廃棄ステージへの配慮も自ずと変わると考えます。また、購入者にそういった上流の情報も知らせ、選択の条件としてもらうべく仕事をして欲しいと思っています。このアンケートは 10 分で出来るとのことでしたが、どうしてなかなか 1 時間はじゅうぶんかかりました。</p>
<p>拡大生産者責任は肥大化する都市ごみの処理を行政責任の一部を生産者（消費者負担）に付け替える手法として、検討されその効果は生産者の D f E へのアプローチを促すとしているが、都市ごみを資源化するアプローチは生産者への責任の一部転嫁では殆ど解決しない。ものを大切に作る心やもったいないと思う心を育て、都市に社会的つながり（コミュニティ）を再構築しなければ、循環型社会形成は難しい。誰かがやってくれる社会では無く、関係者がみんなで行く社会が環境負荷を削減し、社会コスト低減、地球環境保全に繋がることをしっかり認識すべきであり、わが国（日本）はそれが可能な社会構造、和を尊ぶ概念を共有できる数少ない国であり、世界の模範となるべきである。欧米等の多民族・多宗教国家は自己中心社会であり、責任を明確化することによって都市ごみの処理を EPR 手法で達成しようとした。それ以外の手法が取れない面があることを理解すべきである。しかし、決してうまくいっているとは言えない。目的の一部は達成したが、肝心の問題の解決策とはなっていない。OECD がまとめた EPR を導入しても思想や理念を異にするわが国にあってはそれを無理に植え付けても目的は達成できない。わが国の国情にあった社会システム・環境保全システム構築を目指すべきであり、取り入れるとしても、部分的、緊急的な対応手法とすべきである。</p>
<p>製品の中身だけを製品としていた従来の考え方を改め製品全体の責任を持つことが拡大生産者責任と言うものだ。</p>
<p>循環型社会の構築にあたっては、責任を共有し、関係する主体間の連携が重要と考える。その前提があつての拡大生産者責任と考えている。</p>
<p>モノは、概ね循環資源であるにもかかわらず、異なる物質と複合された段階から処理困難物になりがちで、こうした延長線上で資源がゴミとなり、大量廃棄に繋がっていると考えます。あらためて、シンプルで良いものを長く使い、使い切った後の物質循環のル</p>

<p>ートを整備し、長寿命製品が競争力を持つように仕向けることと、(建設等の)企業が時を超えて生産責任を果たす事ができる、持続的ルールづくりを検討してほしいと思います。</p>
<p>消費者も、よりごみが少なくなるような商品やリサイクルしやすい製品、長く使える製品を購入するとか、壊れても修理して使うなどの行動を積極的にとり、事業者にとって「ごみが出ない」「ごみになりにくい」というのが「いちばんの商品」となるような環境づくりを進める必要があると考えます。</p>
<p>拡大生産者責任の重要性は言うまでもありませんが、すべての事業者を対象に一律で課すことはできないと考えています。パターンを整理し、実効性のある仕組みが重要だと考えます。</p>
<p>*設問の幾つかに、設問の主旨がはっきりしないものがあり、回答の選択に迷った。</p>
<p>この調査に回答する中で、EPRは様々な内容を含み、捉え方も様々であることを実感しました。</p>
<p>製品によって事情が異なるので、拡大生産者責任を一般論では論じることは適切でないものと考えます。</p>
<p>本調査の結果等は是非何らかの形で公表してください。</p>
<p>日本では、容り法以降の各種リサイクル法には拡大生産者責任が導入されているにもかかわらず、こと容り法改正には導入しにくい状況に陥っていると思っています。これを打破するには、EU等世界各国からの、「地球規模での持続可能な循環型社会の構築は、拡大生産者責任が最も有効である」との、事業実績データと強いメッセージが必要だと考えます。</p>
<p>今まであまり考えていなかったことについてはもちろん、よく議論してきたことも、このように尋ねられると、なかなか回答が難しいと感じました。興味深い結果が出ることを期待します。</p>
<p>生産者が果たせる責任のレベルに応じたEPR政策の導入が必要だと思います。また、自分で考えてきた範囲では、理想と実現可能性は違っていて、理想的には生産者がやったほうがよくても、実際問題できない場合、無理矢理やることでかえって非効率になるような場合は、無理にやる必要はないと思う。</p>
<p>貴重な調査、御苦労さまです。</p>
<p>環境関連の法制度については、様々な分野や組織等に広範囲に影響が及ぶため、資源循環に限らず複数の組織や団体が連携して動かないと進まない事項が増えている。それと同様に拡大生産者責任だけでは進まない事項もあるので、生産者以外の組織や団体との役割分担を明確にした上で、生産者が持つべき責任を規定すべきであり、関係者が各々の役割を持ち、不公平感のない仕組みで進めることが肝要と考える。</p>
<p>10ページで項目が重複していました(下から2番目と一番下)。ご対応ください。</p>

<p>拡大生産者責任を過大に適用することは、製品の購入・使用者の責任意識を希薄にさせ、社会コストの増大や持続性へのリスクとなる。</p>
<p>設問が簡潔過ぎて、回答するのに判断が迷いました。設問の意味合いがもっとはっきりわかると、回答が異なったかもしれませんことをご了承下さい。 拡大生産者責任は、あくまで政策的手法の一つと捉えており、一つ目は、製造事業者の環境配慮設計を促進、利用事業者は環境配慮設計品の利用を促進するような施策に活用すべき。二つ目として廃棄物段階での処理困難物の処理責任に資する施策に活用すべき。三つ目は、事業者にはできない再資源化（再商品化）の促進に資する施策に活用すべき。 自治体の分別収集・処理保管費用の大小で、拡大生産者責任の名のもと、費用負担責任を変更することには無理がある。排出者責任の観点から、利用者（消費者）が負担すべき。 発生抑制施策として、環境配慮設計の観点から、事業者にも責任を課すことはおかしくない。排出抑制施策を導入するのであれば、排出者責任として有料化（消費者責任）等との施策をすべきで、必ずしも拡大生産者責任は排出抑制策になるとは思われなないと料。</p>
<p>社会は、多様なプレーヤーの協力、競争によって成り立っている。公経済の貧困が無理な議論を惹起している場面を見ることが少なくない。公正な議論、共益の発想が望まれる。</p>
<p>生産者が役割を担うことで、社会的なメカニズムが改善する方向となることが、生産者の責任を期待される側面と考えます。</p>
<p>考えさせられる質問が多く、回答に結構時間がかかりました。どのような調査結果が出るのか関心があります。</p>
<p>アンケートの項目が多すぎる。アンケート依頼者から10分で終わると聞いて回答を始めたが、真剣に考えると10分では到底終わらない。多くの回答者を得ようと思えば、もっとアンケートの項目を簡素化すべきである。</p>
<p>この手の調査では仕方ないことだとは思いますが、それぞれの項目における説明の定義がやや曖昧でわかりにくい場合があったように思えます。 としても結果は興味深いものになりそうですので是非ご教示頂ければ幸いです。個人的に、日本はある種かなり強い国民性を持つと思いますので、そういった意味でも比較が重要だと思います。(専門家はある種国際化されてしまっていてダメかもしれませんが)</p>
<p>拡大生産者責任は、すべての使用済製品に対して適用されるべきではありますが、それを実際に、回収、リサイクルする場合は、既存インフラを活用して実施した方が効率的な場合が社会コストが安価になると 考えられます。現在、広域認定制度はあるが、他社メーカーを回収することはできないが、見なし処理など、柔軟な運用が求められていると考えます。</p>
<p>我が国の EPR は今以上に事業者負担を増額することと理解できます。したがってそのような負担増になったとして、EPR の目的たる DfE を通じた排出抑制につながるのかとい</p>

<p>うこととなります。そしてわれわれはそのことがそのようには作用しないと考えています。それは仮に商品への価格転嫁がなされても（事実上価格転嫁は不可能でしょうが）、消費者の購買行動を変革させるとも考えません。われわれはEPRによってはものごとは変化しないので、マーケットを構成する消費者の意識改革を如何に図るのかと、事業者による自主行動計画の遂行が最大のキーと考えています。</p>
<p>拡大生産者責任に関する今までの議論の軸は財政負担でした。自治体の廃棄物処理責任の在り方を費用負担だけではなく広く議論することが必要と思います。我が国のみならず、諸外国の経験も含め検証して日本版EPRの確立を目指してほしいと思います。この調査はEPR再考のきっかけになりました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「責任」という視点で整理するのでしたら、他のプレーヤーによる責任とあわせて整理することも有効だと思います（排出者責任（消費した人による排出）等）。 ・「外部費用の製品価格内部化」は、「外部費用」が何か、中古輸出されるような場合は、どこまでが範囲か、製品が多様なので、定義をきちんとしないと議論しにくいと思います。 ・日本の小型家電リサイクル法の考え方とEPRとを対比させると興味深い視点が出てくると思います。
<p>質問が曖昧な点や不明な点が多少あり、回答に悩む箇所が多々ありました。また、質問に対する選択すべき回答表現が画一的で、自分が回答したい内容に合っていない箇所もありました。これらは、調査する側のEPR理解と回答者側の理解があっていないことが起因していると思います。</p>
<p>本調査の設問への回答内容の検討を通じて、私自身個人的に、拡大生産者責任の考え方について再考させていただく良いきっかけとなりました。ありがとうございました。</p>
<p>どうしても選択肢が二項選択的になると、条件によっては、その中間的な、あるいは、条件つき（条件については開示することなく結果だけ）選択になり、おそらくEPRに対する多様な考え方が調査には現れないのではないかと、危惧をします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・なんとなくですが、回答者の年代によって、意識や意見の違いが大きいように思います。 ・途中で保存しなくても履歴が残り、答えやすかったです。
<p>製品の環境設計を進めて環境負荷の低減を図る場合、製品そのものの環境負荷低減のみに注力するあまり、製品寿命が終わった後の廃棄後のリサイクルを返って困難にしまう事例が目立つ。そういった矛盾を解消するためには廃棄後の処理まで生産者の拡大生産者責任に含めることを明確にすべきである。</p>
<p>有用金属（レアメタル・レアアース等）のリサイクル、有害物質の適正処理ができるので製造者が責任をもつて進めることは重要であると思うが使用者としての役割も重要なので生産者が責任をとって行えるような全体システムの構築が必要だと考える。</p>

・元々、廃棄物・リサイクル分野における概念だが、環境負荷低減全体に資する考え方に再設定されるべき。特に **Reduce** はゴミ問題だけではなく資源利用という意味でもっと根本的な問題。

・リサイクルやリカバリー分野も専門家（会社）がやはり一番よく知っている。種々の環境規制遵守のもとで、市場メカニズムを健全に働かせることこそ社会コスト低減に最も有効では？

EPR が容り法に適用され、リデュースとリユースが促進される土壌が形成されたとしても、それらを実践する事業者を優遇する制度が必要。

非常に興味深い調査です。調査結果をどこかセミナー形式で説明する場を設けて頂ければ、大変参考になると思います。

・小型家電リサイクル法は、EPR の理念に反している。（しかし世界で最も進んだ規制ともいえる）

・リユースには善意の誤解が多い。リユースは自国内に限り促進すべきである。